

平成 27 年度  
福岡市包括外部監査の結果報告書  
1/2

平成 28 年 3 月

福岡市包括外部監査人

公認会計士 小湊 輝生



## 目次

第1 監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
(1) 監査テーマ	1
(2) 監査の対象期間	1
3. 特定の事件として選定した理由	1
4. 監査の方法	1
(1) 監査対象部局	1
(2) 監査対象施設	1
(3) 監査の視点	2
(4) 実施した監査手続	2
5. 監査の実施期間	2
6. 監査実施者	2
7. 利害関係	2
8. 略称等	3
第2 監査対象の概要	4
1. 市の状況	4
(1) 市の概要	4
(2) 財政状況	4
(3) 人口推移	6
(4) 行財政改革プラン	7
2. 市民利用施設の概要	11
(1) 市民利用施設の範囲及び分類	11
(2) 市民利用施設の運営形態	13
(3) 施設の使用料、行政財産の目的外使用許可及び貸付制度	14
(4) 受益者負担のあり方	15
3. 市の市民利用施設の概要	18
(1) 監査対象とした市民利用施設	18
(2) 市民利用施設に関する市の取組	22
第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	30
1. 監査の視点	30
2. 実施した監査手続	30
(1) 市民利用施設を所管する部署へのヒアリング及び資料の閲覧	30
(2) 市民利用施設に関する受益者負担割合の分析	30
(3) アンケート調査	34
(4) 現地調査	34
(5) その他	36
3. 監査の実施時期、対象部局及び実施事項	36
4. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	36
(1) 監査の結果及び意見の記載方法	36
(2) 監査の結果及び意見の件数	37
(3) 監査の結果及び意見の項目	37

5.	市民利用施設全般に関する監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見...	45
6.	個別の市民利用施設に関する監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見.	78
(1)	市民局 .....	78
I.	福岡市地域交流センター(001-003).....	78
II.	福岡市立今宿野外活動センター(004).....	93
III.	福岡市社領スポーツ広場(005).....	102
IV.	福岡市立地区体育施設等(006-022).....	108
V.	福岡市男女共同参画推進センター(023).....	177
(2)	こども未来局.....	184
I.	福岡市立少年科学文化会館(024).....	184
(3)	保健福祉局.....	191
I.	福岡市健康づくりサポートセンター(025).....	191
II.	福岡市市民福祉プラザ(026).....	200
III.	福岡市立障がい者スポーツセンター(027).....	214
IV.	福岡市立火葬施設(028-029).....	223
(4)	経済観光文化局.....	234
I.	はかた伝統工芸館(030).....	234
II.	福岡市姪浜買物広場(031).....	241
III.	福岡市創業者育成施設(032-033).....	249
IV.	福岡市産学連携交流センター(034).....	260
V.	福岡市ロボスクエア(035).....	269
VI.	博多町家ふるさと館(036).....	276
VII.	福岡市コンベンション施設(037-038).....	284
VIII.	博多座(039).....	293
IX.	福岡市音楽・演劇練習場(040-042).....	301
X.	福岡市民会館(043).....	319
XI.	福岡市美術館(044).....	328
XII.	福岡アジア美術館(045).....	336
XIII.	福岡市博物館(046).....	346
XIV.	福岡市赤煉瓦文化館(047).....	357

## 第1 監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件

#### (1) 監査テーマ

市民利用施設の有効活用及び受益者負担のあり方について

#### (2) 監査の対象期間

原則として平成26年度とし、必要と認めた場合、平成27年度及び平成25年度以前の過年度についても監査対象とした。

### 3. 特定の事件として選定した理由

福岡市には、公の施設として、不特定の市民や通勤、通学、観光等で福岡市内に来られる方が利用可能な体育館、プール、市民センター等の施設（以下「市民利用施設」という。）が多数設置されている。

これら市民利用施設を通じて利用者に提供される行政サービスは生活に密着しており、効果的かつ経済的に提供されている必要がある。このため、市民利用施設の利用実態を検討するとともに、当該行政サービスに要するコストの内容を把握し課題を発見することが重要である。

また、福岡市では、平成25年6月に策定した行財政改革プランにおいて、「健全な財政運営」の項目で「受益者負担の見直し」という具体的な取組が挙げられている。しかし、現在のところ、市民利用施設において利用者が負担する使用料の多くについて、定期的な見直しが行われていない。今後厳しさを増してくると予想される福岡市の財政状況を踏まえると、市民利用施設で提供する行政サービスのコストに対して受益者負担の割合が適切な水準となっているか、利用者と未利用者の公平性が図られているか、少子高齢化の進展等の社会情勢を踏まえた料金設定となっているか等の受益者負担のあり方についての検討が必要になってきている。

このような状況を踏まえ、市民利用施設の有効活用及び受益者負担のあり方を検討することは、市民にとって有意義であると考え、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。

### 4. 監査の方法

#### (1) 監査対象部局

財政局財産有効活用部財産活用課、財政局アセットマネジメント推進部アセットマネジメント推進課、市民局スポーツ推進部スポーツ振興課等市民利用施設を所管する各部署とした。

#### (2) 監査対象施設

福岡市（以下「市」という。）における市民利用施設を監査対象とした。  
市民利用施設については、12ページで説明している。

### (3) 監査の視点

市民利用施設の有効活用及び受益者負担のあり方について、次の視点により監査を実施した。

- ・ 市民利用施設に関する財務事務は法令等に則り適切に行われているか。
- ・ 市民利用施設は有効に活用されているか。
- ・ 市民利用施設に関する受益者負担割合は妥当な水準か。

### (4) 実施した監査手続

「(3) 監査の視点」に基づき、次の手続を実施した。

#### ① 市民利用施設を所管する部署へのヒアリング及び資料の閲覧

市民利用施設を所管する各部署に対し、市民利用施設に関する財務事務の適切性並びに市民利用施設の有効性、効率性及び経済性の2つの観点からヒアリングを実施するとともに、必要に応じて資料を入手、閲覧した。

#### ② 市民利用施設に関する受益者負担割合の分析

市民利用施設にて設定された使用料が、受益者負担割合に照らして適切かどうかを検証するため、監査対象とした全ての市民利用施設を対象として、受益者負担割合の分析を行った。

#### ③ アンケート調査

施設の管理運営状況や、使用料及び減免の設定方法等を網羅的に把握するため、監査対象となる市民利用施設全てに対してアンケートを実施した。

#### ④ 現地調査

施設の管理運営状況や使用料の収納体制等を直接的に確認するため、監査対象となる市民利用施設の一部について、現地調査を実施した。

## 5. 監査の実施期間

平成27年7月22日から平成28年3月23日まで

なお、詳細は36ページに記載している。

## 6. 監査実施者

包括外部監査人	小  洵	輝  生	公認会計士
補  助  者	香  野	剛	公認会計士
同	塩  塚	正  康	公認会計士、行政実務経験者
同	鬼  塚	智  子	公認会計士
同	奥  村	栄  隆	公認会計士
同	柴  田	翔  吾	公認会計士
同	松  尾	潤  一	特定社会保険労務士、行政実務経験者
同	六  車	響  子	公認会計士試験合格者
同	南	志  保  里	アシスタント

## 7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 8. 略称等

本報告書中、一部の元号については、次のとおり略称を使用している。

略号	元号	凡例
S	昭和	S62=昭和 62 年
H	平成	H12=平成 12 年

また、表中の数値については、単位未満を四捨五入しており合計や差引が合わない場合がある。なお、数値がゼロの場合は「-」とし、単位未満の場合は「0」としている。

## 第2 監査対象の概要

### 1. 市の状況

#### (1) 市の概要

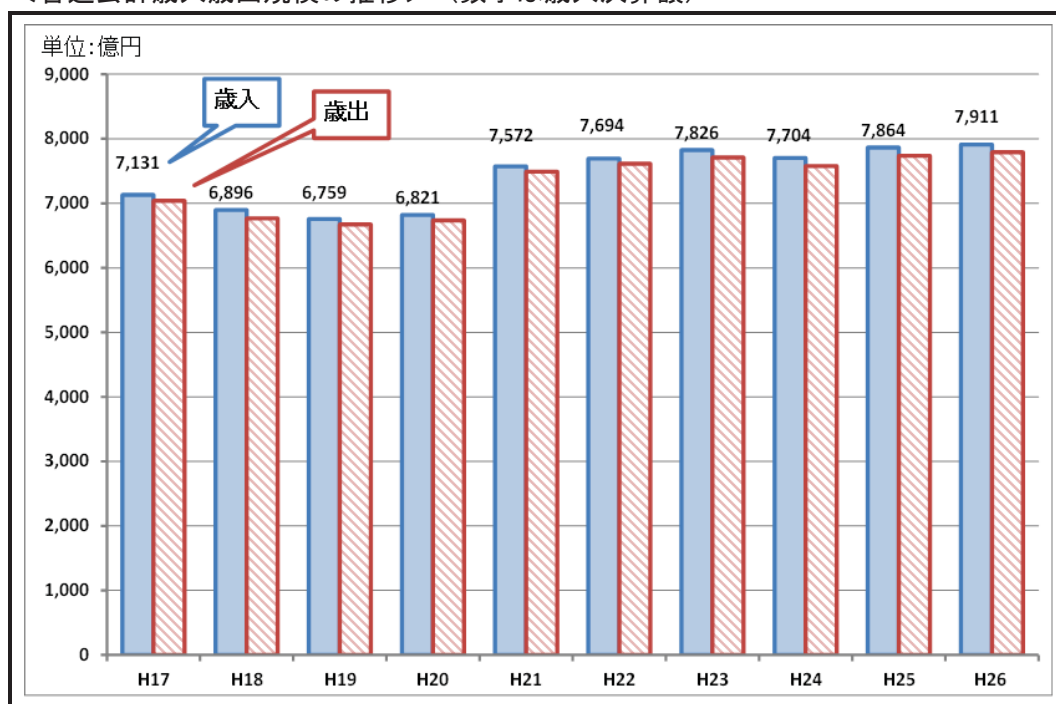
市は、自然豊かな環境の中、都市機能がコンパクトにまとまり、都市環境と自然環境が調和し生活しやすい都市である。昭和47年4月には政令指定都市となり、国内外から多くの人々が訪れ、地理的にもアジアに近く、アジアの交流拠点都市として発展している。

市は福岡県の県庁所在地であり、九州地方最大の人口を有している。人口は年々増加しており、今後も増加することが予想されている。

#### (2) 財政状況

市の普通会計の歳入歳出規模は、平成19年度まで減少した後、平成20年度を境に増加しており、平成21年度以降は約7千億円後半で推移している。

＜普通会計歳入歳出規模の推移＞（数字は歳入決算額）



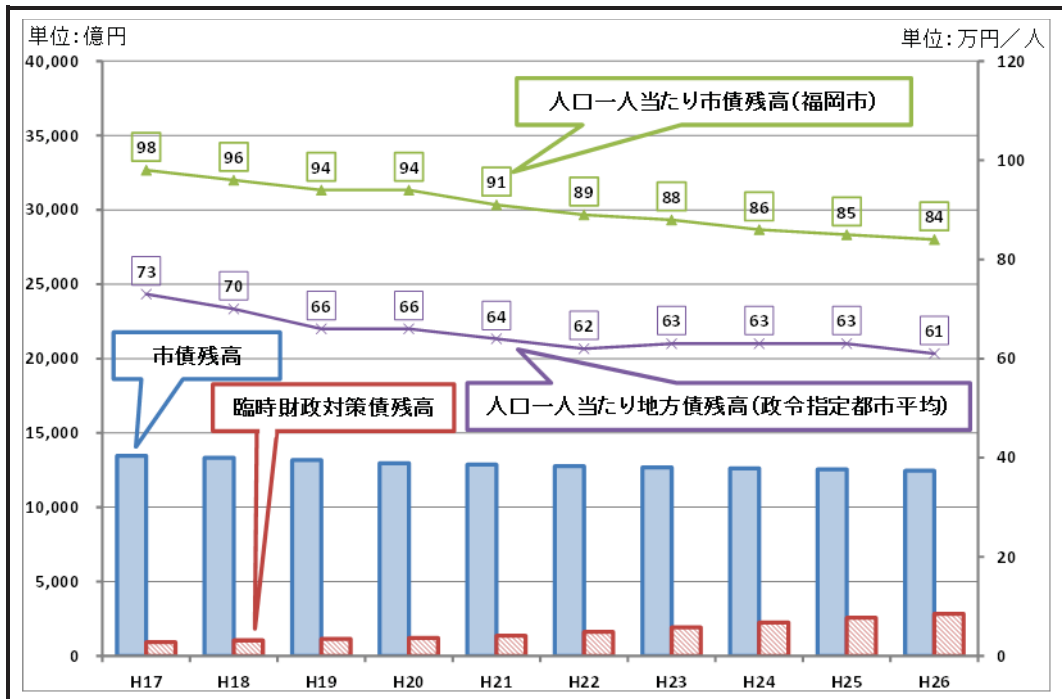
※出所：「決算資料」を基に監査人作成

市の借金である市債残高は平成16年をピークに減少傾向にある。このうち、国が地方交付税の代替措置として、地方に自ら市債を発行させ財源を調達させた後、その元利償還金について後年度に全額措置を行う「臨時財政対策債」の残高は年々増加している。一方で、その他の市債は発行額を抑制しており、これが市債残高の減少要因となっている。

人口一人当たりの市債残高も減少しており、ピーク時の平成16年度の100万円から約16万円減少し、平成26年度は84万円である。市の人口一人当たり市債残高は他の政令指定都市と比較し、高額となっている。



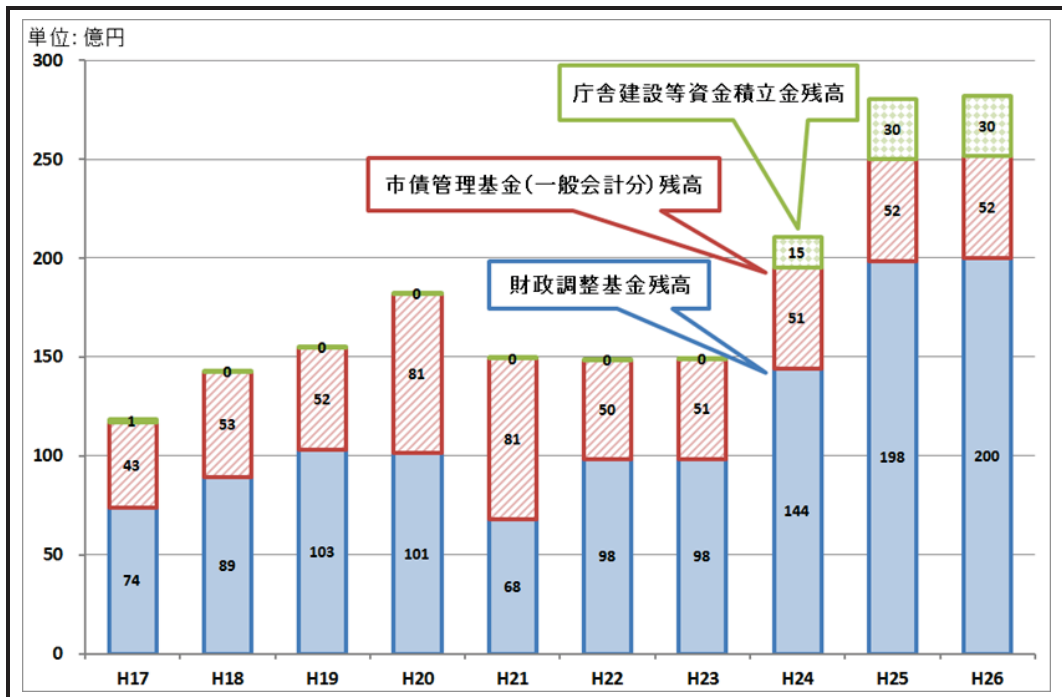
<福岡市 普通会計市債残高の推移>



※出所：「決算資料」を基に監査人作成

財政調整を行うための三基金の状況をみると、平成16年度まで多額の取崩しを行い97億円まで減少していたが、平成17年度以降取崩し額を抑制しているため増加傾向にあり、平成26年度の三基金の現在高は282億円となっている。

<財政調整基金、市債管理基金及び庁舎建設等資金積立金年度末現在高の推移>

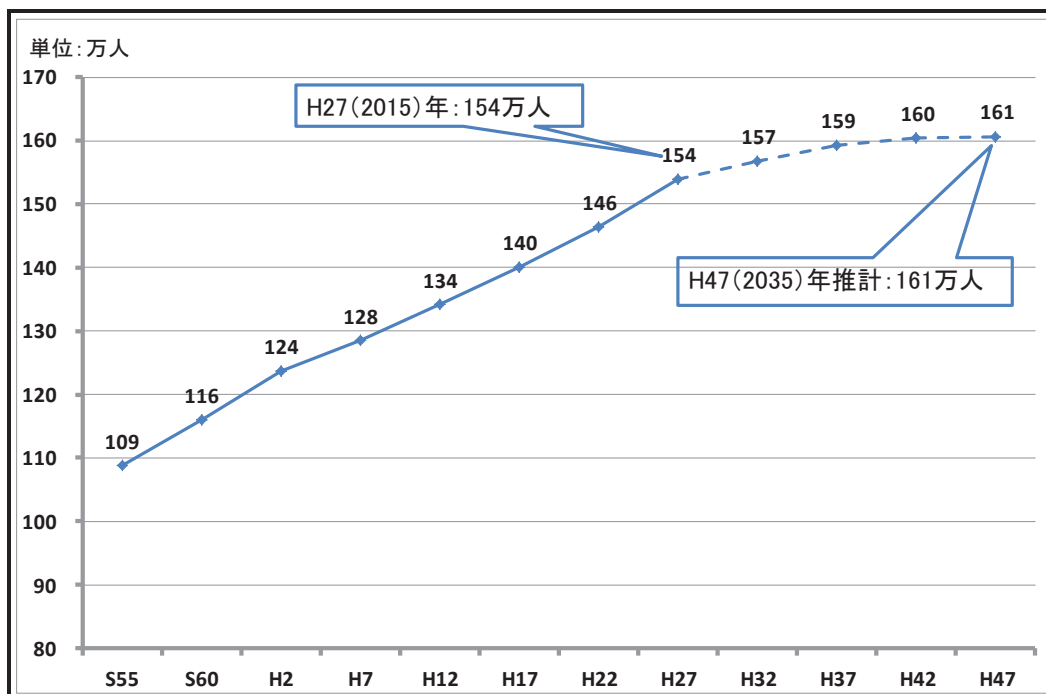


※出所：「決算資料」を基に監査人作成

### (3) 人口推移

市の総人口は、約 20 年後の平成 47 年には約 161 万人とピークを迎えることが想定されている。

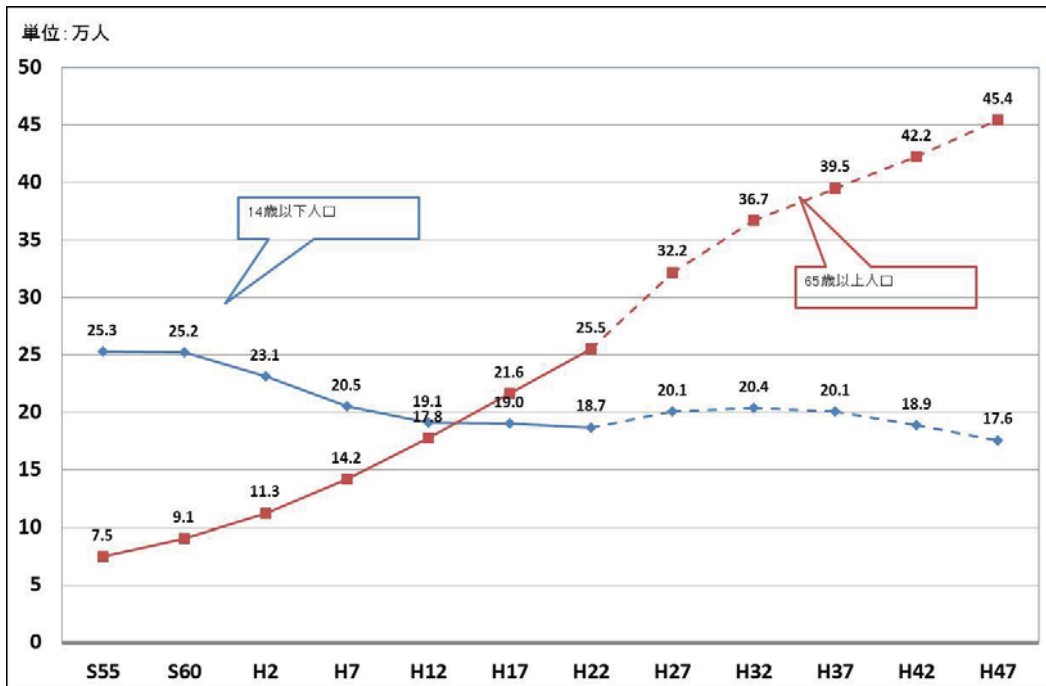
#### <市の総人口の推移>



※出所：「国勢調査（H27（2015）年以前実績値）」及び「福岡市 人口ビジョン（H32（2020）年以降推計値）」を基に監査人作成

また、年齢区分別では市の年少人口（14歳以下人口）は平成32年までは増加予定であるが、その後緩やかに減少し、平成42年度には市の人口の11%（11.0%）まで減少する。一方老年人口（65歳以上）についてみると、継続して増加し、平成47年度にはおよそ市全体の30%近く（28.3%）に達する。このため、少子高齢化傾向にあることがわかる。

### <市年齢別人口推移>



※出所：「国勢調査 (H22 (2010) 年以前実績値)」及び「福岡市 人口ビジョン (H27 (2015) 年以降推計値)」を基に監査人作成

#### (4) 行財政改革プラン

##### ① 市の将来に向けたまちづくりの必要性

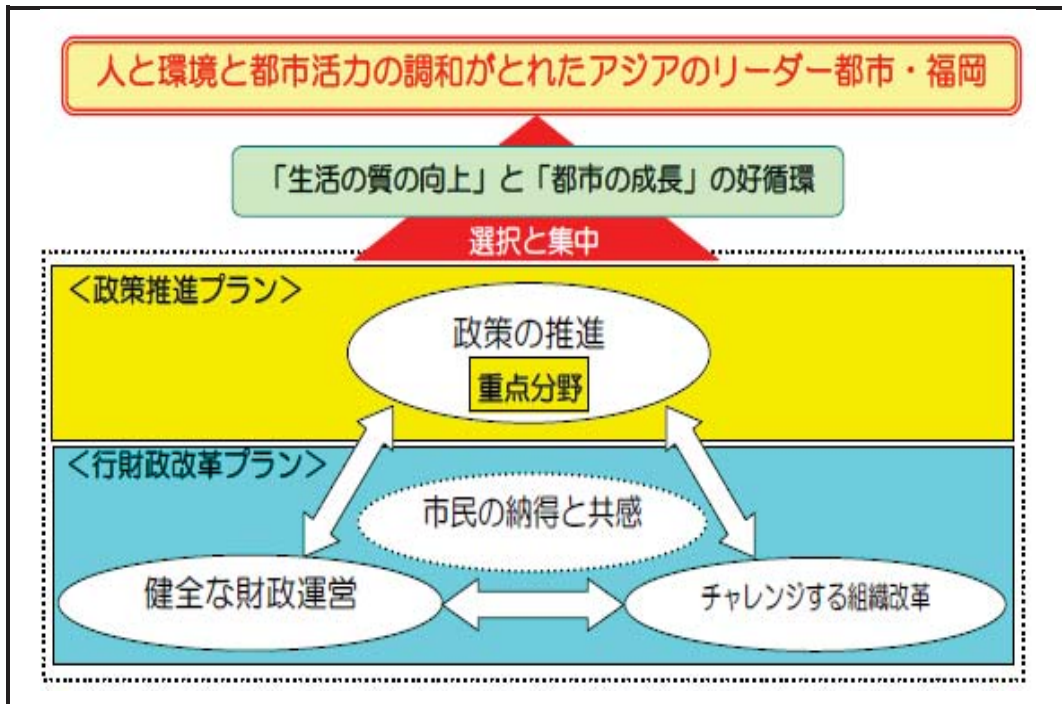
市の将来人口は当面増加していくことが予想されているものの、少子高齢化の進展により、人口構成は大きく変化し、働き手の減少と支えられる世代が増加していくことが予想されている。言い換えると、市税収入等の一般財源の伸びが期待できない一方で、社会保障関係費が増嵩していくこととなり、加えて、公共施設等の大量更新期の到来に伴う財政需要の増大等、市政運営の環境は厳しくなることが予想される。

このような状況において、市の魅力や活力を維持し、将来にわたり発展させていくためには、市民生活の質を高め、人と投資を呼び込むことにより、都市の成長と税収の増加を図ることが必要となる。

この実現のために、生活の質の向上と都市の成長にとって、より必要性が高い施策事業に重点を図りながら、今の時代に合わなくなったものや優先度が低いものを見直す等、徹底した行財政改革によって、必要な財源を確保する必要がある。

このため市は、平成 25 年度から平成 28 年度までに重点的に取組む事業を示す「政策推進プラン」と、それに合わせて、行政運営の仕組みや手法の見直し、財政健全化の取組を示す「行財政改革プラン」を策定し、相互の連携によって将来にわたり持続可能な市政運営に取組むこととしている。

<「政策推進プラン」と「行財政改革プラン」の関係>



※出所：「行財政改革プラン」

② 「行財政改革プラン」の策定の趣旨

市は、かつての集中的な社会資本整備によって多くの資産が形成された反面、多額の市債残高を抱えることとなり、財政が硬直化している。さらに、少子高齢化の本格化と社会資本の老朽化による大量更新期を迎えることが予想されている。

そのため、市は、市民生活に必要なサービスの確保と、市の成長戦略を実現するために必要な財源を確保することを目的として、及び、社会経済情勢や市民ニーズへの的確かつ迅速な対応のために行政運営の仕組みや発想、手法の抜本的な見直しをすることを目的として、行財政改革プランを策定している。

③ 「行財政改革プラン」の計画期間と推進体制

- ・計画期間：平成25年度から平成28年度までの4年間
- ・推進体制：市長・副市長のトップマネジメントのもと、各局区室による自主的な改革を推進

④ 行財政改革の現状と課題

行財政改革プランでは、市の現状と課題が明示されている。

<市の現状及び課題>

1. 現状

- 他都市に先駆けた民間活用等により、人口当たり職員数、人件費比率が政令指定都市の中で最少であること
- 業務改善運動、地域自治組織の強化、NPO 共同事業提案制度の導入など、運営手法の見直しを実施
- 年間の市債発行額を段階的に抑制

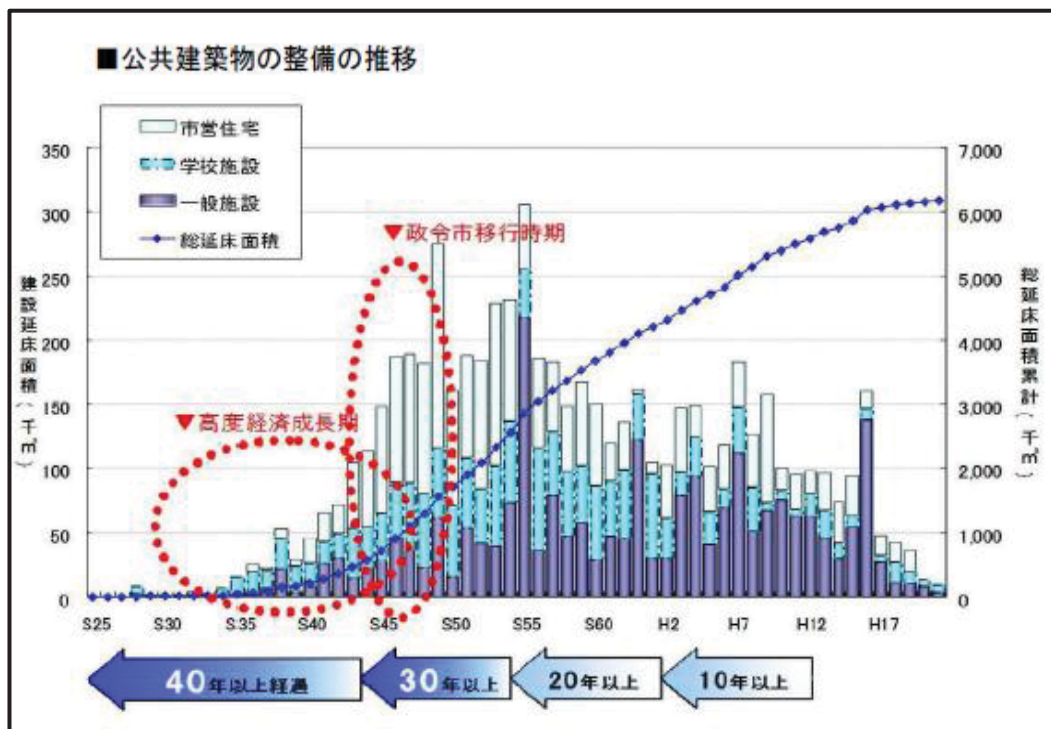
2. 課題

- 大幅な伸びが見込めない一般財源
- 伸び続ける社会保障関係費
- 公共施設の維持保全・長寿命化にかかる経費の増加
- 退職者の増加によるピークを迎える人件費、高止まりを続ける公債費
- 政策的経費に使える一般財源の減少

※出所：「行財政改革プラン」

このうち、公共施設の維持保全・長寿命化に係る経費については、市有建築物整備の推移の表が示されている。

#### ＜市における公共建築物の整備の推移＞



※出所：「行財政改革プラン」

市の建築物は昭和 55 年をピークとして、継続的に整備されており、特に、高度成長期から政令市移行期にかけて整備した大量の公共施設について、30 年以上が経過していることがわかる。その後、整備されている公共施設についても、順次老朽化が進行し、今後、公共施設等の改修、修繕に係る経費は大きく増加することが予想される。

#### ⑤ 行財政改革の目標と各局区室の改革実行計画

行財政改革プランの目標は次の 3 点である。

##### ＜行財政改革プランの目標＞

###### ＜取組 1＞市民の納得と共感

- 市政情報の分かりやすく効果的な発信
- 市民との双方向のコミュニケーションによる対話促進
- ICT（情報通信技術）の活用による、手続きの利便性の改善・向上
- 地域や NPO との共働によるまちづくり

###### ＜取組 2＞健全な財政運営

- 市民生活に必要な行政サービスの確保と、重要施策の促進や新たな課題に対応するために必要な財源の確保
  - 将来世代への過度な負担を残さないための市債残高の縮減
  - 限られた財源の中で事業の「優先順位の最適化」
- <取組 3>チャレンジする組織改革
- トップマネジメントと局区の自立経営が発揮されるガバナンス改革
  - 職員の力を組織の力として発揮できる仕組みづくり
  - 職員一人ひとりの仕事に対する意欲・能力の向上
  - 法令順守や公務員倫理の確立・徹底による不祥事が発生しない組織づくり

※出所：「行財政改革プラン」

これら目標に定められた各取組について、市は次の数値目標を設定し、各局区室ごとに取組を具体化した改革実行計画を策定している。

<取組 1>

★数値目標

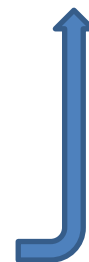
指標	現状値	目標値
市の行政は信頼できている市民の割合	(平成 24 年度) 55.1%	(平成 28 年度) 60%
市の情報発信に対する満足度	(平成 24 年度) 28.4%	(平成 28 年度) 55%
共働事業提案制度による共働事業数（新規採択数の累計件数）	(平成 24 年度) 24 件	(平成 28 年度) 40 件

<取組 2>

★数値目標

指標	現状値	目標値
重要施策の推進や新たな課題に対応するために使える財源 (政策的経費に使える一般財源)	300 億円程度 ・平成 26 年～28 年度の合計 ・「中期的な財政収支の見通し」により確保が見込まれる額	750 億円以上 ・平成 26 年～28 年度の合計 ・政策推進プランの実施や、新たな課題に対応するために必要と見込まれる額

財源確保方策	歳入の確保 (財源対策を含む)	・収入・収納率等の向上 ・市有財産の有効活用等	195 億円以上
	経常的経費の見直し	・行政運営の効率化 ・役割分担、関与の見直し ・行政サービスの見直し ・公共施設等の見直し	255 億円以上
	合計		450 億円以上



★数値目標

指標	現状値	目標値
一般会計における市債発行額 (臨時財政対策債を除く)	1,689 億円 (平成 20～23 年度(※)の合計) ※前計画期間	1,600 億円以下 (平成 25～28 年度の合計)



### <取組 3>

#### ★数値目標

指標	現状値	目標値
市の方針やトップの考え方が職場で共有されていると思う職員の割合（職員意識調査）	（平成 23 年度） 48.9%	（平成 28 年度） 60%
職場で業務改善が続けられていると思う職員の割合（職員意識調査）	（平成 23 年度） 81.6%	（平成 28 年度） 85%
自分の適性や進みたい職務分野についての考えが上司と共有されていると思う職員の割合（職員意識調査）	（平成 23 年度） 61.3%	（平成 28 年度） 70%

※出所：「行財政改革プラン」

## 2. 市民利用施設の概要

### (1) 市民利用施設の範囲及び分類

#### ① 公の施設について

公の施設とは、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（地方自治法第 244 条第 1 項）」と定義される。

公の施設の具体的な要件については、内閣府の「公の施設と公物管理に関する研究（中間報告-その 2）」（平成 15 年 6 月）に、考え方が整理されており、それによれば下記のとおりである。

公の施設は、住民に対し、各施設が有する機能を広く提供することにより、地方公共団体の本旨である「住民の福祉の増進を図ること」（地方自治法第 1 条の 2 第 1 項）の一翼を担うことが期待される。

#### <公の施設の要件>

##### (1) 住民の利用に供するための施設であること

公の施設は、住民の利用に供される施設である必要がある。したがって、公の目的のために設置された施設であっても、住民の利用に供することを目的としないものは公の施設ではないとされる。例えば、純然たる試験研究所や庁舎などは公の施設に該当しない。

##### (2) 当該普通地方公共団体の住民の利用に供するための施設であること

公の施設の利用を供されるべき住民は、原則として当該施設を設置する普通地方公共団体の住民である必要がある。したがって、国民の利用に供するために設ける施設であっても当該普通地方公共団体の区域内に住所を有する者の利用に全く供しないものは公の施設ではないとされる。

##### (3) 住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するための施設であること

公の施設における住民の利用に供する目的は、直接住民の福祉を増進するためであって、利用そのものが福祉の増進となるものでなければならないとされる。したがって、例えば、競輪場や競馬場など普通地方公共団体の収益事業のための施設は住民の利用に供しても公の施設ではないとされる。

##### (4) 普通地方公共団体が設ける施設であること

公の施設は物的施設を中心とする概念であり、人的側面は必ずしもその要素ではないとされる。

##### (5) 普通地方公共団体が設けるものであること

国その他普通地方公共団体以外の公共団体が設置するものは公の施設ではない（ただし、特別区及び地方公共団体の組合は公の施設の規定が適用又は準用され、また、財産区は地方自治

法第 294 条の定めるところにより公の施設を設けることができる。)

なお、公の施設の設置に当たり、「普通地方公共団体は当該公の施設について何らかの権原を取得していることが必要であるが、必ずしも所有権は必要なく、賃借権、使用貸借権等所有権以外で当該公の施設を住民に利用させる権原を取得することをもって足りる」ものとされる。

また、PFI 事業により整備された公共施設の設置主体を実際に整備を行う PFI 事業者であるとする考え方もあるが、そもそも PFI 事業者により整備する公共施設が本来地方公共団体自らが整備すべき施設であることからすれば、前記 (1) ～ (4) の要件に該当する施設の設置主体は地方公共団体と考えるべきものである。

※出所：「公の施設と公物管理に関する研究（中間報告・その 2）」

## ② 市民利用施設について

市民利用施設とは、行財政改革プランにて記載されている表現である。

### <市民利用施設について（下線は監査人記載）>

#### ・施設使用料の見直し検討

各市民利用施設について、受益と負担の観点から、サービス提供に要するコストや使用料の水準及び減免基準について、見直しを検討します。

検討に当たっては、全庁的な調査の実施や方針のとりまとめを行うとともに、関連する部局間の調整を図ります。

#### ・駐車場の有料化

各市民利用施設における付設駐車場において有料化を検討し、可能なものから随時見直しを実施していきます。

見直しに当たっては、全庁的な調査の実施や方針のとりまとめ及び共通で検討すべき項目の整理等を行うとともに、関連する部局間の調整を図ります。

※出所：「行財政改革プラン」

本報告書では、1 ページの「3. 特定の事件として選定した理由」に記載したとおり、市民利用施設を「公の施設として、不特定の市民や通勤、通学、観光等で市内に來られる方が利用可能な体育館、プール、市民センター等の施設」と定義している。この定義を踏まえ、監査対象とした市民利用施設の範囲を次のとおり整理した。

公の施設を使用料の観点から分類すると次のとおりとなる。

### <公の施設の分類>

No	大区分	中区分	小区分	市の場合	監査対象
1	有料	市による料金設定	使用に際し、使用料を徴収	体育館、市民センター等	全施設対象
2			目的外利用の場合のみ使用料を徴収	公民館等	対象外
3		国等の定め（法令等）に基づく料金設定	市営住宅、下水道等	対象外	
4	無料			学校、図書館等	一部施設対象

このうち、監査対象とする市民利用施設は、受益者負担のあり方を監査テーマに含めているため、原則として上表 No. 1 の「有料-市による料金設定-使用に際し、使用料を徴収」に分類される施設とした。これは、市の権限として料金を設定できる施設において、各施設で生じたコストのうちどの程度利用者に負担してもらうかを検討す



ることが重要であり、No.1 に分類される施設がその趣旨に照らして重要性が高いと考えられるためである。

無論、「目的外利用の場合のみ使用料を徴収」される施設 (No. 2) や「国等の定め (法令等) に基づく料金設定」がされている施設 (No. 3) においても、その使用料が受益者負担の考え方に照らして適切かどうか検討することも必要である。しかし、本報告書では、「市が設定する各施設の使用料」を検討することに主眼を置いているため、使用料を徴収する場面が限定される場合や、使用料の設定が外部の規制 (法令等) に強く影響を受ける場合は対象外とした。

ただし、使用料が無料の施設 (No. 4) については原則として対象外としたが、No. 1 との比較の観点から対象に含めることが望ましいと判断した施設 (例: 有料自転車駐車場に対する無料自転車駐車場) 及び体育館や市民センター等と類似した利用のされ方をしており有料化も含めて検討することが望ましいと判断した施設 (例: 老人福祉センター) は対象に含めた。

## (2) 市民利用施設の運営形態

市民利用施設の運営形態には、地方公共団体の直営による管理と指定管理者制度に基づく管理の2通りがある。指定管理者制度とは、平成15年度に地方自治法改正に伴って導入された制度であり、公の施設の管理や運営を行う民間事業者等を「指定管理者」として指定し、民間のノウハウを活用することにより、市民に対するサービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とした制度である。

### <指定管理者制度について>

指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、経費の節減等のみならず住民サービスの向上を目的とするものです。

※出所:「市ホームページ」

また、使用料の観点からいえば、指定管理者制度の中でも、利用料金制度を採用する場合がある。利用料金制度とは、公の施設の利用に係る料金を、市の使用料収入ではなく、当該公の施設を管理する指定管理者の収入として収受させる制度である。

### <利用料金制度について>

利用料金制度の目的は、公の施設の管理運営に当たって、指定管理者の自主的な経営努力を發揮しやすくし、また、本市及び指定管理者の会計事務の効率化を図るものである。

利用料金制度を導入することにより、市からの財政支援を受けずとも採算が見込まれる施設や、指定管理者の自主的な経営努力を發揮する可能性が認められる施設などについては、積極的に利用料金制度の導入を図ること。

市は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金 (「利用料金」) を当該指定管理者の収入として収受させることができる (地方自治法第244条の2第8項)。

利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市の承認を受けなければならない (地方自治法第244条の2第9項)。

※出所:「指定管理者の指定の手続に関するガイドライン Ver. 2」を一部加筆

各制度に応じて、地方自治体の収支構造は、次のとおり大きく異なる。

＜制度ごとの地方自治体の収支構造の違い＞

	直営	指定管理者制度 (利用料金制度無)	指定管理者制度 (利用料金制度有)
主な歳入項目	使用料収入	使用料収入	なし
主な歳出項目	人件費 物件費 その他経費	指定管理料	指定管理料 (※)

※利用料金のみで指定管理者負担の費用を賄える場合は、生じない場合もある。

(3) 施設の使用料、行政財産の目的外使用許可及び貸付制度

施設（行政財産）の運営から得られる歳入の主なものとしては、使用料や目的外使用許可料、及び貸付料がある。

① 使用料について

施設における使用料は、地方自治法に次のとおり規定されている。

＜使用料について＞

(使用料) 第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。
---

(行政財産の管理及び処分) 第二百三十八条の四 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
---

※出所：「地方自治法」

② 目的外使用許可について

目的外使用許可とは、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」という規定に基づく使用許可のことである。

行政財産によっては、第三者に本来の用途又は目的外に使用させても、行政財産自体の効用を高めることがあり、また、行政財産の効率的利用の観点から、その用途または目的以外の使用を認めることが相応しいことがある点を踏まえ、目的外使用許可が認められている。

行政財産の目的外使用許可については、その期間はなるべく短い期間とすることが望ましく、通常 1 年以内を原則とし、1 年以内とすることが著しく実情に沿わない場合に限り適宜必要の程度に応じて期間を延長することが適当であるとされている。

③ 貸付制度について

貸付制度とは、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項に次のとおり規定されている。

行政財産の目的外使用許可と行政財産の貸付制度の相違点は、前者が一時的な使用を前提とした制度であるのに対し、後者は可能な限り長期安定的な利用を可能とした制度である点であるとされている。

## <貸付制度について>

(行政財産の管理及び処分)

第二百三十八条の四

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。

二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合

四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。

六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

※出所：「地方自治法」

### (4) 受益者負担のあり方

#### ① 受益者負担の考え方

市民利用施設には、市民の大半に必要とされる等日常生活に密着したものと民間での提供が難しい公共性の高いもの（公園等）もあれば、特定の市民のみが利用するものや民間でも類似の施設を提供しているような比較的公共性の低いもの（駐車場や駐輪場等）もあり、その種類は多岐にわたる。

これらの施設に要するコストを全て税金等によって賄うとすると、公共性が低い施設については、それを利用しない市民も間接的に経費を負担していることになり、公平性・公正性に欠ける。また、例えば特定個人による無料駐車場の独占のように、行政サービスの非効率化や利用者の必要以上の利用行動に結びつく可能性もある。さらには、収益性が高く民間で類似の施設を提供している場合には、民業圧迫にもなりかねない。

以上の観点からすれば、市民利用施設の料金設定に当たり、社会的な負担の公平性・公正性を確保し、かつ行政サービスの効率化と利用者の過剰利用の抑制を図るためには、その施設で提供される行政サービスの性質に応じ、市民利用施設で生じる費用の負担を、使用料等を通じて受益者に求めることが望ましいといえる。

## ② 行政サービスの性質別分類と負担割合

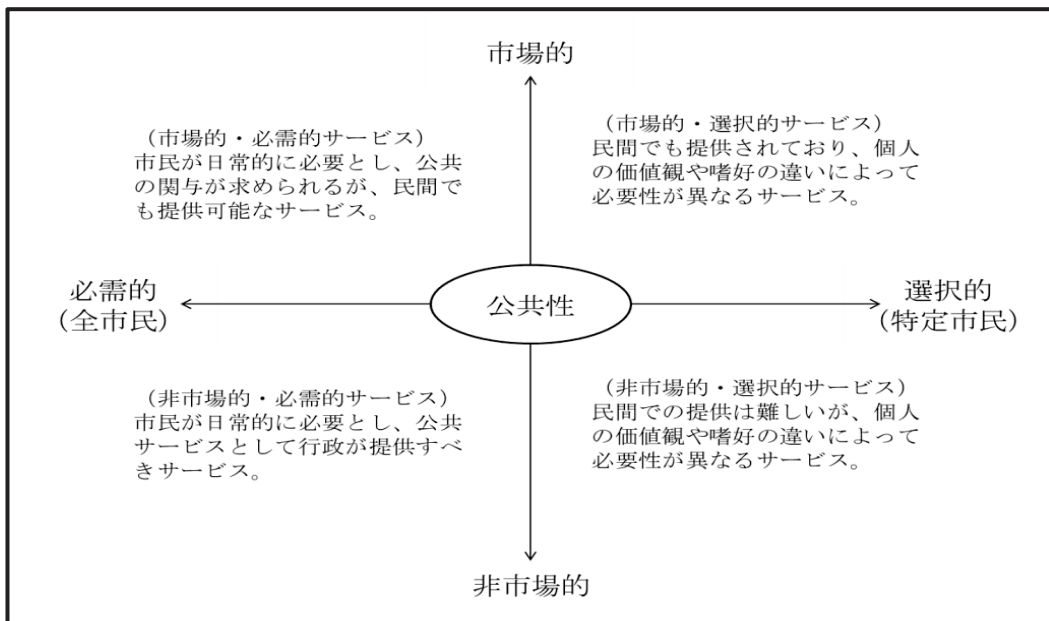
市民利用施設で生じる費用に対する受益者負担割合は、その施設の公共性の高さに応じて決められるべきである。すなわち、施設で提供される行政サービスの性質が公共性の高いものであれば、市民が広く負担すべきものであるため受益者負担は小さくなる。しかし、公共性が比較的低い施設であれば、公平性・公正性の観点や行政サービスの効率化、利用者の過剰利用の抑制の観点から受益者負担割合を高く設定することが望ましい。

本報告書では、公共性の高さを測る指標として、使用料の見直し方針・基準等を定めている他の自治体事例を参考に、施設で提供される行政サービスの「必需性」及び「市場性」という性質に着目した。性質別の考え方及びこれに基づく行政サービスの性質別分類は次のとおりである。

### <必需性及び市場性の考え方>

項目	考え方
<p>●必需性 ⇒必需的又は選択的 (横軸)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政関与の必要性の程度を意味する。</li> <li>安全、安心な市民生活の維持を目的として、行政が関与する必要性が高く、市民全体で支えるべきと考えられる施設については必需的といえる。</li> <li>一方、生活の快適性の向上等、個人によって必要性が異なり、民間等でも十分に供給されている場合は、行政関与の必要性は低く、選択的といえる。</li> </ul>
<p>●市場性 ⇒市場的又は非市場的 (縦軸)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収益性の高さの程度を意味する。</li> <li>収益性が高い事業であれば、民間事業者等でも同種の事業が提供されている可能性が高く、市場性は高い(市場的)といえる。</li> <li>しかし、収益性が低く、民間事業者による介入の余地が少ない場合は、市場性は低い(非市場的)といえる。</li> </ul>

### <行政サービスの性質別分類>



本報告書の受益者負担割合の分析に当たっては、上記の「必需性」及び「市場性」という性質に基づき、必需性の観点から、「行政関与が必需的」「行政関与が中程度」「行政関与が選択的」に3区分し、市場性の観点から「市場性が高い」「市場性が中程度」「市場性が低い」に3区分した。これらを9象限として整理し、受益者負担割合については5段階（0%、25%、50%、75%、100%）に設定した（以下、「受益者負担割合マトリクス」という。）。

<受益者負担割合の設定（受益者負担割合マトリクス）>

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	必需的	←————→	選択的

③ 使用料の算定例及び受益者負担割合の算定について

使用料を受益者負担の考え方に照らして設定する場合、基本的には下記の算式で求め、それに立地条件や政策的判断等を考慮し、最終的に求められると考えられる。

使用料	=	市民利用施設で生じる費用	×	受益者負担割合
-----	---	--------------	---	---------

すなわち、人件費や物件費等の施設に係る費用を基に、施設やサービスの特性に応じて、利用可能な面積（1㎡、1室等）や時間当たり、利用者一人当たり等の費用を求め、それに利用単位数（㎡、室、時間、人等）を乗じることで、使用料算定の基礎となる費用が算定される。その費用に受益者負担割合を乗じることで適切な使用料が求められると考えられる。

以下、受益者負担割合が50%の会議室の場合の一例を下記に示す。

<会議室の使用料算定例>

① 費用	=	市民利用施設 で生じる費用	×	$\frac{\text{貸出面積}}{\text{使用可能面積}}$ (※1)	×	$\frac{\text{貸出時間}}{\text{使用可能時間} \times \text{目標稼働率}}$ (※2)	
<p>(※1)使用可能面積…施設の共有部分を除く、年間の延べ使用可能面積                  (※2)使用可能時間…休館時間や休館日等を除く、施設の年間使用可能時間</p>							
② 使用料	=	費用	×	受益者負担割合 (50%)			

一方、現状の使用料と費用の関係から、受益者負担割合を算定、分析する場合は次の算定式により、その割合が分析対象の施設の性質を踏まえ、適切かどうかを検討することとなる。

$$\text{受益者負担割合} = \text{使用料} \div \text{市民利用施設で生じる費用}$$

### 3. 市の市民利用施設の概要

#### (1) 監査対象とした市民利用施設

12 ページの「②市民利用施設について」の考え方を踏まえ、本報告書において監査対象とした市民利用施設の抽出基準及び市民利用施設の一覧は次のとおりである。

##### <監査対象とした市民利用施設の抽出基準>

- 原則として平成 26 年度における有料の施設を対象とした。
- 「目的外利用の場合のみ使用料を徴収」される施設や「国等の定め（法令等）に基づく料金設定」をしている施設は対象外とした。
- 無料の施設であっても、比較の観点から対象に含めることが望ましい施設（無料の福岡市自転車駐車場）や、有料化も含めて検討すべきと考えられる施設（福岡市立老人福祉センター）については対象とした。
- 福岡市立背振少年自然の家及び福岡市海の中道青少年海の家については、平成 26 年度においては無料の施設であるが、平成 27 年度から有料化しており、受益者負担のあり方を検討するうえで有用と考えられることから対象とした。



<監査対象とした市民利用施設一覧>

使用料	所管	No	施設名	
有料	(1) 市民局			
	コミュニティ推進部	公民館調整課	1	福岡市博多南地域交流センター
			2	福岡市和白地域交流センター
			3	福岡市西部地域交流センター
	スポーツ推進部	スポーツ振興課	4	福岡市立今宿野外活動センター
			5	福岡市社領スポーツ広場
			6	福岡市立東体育館
			7	福岡市立博多体育館
			8	福岡市立中央体育館
			9	福岡市立南体育館
			10	福岡市立城南体育館
			11	福岡市立早良体育館
			12	福岡市立西体育館
			13	福岡市立東市民プール
			14	福岡市立博多市民プール
			15	福岡市立中央市民プール
			16	福岡市立南市民プール
			17	福岡市立城南市民プール
			18	福岡市立早良市民プール
			19	福岡市立総合西市民プール
			20	福岡市ももち体育館
			21	福岡市民体育館
			22	福岡市九電記念体育館
	男女共同参画部	事業推進課	23	福岡市男女共同参画推進センター
	(2) こども未来局			
	こども部	少年科学文化会館	24	福岡市立少年科学文化会館
	(3) 保健福祉局			
	健康医療部	健康増進課	25	福岡市健康づくりサポートセンター
	高齢社会部	福祉・介護予防課	26	福岡市市民福祉プラザ
	障がい者部	障がい者施設支援課	27	福岡市立障がい者スポーツセンター
	生活衛生部	生活衛生課	28	福岡市葬祭場
			29	福岡市玄界島火葬場
	(4) 経済観光文化局			
	中小企業振興部	地域産業支援課	30	はかた伝統工芸館
			31	福岡市姪浜買物広場
	創業・立地推進部	創業・大学連携課	32	福岡市百道浜創業者育成施設
			33	福岡市博多創業者育成施設
		新産業振興課	34	福岡市産学連携交流センター
	観光コンベンション部	MICE 推進課	35	福岡市ロボスクエア
			36	博多町家ふるさと館
			37	マリンメッセ福岡
文化振興部	文化振興課	38	福岡国際会議場	
		39	博多座	
		40	福岡市千代音楽・演劇練習場	
		41	福岡市祇園音楽・演劇練習場	

使用料	所管		No	施設名	
有料	文化振興部	文化振興課	42	福岡市大橋音楽・演劇練習場	
			43	福岡市民会館	
	美術館運営部	運営課	44	福岡市美術館	
	アジア美術館事業管理部	管理課	45	福岡アジア美術館	
	博物館事業管理部	管理課	46	福岡市博物館	
	文化財部	文化財保護課	47	福岡市赤煉瓦文化館	
	<b>(5) 農林水産局</b>				
	農林部	農業政策課	48	福岡市油山市民の森	
			49	花畑園芸公園	
			50	今津リフレッシュ農園	
			51	立花寺緑地リフレッシュ農園	
			52	田尻田園スポーツ広場	
			53	四箇田園スポーツ広場	
			54	飯氏田園スポーツ広場	
			55	福岡市農村センター	
			56	油山牧場	
			57	背振牧場	
	水産部	漁港課	58	福岡市海づり公園	
	<b>(6) 住宅都市局</b>				
	みどりのまち推進部	みどり管理課	59	友泉亭公園	
			60	楽水園	
			61	月隈北緑地	
			62	アイランドシティ中央公園	
			63	小戸公園	
			64	生の松原海岸森林公園	
			65	青葉公園	
			66	松風園	
			67	西南杜の湖畔公園	
68			西部運動公園		
69			今津運動公園		
70			桧原運動公園		
71			舞鶴公園		
72			東平尾公園		
73			福岡市雁の巣レクリエーションセンター		
74			かなたけの里公園		
75			福岡市立平尾霊園		
76			福岡市立三日月山霊園		
77			福岡市立西部霊園		
	動物園	78	福岡市動植物園		
	植物園	79			
<b>(7) 道路下水道局</b>					
管理部	道路管理課	80	市営築港駐車場		
		81	市営大橋駐車場		
		82	市営川端地下駐車場		



使用料	所管		No	施設名	
有料	管理部	道路管理課	83	藤崎バス乗継ターミナル	
			84	福岡市自転車駐車場（東区）	
			85	福岡市自転車駐車場（博多区）	
			86	福岡市自転車駐車場（博多駅地区）	
			87	福岡市自転車駐車場（中洲川端地区）	
			88	福岡市自転車駐車場 （清流公園自転車駐車場等）	
			89	福岡市自転車駐車場（中央区）	
			90	福岡市自転車駐車場（天神地区）	
			91	福岡市自転車駐車場（きらめき通り）	
			92	福岡市自転車駐車場（南区）	
			93	福岡市自転車駐車場（城南区）	
			94	福岡市自転車駐車場（早良区）	
			95	福岡市自転車駐車場（西区）	
			（８）港湾局		
総務部	客船事務所	96	福岡市営渡船		
港湾振興部	港営課	97	シーサイドもち海浜公園		
		98	マリナタウン海浜公園		
		99	福岡市ヨットハーバー		
		100	博多港国際ターミナル		
（９）区役所					
東区総務部	生涯学習推進課	101	福岡市立東市民センター		
博多区総務部	生涯学習推進課	102	福岡市立博多市民センター		
中央区総務部	生涯学習推進課	103	福岡市立中央市民センター		
南区総務部	生涯学習推進課	104	福岡市立南市民センター		
城南区総務部	生涯学習推進課	105	福岡市立城南市民センター		
早良区総務部	生涯学習推進課	106	福岡市立早良市民センター		
西区総務部	生涯学習推進課	107	福岡市立西市民センター		
（10）教育委員会					
総合図書館	運営課	108	福岡市総合図書館		
無料	（11）こども未来局				
	こども部	課長（青少年施設検討担当）	109	福岡市立背振少年自然の家	
			110	福岡市海の中道青少年海の家	
	（12）保健福祉局				
	高齢社会部	高齢者サービス支援課	111	福岡市立老人福祉センター東香園	
			112	福岡市立老人福祉センター長生園	
			113	福岡市立老人福祉センター舞鶴園	
			114	福岡市立老人福祉センター若久園	
			115	福岡市立老人福祉センター寿楽園	
			116	福岡市立老人福祉センター早寿園	
	117	福岡市立老人福祉センター福寿園			
（7）道路下水道局 ※自転車駐車場（有料）に記載している。					

(2) 市民利用施設に関する市の取組

① 行財政改革プランを通じた取組について

7ページの「(4) 行財政改革プラン」に記載したとおり、市では、平成25年度から平成28年度までの期間を対象とした「行財政改革プラン」を策定している。

市は、行財政改革プランにおける取組の一つとして「健全な財政運営」を掲げており、これを推進するために市民利用施設に関連した下記2つの推進項目を挙げている。

<健全な財政運営に向けた推進項目>

**〔推進項目⑦〕 行政サービスの見直し**

○個人給付の見直し、受益者負担の見直し、減免制度の見直し

- ・対象者が増え続ける中、持続可能な制度とするため、個人給付から事業への転換など、選択と集中の観点から見直しを検討（高齢者福祉、障がい者福祉）
- ・国における新たな子ども・子育て支援制度の開始にあわせた、本市独自の減免制度や助成制度などの再構築（子育て支援施策）
- ・使用料の適正化、自己負担の見直し など

**〔推進項目⑧〕 公共施設等の見直し**

○施設の維持管理コストの縮減

- ・民間活力の導入（指定管理者制度の活用など）、高額な家賃物件からの移転 など

○公共施設等の老朽化に向けた適切な対応

- ・既存施設の有効活用とアセットマネジメントの実施
- ・大量更新期に向けた計画的な対応 など

○施設の必要性・あり方を見直し

- ・施設の管理運営費や維持保全、更新に伴う負担が重くなるなか、真に必要な施設サービスを安全かつ安定的に提供していくため保有施設の総量を減量
- ・社会環境の変化により役割を終えた施設の見直しや、事業手法としてのあり方を見直し

※出所：「行財政改革プラン」

行財政改革プランでは、これら推進項目を受けて各部局で改革実行計画を策定しており、財政局の改革実行計画では次のような取組内容及び実施スケジュールを計画している。

< 財政局の改革実行計画 >

12	施設使用料の見直し検討			
推進項目区別	⑦行政サービスの見直し			
取組内容	各市民利用施設について、受益と負担の観点から、サービス提供に要するコストや使用料の水準及び減免基準について、見直しを検討します。 検討に当たっては、全庁的な調査の実施や方針のとりまとめを行うとともに、関連する部局間の調整を図ります。			
実施スケジュール	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
施設使用料の見直し検討	検討	方針をとりまとめ、順次実施	→	→
13	駐車場の有料化			
推進項目区別	⑦行政サービスの見直し			
取組内容	各市民利用施設における付設駐車場において有料化を検討し、可能なものから随時見直しを実施していきます。 見直しに当たっては、全庁的な調査の実施や方針のとりまとめ及び共通で検討すべき項目の整理等を行うとともに、関連する部局間の調整を図ります。			
実施スケジュール	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
駐車場の有料化	方針をとりまとめ、順次実施	→	→	→
14	維持管理に係るコストの縮減			
推進項目区別	⑧公共施設等の見直し			
取組内容	施設の保守管理業務委託積算基準の利用率の向上や、省エネの取組、設備改修時に省エネ機器の積極的導入を図るなど、施設の維持管理にかかるコストの削減に繋がるよう各施設所管局を支援します。			
指標	保守管理業務委託積算基準の利用率	現状値(24nd) 55%	中間目標(26nd) 60%	最終目標(28nd) 70%
実施スケジュール	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
保守管理業務委託積算基準の活用	実施	→	→	→
改修時の省エネ機器の導入	実施	→	→	→
15	アセットマネジメント実行計画の見直し及び推進			
推進項目区別	⑧公共施設等の見直し			
取組内容	今後の財政需要を反映し、より効率的、効果的な計画とするよう、アセットマネジメント実行計画を改訂します。 また、改訂したアセットマネジメント実行計画を、全庁的に推進し、適切な維持管理により、施設の長寿命化や機能維持に各施設所管局が取り組めるよう支援します。			
実施スケジュール	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
アセットマネジメント実行計画の改訂・推進	改訂・推進	推進	→	→

※出所：「行財政改革プラン」

## ② アセットマネジメント基本方針及び実行計画を通じた取組について

市は「① 行財政改革プランを通じた取組について」に記載したとおり、財政局の改革実行計画のなかで、「アセットマネジメント実行計画の見直し及び推進」を掲げている。

アセットマネジメント実行計画とは、平成20年9月「福岡市アセットマネジメント基本方針」を受けて策定された、所管施設の長寿命化や運営管理の効率化、有効活用、安全・安心の施設づくりなどを内容とする計画のことである。

市は、アセットマネジメント基本方針の策定を通じて、全庁的なアセットマネジメントの導入・推進を進めているところであり、下記のような方向性が示されている。

### <福岡市アセットマネジメントの方向性>

#### ◎既存ストックの有効活用

今後の施設整備・運営管理は、既存ストックの有効活用を進めて新規整備の抑制を図る。

#### ◎計画的且つ効率的な維持管理への転換

これまでの対症療法的な維持管理から、計画的かつ効率的な維持管理への転換を目指す。

#### ◎財政の健全化

施設に要するコスト縮減と予算の最適配分を推進し、新たな財源獲得も含め、財政の健全化を目指す。

#### ◎市民ニーズや社会的要請への対応

市民ニーズに基づいた施設整備・運営管理を目指すとともに、環境問題やバリアフリーなど新たな社会的要請に対応する。

#### ◎説明責任の確保と市民との共働

市民に対する説明責任を果たし、市民との共働による施設整備・運営管理を目指す。

※出所：「福岡市アセットマネジメント基本方針」

また、これらの方向性を踏まえ、アセットマネジメントを実行するための目標となる6つの取組内容が規定されている。

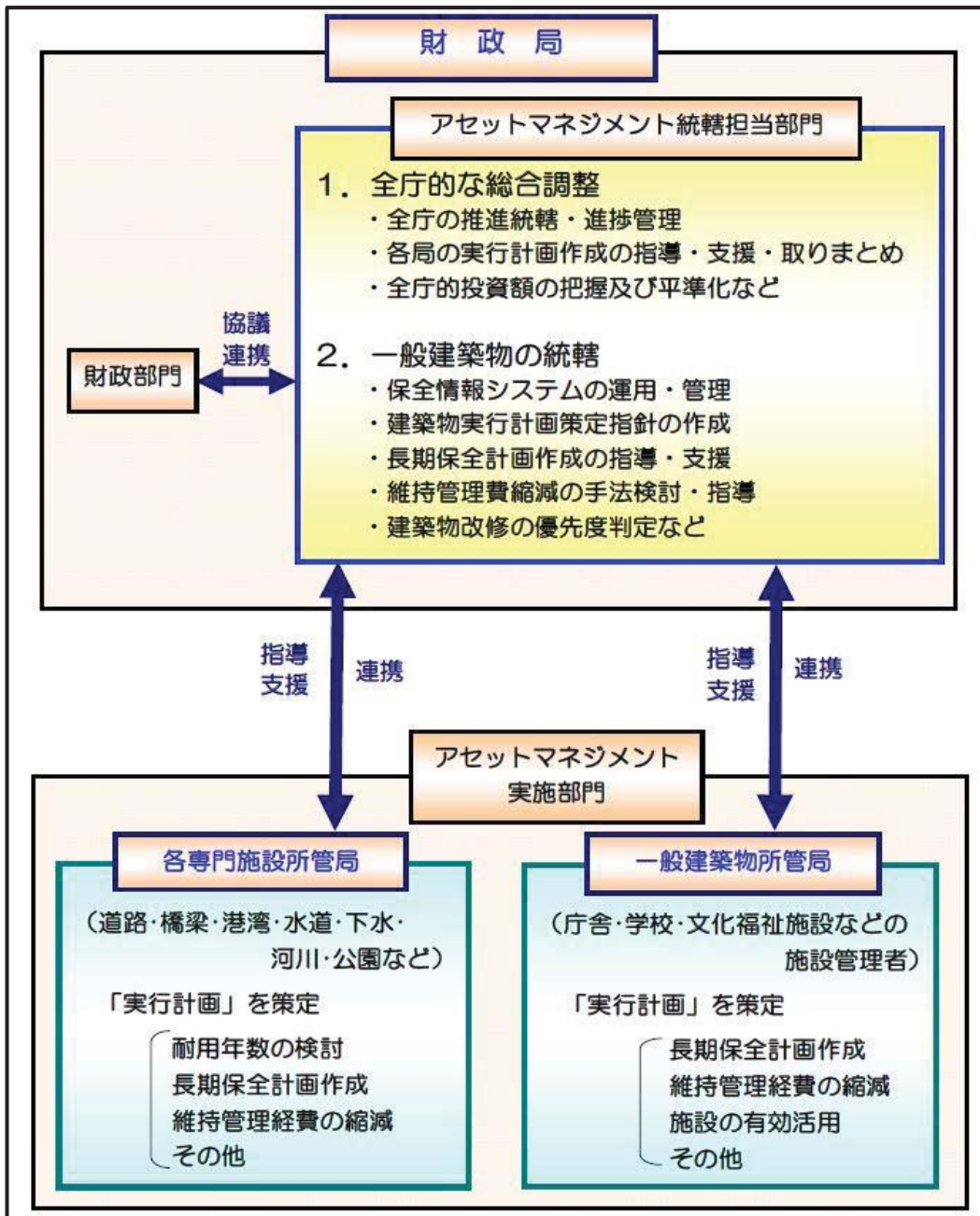
### <目標となる具体的な取組内容>

- 1) 施設の長寿命化と投資の平準化を図る取組み
- 2) 施設運営・保守管理の効率化を図る取組み
- 3) 既存施設等の有効活用を図る取組み
- 4) “管理” から “経営” への転換を図る取組み
- 5) 市民ニーズの変化や新たな社会的要請に対する取組み
- 6) 市民との共働や説明責任（アカウンタビリティ）を果たす取組み

※出所：「福岡市アセットマネジメント基本方針」

市民利用施設の運営や維持管理は、各施設を所管する部署が担ってきた。一方で、上記のような取組を、効率的・機能的に執行し、実効性のあるものとするためには、財政部門や各施設を所管する部署と協議・連携し、全庁的・横断的にアセットマネジメントを統轄する部門が必要である。そこで、市は財政局アセットマネジメント推進部をそのような役割を担う部署として位置づけ、アセットマネジメントの推進を図っている。

<アセットマネジメントの推進体制>



※出所：「福岡市アセットマネジメント基本方針」

市は、上記アセットマネジメント基本方針で示された方向性に基づいて、平成 22 年 9 月にアセットマネジメント実行計画を策定した。しかし、アセットマネジメント実行計画を実施していくに当たり、いくつかの課題が見られる中で、財政局が行財政改革プランの改革実行計画のひとつとして、「アセットマネジメント実行計画の見直し及び推進」を掲げた。市はこれを受け、アセットマネジメント実行計画が各局の取組状況や財政状況等を踏まえ、より現状に沿ったものとなるように改定、平成 25 年 6 月に「第 2 次福岡市アセットマネジメント実行計画」を策定した。

＜アセットマネジメント実行計画（平成 22 年度策定）の課題＞

施設関連投資額の基礎となる長期保全計画において、これまでは、当該建築物の経過年数や施設管理者の意見を踏まえ、延命化や機能維持の改修時期を定めていましたが、技術職員による施設調査を実施したところ、施設の使用頻度や立地状況等により建物の劣化や設備の消耗度が想定と異なることが多く、改修時期について経過年数を基本に定めることが効果的でないことが判明しました。また、施設管理者の施設の維持保全に関する知識不足などから管理が適切でない施設が見受けられました。

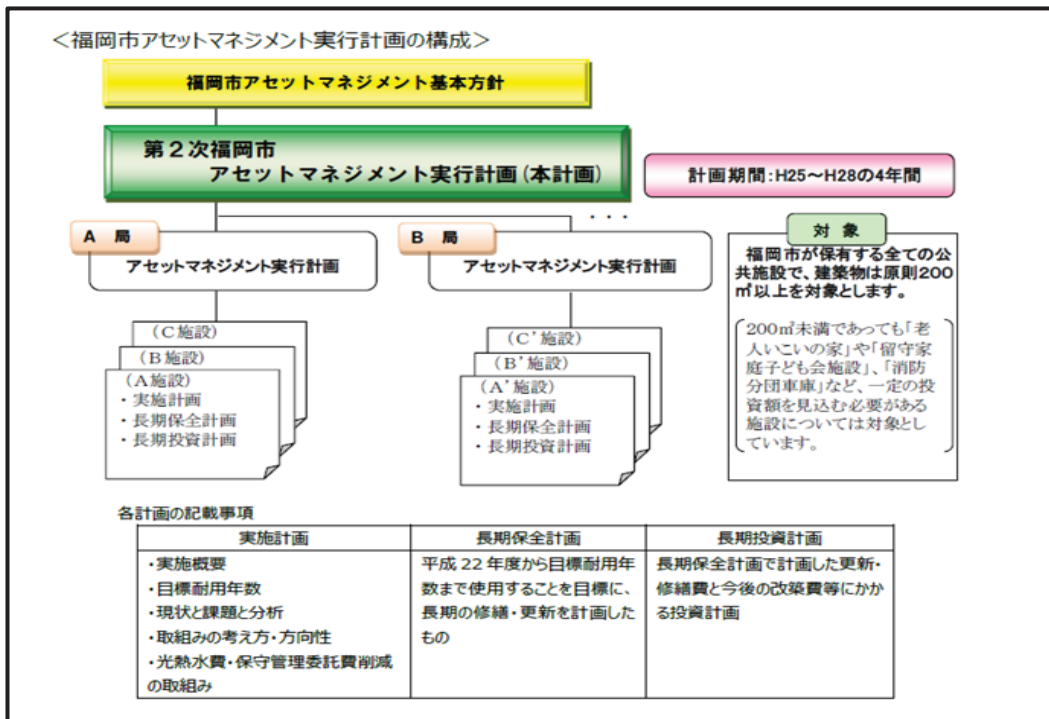
このため、目標達成に向けて、アセットマネジメントを着実に推進していくためには、これまでの取組みに加え、技術職員による現地調査等を基にした各施設の現状にあった長期保全計画の最適化、施設管理者のアセットマネジメントへの理解度の向上や施設保全に関する適切な知識と意識の向上などの更なる取組みも必要となっています。

このようなことから、平成 22 年度に策定した実行計画の見直しを行い、より効率的・効果的に事業を推進するための第 2 次実行計画を策定し、さらなる事業費の低減・平準化に努めていく必要があります。

※出所：「第 2 次福岡市アセットマネジメント実行計画」

「第 2 次福岡市アセットマネジメント実行計画」は、計画期間を平成 25 年度から平成 28 年度の 4 年間（行財政改革プランと同様）とし、①施設の長寿命化、②施設運営・保守管理コストの効率化、③事業費の抑制を目標とする。当該目標の達成を推進するため、各部局は、所管している施設ごとの①実施計画、②長期保全計画、③長期投資計画を策定し、それらに基づいて施設の維持管理を実施していくこととなる。

＜アセットマネジメント実行計画の構成＞



※出所：「第 2 次福岡市アセットマネジメント実行計画」



## ＜アセットマネジメント実行計画の具体的な取組＞

<p>①更なる投資の効率化・平準化（継続）</p> <p>第2次福岡市アセットマネジメント実行計画の期間中、多額の費用を要する博多座等の大規模改修が予定されており、施設の維持保全・長寿命化に要する費用は大きく増加する見通しです。</p> <p>このことから、施設（設備）の劣化状況や改修・修繕の手法等について徹底的な精査を行うなど、今後も投資の効率化・平準化について不断の見直しを進めていきます。</p>
<p>②既存施設の長寿命化</p> <p>○適切な時期における施設改修（継続）</p> <p>○長期保全計画の最適化（充実）</p> <p>○専門施設の特性に応じた計画的な対応（継続・拡充）</p> <p>○施設管理者に対する協力・支援（充実）</p>
<p>③管理経費の削減</p> <p>○保守管理委託費の削減（継続）</p> <p>○光熱水費の削減（継続）</p> <p>○ライフサイクルコスト削減のための新たな手法の導入（継続）</p> <p>○施設保全マニュアルの作成（新規）</p>
<p>④保全情報システムの改善（充実）</p> <p>市有建築物の計画的更新・修繕と施設管理者への保全業務の支援を目的として構築した「市有建築物保全情報システム」について、今後も利用者の要望等を反映したシステムとなるよう改善に努めます。</p>
<p>⑤効果的な施設整備・運営</p> <p>○PPP/PFI事業の導入促進（継続・拡充）</p> <p>○施設の統合や複合化（継続・拡充）</p>
<p>⑥耐震対策・ユニバーサルデザインの理念を踏まえたバリアフリーの推進</p> <p>○耐震対策（継続）</p> <p>「福岡市公共施設の耐震対策計画」に基づき、平成27年度の完了を目標に、市有建築物の耐震対策に取り組みます。</p>
<p>⑦アセットマネジメントの普及・啓発（継続）</p> <p>保守管理委託費・光熱水費を効果的に削減するためには、施設運営等に関わる職員のアセットマネジメントに対する理解や意識の向上が不可欠であるため、取組み実践等を促す研修等の実施に取り組みます。</p>

※出所：「第2次福岡市アセットマネジメント実行計画」

毎年度、施設の維持管理を実施するだけでなく、計画に基づいて適切に維持管理されているかどうかの精査を行い、その結果に基づいて計画を見直していくことにより、更なるアセットマネジメントの最適化を図ることとしている。

### ③ 福岡市財産有効活用プランを通じた取組について

市は、第2次福岡市アセットマネジメント実行計画のほかにも、行財政改革プラン等において、財産の活用を前提とする施策や取組の指針となるものとして、福岡市財産有効活用プランを策定している。

福岡市財産有効活用プランは、市の財政収支が厳しい状況の下、これまで以上に財

政健全化を進めていく必要があるなかで、財産の有効活用を推進するために、財政局によって策定されたものであり、財産の有効活用に関する基本的な考え方と財産の活用方針を定めている。

＜行政財産の活用の取組＞

項目	今後の取組み
1 行政財産の余裕部分などの活用	<p>① 余裕部分の更なる活用</p> <p>○現に利用されている行政財産であっても、土地・建物の空間的な余裕部分や休日・夜間などの時間的な余裕部分の掘り起こしを行い、民間事業者等へ貸付を行うなど、効果的な有効活用を推進します。</p> <p>○また、行政財産である予定公物のうち、事業化までに1年以上の期間が見込まれるものについても、今後、有効活用の手法を検討し、暫定利用の推進を図ります。</p> <p>② 都市の魅力向上と賑わいの創出</p> <p>○公園などのみどり資産や公有財産の余裕部分などにおいて、民間事業者等の参入によるカフェの設置やイベントの開催など、都市の魅力や賑わいの創出に向けた財産の有効活用を検討します。</p>
2 公共施設等に付属する駐車場の有料化	<p>○公共施設等に付属する駐車場について、閉庁時間帯（夜間・休日）などにおける有料化の取組みの拡大に取り組みます。</p> <p>○また、未利用地や行政財産の余裕部分の活用手法の一つとして、有料駐車場の設置を検討します。</p>
3 自動販売機設置の公募化	<p>○施設や地域の特性も踏まえながら、付加価値のある自動販売機導入にも取り組んでいきます。</p>
4 再生エネルギー（太陽光発電等）事業の導入	<p>○未利用地や公共施設の屋根など行政財産の余裕スペースにおいて、太陽光発電設備の設置可能性について調査検討を行い、条件が整うものについては計画的に設置を推進します。</p> <p>○また、その他の再生エネルギー事業についても、事業採算性を考慮のうえ、導入可能なものについては、積極的に導入を検討していきます。</p>
5 公共施設・空間を活用した広告事業	<p>○市場ニーズを踏まえた効果的な広告手法を検討していきます。</p> <p>○屋内への広告掲出に際しては、施設内のレイアウトや、機能性・デザイン性に配慮するとともに、屋外への広告掲出に際しては、都市景観に配慮した広告事業を実施するものとしします。</p>
6 その他の活用の取組み	<p>① ネーミングライツ</p> <p>○新規に施設を建設する場合などを中心として、施設の機能や用途、住民の理解や市民サービスなどを考慮のうえ、ネーミングライツ導入の可否を検討していきます。</p> <p>② 協賛企業名の記銘</p> <p>○公有財産等の維持管理に当たって、維持管理経費の削減や、管理の高質化を図るため、経費の一部を負担していただいた協賛企業名を当該財産に記銘する手法に取り組んでいます。</p> <p>○福岡市の道路照明灯においては、本市道路維持費の約1/4に達する維持管理費の低減を目的として、平成25年度より、地元企業等を対象に、企業名が入った管理票を1灯毎に提示し、地元企業等が維持管理費の一部を負担する「道路照明灯アダプト制度」の導入に取り組んでいます。</p>

※出所：「福岡市財産有効活用プラン」



また、福岡市財産有効活用プランに基づき、各局区がそれぞれ所管する施設の特色を踏まえて計画的に財産有効活用に取り組むこととし、各局区の実施の総合調整や進行管理を行うため、「財産活用推進会議」を設置している。

#### <プランの推進>

##### 1 局区財産活用計画の策定

○財産活用の推進を図るため、財産を所管する局区において、それぞれの財産の特性に合った活用手法を検討し、「局区財産活用計画」を策定するものとします。

##### ① 計画の内容

○「局区財産活用計画」には、活用されていない財産の分類や特性などに応じて、具体的な取り組みの内容やスケジュールを策定するものとします。

##### ② 進行管理

○本プランの取り組みを着実に推進するため、年度ごとに「局区財産活用計画」の進行管理を行うとともに、必要に応じて見直しを行います。

##### 2 財産活用推進会議の設置

○「局区財産活用計画」の全庁的な推進を図るため、「財産活用推進会議」を設置します。

○「財産活用推進会議」では、本プランや「局区財産活用計画」に係る総合調整や進行管理を行うほか、財産活用の推進に関する協議などを行います。

○なお、重要な土地処分等の案件については、別に各局区に設置する組織などにおいて、関係部署と連携のうえ、必要な計画の策定、進行管理などを行うものとします。

※出所：「福岡市財産有効活用プラン」

### 第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

#### 1. 監査の視点

「第1 監査の概要 4. 監査の方法 (3) 監査の視点」に記載したとおり、次の視点により監査を実施した。

- ・ 市民利用施設に関する財務事務は法令等に則り適切に行われているか。
- ・ 市民利用施設は有効に活用されているか。
- ・ 市民利用施設に関する受益者負担割合は妥当な水準か。

#### 2. 実施した監査手続

「1. 監査の視点」を踏まえ、次のとおり手続を実施した。

##### (1) 市民利用施設を所管する部署へのヒアリング及び資料の閲覧

市民利用施設を所管する各部署に対し、①市民利用施設に関する財務事務の適切性及び②市民利用施設の有効性、効率性及び経済性の2つの観点からヒアリングを実施するとともに、必要に応じて資料を入手し閲覧した。閲覧した資料は主に次のとおりである。

##### ① 市民利用施設に関する財務事務の適切性

- ・ 使用料の徴収手続、減免手続、公有財産の管理手続等に関する条例、施行規則、要綱、事務処理要領等
- ・ 使用料の収納体制や業務分担に関する資料
- ・ 使用料の徴収実績や減免実績に関する資料
- ・ 指定管理者に関する資料

##### ② 市民利用施設の有効性、効率性及び経済性

- ・ 施設の基本情報（利用者数、延床面積等）に関する資料
- ・ 施設の維持管理や修繕計画に関する資料
- ・ 施設の稼働状況に関する資料
- ・ 施設の利用者アンケート

##### (2) 市民利用施設に関する受益者負担割合の分析

市民利用施設に設定されている使用料が、受益者負担割合に照らして適切かどうかを検証するため、監査対象とした全ての市民利用施設を対象として、受益者負担割合の分析を行った。

##### ① 受益者負担割合の分析の前提

17 ページの「③使用料の算定例及び受益者負担割合の算定について」で説明したとおり、受益者負担割合は次の算式で求められる。この割合が分析対象の施設で提供する行政サービスの性質を踏まえ、適切かどうかを検討することとなる。

$$\text{受益者負担割合} = \text{使用料} \div \text{市民利用施設で生じる費用}$$

当該受益者負担割合算定の前提として、使用料及び市民利用施設で生じる費用の集計範囲は、本報告書では他自治体事例も参照しながら、施設の運営形態に応じて、次のように整理した。

なお、市民利用施設で生じる費用については、物件費、人件費等のランニングコストのみならず、減価償却費や行政職員の給与費等、全ての費用を含むフルコストを前提として整理した。

#### <受益者負担割合算定上の使用料（分子）の範囲>

項目	考え方
使用料収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設に係る使用料であり、受益者負担割合算出上必須の項目となる。</li> <li>指定管理者制度を採用しており、利用料金制度を適用している場合は、利用料金収入も含むこととする。</li> </ul>
自動販売機設置による収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>厳密には、当該収入と当該設置箇所に係る費用は「使用料収入」とは分けて算定、分析すべきである。</li> <li>しかし、特に設置箇所のみを費用を算定することは困難であり、金額的な影響額も小さい。また、施設の使用を認めることにより獲得した収入という点では、使用料と類似した性質である。よって、受益者負担割合の計算に含めることとした。</li> </ul>
駐車場収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自動販売機設置による収入」と同様の考え方により、計算に含めることとした。</li> <li>有料駐車場付の施設と無料駐車場付の施設との比較が可能となる点からも有用であると考えられる。</li> </ul>
その他の収入（行政目的外使用料、貸付料等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自動販売機設置による収入」と同様の考え方により、計算に含めることとした。</li> </ul>
減免金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>受益者負担割合の計算上、各施設において実際に徴収する使用料に加えて、減免された使用料についてもそれが徴収されたものと仮定して収入とする。</li> <li>使用料の減免は社会的要請等に基づいて政策的に実施されているものであり、減免規定に該当する使用料については受益者負担とせず公費負担とすることが合意されている。分析上、政策的な料金設定の影響を極力排除するため、減免はなかったものとして受益者負担割合を算定することとした。</li> <li>減免金額が不明の施設もあるため、その場合は算定に含めていない。</li> </ul>

#### <受益者負担割合算定上の市民利用施設で生じる費用（分母）の範囲>

項目	考え方
指定管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者制度を採用している施設の主なランニングコストである。</li> </ul>
利用料金収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用料金収入は、指定管理者の収入となる項目であるが、市の費用に加算する。</li> <li>なぜならば、利用料金収入は本来自治体の収入とはならないにもかかわらず、上記に記載したとおり、分析の関係上、使用料（分子）の範囲に含めているため、分母の費用の範囲にも含めなければ、受益者負担割合が著しく大きくなり、分析に資する値とならないためである。</li> <li>加えて、利用料金収入があることで指定管理料がその分抑制されている側面があるため、指定管理料に利用料金を加算しておかないと、利用料金制度がない施設との比較が困難になるためである。</li> </ul>
物件費、人件費等の歳出額	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設を管理・運営していく際のランニングコストである。施設で生じた物件費、人件費等の歳出額総額を費用とした。</li> </ul>
減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費を費用に含めるかどうかは、賛否あるが、本報告書では次のように整理した。</li> <li>「建設コストは全ての市民に利用の機会を提供するための費用であり費用に含めるべきではない」という考え方もあるが、利用者が比較的限定されている施設もあり、減価償却費のみを受益者負担原則の例外とするのは、施設を利用しない市民にとっては、生じる不公平感は納得</li> </ul>

項目	考え方
減価償却費	<p>しがたいものになると思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>よって、当該施設に係る減価償却費は費用に含め、利用者に一定程度負担を求めるべきと考えられる。</li> <li>ただし、法令等により市に設置義務がある施設、又は全地域に政策的に設置することを決定しているような施設は、全ての市民の利用が見込まれるものであり、まさに「全ての市民に利用の機会を提供するための」施設といえる。よって当該施設に係る減価償却費は費用に含めず、税収等で負担すべきと考えられる。</li> <li>本報告書では、福岡市立火葬施設（福岡市葬祭場）及び玄界島火葬場の減価償却費は費用に含めず、その他の施設については費用に含めた。</li> </ul>
大規模修繕費	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模修繕費の多くは、資産形成に寄与するものである。</li> <li>したがって、厳密に言えば、支出の全額を支出年度の費用に含めるべきではなく、新たな固定資産の取得費として捉え、支出年度から毎年減価償却費として費用を計上していくべきものである。</li> <li>しかし、通常の修繕費と大規模修繕費の区分については判断の余地があり、施設によっても考え方が異なると想定されるため、本報告書では、全施設を同一条件のもとで算定することを優先し、通常の修繕費か大規模修繕費かに関わらず全て費用に含めた。</li> <li>ただし、毎年大規模修繕費の増減の影響が大きく、受益者負担割合が極端に増減する施設については、適宜補正して再計算した。</li> </ul>
市債利子	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設建設の際に発行する市債の利子は、施設に直接紐付く費用であることから、費用に含めることとする。ただし、金額が不明の施設の場合は、算定に含めていない。</li> </ul>
所管部署行政職員の給与費、共済費、退職給与引当金繰入額	<ul style="list-style-type: none"> <li>所管部署行政職員の人件費（給与費、共済費、退職給与引当金繰入額）においても、施設の維持管理に必要な分については、費用に含めるべきであると考えられる。具体的には、職員の一人当たり人件費の金額に、各施設に従事する人数を乗じて算定している。</li> </ul>
費用のマイナス項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>広告事業による収入や、ネーミングライツによる収入等に関しては、施設の収入であり、施設を有効活用することによって、維持管理に係る費用の一部を補填していると考えられる。したがって、これら収入部分に相当する費用まで施設を使用する受益者に負担させるべきではないことから、費用のマイナス項目とした。</li> </ul>

## ② 使用料及び費用の把握方法

監査人からの要請に基づき、財政局財産有効活用部財産活用課にて、上記の金額を把握・集計するための「施設運営コスト計算書」フォーマットを作成し、各施設の所管部署に入力を依頼した。

## ③ 受益者負担割合の分析の方法

「施設運営コスト計算書」の入力結果をもとに、各施設の受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離について調査した。

### <受益者負担割合の算定>

$$\text{受益者負担割合} = \frac{\text{使用料収入（利用料金収入含む）} + \text{自動販売機による収入} + \text{駐車場収入} + \text{その他の収入} + \text{減免金額}}{\text{指定管理料} + \text{利用料金収入} + \text{物件費} \cdot \text{人件費等} + \text{減価償却費} + \text{大規模修繕費} + \text{市債利子} + \text{行政職員人件費等} \Delta \text{費用のマイナス項目}}$$

なお、望ましい受益者負担割合については、各施設を次表の区分に分類した上で、15ページの「(4) 受益者負担のあり方」を踏まえ、各区分を次のように受益者負担マトリクスに当てはめている。施設の区分方法は原則として福岡市アセットマネジメント実行計画における施設区分に基づくが、共通した特色を示す駐車場及び公共牧場のみ新設した。なお、各施設は受益者負担割合の分析を前提にしているため、公園については有料設備が設置されている公園を想定している。

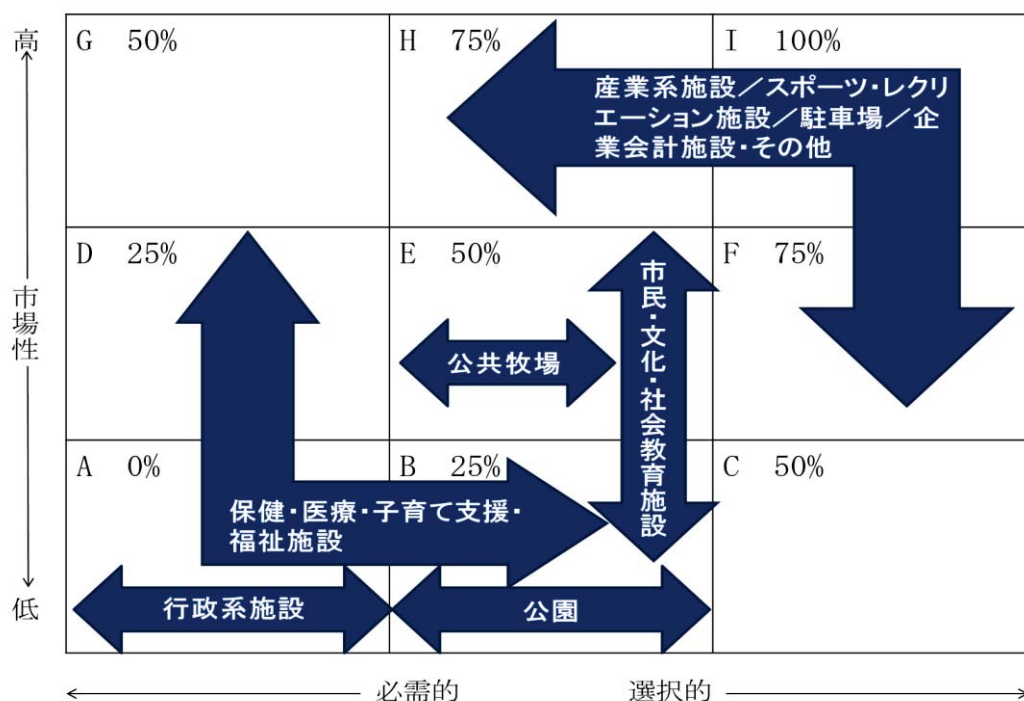
#### <施設の区分>

区分	受益者負担マトリクス	備考
行政系施設 <sup>1</sup>	A (0%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場性 民間では提供されにくく、行政が中心に提供する施設であるため、市場性は低い。</li> <li>・必需性 市民の日常生活において殆どの全ての人を使用する施設であるため、必需的である。</li> </ul>
公園	B (25%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場性 民間では提供されにくいいため、市場性は低い。</li> <li>・必需性 災害時の避難所や学校行事・大規模大会等の公的な目的もあり、行政関与の必要性も一定程度ある。</li> </ul>
保健・医療・子育て支援・福祉施設	A・B・D (0%～25%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場性 民間では提供されにくいいため、市場性はやや低い。</li> <li>・必需性 保健・医療・子育て支援・福祉等の推進を図るための施設という観点等から、行政関与の必要性も一定程度ある。</li> </ul>
市民・文化・社会教育施設	B・E (25%～50%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場性 民間では提供されにくいいため、市場性はやや低い。</li> <li>・必需性 市民・文化・社会教育施設等、施設の設置目的から、行政関与の必要性も一定程度ある。</li> </ul>
公共牧場	E (50%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場性 民間にも類似施設が存在しており、ある程度市場性がある。</li> <li>・必需性 個人の嗜好や価値観によって必要性が異なるものであり、ある程度選択性がある。</li> </ul>
産業系施設	F・H・I (75%～100%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場性 民間で類似施設があり、収益性はある程度高い。</li> <li>・必需性 個人によって必要性が異なる施設であり、選択性はある程度高い。</li> </ul>
スポーツ・レクリエーション施設	F・H・I (75%～100%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場性 民間で類似施設があり、収益性はある程度高い。</li> <li>・必需性 主に個人の健康増進等のために使用され公益目的で利用されることは限定的であり、選択的である。</li> </ul>
駐車場	F・H・I (75%～100%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場性 民間で類似施設があり、収益性はある程度高い。</li> <li>・必需性</li> </ul>

1 行政系施設とは、市の「第2次福岡市アセットマネジメント実行計画」の中で用途の区分として使用されており、市庁舎、区役所、消防署等が該当する。本報告書では、福岡市葬祭場、玄界島火葬場が行政系施設に該当する。

区分	受益者負担マトリクス	備考
		個人によって必要性が異なる施設であり、選択性はある程度高い。
企業会計施設・その他	F・H・I (75%~100%)	・市場性 民間で類似施設があり、収益性はある程度高い。 ・必需性 個人によって必要性が異なる施設であり、選択性はある程度高い。

### <施設の区分と受益者マトリクスの関係>



ただし、各市民施設ごとに特徴があるため、例えば同じ産業系施設だからといって、一律にF・H・Iと当てはめることは必ずしも適切とはいえない。したがって、上記を踏まえ、各施設の実情を加味したうえで、各市民利用施設の望ましい受益者負担の割合を検討している。

### (3) アンケート調査

施設の管理運営状況や、使用料及び減免の設定方法等を網羅的に把握するため、監査対象となる市民利用施設全てに対してアンケートを実施した。

### (4) 現地調査

施設の管理運営状況や使用料の収納体制等を直接的に確認するため、監査対象となる市民利用施設の一部について、現地調査を実施した。

#### ① 現地調査対象施設

現地対象施設は、監査対象となる市民利用施設のうち、上記(1)から(3)までの結果を踏まえ、老朽化が著しいと思われる施設、利用状況に課題があると思われる



施設、その他施設の有効活用にあたって課題があると思われる施設を中心に選定した。  
 具体的には、次の29施設を対象とした。

<現地調査対象施設一覧>

所管		No	施設名	調査日
(1) 市民局				
コミュニティ推進部	公民館調整課	1	福岡市博多南地域交流センター	9月18日
スポーツ推進部	スポーツ振興課	2	福岡市立今宿野外活動センター	9月17日
		3	福岡市立中央体育館	9月25日
		4	福岡市立早良市民プール	9月15日
		5	福岡市立総合西市民プール	9月25日
		6	福岡市民体育館	9月24日
(2) こども未来局				
こども部	課長(青少年施設検討担当)	7	福岡市海の中道青少年海の家	9月24日
(3) 保健福祉局				
高齢社会部	高齢者サービス支援課	8	福岡市立老人福祉センター若久園	10月2日
	福祉・介護予防課	9	福岡市市民福祉プラザ	9月28日
障がい者部	障がい者施設支援課	10	福岡市立障がい者スポーツセンター	9月25日
(4) 経済観光文化局				
創業・立地推進部	新産業振興課	11	福岡市産学連携交流センター	10月1日
文化振興部	文化振興課	12	福岡市民会館	9月14日
博物館事業管理部	管理課	13	福岡市博物館	9月17日
文化財部	文化財保護課	14	福岡市赤煉瓦文化館	9月11日
(5) 農林水産局				
農林部	農業振興課	15	福岡市田尻田園スポーツ広場	9月24日
		16	油山牧場	9月15日
水産部	漁港課	17	福岡市海づり公園	9月25日
(6) 住宅都市局				
みどりのまち推進部	みどり管理課	18	友泉亭公園	9月11日
		19	東平尾公園	9月14日
		20	福岡市雁の巣レクリエーションセンター	9月15日
		21	福岡市立三日月山霊園	9月11日
		22	福岡市立西部霊園	9月11日
	動物園	23	福岡市動植物園	9月24日
	植物園	24		9月25日
(7) 道路下水道局				
管理部	道路管理課	25	市営大橋駐車場	9月14日
		26	福岡市自転車駐車場(天神地区)	9月15日
(8) 港湾局				
港湾振興部	港営課	27	博多港国際ターミナル	9月16日
(9) 区役所				
南区総務部	生涯学習推進課	28	福岡市立南市民センター	9月17日
西区総務部	生涯学習推進課	29	福岡市立西市民センター	9月16日

## ② 実施事項

主に下記のとおり、実施した。

- ・ 趣旨の説明及び施設の概要把握
- ・ 資料（施設の平面図、組織図、使用料の収納書類、使用料の徴収実績及び減免実績の関連資料等）の閲覧及びヒアリング
- ・ 施設内における各設備の視察

## (5) その他

上記（1）から（4）までの手続を補完するため、過去の包括外部監査の内容を確認するとともに、必要に応じて、資料の入手及び関係者へのヒアリングを実施した。

## 3. 監査の実施時期、対象部局及び実施事項

監査の実施時期、対象部局及び実施事項は次のとおりである。

### <監査の実施時期等>

監査の実施時期	監査対象部署	実施事項
7月22日	財政局	事前調査
7月27日～7月31日	市民局	書類閲覧及びヒアリング
8月3日～8月6日	道路下水道局、住宅都市局、港湾局	
8月24日～8月28日	経済観光文化局、教育委員会、こども未来局、市民局、各区役所	
9月7月～9月10日	農林水産局、保健福祉局	
9月11日～10月2日	各部局	現地調査

なお、受益者負担割合の分析及びアンケート調査については、上記期間中に適宜実施した。

## 4. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

### (1) 監査の結果及び意見の記載方法

監査の結果又は意見であることを明確にするため、項目の文頭に（結果）又は（意見）を記載している。

具体的な記載方法は、監査の結果については【現状】及び【指摘事項】の区分を設け、【現状】には監査によって得られた検出事項等の事実を記載し、【指摘事項】には監査の結果として是正すべき事項等の監査人としての指摘事項を記載した。

また、意見については【現状】及び【意見】の区分を設け、【現状】には結果と同様に監査によって得られた検出事項等の事実を記載し、【意見】には、説明責任上対応することが望ましいもの、適法性並びに有効性、効率性及び経済性の観点から参考となる提言等監査人の意見を記載した。

なお、監査の実施過程において監査の結果又は意見には該当しないが、市に対する留意事項、市民等に対する情報提供等の観点から重要と判断した事項は、（結果）及び（意見）の文言を付さずに内容を記載している。



(2) 監査の結果及び意見の件数

監査の結果及び意見の件数は、次のとおりである。

<監査の結果及び意見の件数>

区分	結果	意見
市民利用施設全般に関する監査の結果及び意見	1件	4件
個別の市民利用施設に関する監査の結果及び意見	63件	127件
合計	64件	131件

(3) 監査の結果及び意見の項目

監査の結果及び意見の項目は、次のとおりである。

<市民利用施設全般に関する監査の結果及び意見の項目>

項目	ページ
① (意見) 施設に係る全庁的な有効活用方策の検討について	45
② (意見) 全庁的な受益者負担の見直しへ向けた取組について	53
③ (意見) 全庁的な減免制度の見直しへ向けた取組について	67
④ (意見) 施設間における連携強化の検討について	71
⑤ (結果) 施設における物品の適切な管理について	76

<個別の市民利用施設に関する監査の結果及び意見の項目>

区分	項目	ページ
<b>(1) 市民局</b>		
I 福岡市地域交流センター		
視点1	① 有効活用の状況(各地域交流センター)	87
視点2	① (意見) 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について(各地域交流センター)	88
	② (意見) 土地賃借契約の見直しについて(和白地域交流センター)	89
	③ (意見) 望ましい受益者負担割合の検討について(各地域交流センター)	90
II 福岡市立今宿野外活動センター		
視点1	① (意見) 市民のニーズをよりの確に反映させた施設の有効活用について	96
視点2	① (結果) 条例におけるテント施設定員の記載誤りについて	99
	② (意見) 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について	99
	③ (意見) 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について	99
	④ (意見) 駐車場有料化の検討について	100
	⑤ (意見) 宿泊施設使用料単位の見直しについて	100
	⑥ (意見) 望ましい受益者負担割合の検討について	101
III 福岡市社領スポーツ広場		
視点1	① 有効活用の状況について	105
視点2	① (意見) 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について	106
	② (意見) 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について	106
	③ (意見) 駐車場有料化の検討について	106
	④ (意見) 望ましい受益者負担割合の検討について	107
IV 福岡市立地区体育施設等		
視点1	① (結果) 特定の団体に対する器具庫の無料貸出について(福岡市民体育館)	163
	② (意見) 実利用者数の把握による施設の有効活用について(各体育館及び各プール)	163
	③ (意見) 休止中の設備における今後の有効活用方策の検討について	165

区分	項目	ページ
	て（各体育館及び各プール）	
	④（意見）施設の老朽化及び計画的な対応について（総合西市民プール）	168
	⑤（意見）駐輪場の適切な利用の啓発及び有料化の検討について（中央体育館）	169
視点2	①（意見）使用料の設定根拠の明確化及び明文化について（各体育館及び各プール）	170
	②（意見）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について（各体育館及び各プール）	170
	③（意見）体育備品の貸出伝票の連番管理について（中央体育館）	171
	④（意見）市民プール専用利用の使用単位の見直しについて（各プール）	172
	⑤（意見）望ましい受益者負担割合の検討について（各体育館及び各プール）	173
V 福岡市男女共同参画推進センター		
視点1	①（意見）施設の設置目的に即した成果指標の設定について	180
視点2	①（結果）使用料の設定根拠の明確化及び明文化について	182
	②（結果）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について	182
	③（意見）望ましい受益者負担割合の検討について	183
<b>(2) こども未来局</b>		
I 福岡市立少年科学文化会館		
視点1	① 有効活用の状況について	188
視点2	①（結果）使用料の設定根拠の明確化及び明文化について	189
	②（結果）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について	189
	③（意見）望ましい受益者負担割合の検討について	190
<b>(3) 保健福祉局</b>		
I 福岡市健康づくりサポートセンター		
視点1	①（意見）使用料を徴収する研修室等の利用促進について	194
	②（意見）機械式駐車場の不具合に係る現状確認及び大規模修繕の検討について	195
視点2	①（結果）使用料の設定根拠の明確化及び明文化について	196
	②（結果）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について	196
	③（意見）望ましい受益者負担割合の検討について	197
II 福岡市市民福祉プラザ		
視点1	①（結果）施設の適切な管理運営に係る指導の徹底について	204
	②（意見）事務室入居団体の定期的見直しについて	206
	③（意見）会議室等に係る稼働率の向上について	210
視点2	①（結果）使用料の減免手続に係る指導の徹底について	211
	②（意見）使用料の設定根拠の明確化及び明文化について	211
	③（意見）望ましい受益者負担割合の検討について	212
III 福岡市立障がい者スポーツセンター		
視点1	①（意見）施設の老朽化及び計画的な対応について	217
視点2	①（意見）無料利用者の範囲の明確化について	221
	②（意見）望ましい受益者負担割合の検討について	222
IV 福岡市立火葬施設		
視点1	①（意見）火葬炉数の整備について（福岡市葬祭場）	228
	② 有効活用の状況について（玄界島火葬場）	230

	区分	項目	ページ
	視点2	① (結果) 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (福岡市葬祭場)	231
		② (意見) 望ましい受益者負担割合の検討について (福岡市葬祭場)	232
		③ 望ましい受益者負担割合の検討について (玄界島火葬場)	233
<b>(4) 経済観光文化局</b>			
I はかた伝統工芸館			
	視点1	① 有効活用の状況について	238
	視点2	① (結果) 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について	239
		② (意見) 観覧料の有料化の検討について	239
		③ (意見) 望ましい受益者負担割合の検討について	240
II 福岡市姪浜買物広場			
	視点1	① (意見) 利用状況の改善及び利用方法の抜本的な見直しの検討について	244
	視点2	① (意見) 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について	247
		② (意見) 収入の確保方策の検討について	247
		③ (意見) 望ましい受益者負担割合の検討について	248
III 福岡市創業者育成施設			
	視点1	① 有効活用の状況について (インキュベートプラザ百道浜及びインキュベートプラザ博多)	255
	視点2	① (結果) 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について (インキュベートプラザ百道浜及びインキュベートプラザ博多)	256
		② (意見) 条例等における減免金額の明文化について (インキュベートプラザ百道浜及びインキュベートプラザ博多)	257
		③ (意見) 使用料減免要綱記載内容の条例又は施行規則への明文化について (インキュベートプラザ百道浜及びインキュベートプラザ博多)	258
		④ (意見) 望ましい受益者負担割合の検討について (インキュベートプラザ百道浜及びインキュベートプラザ博多)	259
IV 福岡市産学連携交流センター			
	視点1	① (結果) 空室における備品の撤去等について	264
		② (意見) 施設及び分析機器の稼働率の向上について	265
	視点2	① (結果) 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について	266
		② (結果) 施行規則上の使用料の支払時期に関する記載の誤りについて	267
		③ (意見) 分析機器に係る使用料後納申請書の提出不要について	267
		④ (意見) 望ましい受益者負担割合の検討について	268
V 福岡市ロボスクエア			
	視点1	① 有効活用の状況について	272
	視点2	① (結果) 共有工房における使用料の設定根拠の明確化及び明文化について	273
		② (結果) 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について	273
		③ (意見) 望ましい受益者負担割合の検討について	274
VI 博多町家ふるさと館			
	視点1	① 有効活用の状況について	279
	視点2	① (結果) 利用料金上限額の設定根拠の明確化及び明文化について	280
		② (結果) 利用料金に係る減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について	280

区分	項目	ページ
	③（意見）利用料金に係る減免対象及び減免額の開示について	282
	④（意見）望ましい受益者負担割合の検討について	283
VII	福岡市コンベンション施設	
視点1	① 有効活用の状況について（マリンメッセ福岡及び福岡国際会議場）	290
視点2	①（意見）条例等における利用料金及び減免内容等の設定について（マリンメッセ福岡及び福岡国際会議場）	291
	②（意見）望ましい受益者負担割合の検討について（マリンメッセ福岡及び福岡国際会議場）	291
VIII	博多座	
視点1	① 有効活用の状況について	296
視点2	①（結果）使用料の設定根拠の明確化及び明文化について	298
	②（結果）使用料に係る減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について	298
	③（意見）利用料金に係る減免に対する基本的枠組みの把握について	299
	④（意見）望ましい受益者負担割合の検討について	300
IX	福岡市音楽・演劇練習場	
視点1	① 有効活用の状況について（各音楽・演劇練習場）	310
視点2	①（結果）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について（各音楽・演劇練習場）	312
	②（意見）使用料の設定根拠の明確化及び明文化について（各音楽・演劇練習場）	312
	③（意見）営利目的利用時における減免の見直しについて（各音楽・演劇練習場）	313
	④（意見）望ましい受益者負担割合の検討について（各音楽・演劇練習場）	316
X	福岡市民会館	
視点1	① 有効活用の状況について	322
視点2	①（結果）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について	325
	②（意見）使用料の設定根拠の明確化及び明文化について	325
	③（意見）楽屋の使用料の有料化について	326
	④（意見）駐車場使用料の有料化について	326
	⑤（意見）望ましい受益者負担割合の検討について	327
XI	福岡市美術館	
視点1	① 有効活用の状況について	331
視点2	①（結果）使用料の設定根拠の明確化及び明文化について	332
	②（結果）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について	332
	③（意見）特別決裁による減免内容の条例又は施行規則への明文化について	333
	④（意見）望ましい受益者負担割合の検討について	335
XII	福岡アジア美術館	
視点1	①（意見）アンケート結果を活用した施設の有効活用に対する取組について	339
視点2	①（結果）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について	341
	②（意見）使用料の設定根拠の明確化及び明文化について	341
	③（意見）特別決裁による減免内容の条例又は施行規則への明文化について	343

区分	項目	ページ
	④（意見）望ましい受益者負担割合の検討について	345
XIII	福岡市博物館	
視点1	①（意見）博物館に係る総合的評価の実施及び評価結果等の開示について	349
	②（意見）設備ごとの稼働率の把握について	350
	③（意見）収蔵スペースの確保に係る具体的な検討の実施について	351
視点2	①（結果）使用料の設定根拠の明確化及び明文化について	353
	②（結果）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について	353
	③（意見）特別決裁による減免内容の条例又は施行規則への明文化について	354
	④（意見）望ましい受益者負担割合の検討について	356
XIV	福岡市赤煉瓦文化館	
視点1	①（結果）適切な金庫内の管理について	360
	②（意見）地階事務室の入居団体に係る適切な取扱い等について	361
視点2	①（結果）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について	364
	②（意見）望ましい受益者負担割合の検討について	365
<b>（5）農林水産局</b>		
I	福岡市油山市民の森	
視点1	① 有効活用の状況について	369
視点2	①（結果）使用料の設定根拠の明確化及び明文化について	370
	②（結果）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について	370
	③（意見）望ましい受益者負担割合の検討について	371
II	花畑園芸公園	
視点1	① 有効活用の状況について	375
視点2	①（結果）使用料の設定根拠の明確化及び明文化について	377
	②（結果）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について	377
	③（意見）望ましい受益者負担割合の検討について	378
III	福岡市市民リフレッシュ農園	
視点1	①（意見）施設の更なる有効活用方策の検討について（各市民リフレッシュ農園）	385
視点2	①（結果）使用料の設定根拠の明確化及び明文化について（各市民リフレッシュ農園）	388
	②（結果）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について（各市民リフレッシュ農園）	388
	③（意見）望ましい受益者負担割合の検討について（各市民リフレッシュ農園）	389
IV	福岡市田園スポーツ広場	
視点1	①（意見）施設の有効活用方策及び施設のあり方に関する抜本的な検討について（各田園スポーツ広場）	394
視点2	①（結果）使用料の設定根拠の明確化及び明文化について（各田園スポーツ広場）	397
	②（結果）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について（各田園スポーツ広場）	397
	③（意見）望ましい受益者負担割合の検討について（各田園スポーツ広場）	398
V	福岡市農村センター	
視点1	①（意見）廃止決定に至るまでの期間及び今後の方針の速やかな決	402



	区分	項目	ページ
		定について	
	視点2	① 望ましい受益者負担割合の検討について	404
VI	油山牧場・背振牧場		
	視点1	① (意見) 施設の老朽化及び計画的な対応について (各牧場)	409
	視点2	① (結果) 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (各牧場)	412
		② (意見) 望ましい受益者負担割合の検討について (各牧場)	412
VII	福岡市海づり公園		
	視点1	① (意見) 施設の老朽化及び計画的な対応について	417
	視点2	① (結果) 利用料金上限額の設定根拠の明確化及び明文化について	419
		② (結果) 利用料金に係る減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について	419
		③ (意見) 利用料金に係る減免対象及び減免額の開示について	422
		④ (意見) 望ましい受益者負担割合の検討について	423
<b>(6) 住宅都市局</b>			
I	福岡市公園等		
	視点1	① (意見) 施設の老朽化及び早急な対応等について (各公園等)	470
		② (意見) 未利用箇所の有効活用について (各公園等)	481
	視点2	① (結果) 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について (各公園等)	484
		② (結果) 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (各公園等)	484
		③ (結果) 使用料の運用と規定の乖離解消について (アイランドシティ中央公園)	485
		④ (意見) 使用料等の減免対象事由の再確認等について (友泉亭公園)	485
		⑤ (意見) 公園占使用料等減免要綱における雁の巣レクリエーションセンターの取扱いの明確化について (雁の巣レクリエーションセンター)	487
		⑥ (意見) 望ましい受益者負担割合の検討について (各公園等)	488
II	福岡市立霊園		
	視点1	① (意見) 指定管理者制度の採用について (各霊園)	496
		② (意見) 墓所の利用状況の把握及び不用墓所の返還について (各霊園)	498
		③ (意見) 未建立墓地区画総数の把握及び未建立墓地区画に係る利用取消の検討について (各霊園)	500
	視点2	① (結果) 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (各霊園)	502
		② (意見) 条例等における減免金額の明文化について	502
		③ (意見) 望ましい受益者負担割合の検討について (各霊園)	504
III	南公園		
	視点1	① (意見) 動植物園に係る総合的評価の実施及び評価結果等の開示について	509
		② (意見) 管理業務委託に係る一体委託の検討等について	510
	視点2	① (結果) 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について	512
		② (結果) 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について	512
		③ (意見) 望ましい受益者負担割合の検討について	513
<b>(7) 道路下水道局</b>			
I	福岡市営駐車場		
	視点1	① (意見) 施設のあり方の検討等について (市営大橋駐車場)	523

	区分	項目	ページ
	視点2	②（意見）施設の老朽化及び早急な対応について（市営大橋駐車場）	525
		①（結果）使用料の設定根拠の明確化及び明文化について（市営築港駐車場、市営大橋駐車場）	526
		②（結果）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について（各市営駐車場）	526
		③（結果）社会実験の終期設定等について（市営大橋駐車場）	527
		④（意見）望ましい受益者負担割合の検討について（各市営駐車場）	529
II 市営バスターミナル			
	視点1	①（意見）施設設置目的の再設定及び目的に即した成果指標の設定について	533
	視点2	①（意見）望ましい受益者負担割合の検討について	534
III 福岡市自転車駐車場（有料）			
	視点1	①（意見）利用率 20%未満の自転車駐車場の利用促進策等の検討について（各自転車駐車場）	570
	視点2	①（結果）使用料の設定根拠の明確化及び明文化について（各自転車駐車場）	574
		②（意見）弾力的な駐車料金に関する検討について（各自転車駐車場）	574
		③（意見）一時利用料金と定期利用料金の関係について（天神自転車駐車場）	577
		④（意見）望ましい受益者負担割合の検討について（各自転車駐車場）	579
		⑤ 指定管理者の従事者による駐車料金の未払いについて（各自転車駐車場）	582
<b>(8) 港湾局</b>			
I 福岡市営渡船			
	視点1	① 有効活用の状況について	588
	視点2	①（結果）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について	590
		②（意見）条例等における減免金額の明文化について	590
		③（意見）特別決裁による減免内容の条例又は施行規則への明文化について	591
		④（意見）望ましい受益者負担割合の検討について	592
II 福岡市海浜公園			
	視点1	① 有効活用の状況について（各海浜公園）	599
	視点2	①（結果）使用料及び利用料金に係る減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について（各海浜公園）	600
		②（意見）利用料金上限額の設定根拠の明確化及び明文化について（各海浜公園）	601
		③（意見）望ましい受益者負担割合の検討について（各海浜公園）	602
III 福岡市ヨットハーバー			
	視点1	① 有効活用の状況について	607
	視点2	①（結果）使用料に係る減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について	609
		②（結果）利用料金に係る減免対象及び減免額のルール化について	609
		③（意見）望ましい受益者負担割合の検討について	611
IV 博多港国際ターミナル			
	視点1	①（意見）設備の有効活用方策等の検討について	616
	視点2	①（結果）利用料金上限額の設定根拠の明確化及び明文化について	618
		②（結果）使用料に係る減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について	618



区分	項目	ページ
	③（結果）利用料金に係る減免対象及び減免額のルール化について	619
	④（意見）望ましい受益者負担割合の検討について	621
<b>（9）区役所</b>		
I	福岡市立市民センター	
視点1	①（意見）未利用箇所の有効活用について（南市民センター）	643
視点2	①（結果）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について（各市民センター）	644
	②（意見）望ましい受益者負担割合の検討について（各市民センター）	644
<b>（10）教育委員会</b>		
I	福岡市総合図書館	
視点1	①（意見）財務情報を用いた成果指標の検討について	650
視点2	①（結果）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について	655
	②（意見）望ましい受益者負担割合の検討について	656
<b>（11）子ども未来局</b>		
I	福岡市立背振少年自然の家、福岡市海の中道青少年海の家	
視点1	①（意見）設備ごとの稼働率の把握について（自然の家、海の家）	663
視点2	①（結果）現金管理の徹底について（海の家）	664
	②（結果）特別決裁による減免理由の明文化について（海の家）	664
	③（意見）望ましい受益者負担割合の検討について（自然の家、海の家）	666
<b>（12）保健福祉局</b>		
I	福岡市立老人福祉センター	
視点1	①（意見）団体利用者の範囲の明確化及び明文化について（各老人福祉センター）	682
	②（意見）老人福祉センターのあり方の再検討について（各老人福祉センター）	682
視点2	①（意見）望ましい受益者負担割合の検討及び有料化について（各老人福祉センター）	689

5. 市民利用施設全般に関する監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

①(意見) 施設に係る全庁的な有効活用方策の検討について

【現状】

(1) 施設の有効活用に関する取組及び所管部署

施設の有効活用を検討するに当たり、市はこれまでも未利用地の売却や公共施設・公共空間を活用した広告事業等、公有財産の有効活用に取り組んできた。

しかし、財政状況が厳しいなか、これまで以上に財政健全化を進めるために、財産の有効活用を推進する目的で、「福岡市財産有効活用プラン」を平成25年10月に策定している。

福岡市財産有効活用プランでは、財産有効活用の基本的な考え方と財産の活用方針が定められており、同プランの推進に当たっては、各局区で財産活用計画を策定し実施を図るとともに、進行管理等を行うために「財産活用推進会議」を設置している。

財産の有効活用に関する市の統括的な所管部署は財産活用課であり、財産活用推進会議の事務局も財産活用課が所管している。

(2) 施設の有効活用に関する検出事項

各施設に関する書類の閲覧、施設所管部署へ質問及び施設の現地調査を実施した結果、施設の有効活用に関して次の事項が検出された。なお、各施設に関する検出事項は個別意見に具体的内容を記載している。

<検出事項>

検出事項	施設名
施設の利用実態に一部不適切な点が見られた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市民体育館</li> <li>・福岡市市民福祉プラザ</li> <li>・福岡市産学連携交流センター</li> <li>・福岡市赤煉瓦文化館</li> </ul>
老朽化等により、危険が生じかねない状況等にあると考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市立障がい者スポーツセンター</li> <li>・油山牧場</li> <li>・福岡市海づり公園</li> <li>・雁の巣レクリエーションセンター</li> <li>・市営大橋駐車場 等</li> </ul>
老朽化、故障等が生じているが、費用対効果の観点から修繕等の対応を控えているものがある。その結果、施設の一部の利用が制限されており、施設の活用が不十分と考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市立総合西市民プール</li> <li>・福岡市民体育館</li> <li>・友泉亭公園</li> <li>・東平尾公園 等</li> </ul>
施設の一部が未利用又は稼働率が低く、施設の活用が不十分と考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市市民リフレッシュ農園</li> <li>・東平尾公園</li> <li>・福岡市霊園</li> <li>・福岡市自転車駐車場 等</li> </ul>
利用者の実態把握がされていない、又は実態把握を施設運営に活かしておらず、施設の活用が不十分と考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市今宿野外活動センター</li> <li>・福岡市地区体育施設等</li> <li>・福岡アジア美術館</li> <li>・福岡市博物館</li> <li>・博多港国際ターミナル 等</li> </ul>

検出事項	施設名
施設の事業について成果指標が設定されていない又はより望ましい成果指標の検討が望ましい。 施設の運営について総合的な評価が行われていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市男女共同参画推進センター</li> <li>・福岡市博物館</li> <li>・福岡市動植物園</li> <li>・藤崎バス乗継ターミナル</li> <li>・福岡市総合図書館</li> </ul>
社会環境の変化等により当初の設置目的と現在の運営内容が合致していない等の可能性があり、施設のあり方等を検討することが望ましいと考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市姪浜買物広場</li> <li>・福岡市田園スポーツ広場</li> <li>・市営大橋駐車場</li> <li>・福岡市立老人福祉センター</li> </ul>
有料設備の積極的な利用促進、駐車場の有料化、ネーミングライツ導入等各種収入源について具体的な検討がされておらず、収入増加策が不十分と考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おおむね各施設が該当</li> </ul>

また、平成 26 年度に開催された財産活用推進会議に関する書類の閲覧、財産活用課へ質問を実施した。

財産活用推進会議は、各局区の財産活用計画の調整及び進行管理の場であることから、このような個々の施設の課題について協議検討する場とはなっていないが、今後、施設の有効活用や受益者負担のあり方を議論する場として活用することも考えられる。

### (3) 施設の維持管理に関する取組及び所管部署

施設の有効活用の前提として、利用者にとって施設が安全で支障なく使用できることが必要である。特に老朽化した施設については、修繕等の維持管理が重要となる。

市は、施設の維持管理について、アセットマネジメントを導入している。具体的には、アセットマネジメントを全庁的に導入し、取組むべき内容、推進体制等基本的な枠組みを定めた「福岡市アセットマネジメント基本方針」を平成20年9月に策定するとともに、同基本方針に基づく「アセットマネジメント実行計画」を策定し、実施を図っている。現在は、平成25年度からの4年間を対象とする「第2次アセットマネジメント実行計画」を策定し、取組を行っているところである。「アセットマネジメント実行計画」では、各施設で「長期保全計画」を策定することされており、この長期保全計画に基づく長期投資計画において施設の将来的な延命化、大規模改修、修繕等に要する費用が計画される。

アセットマネジメントの推進に係る総合的な企画及び調整、長期保全計画に基づく延命化、大規模改修、修繕等の予算（以下、「アセット予算」という。）の配分等は、主に財政局アセットマネジメント推進部アセットマネジメント推進課（以下、「アセットマネジメント推進課」という。）が所管していることから、施設の維持管理に関する市の統括的な所管部署は、アセットマネジメント推進課といえる。

(4) 施設の維持管理（アセットマネジメント）に関する検出事項

アセットマネジメントに関する書類の閲覧、施設所管部署及びアセットマネジメント推進課へ質問を実施した結果、施設の維持管理（アセットマネジメント）に関して次の事項が検出された。

<検出事項>

項目	検出事項
修繕等の必要性の把握及び修繕等の優先順位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アセットマネジメント推進課は、施設の重点 3 部位（外壁、屋上防水、重変電設備）や大規模改修のうち重要な部分について現地調査を行い、施設所管部署と協議を行ったうえで、改修時期の前倒し、あるいは先送りの必要性を判断している。</li> <li>・それ以外の設備等に関する修繕等については原則として各施設所管部署が調査をして、修繕等の優先度を判断し、予算要求をしている。</li> <li>・施設所管部署の担当者から修繕等の必要性、修繕等の優先度については専門的判断を要するため、アセットマネジメント推進課の現状の相談体制をさらに強化してほしいといった意見があった。</li> </ul>
アセット予算の各施設への配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アセット予算は長期保全計画を前提としているが、実際の前算額は、必ずしも長期保全計画どおりではなく、各施設の現状に応じて修繕等に必要額が積算されている。</li> <li>・アセットマネジメント推進課によれば、予算配分は各施設の修繕の必要性や優先度を考慮して配分額を決定しつつ、局の自立性を踏まえ、一定程度の柔軟な対応ができるように配慮しているとのことである。</li> <li>・施設所管部署の担当者から施設別の予算配分について、必要に応じてアセットマネジメント推進課からより一層のアドバイスが欲しいといった意見があった。</li> </ul>
アセット予算の執行結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アセットマネジメント推進課によれば、予算の執行状況については、各局に照会し、主な改修内容を把握しており、予算編成時の見込みから大きく外れた執行をしている場合は、施設所管部署に問い合わせを行っているとのことである。</li> </ul>
市有構築物保全情報システムの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市有構築物の適切な保全と活用を目的として、平成 19 年から保全情報システムが運用されている。市資料によれば、施設情報、長期保全計画の作成支援、運営費分析支援が可能とされており、各施設所管課の職員向けにシステム活用の研修等を行っている。</li> <li>・保全情報システムには、維持保全情報として保守管理委託情報や工事・修繕履歴情報を入力することになっているが、一部未入力の情報もあり、施設情報としては不備がある。これについては、現在、補完に向けて整備を行っている。</li> <li>・施設所管部署の担当者から保全情報システムについては十分な活用ができていないとの意見があった。</li> </ul>

(5) 財産活用課及びアセットマネジメント推進課の事務分掌

福岡市事務分掌規則によれば財産活用課とアセットマネジメント推進課の事務分掌は次のとおりである。

＜財産活用課とアセットマネジメント推進課の事務分掌（下線は監査人記載）＞

課名	事務分掌
財産活用課	<p>第 15 条の 2 財産活用課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 公有財産の統括に関すること。</p> <p>(3) <u>公有財産の管理及び処分の企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(4) 公有財産台帳に関すること。</p> <p>(5) 福岡市土地開発公社との連絡調整に関すること。</p> <p>(6) <u>財産を活用した財源確保の推進に係る企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(7) 債権管理(市税に係るものを除く。)に係る総合調整に関すること。</p> <p>(8) 債権管理(市税に係るものを除く。)に係る支払督促の統括に関すること。</p> <p>(9) 部内の他の課の主管に属しないこと。</p>
アセットマネジメント推進課	<p>第 18 条 アセットマネジメント推進課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関すること。</p> <p>(2) <u>アセットマネジメントの推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(3) 市有建築物等の整備計画の調整並びに整備手法に係る企画及び調整に関すること。</p> <p>(4) <u>市有建築物等の整備及び維持管理に係る技術指導及び技術支援の総合調整に関すること。</u></p> <p>(5) 福岡市施設整備公社との連絡調整に関すること。</p> <p>(6) 部内の他の課の主管に属しないこと。</p>

※出所：「福岡市事務分掌規則」

【意見】

【現状】(2)及び(4)に記載した検出事項について、それらへの対処を行っていくには、次のような課題があると考えられる。

＜検出事項の課題＞

項目	部署	課題
施設の有効活用に関する検出事項	財産活用課	・有効活用を行う前提となる施設の詳細な現状把握ができていない。
	施設所管部署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設別の有効活用に関して取組むべき課題の設定が曖昧である。</li> <li>・一部の施設所管部署において、自主的な施設のあり方の見直し等がされていない状況が見られた。</li> </ul>
施設の維持管理（アセットマネジメント）に関する検出事項	アセットマネジメント推進課	・保全情報システムは、一部未入力の情報もあり、施設情報としては不備があるので、補完等により更なる活用度の向上が必要である。
	施設所管部署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修繕等に関する専門知識を有する職員が不足している。</li> <li>・保全情報システムの活用内容が施設所管部署に浸透しておらず、施設所管部署にとってメリットが見えにくい。</li> </ul>

市は、これまでアセットマネジメント及び財産有効活用の取組を推進しているが、上記の課題に対応し、更なる施設の適切な維持管理及び財産の有効活用を推進するためには、施設の維持管理及び有効活用に関する組織としての統治体制（以下「アセットガバナンス体制」という。）の構築が必要であると考える。

市の特徴として、局の自立性を尊重しつつも、専門知識を保有している財産活用課やアセットマネジメント推進課が全庁的な視点から各施設の情報把握するとともに、各施設所管部署へアドバイス等を行い、アセットガバナンス体制を強化することが重要なポイントとなると考える。

具体的には、次を参考にアセットガバナンス体制の強化について、検討することが望まれる。

### (1) アセットガバナンス体制強化の目的

【現状】(2)及び(4)の<検出事項>並びに上記の<検出事項の課題>を踏まえ、アセットガバナンス体制に関する課題を全庁的に認識するとともに、課題解決へ向けて関係部署の取組を促進するため、アセットガバナンス体制強化の目的を次のとおり設定する。なお、設定に当たっては、財産活用課及びアセットマネジメント推進課の協力の下に設定することが望ましい。

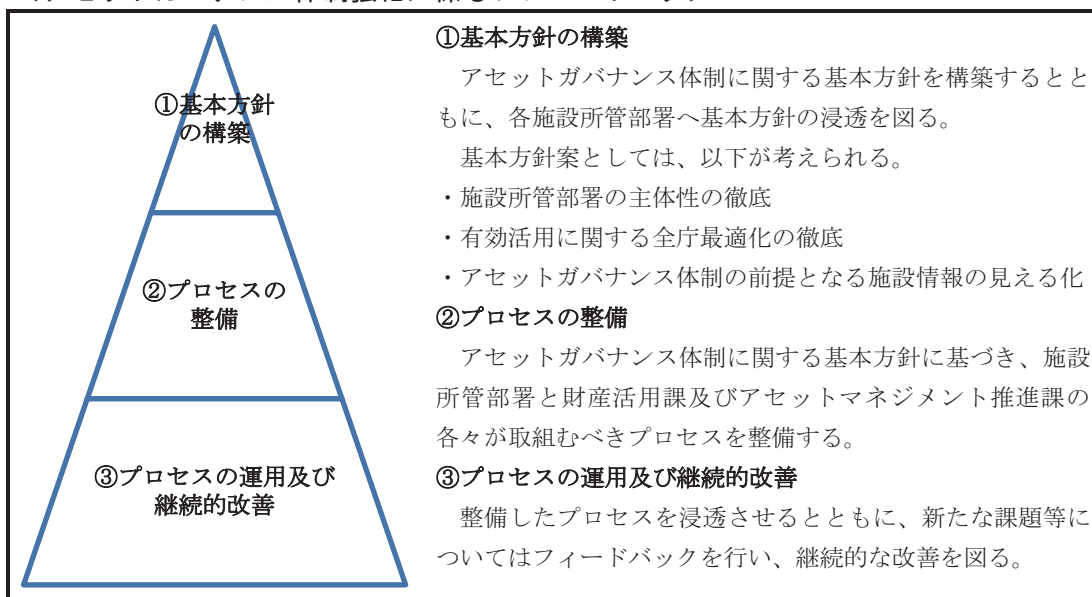
#### <アセットガバナンス体制強化の目的>

施設の維持管理及び有効活用を効果的に推進するため、各局の自立性、各施設所管部署の主体性を尊重しつつ、全庁的な最適化を目指し、アセットガバナンス体制を強化する。

### (2) アセットガバナンス体制強化に係るフレームワーク

上記の目的を達成するため、アセットガバナンス体制に係るフレームワークを構築し、施設所管部署と財産活用課及びアセットマネジメント推進課が取組むべき内容を設計する。なお、構築に当たっては、財産活用課及びアセットマネジメント推進課の協力の下に、必要に応じて施設所管部署の意見も踏まえることが望ましい。

#### <アセットガバナンス体制強化に係るフレームワーク>





(3) フレームワークに基づいた具体的な取組

フレームワークに基づいた施設所管部署と財産活用課及びアセットマネジメント推進課が取組むべき具体的な内容を整理すると次のとおりである。

各施設の具体的な課題に取り組むため、施設所管部署の主体性を尊重しつつ、財産活用課及びアセットマネジメント推進課が全庁的な視点から有効活用についてアドバイス等を行うことで組織横断的な取組も可能とすることを意識した内容である。また、それらを取組む前提として、施設の情報把握は特に重要になると考える。

<フレームワークに基づいた具体的な取組>

	財産活用課/ アセットマネジメント推進課	施設所管部署
①基本方針の構築	・基本方針を構築し、研修等を通じて、施設所管部署へ基本方針の提示・浸透を図る。	・基本方針の浸透を図る。
②プロセスの整備	a. 情報把握	
	・保全情報システムの内容の充実、活用度を高める検討を行う。施設の基本情報、修繕情報、維持管理情報だけではなく、施設の利用状況、余剰スペース情報といった総合的な情報の更なる把握についても検討する。	・施設情報の見える化を推進するため、保全情報システムへの適時・適切な入力を徹底する。 ・施設情報について積極的に財産活用課及びアセットマネジメント推進課へ提供する。
	b. 課題認識	
	・施設の維持管理及び有効活用に関する施設所管部署からの相談受付体制を強化する。 ・施設所管部署から提供を受けた施設の維持管理及び有効活用に関する課題について、全庁的な視点からモニタリングを行い、課題の妥当性を検討する。必要に応じて、施設所管部署へアドバイス等を行う。 例 1：駐車場有料化を検討することが望ましいと考えられる場合に、施設所管部署で「駐車場の有料化」という課題が認識されていない場合は、当該課題の見解を施設所管部署へ問合せる。 例 2：施設のあり方の見直し等を返答することが望ましいと考えられる場合には、施設所管部署の見解を踏まえ、全庁的な視点から検討を行う。	・施設の維持管理及び有効活用に関する課題を把握、整理する。 ・課題の把握、整理に当たっては必要に応じ、把握の方法、課題の妥当性等について財産活用課及びアセットマネジメント推進課へ相談する。 ・整理した課題については、財産活用課及びアセットマネジメント推進課へ提供する。
c. 解決策実施		
・施設所管部署から提供を受けて整理した課題に対する解決策について、モニタリングを行い、必要に応じて施設所管部署へアドバイス等を行う。	・整理した課題に対する解決策を検討・立案する。検討・立案結果を財産活用課及びアセットマネジメント推進課へ提供する。	



	財産活用課/ アセットマネジメント推進課	施設所管部署
	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設所管部署の実施結果について、内容把握を行う。</li> <li>施設のあり方の見直し、施設間の連携、所管換え等施設所管部署から発出されにくい解決策について検討・立案を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>整理した課題に対する解決策を実施する。</li> <li>解決策の実施結果は、財産活用課及びアセットマネジメント推進課へ提供する。</li> </ul>
	d. 情報収集・共有	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の維持管理及び有効活用に関する情報については、施設所管部署に共有する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自施設以外の施設情報を、課題の検討、解決策の検討等に活用する。</li> </ul>
③プロセスの運用及び継続的改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の a. ～d. のプロセスについて、運用するとともに、各施設所管部署へ研修等を通じて、プロセスの更なる浸透を図る。</li> <li>施設所管部署に対する相談受付体制の構築、アドバイスの実施等を行うため、各種知識の充実強化を行う。</li> <li>運用していく上で、運営上の課題等があれば、継続的に改善を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の a. ～d. のプロセスについて、運用する。</li> </ul>

#### (4) 行財政改革プランとの関連

上記(1)から(3)までに記載したアセットガバナンス体制の強化に関する取組については、行財政改革プランの〈取組 2〉健全な財政運営における〔推進項目⑧〕公共施設等の見直しに記載された内容と整合的である。このため、行財政改革プランの推進に資するものであると考えられる。

#### ＜健全な財政運営に向けた推進項目＞

<p><b>〔推進項目⑧〕公共施設等の見直し</b></p> <p>○施設の維持管理コストの縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間活力の導入（指定管理者制度の活用など）、高額な家賃物件からの移転 など</li> </ul> <p>○公共施設等の老朽化に向けた適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存施設の有効活用とアセットマネジメントの実施</li> <li>大量更新期に向けた計画的な対応 など</li> </ul> <p>○施設の必要性・あり方の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の管理運営費や維持保全、更新に伴う負担が重くなるなか、真に必要な施設サービスを安全かつ安定的に提供していくため保有施設の総量を減量</li> <li>社会環境の変化により役割を終えた施設の見直しや、事業手法としてのあり方の見直し</li> </ul>
---

※出所：「行財政改革プラン」

#### (5) 財産活用課及びアセットマネジメント推進課の連携強化

上記(1)から(3)までに記載したとおり、施設の維持管理及び有効活用を検討するに当たって、検討の前提となる施設情報、具体的には施設の基本情報、修繕情報、維持管理情報に加え、施設の利用状況、余剰スペース情報といった情報が必要である。財産活用課とアセットマネジメント推進課は、連携を強化し、当該情報の把握及び活用を検討す

ることが望ましい。

また、アセットガバナンス体制の強化について、施設所管部署に対するモニタリングやアドバイス等をより効果的に行う必要がある。このため、財産活用課とアセットマネジメント推進課はモニタリングやアドバイス等を行う体制のあり方を含め、両課の連携強化について検討することが望ましい。

## ②（意見）全庁的な受益者負担の見直しへ向けた取組について

### 【現状】

市の行財政改革プランでは、健全な財政運営の推進項目の一つとして、受益者負担の見直しを行うことが掲げられている。

また、この推進項目に係る財政局の改革実行計画では、平成 26 年度から施設使用料の見直しを検討し、その検討事項において全庁的な調査の実施や方針の取りまとめを行うとされているが、見直しを実施した施設は一部にとどまっている。

#### <健全な財政運営に向けた推進項目>

<p>&lt;取組 2&gt;健全な財政運営</p> <p><u>〔推進項目⑦〕行政サービスの見直し</u></p> <p>○個人給付の見直し、受益者負担の見直し、減免制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者が増え続ける中、持続可能な制度とするため、個人給付から事業への転換など、選択と集中の観点から見直しを検討（高齢者福祉、障がい者福祉）</li> <li>・国における新たな子ども・子育て支援制度の開始にあわせた、本市独自の減免制度や助成制度などの再構築（子育て支援施策）</li> <li>・使用料の適正化、自己負担の見直し など</li> </ul>
---

※出所：「行財政改革プラン」

#### <財政局の改革実行計画>

12	施設使用料の見直し検討			
推進項目区別	⑦行政サービスの見直し			
取組内容	各市民利用施設について、受益と負担の観点から、サービス提供に要するコストや使用料の水準及び減免基準について、見直しを検討します。 検討に当たっては、全庁的な調査の実施や方針のとりまとめを行うとともに、関連する部局間の調整を図ります。			
実施スケジュール	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
施設使用料の見直し検討	検討	方針をとりまとめ、順次実施	→	→

※出所：「行財政改革プラン」

また、各施設で生じる費用を把握し、現状の受益者負担割合を試算した結果、具体的な内容は個別意見に記載のとおりであるが、多くの施設において、算定結果と望ましい受益者負担割合には大きな乖離が生じていた。施設の区分ごとに当該乖離状況をプロット図で示すと次のとおりとなる。

(1) 産業系施設プロット図

産業系施設の望ましい受益者負担割合は、75%~100%（受益者負担割合マトリクス F・H・I）と考えられる。

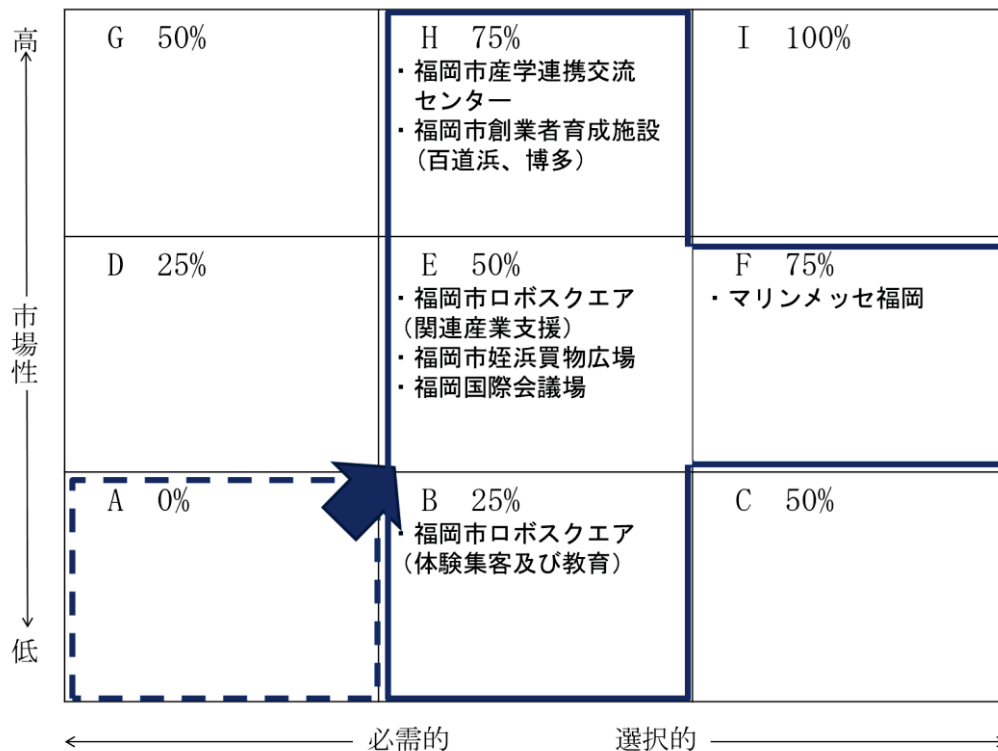
＜産業系施設の望ましい受益者負担割合＞

望ましい受益者負担割合	75%~100%（受益者負担割合マトリクス F・H・I）
市場性	民間で類似施設があり、収益性はある程度高い
必需性	個人によって必要性が異なる施設であり、選択性はある程度高い

受益者負担割合を試算した結果、多くの産業系施設はおおむね 10%前後であった。

施設の実情を加味した各施設の望ましい受益者負担割合は 25%~75%（受益者負担割合マトリクスの B・E・F・H）と考えたが、試算結果と乖離が生じていることが分かる。

＜受益者負担割合マトリクス＞



※凡例 点線：受益者負担割合の試算結果（主な施設の算定結果であり、点線枠から外れるものもある。）

実線：望ましい受益者負担割合

(2) 公園プロット図

公園の望ましい受益者負担割合は、25%（受益者負担割合マトリクスB）と考えられる。

<公園の望ましい受益者負担割合>

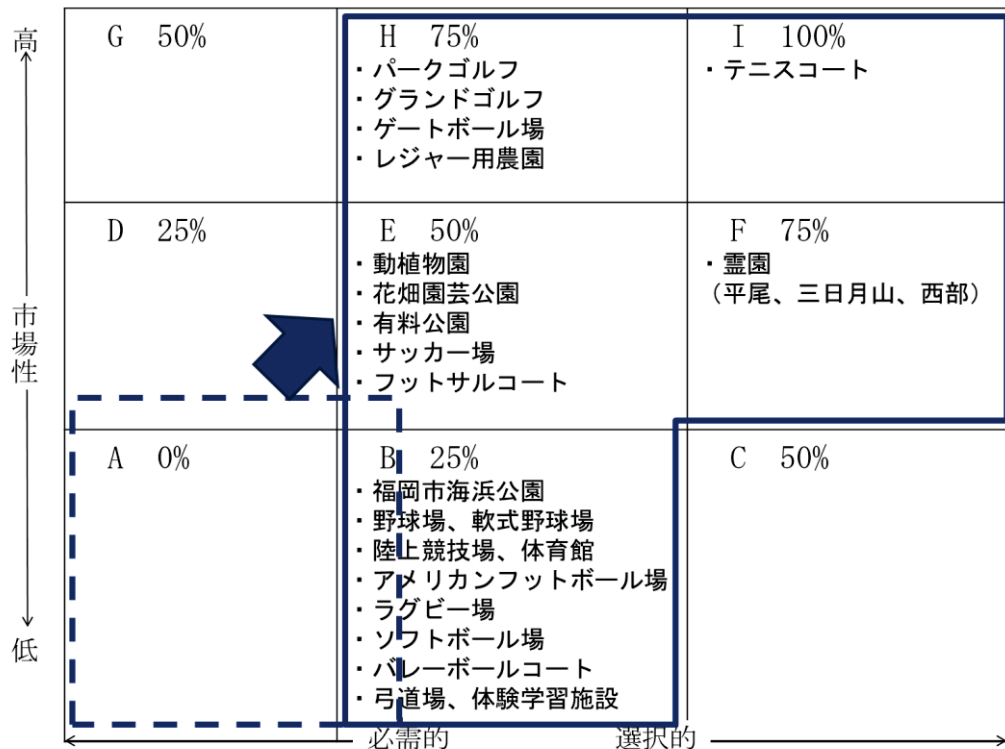
望ましい受益者負担割合	25%（受益者負担割合マトリクスB）
市場性	民間では提供されにくいいため、市場性は低い
必需性	災害時の避難所や学校行事・大規模大会等の公的な目的もあり、行政関与の必要性も一定程度ある

受益者負担割合を試算した結果、多くの公園はおおむね15%～40%であった。

施設の実情を加味した各施設の望ましい受益者負担割合は25%～100%（受益者負担割合マトリクスのB・E・F・H・I）と考えたが、試算結果と乖離が生じていることが分かる。

なお、各公園については、野球場やテニスコート等、保有設備に差異があるため、保有設備の状況を反映して望ましい受益者負担割合を試算している。そのため、下表では、花畑園芸公園、動植物園、霊園及び福岡市海浜公園以外の公園については、保有設備の望ましい受益者負担割合を記載している。

<受益者負担割合マトリクス>



※凡例 点線：受益者負担割合の試算結果（主な施設の算定結果であり、点線枠から外れるものもある。）

実線：望ましい受益者負担割合

(3) スポーツ・レクリエーション施設プロット図

スポーツ・レクリエーション施設の望ましい受益者負担割合は、75%~100%（受益者負担割合マトリクスF・H・I）と考えられる。

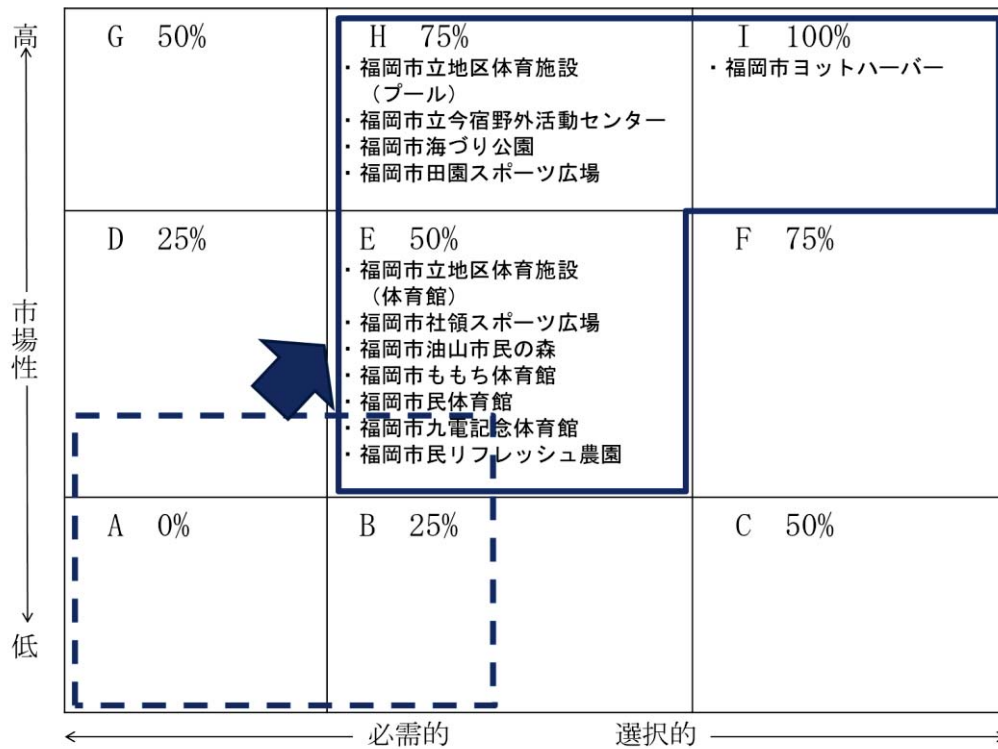
<スポーツ・レクリエーション施設の望ましい受益者負担割合>

望ましい受益者負担割合	75%~100%（受益者負担割合マトリクスF・H・I）
市場性	民間で類似施設があり、収益性はある程度高い
必需性	主に個人の健康増進等のために使用され公益目的で利用されることは限定的であり、選択的である

受益者負担割合を試算した結果、多くのスポーツ・レクリエーション施設はおおむね15%~40%であった。

施設の実情を加味した各施設の望ましい受益者負担割合は 50%~100%（受益者負担割合マトリクスのE・H・I）と考えたが、試算結果と乖離が生じていることが分かる。

<受益者負担割合マトリクス>



※凡例 点線：受益者負担割合の試算結果（主な施設の算定結果であり、点線枠から外れるものもある。）

実線：望ましい受益者負担割合

(4) 企業会計施設・その他プロット図

企業会計施設・その他の望ましい受益者負担割合は、75%～100%（受益者負担割合マトリクスF・H・I）と考えられる。

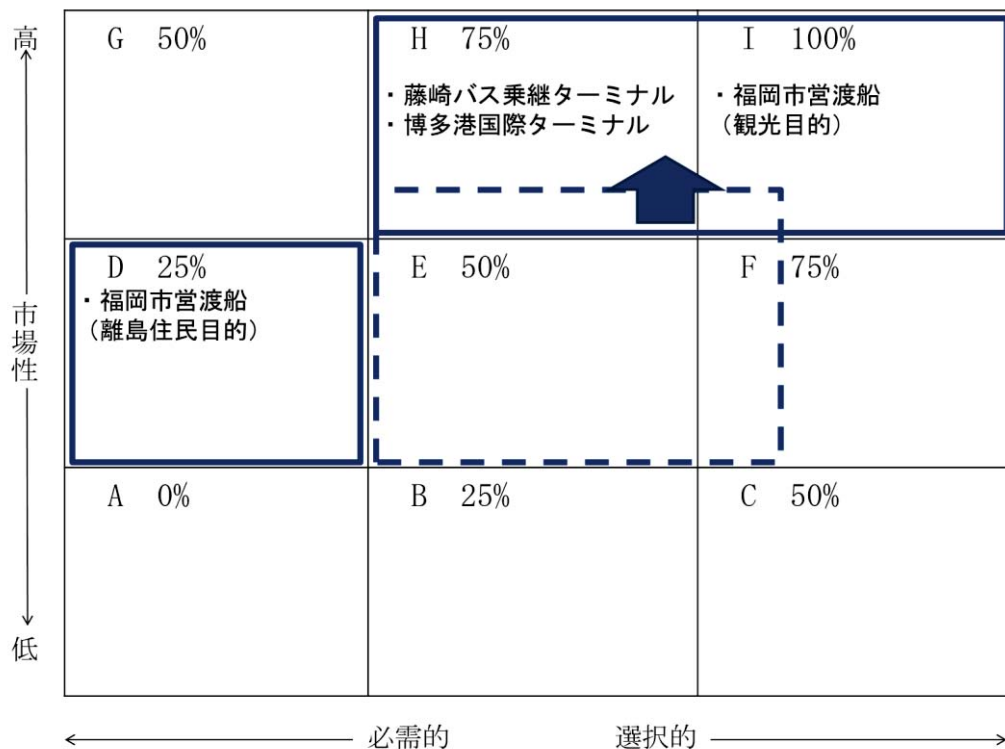
<企業会計施設・その他の望ましい受益者負担割合>

望ましい受益者負担割合	75%～100%（受益者負担割合マトリクスF・H・I）
市場性	民間で類似施設があり、収益性はある程度高い
必需性	個人によって必要性が異なる施設であり、選択性はある程度高い

受益者負担割合を試算した結果、多くの企業会計施設・その他はおおむね60%～80%であった。

施設の実情を加味した各施設の望ましい受益者負担割合は25%～100%（受益者負担割合マトリクスのD・H・I）と考えたが、試算結果と乖離が生じていることが分かる。

<受益者負担割合マトリクス>



※凡例 点線：受益者負担割合の試算結果（主な施設の算定結果であり、点線枠から外れるものもある。）

実線：望ましい受益者負担割合



(5) 市民・文化・社会教育施設プロット図

市民・文化・社会教育施設の望ましい受益者負担割合は、25%～50%（受益者負担割合マトリクスB・E）と考えられる。

<市民・文化・社会教育施設の望ましい受益者負担割合>

望ましい受益者負担割合	25%～50%（受益者負担割合マトリクスB・E）
市場性	民間では提供されにくいいため、市場性はやや低い
必需性	市民・文化・社会教育施設等、施設の設置目的から、行政関与の必要性も一定程度ある

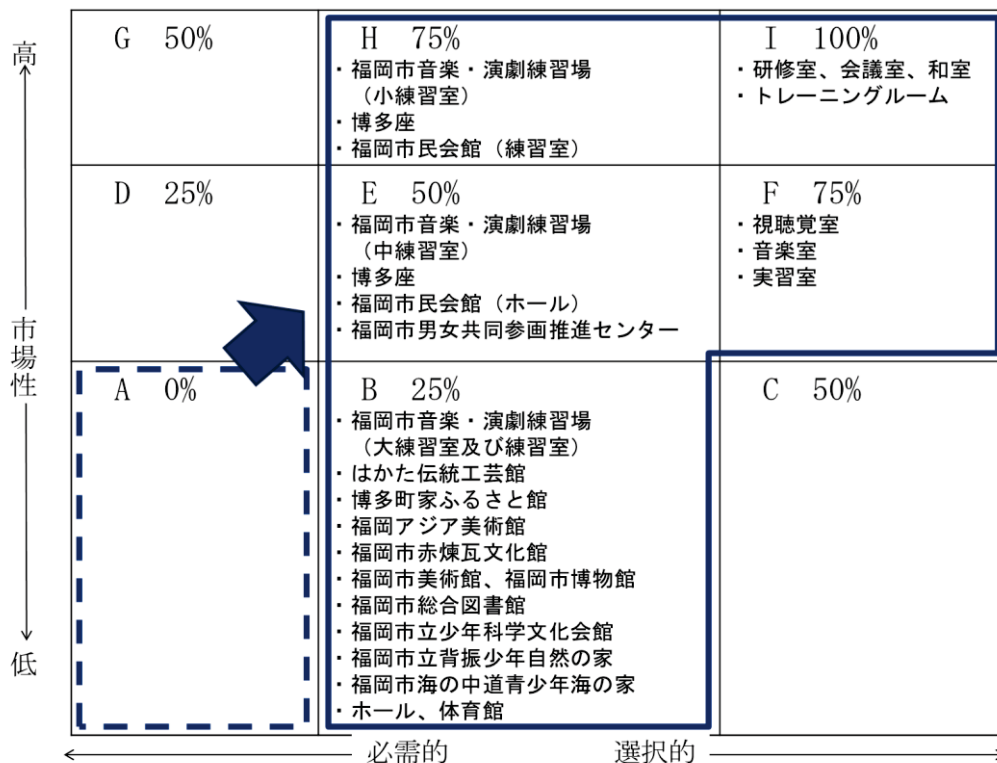
受益者負担割合を試算した結果、おおむね0%～15%であった。

施設の実情を加味した各施設の望ましい受益者負担割合は25%～100%（受益者負担割合マトリクスのB・E・F・H・I）と考えたが、試算結果と乖離が生じていることが分かる。

なお、福岡市音楽・演劇練習場については、練習室の規模ごとに望ましい受益者負担割合を試算している。

また、福岡市立市民センター及び福岡市地域交流センターにおいては、視聴覚室、体育館等、保有設備に差異があるため、保有設備の状況を反映して試算している。そのため、下表では、福岡市立市民センター及び福岡市地域交流センターについては保有設備の望ましい受益者負担割合を記載している。

<受益者負担割合マトリクス>



※凡例 点線：受益者負担割合の試算結果（主な施設の算定結果であり、点線枠から外れるものもある。）

実線：望ましい受益者負担割合

(6) 保健・医療・子育て支援・福祉施設プロット図

保健・医療・子育て支援・福祉施設の望ましい受益者負担割合は、0%～25%（受益者負担割合マトリクスA・B・D）と考えられる。

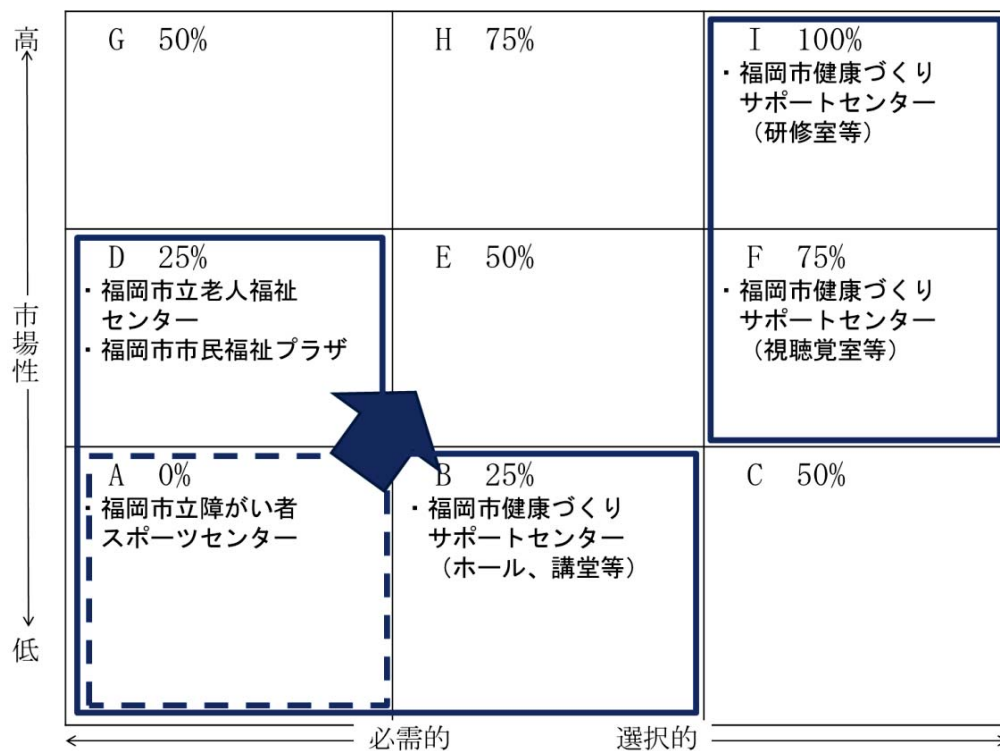
<保健・医療・子育て支援・福祉施設の望ましい受益者負担割合>

望ましい受益者負担割合	0%～25%（受益者負担割合マトリクスA・B・D）
市場性	民間では提供されにくいいため、市場性はやや低い
必需性	保健・医療・子育て支援・福祉等の推進を図るための施設という観点等から、行政関与の必要性も一定程度ある

受益者負担割合を試算した結果、多くの保健・医療・子育て支援・福祉施設はおおむね0%～1.0%であった。

施設の実情を加味した各施設の望ましい受益者負担割合は 0%～25%、75%～100%（受益者負担割合マトリクスのA・B・D・F・I）と考えたが、試算結果と乖離が生じていることが分かる。

<受益者負担割合マトリクス>



※凡例 点線：受益者負担割合の試算結果（主な施設の算定結果であり、点線枠から外れるものもある。）

実線：望ましい受益者負担割合

(7) 公共牧場プロット図

公共牧場の望ましい受益者負担割合は、50%（受益者負担割合マトリクスE）と考えられる。

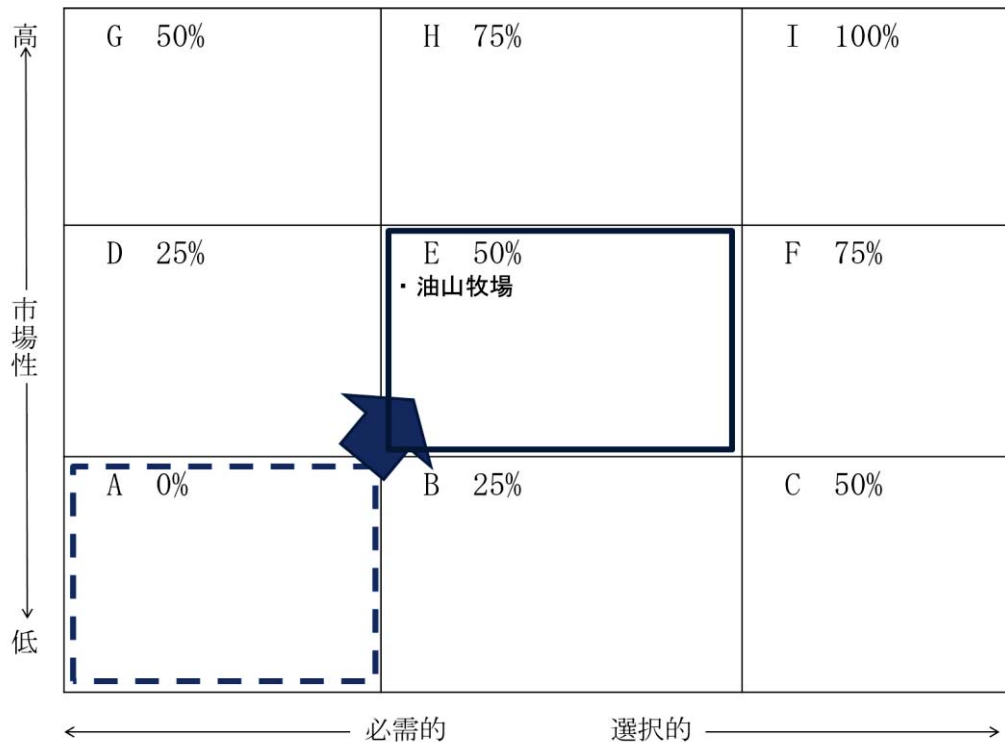
＜公共牧場の望ましい受益者負担割合＞

望ましい受益者負担割合	50%（受益者負担割合マトリクスE）
市場性	民間にも類似施設が存在しており、ある程度市場性がある
必需性	個人の嗜好や価値観によって必要性が異なるものであり、ある程度選択性がある

受益者負担割合を試算した結果、公共牧場はおおむね5%～15%であった。

施設の実情を加味した各施設の望ましい受益者負担割合は50%（受益者負担割合マトリクスのE）と考えたが、試算結果と乖離が生じていることが分かる。

＜受益者負担割合マトリクス＞



※凡例 点線：受益者負担割合の試算結果（主な施設の算定結果であり、点線枠から外れるものもある。）

実線：望ましい受益者負担割合

(8) 行政系施設プロット図

行政系施設の望ましい受益者負担割合は、0%（受益者負担割合マトリクスA）と考えられる。

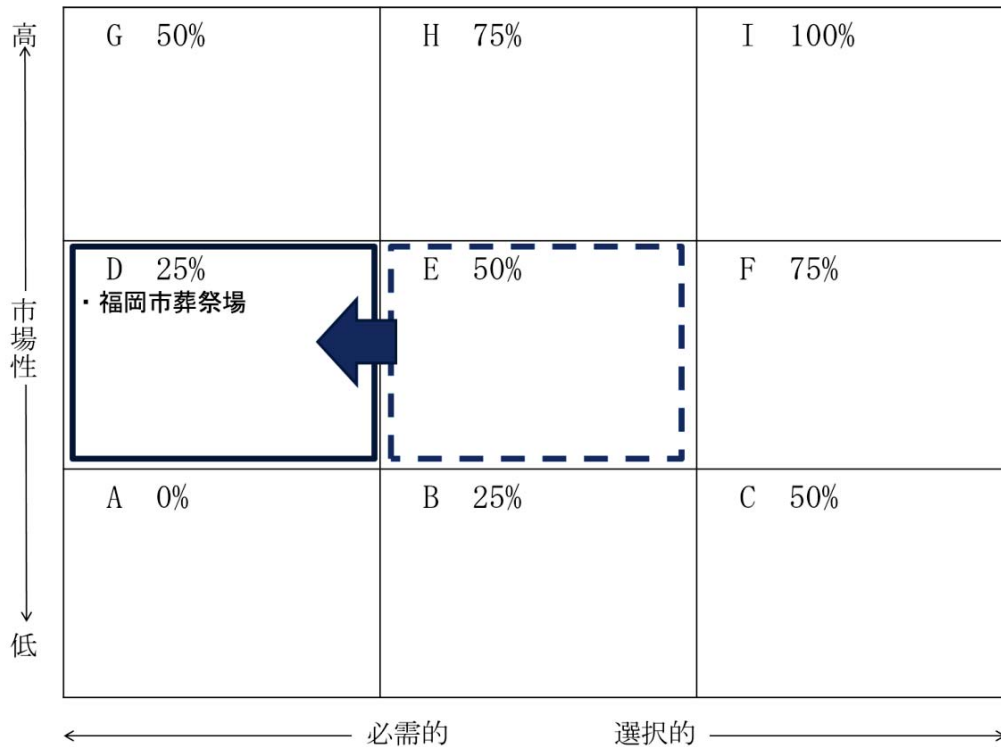
＜行政系施設の望ましい受益者負担割合＞

望ましい受益者負担割合	0%（受益者負担割合マトリクスA）
市場性	民間では提供されにくく、行政が中心に提供する施設であるため、市場性は低い
必需性	市民の日常生活において殆どの全ての人を使用する施設であるため、必需的である

受益者負担割合を試算した結果、行政系施設はおおむね30%～70%であった。

施設の実情を加味した各施設の望ましい受益者負担割合は25%（受益者負担割合マトリクスのD）と考えたが、試算結果と乖離が生じていることが分かる。

＜受益者負担割合マトリクス＞



※凡例 点線：受益者負担割合の試算結果（主な施設の算定結果であり、点線枠から外れるものもある。）

実線：望ましい受益者負担割合

(9) 駐車場プロット図

駐車場の望ましい受益者負担割合は、75%~100% (受益者負担割合マトリクスF・H・I) と考えられる。

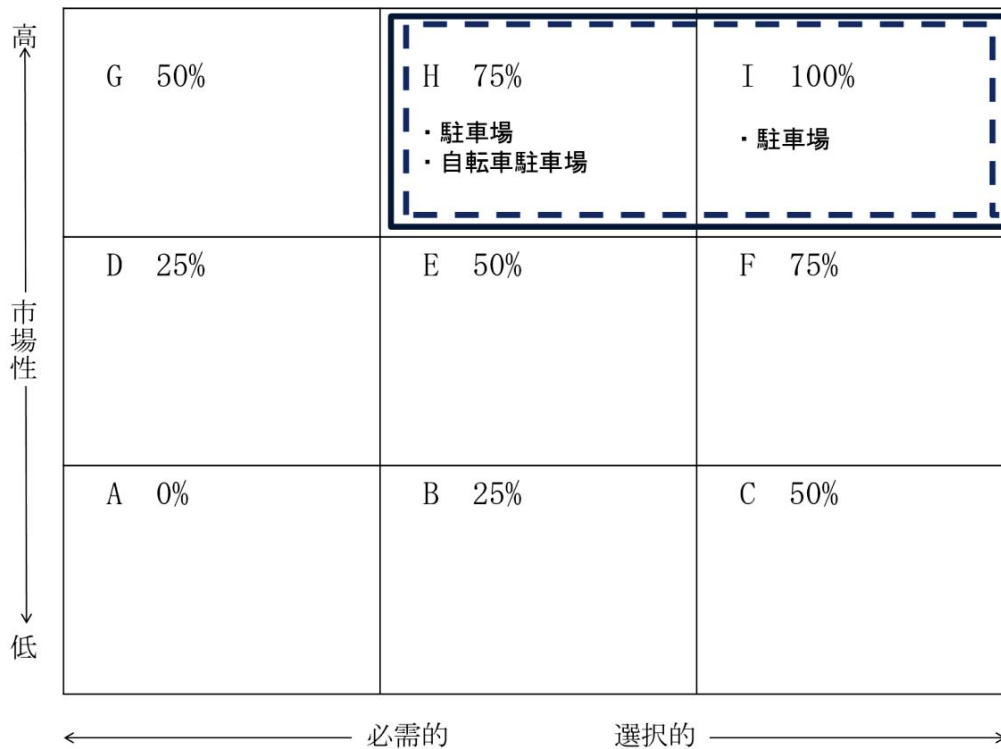
<駐車場の望ましい受益者負担割合>

望ましい受益者負担割合	75%~100% (受益者負担割合マトリクスF・H・I)
市場性	民間で類似施設があり、収益性はある程度高い
必需性	個人によって必要性が異なる施設であり、選択性はある程度高い

受益者負担割合を試算した結果、駐車場はおおむね75%~100%であった。

施設の実情を加味した各施設の望ましい受益者負担割合は75%~100% (受益者負担割合マトリクスのH・I) と考えたが、試算結果と近似していることが分かる。

<受益者負担割合マトリクス>



※凡例 点線：受益者負担割合の試算結果 (主な施設の算定結果であり、点線枠から外れるものもある。)

実線：望ましい受益者負担割合

## 【意見】

【現状】に記載したとおり、行財政改革プランでは、平成 26 年度から施設使用料の見直し検討について方針を取りまとめ、順次実施とあるが、見直しを進めている施設は一部にとどまっている。使用料の見直しは、市の健全な財政運営のためには見直すことが必須な内容であるが、次のような課題があり議論が進展してこなかったと考える。

### ＜使用料の見直しに係る課題＞

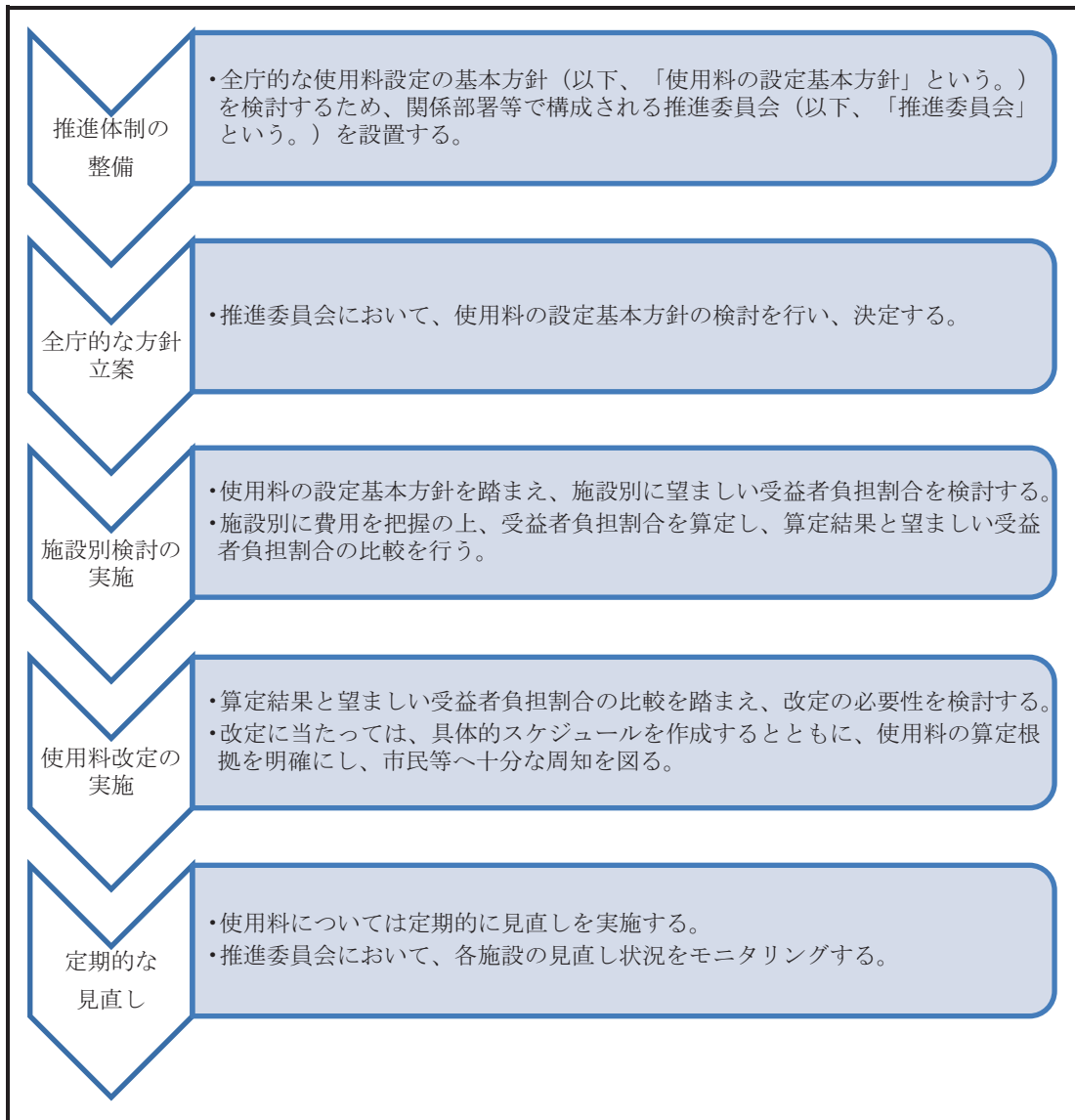
- |   |
|---|
| (1) 多くの施設において、使用料を見直す前提となる施設で生じる費用が把握されていなかった<br>(2) 受益者負担のあり方、使用料の設定・見直しに対する市としての考え方が整理されていない<br>(3) 社会的影響が大きい 等 |
|---|

また、多くの施設において、受益者負担割合の試算結果は監査人が設定した望ましい受益者負担割合より低く、乖離している状況が見受けられた。これは、施設の利用者にとっては安価に施設を利用できているが、施設を利用していない市民にとっては市税等を支払うことで間接的に施設の費用を負担していることとなり、受益者負担の原則から考えると公平性に問題があると考えられる。このため、使用料の見直しをすべき重要な要因が発生していると考えられる。

さらに、複数の施設において使用料の設定根拠・理由が不明確であり、関連文書も保存されておらず、透明性に問題があると考えられる。

以上から、市は、全庁的な受益者負担割合の見直しを図るため、次のようなロードマップを参考に検討することが望ましい。

## <受益者負担割合の見直しへ向けたロードマップ>



### (1) 推進体制の整備

- 使用料の設定基本方針を検討するため、推進委員会を設置する。
- 構成員は、施設所管の各部署、財政局関係部署等が考えられるが、より公正かつ客観的な意見を取り入れるため、必要に応じて学識経験者等の加入又はアドバイザー就任を検討する。
- 推進委員会では、使用料の設定に係る課題を整理し、全庁的な受益者負担のあり方の検討、各施設の望ましい受益者負担割合等のオーソライズ、各施設の使用料見直し状況等モニタリングを行う。

### (2) 全庁的な方針立案

- 推進委員会において、使用料の設定基本方針の検討を行い、決定する。
- 具体的な検討内容としては次のような事項が考えられる。



<推進委員会における検討内容>

検討項目	内容
① 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用料の設定に係る課題を整理する。</li> <li>・ 使用料設定の根底となる視点を設定する。視点としては、公平性・公正性、使用料算定方式の明確化等が挙げられる。</li> </ul>
② 受益者負担のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討の対象となる施設の範囲を決定する。</li> <li>・ 受益者負担割合の考え方等を検討する。本報告書では、行政サービスの「必需性」及び「市場性」という性質に着目し、受益者負担割合マトリクスを提案した。</li> <li>・ 施設区分ごとに、望ましい受益者負担割合を検討する。これは各施設の望ましい受益者負担割合を検討する前提となる。</li> <li>・ 使用料の算定方式を検討する。本報告書では次のとおりとした。 使用料 = 市民利用施設で生じる費用 × 受益者負担割合</li> </ul>
③ 費用の把握範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 算定の基礎となる施設で生じる費用について、減価償却費や本庁所管部署の職員人件費等を費用に含めるか否か等費用に含める範囲を検討する。本報告書では、フルコストとして減価償却費、本庁所管部署の職員人件費等も含めて算定した。</li> <li>・ 各施設所管部署が各施設で生じる費用を容易に把握できるように全庁的な仕組みづくりを検討する。</li> </ul>
④ モニタリング方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モニタリング方針を検討する。</li> <li>・ モニタリング内容としては、各施設で算定される費用及び受益者負担割合の内容を把握し、必要に応じて施設所管部署へ助言を行うこと等が考えられる。</li> </ul>
⑤ オーソライズ方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各施設所管部署において検討される、施設別の望ましい受益者負担割合、使用料見直しの検討結果等については、全庁的なオーソライズが必要である。このため、推進委員会をオーソライズ機関と定め、全庁的な視点から問題の有無等を検討する。</li> </ul>
⑥ その他考慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 説明責任を果たすため、使用料改定を実施する場合の情報開示内容及び方法について検討する。</li> <li>・ 社会状況の変化、施設で生じる費用の変化等が考えられるため、定期的に使用料の見直しを検討する必要がある。このため、どのような場合に見直しを行うか、一定間隔で見直しを行うか等見直し方針を検討する。</li> <li>・ 個別算定使用料のあり方を検討する。原則的な使用料の設定とは別に、市として戦略的かつ政策的に使用料を設定する場合等も有り得ることから、それらのあり方について検討する。</li> <li>・ その他、使用料改定が市民生活に与える影響等を考慮し、激変緩和措置のあり方、駐車場料金の規定方法等全庁的に統一して決定することが望ましい事項を検討する。</li> </ul>

(3) 施設別検討の実施

- ・ 各施設所管部署は、使用料の設定基本方針を踏まえ、施設別に望ましい受益者負担割合を検討する。推進委員会は、施設別に望ましい受益者負担割合について問題がないこと等を検討し、全庁的にオーソライズする。

- ・ 各施設所管部署は、施設で生じる費用を把握する。これは、受益者負担割合の算定目的のみならず、効率的な施設運営を評価するためにも資するものである。
- ・ 受益者負担割合を算定し、算定結果と望ましい受益者負担割合の比較を行う。

#### (4) 使用料改定の実施

- ・ 算定結果と望ましい受益者負担割合の比較を踏まえ、各施設所管部署は、使用料改定の必要性を検討する。
- ・ 使用料改定に当たっては、各施設所管部署は、具体的スケジュールを作成し、進捗管理を行う。また、受益者負担割合、使用料の算定根拠（フルコスト等費用の範囲、算定方法等）を明確にし、市民、市議会等へ適切に情報開示し十分に説明し理解を得ることが必要である。
- ・ 推進委員会は、使用料改定の必要性の検討結果、使用料を改定する場合の内容等について、問題がないこと等を検討し、全庁的にオーソライズする。

#### (5) 定期的な見直し

- ・ 各施設所管部署は、毎年度、施設で生じる費用を把握し、受益者負担割合の算定を行うとともに、効率的な施設運営が実施されているか評価する。
- ・ 社会状況の変化、施設で生じる費用の変化等が考えられるため、使用料については定期的に見直しを実施する。
- ・ 見直しを行う機会としては次の事項等が考えられるため、推進委員会で見直し方針を検討しておく必要がある。推進委員会では、各施設の見直し状況をモニタリングする。

##### <見直しを行う機会>

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合を比較し、一定パーセント以上の乖離が生じた場合に見直す</li> <li>② 5年に一度等一定間隔で全庁的に見直す</li> <li>③ 指定管理者制度を導入している施設については、指定期間の間隔で見直す</li> <li>④ 消費税率引上げ等社会状況の変化、市民ニーズの変化等により、望ましい受益者負担割合を変更した方がよいと考えられる事象が発生した場合に見直す</li> </ul> |
|---|

③（意見）全庁的な減免制度の見直しへ向けた取組について

【現状】

市は、受益者負担の見直しと併せて、減免制度の見直しについても行財政改革プランの健全な財政運営の推進項目の一つに掲げている。

＜健全な財政運営に向けた推進項目＞

<p>＜取組2＞健全な財政運営</p> <p>〔推進項目⑦〕行政サービスの見直し</p> <p>○個人給付の見直し、受益者負担の見直し、減免制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者が増え続ける中、持続可能な制度とするため、個人給付から事業への転換など、選択と集中の観点から見直しを検討（高齢者福祉、障がい者福祉）</li> <li>・国における新たな子ども・子育て支援制度の開始にあわせた、本市独自の減免制度や助成制度などの再構築（子育て支援施策）</li> <li>・使用料の適正化、自己負担の見直し など</li> </ul>
---

※出所：「行財政改革プラン」

各施設の減免制度（減免規定）を把握した結果、次のような複数の施設に跨る課題が検出された。

- (1) 減免制度に関する考え方が整理されていない。結果として、各施設は他の施設の減免制度を参考に減免内容が規定されている事例が多く、市として減免制度に対する姿勢が明確でない。また、次のような問題が生じていた。

概要	事例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の施設で 65 歳以上の者を主体とする団体又は 18 歳未満の者を主体とする団体が利用する場合に減免が認められているが、「主体」の定義及び運用上の確認手続を施設所管部署が決定しており、市としての考え方が整理されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民センター、地域交流センター、体育施設、福岡市男女共同参画推進センター、福岡市赤煉瓦文化館等では、「主体」の定義を利用者の半数以上が 65 歳以上等であることとしている。しかし、その確認方法は統一されていない。</li> <li>・利用時に半数以上が 65 歳以上等であるかの正確な把握は行われていないことも多い。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の施設で 65 歳以上又は 70 歳以上の利用者が個人で利用する場合に全額減免となる場合がある。</li> <li>・減免は政策的に例外的に認められるものと考えた場合、個人利用の全額減免の必要性について整理されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市男女共同参画推進センター、福岡市健康づくりサポートセンター等では、65 歳以上の個人利用が無料、体育施設では 70 歳以上の個人利用が無料である。</li> <li>・例えば、体育施設のプールでは、一般の利用者の使用料は 2 時間につき 320 円（夏期）又は 390 円（冬期）である。しかし、70 歳以上の利用者は時間に係らず無料である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設によって障がい者が減免対象となる場合とならない場合があり、その根拠が不明瞭であるとともに市としての考え方が整理されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市立少年科学文化会館では、心身障がい者は減免対象となっている。</li> <li>・福岡市農村センターは、市内の心身障がい者について減免対象となっている。</li> <li>・博多座は、心身障がい者は減免対象となっていない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置目的が同類の施設間で、65 歳以上の利用者が無料の場合と全額減免の場合がある。根拠が不明瞭であるとともに市としての考え方が整理されていない。</li> <li>・利用者にとって実質的な影響はないが、同類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65 歳以上の者を主体とする団体が市民センターの施設を利用した場合は無料となるのに対し、同団体が地域交流センターの施設を使用した場合は全額減免となる。</li> </ul>

概要	事例
<p>の施設間で利用者が受ける経済的利益が同じであるのに対し、条例の記載内容が異なっている。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・行事に係る後援名義の使用許可について、市が行事経費の一部を負担して後援する際に減免する場合と、経費負担に関わらず後援する際に減免する場合がある。</li> <li>・経費負担がない場合、行事所管部署は後援を安易に行う可能性があり、市の収入に影響が出る。</li> <li>・経費負担の有無について施設間で差異が生じているが、根拠が不明瞭であるとともに市としての考え方が整理されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市立今宿野外活動センターでは、市が後援するときは半額が減免となる。市の経費の負担は必要とされない。</li> <li>・福岡市社領スポーツ広場は、市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するときは 5 割相当額が減免となる。</li> </ul>

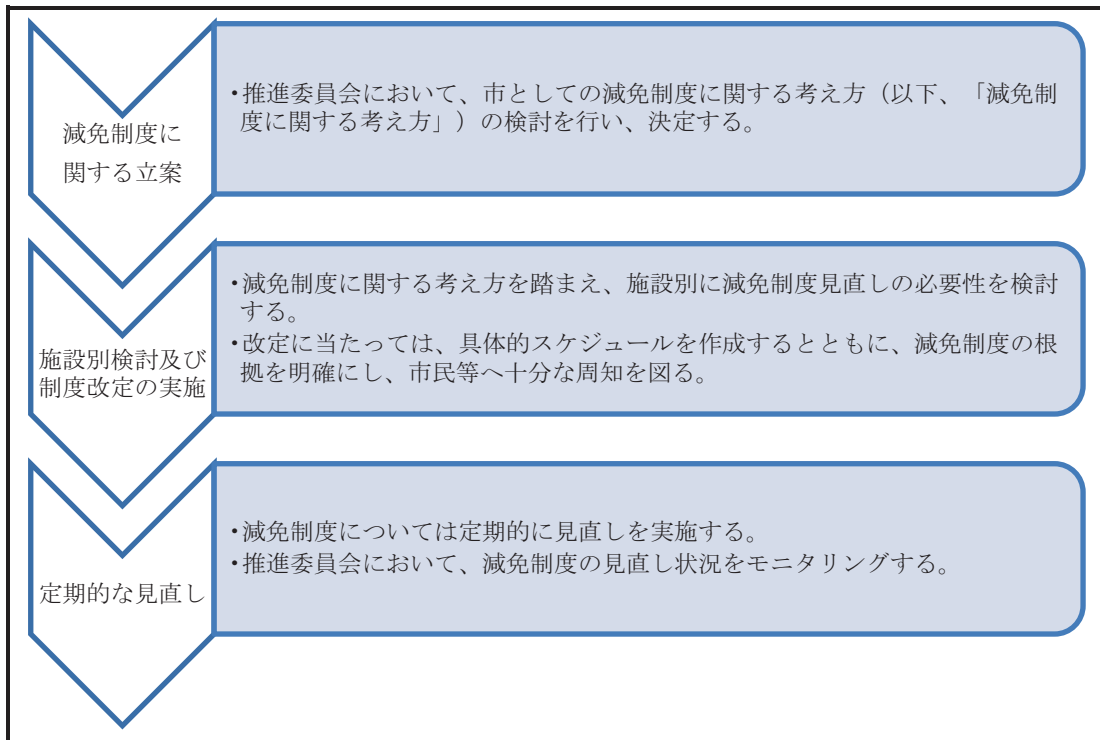
- (2) 殆どの施設で、使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明である。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。
- (3) 長期にわたり減免制度が見直されていない施設が殆どであり、利用者や社会情勢等の実態に相応しい減免内容になっているか検討されていない。

#### 【意見】

減免制度（減免規定）は施設利用者の公平性を確保するため、政策的趣旨に則り例外的に認められるものであると考える。このため、なぜ例外的に認められるのかという論拠が減免制度においては特に重要である。しかし、【現状】に記載したとおり、減免制度に対する市としての考え方が整理されていない等の課題がある。したがって、市は減免制度を見直すことが望ましい。

また、前項の使用料の見直しの議論が進展してこなかったことと同様の理由で、減免制度についても見直しが進んでいないと考える。よって、市は、全庁的な減免制度の見直しを図るため、次のようなロードマップを参考に検討することが望ましい。

## <減免制度の見直しへ向けたロードマップ>



### (1) 減免制度に関する考え方の立案

- ・ 推進委員会において、減免制度に関する考え方の検討を行い、決定する。
- ・ 具体的な検討内容としては次のような事項が考えられる。

#### <推進委員会における検討内容>

検討項目	内容
①基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 減免制度に係る課題を整理する。</li> <li>・ 減免制度の根拠となる視点を設定する。視点としては、減免を行う政策目的、設定根拠の明確化等が挙げられる。</li> </ul>
②減免制度に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討の対象となる施設の範囲を決定する。</li> <li>・ 減免制度に関する考え方を検討する。検討に当たっては、減免を行う政策目的を前提に、施設の設置目的及び事業内容、利用者の利用状況等を踏まえ、施設区分別等に減免対象となる利用者及び減免率を設定することが考えられる。</li> <li>・ また、65歳以上の者を主体とする団体又は18歳未満の者を主体とする団体の取扱い、65歳以上又は70歳以上の利用者に係る個人利用の整理、無料と全額減免等の考え方の整理、後援名義使用許可のあり方等についても併せて検討することが望ましい。</li> </ul>
③モニタリング方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モニタリング方針を検討する。</li> <li>・ モニタリング内容としては、各施設で設定される減免制度の内容を把握し、必要に応じて施設所管部署へ助言を行うこと等が考えられる。</li> </ul>
④オーソライズ方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各施設所管部署において検討される、施設別の減免制度見直しの検討結果等については、全庁的なオーソライズが必要である。このため、推進委員会をオーソライズ機関と定め、全庁的な視点から問題の有無等を検討する。</li> </ul>

検討項目	内容
⑤その他考慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明責任を果たすため、減免制度を改定する場合の情報開示内容及び方法について検討する。</li> <li>・社会状況の変化、施設で生じる費用の変化等が考えられるため、定期的に見直しを検討する必要がある。このため、どのような場合に見直しを行うか、一定間隔で見直しを行うか等見直し方針を検討する。</li> <li>・その他、減免制度が市民生活に与える影響等を考慮し、激変緩和措置のあり方等全庁的に統一して決定すべき事項を検討する。</li> </ul>

## (2) 施設別検討及び制度改定の実施

- ・各施設所管部署は、減免制度に関する考え方を踏まえ、施設別に減免制度見直しの必要性を検討する。
- ・見直しを検討した結果、減免制度の改定に当たっては、各施設所管部署は、具体的スケジュールを作成し、進捗管理を行う。また、減免制度の設定根拠を明確にし、市民、市議会等へ適切に情報開示し十分に説明し理解を得ることが必要である。
- ・推進委員会は、減免制度見直しの必要性の検討結果、減免制度を改定する場合の内容等について、問題がないこと等を検討し、全庁的にオーソライズする。

## (3) 定期的な見直し

- ・社会状況の変化等が考えられるため、減免制度については定期的に見直しを実施する。
- ・見直しを行う機会としては次の事項等が考えられるため、推進委員会で見直し方針を検討しておく必要がある。推進委員会では、各施設の見直し状況をモニタリングする。

### <見直しを行う機会>

<ul style="list-style-type: none"> <li>① 5年に一度等一定間隔で全庁的に見直す</li> <li>② 指定管理者制度を導入している施設については、指定期間の間隔で見直す</li> <li>③ 社会状況の変化、市民ニーズの変化等により、減免制度を変更した方がよいと考えられる事象が発生した場合に見直す</li> </ul>
--



#### ④（意見）施設間における連携強化の検討について

本監査において多数の施設に係る資料の閲覧、所管部署に対する質問等を実施した結果、施設間の連携強化を検討することが望ましいと考えられるものがあつた。

連携強化が可能と考えられる施設及び連携方策の提案内容は次のとおりである。

市は、これら事例の他にも施設の実態、利用者の状況等を踏まえ、施設間の連携強化について検討することが望ましい。

#### (1) 障がい者スポーツセンターと市体育館及び市民センター等の連携強化による障がい者におけるスポーツ活動の推進について

##### 【現状】

障がい者スポーツセンター（以下、本意見において「センター」という。）では、障がい者スポーツの人材育成の拠点として障がい者を理解し、対応できる指導員がいることで安心して利用できる環境づくりを行っている。一方、障がい者にとって、センター以外でセンターと同レベルの環境でスポーツ・レクリエーション活動を実施できる場が少ないため、センターでは、実施事業をより高め、市のスポーツ関係機関と連携した事業を継続して行うことで、障がい者スポーツの推進を図れるよう、以下の項目を重点的に取組んでいる。

##### <平成26年度事業実施方針>

- |   |
|---|
| <p>1 地域での障がい者スポーツ・レクリエーション活動の普及</p> <p>スポーツ活動等が地域の施設で可能となるよう環境づくりに取り組みます。</p> <p>(1) 地域の施設で、実施可能なスポーツメニューを提供します。</p> <p>(2) 地域でのスポーツ活動等を広げるため、場所の確保や指導者の派遣・斡旋を行います。</p> <p>2 競技スポーツの推進</p> <p>パラリンピックを頂点とした競技スポーツを推進することで、スポーツ文化の発展を図ります。</p> <p>(1) 各種競技の選手育成や競技力向上の支援を行います。</p> <p>(2) 各種競技の組織化を図ります。</p> <p>3 障がい者スポーツ指導者・支援者の育成</p> <p>多様な障がいに対応するためには、一般のスポーツ以上に多くの人的資源が必要であり、多くの指導者・支援者の育成を図ります。</p> <p>(1) スポーツ活動を「支える」ための指導者・支援者を育成します。</p> <p>(2) 人材育成のための研修等を実施します。</p> <p>4 発達障がい者、高次脳機能障がい者の支援</p> <p>特に、発達障がい者や高次脳機能障がい者に対しては、就労や余暇支援のさらなる取り組みを進めます。</p> <p>(1) 就労支援、余暇活動支援、外出支援等を強化します。</p> <p>(2) 夜間や土日祝日のスポーツ教室等の充実を図ります。</p> |
|---|

※出所：「平成26年度事業実施方針」

また、センターは南区に設置されており、地域別の利用者を見ると施設が立地されている南区の利用者が全体の約45%を占めている。



<平成26年度利用状況（地域別）>

区分	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	その他	計
利用件数	6,530 件	11,450 件	10,483 件	47,889 件	6,817 件	5,746 件	5,903 件	12,440 件	107,258 件
利用割合 (※)	6.1%	10.7%	9.8%	44.6%	6.4%	5.4%	5.5%	11.6%	100.0%

(※) 利用割合＝利用件数÷総利用件数

※出所：「利用状況報告書」

そのため市は、利用者の公平性の観点から遠方の利用者に対する障がい者スポーツの推進を図るため、事業実施方針にもあるとおり「地域での障がい者スポーツ・レクリエーション活動の普及」事業を実施し、地域の要請があればセンターから運動指導員等を派遣し、障がい者のスポーツ活動等を支援している。

平成26年度の「地域での障がい者スポーツ・レクリエーション活動の普及」事業の実施結果は次のとおりである。

<地域活動支援>

○地域の社会資源を活用したスポーツ・レクリエーション活動を支援します。		
*地域支援事業		
地域におけるスポーツ・レクリエーションの活動促進や機会提供のため、地域の要請により指導者を派遣し、指導サービスを提供します。		
*地域活動の推進		
地域の公民館等の地域資源でのスポーツ・レクリエーション活動が可能となるよう、受入施設の拡大や地域指導者の育成、地域でのサークル化等を支援します。		
25年度実績	26年度目標又は指標	26年度実績
延べ143件	延べ160件	延べ158件

※出所：「平成26年度事業報告」

【意見】

センターの利用は登録団体でほぼ埋まっており、既に稼働率が高い状況にあるため、センターの来館者数をこれ以上増やすのは実質的に難しい。可能な限り地域に偏りなく障がい者のスポーツ活動を推進するため、市は、身近な地域にスポーツ活動を広げるための場所を確保すること、指導者の派遣、斡旋等を行い、障がい者スポーツ指導者・支援者の育成を図ることを課題として認識している。

地域的な偏りを減らし障がい者のスポーツ活動を促進するためには、類似の市民利用施設の連携を強化し、障がい者にとって安心してスポーツができる環境を整えることで、スポーツ活動を行う機会を増やすことが望まれる。

具体的には、場所の確保として、各区の体育施設の活用が考えられる。ただし、センターの運動指導員は9名と人員に限りがあるため、指導者の派遣、斡旋事業を拡大していくためには、市区体育館の職員も含め、育成を図る必要があると考える。

また、地域における障がい者のスポーツ活動の広報は、障がい者の利用者が比較的多いと考えられる市民センター、地域交流センター等で積極的に実施することが望まれる。

(2) はかた伝統工芸館と博多町家ふるさと館の連携強化による共同事業や共同管理の検討について

【現状】

はかた伝統工芸館の周辺には、同じく市の施設である博多町家ふるさと館があり、「はかた伝統工芸館指定管理者業務仕様書」において、博多町家ふるさと館との連携について規定されている。

＜博多町家ふるさと館との連携＞

第3 伝統工芸品振興の業務

3 博多町家ふるさと館との連携

周辺施設である博多町家ふるさと館との連携により伝統工芸館の目的を達成するために効果的な取り組みを行うこと。

※出所：「はかた伝統工芸館指定管理者業務仕様書」

これに従い、はかた伝統工芸館の指定管理者は、博多町家ふるさと館の指定管理者と意見交換や協力関係の構築を行っている。

しかし現状では、はかた伝統工芸館と博多町家ふるさと館とで実際に共同の事業等が実施されたことはない。

【意見】

はかた伝統工芸館の設置趣旨は「伝統工芸品」の紹介、展示、情報提供等を行うことにあり、博多町家ふるさと館の設置趣旨は「福岡の歴史、文化、伝統等」に関する資料等を提供することにある。その点で、基本的には両者の設置趣旨はその対象を異にするものである。

しかし「伝統工芸品」は「福岡の歴史、文化、伝統等」に含まれるものであり、はかた伝統工芸館と博多町家ふるさと館は、伝統工芸を含めた福岡・博多の歴史、文化、伝統等を広く市民や観光客に知ってもらうための施設であるという視点でみれば、両者は共通の目的を持った施設であるといえる。

そこで、可能な事業については両施設が共同で実施することにより、内容面でも広報面でも一定程度の相乗効果が期待できると考えられる。具体的には、例えば同一のテーマで共同イベントを定期的を開催することや、展示物を相互に貸し出すこと等が考えられる。

また、両施設は近隣に位置するため、施設の管理を可能な限り共同で実施すれば、業務的にもコスト的にも効率的に実施できると考えられる。例えば点検業務や清掃業務等を両施設共同で実施すること等が考えられる。

そのため、事業面及び管理面の両面から、可能な部分については両施設が連携して運営することが望まれる。

なお、より深度ある連携を実行可能とするため、両施設の指定管理者を同一の者に指定することを検討することが望まれる。

(3) 総合図書館における会議室等の利用促進、並びにこれに向けた総合図書館と市民センター及び地域交流センターの連携強化について

【現状】

総合図書館には、使用料を徴収する施設として映像ホールと会議室がある。

映像ホールは、普段市民が鑑賞できないアジア映画や日本の古典的名作等を上映しており、総合図書館が収集・保存しているアジア映画等を公開するための市民の文化・教育施設としての機能がある。映像ホールの稼働率は約 80%であるが、座席占有率は主催上映で約 22%となっている。

また、会議室は主催事業の開催、図書館内部の研修等に使用されている他、会議室の利用申請がされていない日は臨時の学習室として市民利用に開放されている。会議室の稼働率は第 1 会議室は約 52%、第 2 会議室は約 46%である。

<平成26年度 映像ホール利用状況（稼働状況）>

	主催上映	一般利用許可	合計 a	開館日数 b	稼働率 a/b
上映日数	222 日	7 日	229 日	288 日	79.5%
上映回数	440 回	14 回	454 回	—	—

※出所：「市提出資料」

<平成26年度 映像ホール利用状況（利用者数、座席占有率）>

	利用者数	上映回数	平均利用者数	座席数	座席占有率
主催上映	23,686 人	440 回	54 人/回	242 席	22.3%
一般利用許可	1,029 人	14 回	74 人/回	242 席	30.6%

※出所：「市提出資料」

<平成26年度 会議室利用状況>

	図書館主催事業等	一般利用許可	合計	開館日数	稼働率
第 1 会議室	149 日	1 日	150 日	288 日	52.1%
第 2 会議室	130 日	1 日	131 日	288 日	45.5%

※出所：「市提出資料」

【意見】

映像ホール及び会議室は使用料を徴収できる設備であるため市にとって貴重な財源となる。

映像ホールについては稼働率約 80%であり稼働状況は高いと考えられる。座席占有率は主催上映で約 22%となっており、比較的健闘しているとも考えられるが、利用者数の増加へ向けた更なる取組が望まれる。具体的には、映像ホールでの上映案内、ホームページや広報誌等での広報を一層強化することが考えられる。

会議室については稼働率が約 50%前後であり稼働率を上げる余地があるとする。特に一般利用許可の日数を増加させる取組が望まれる。ラーニングコモンズを用いた大学との連携、絵本の読み聞かせイベント等を開催する等の取組を行うことも考えられる。

また、総合図書館の分館が市民センターや地域交流センターにあることを踏まえ、より効果的な広報を行うため、市民センター及び地域交流センターの連携を一層強化することが望まれる。映像ホールでの上映案内、図書資料等に関する講演会や研修会等で会

議室を利用できること等を市民センター及び地域交流センターにおいて積極的に市民へ周知するといった取組を行うことが考えられる。

⑤（結果）施設における物品の適切な管理について

【現状】

現地調査を行った施設において、施設における物品の管理が適切にされていないものが散見された。具体的な検出事項は次のとおりである。

(1) 福岡市立南市民センター

検出事項	物品シールが網羅的に貼付されていない。
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の所有物である物品について、物品シールが貼付されていないものがあった。</li> <li>・物品の現物確認が効率的に実施されていない可能性がある。</li> </ul>

(2) 福岡市市民福祉プラザ

検出事項	不必要と考えられる備品が適時に廃棄されていない。
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下倉庫に、未使用であり、必要性に乏しいと考えられるが、廃棄していない備品が存在していた。</li> <li>・備品を保有する限り、管理スペース等が発生しており、備品管理が非効率になっていることを否めない。</li> </ul>

(3) 福岡市立障がい者スポーツセンター

検出事項	物品が無料で貸与されている。
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者スポーツセンターでは、卓球やバドミントンのラケット、ボール等が無料で貸与されている。しかし、他の体育施設（例：中央体育館）では、同様の物品が有料で貸与されている。</li> <li>・貸与されている物品は比較的安価かつ消耗が早く、利用者も明確である。このため、受益者負担の観点から有料で貸与することが望ましいと考えるが、無料で貸与されている根拠が不明瞭である。結果的に、施設間で有料・無料の差異が生じており、その理由を根拠をもって市民に説明できる状況にはなっていない。</li> </ul>

(4) 福岡市民会館

検出事項	不必要な備品が適時に廃棄されていない。
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に使用されていないにもかかわらず、廃棄費用がかかるとの理由から、やむを得ず廃棄していない備品が存在していた。</li> <li>・備品を保有することで、備品保有箇所が遊休スペースとなっている。</li> </ul>

(5) 福岡市赤煉瓦文化館

検出事項	不必要と思われる備品が多数収納されている。
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倉庫に、不必要と思われる椅子、テーブル、旧式のテレビ等の備品が多数収納されている。</li> <li>・備品を保有する限り、管理スペース等が発生しており、備品管理が非効率になっていることを否めない。</li> </ul>

(6) 油山牧場

検出事項	備品の現物確認を一部行えていない。
内容	・貸与備品についての現物確認が行われていないものがある。 ・備品は紛失等のリスクがあるが、現物確認が行われていないものもあるため紛失等生じていたとしても発見できない可能性がある。

(7) 福岡市海づり公園

検出事項	備品の現物確認を行っていない。
内容	・現在の指定管理者へ備品を貸与後、定期的な現物確認が行われていない。 ・備品は紛失等のリスクがあるが、現物確認が行われていないため紛失等生じていたとしても発見できない可能性がある。

(8) 福岡市雁の巣レクリエーションセンター

検出事項	所有者が未確認の物品がある。
内容	・雁の巣ソフトボール場の会議室内の机について物品シールを確認したところ貼付されていなかった。市の所有物なのか、指定管理者の所有物なのか確認できなかった。 ・所有者が確認できない以上、物品の現物確認も実施されているとは認め難い。

【指摘事項】

財産については、地方財政法上良好な管理及び効率的な運用が求められているが、【現状】に記載したとおり、現在の物品管理には種々の問題が生じている。

<地方財政法の財産管理に関する規定>

(財産の管理及び運用) 第八条 地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。
---

※出所：「地方財政法」

このため、市は、市民利用施設における物品の管理について、物品管理に関するルールに則り適切な物品管理を徹底するとともに、指定管理者制度が導入されている施設においては、指定管理者に対する管理監督により物品管理に関するルールの遵守を徹底すべきである。

6. 個別の市民利用施設に関する監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) 市民局

I. 福岡市地域交流センター(001-003)

I. -1 福岡市博多南地域交流センター(001)

<施設概要>

施設名称	福岡市博多南地域交流センター（以下「博多南地域交流センター」という。）			
現地視察	対象			
所在地	福岡市博多区南本町 2-3-1			
所管部署	コミュニティ推進部公民館調整課			
施設区分	市民・文化・社会教育施設			
開設年月日	平成 12 年 1 月 30 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市地域交流センター条例 福岡市地域交流センター条例施行規則			
設置目的	地域住民の交流を促進する場を提供することにより、地域コミュニティの活性化に資することを目的としている。 (福岡市地域交流センター条例第 1 条)			
事業内容	条例には記載されていない。			
施設情報	土地	面積	6,306 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	5,798 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	508 m <sup>2</sup>	
		駐車場	有（無料）	
	建物等 (主な建物)	延床面積	8,577 m <sup>2</sup>	
		所有状況	市有物件	
		階層	地下 1 階、地上 11 階の地上 2 階部分	
		構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造	
建築年		平成 11 年（1999 年）		
	主な施設等	地上 2 階：多目的ホール、体育館、会議室、 和室、トレーニングルーム、チャイルドルーム 地下 1 階：駐車場		
利用時間等	多目的ホール：午前 9 時から午後 10 時まで 駐車場：午前 8 時 45 分から午後 9 時 15 分まで			
休館日等	12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで 毎月の最終月曜日（その日が休日の場合はその翌日）			

<施設の利用状況>

項目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総利用回数 A ※無料来館者含む	4,474 回	4,800 回	6,045 回
	開館日数 B	347 日	347 日	346 日
	1 日当たり利用回数 A/B	12.9 回	13.8 回	17.5 回
ホール	総利用回数 A ※無料来館者含む	506 回	548 回	531 回
	開館日数 B	347 日	347 日	346 日
	1 日当たり利用回数 A/B	1.5 回	1.6 回	1.5 回



<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>							
	利用者からは、下表に定める額の使用料を徴収する。使用料は、原則として前納とする。							
	<b>■金額 (単位：円) ※主なものを記載</b>							
	1. 個人使用料							
	区分		一般 2時間につき		高校生 2時間につき		小学生・中学生 2時間につき	
	体育館		260		130		90	
	トレーニングルーム		260		130		90	
	備考：小学校に就学する前の乳幼児及び市内に居住する65歳以上の者の利用については、無料。							
	2. 専用使用料							
	区分		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00
	多目的ホール		1,900	7,600	9,500	9,500	17,000	19,000
	区分		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:00	9:00～ 17:00	13:00～ 21:00	9:00～ 21:00
	第1会議室		1,200	2,400	2,300	3,400	4,400	5,200
	第2会議室		1,300	2,500	2,400	3,600	4,600	5,400
	第3会議室		500	1,000	900	1,400	1,800	2,100
	第1和室		300	500	400	700	800	1,000
	第2和室		200	400	300	500	700	800
	3. 専用使用料：体育館使用料							
	区分 (※)		9:00～ 13:00	13:00～ 17:00	17:00～ 21:00	9:00～ 17:00	13:00～ 21:00	9:00～ 21:00
	平日	無	3,000	4,000	5,000	7,000	9,000	12,000
		有	18,000	24,100	30,400	42,100	54,500	72,500
	土日 祝日	無	4,000	5,000	6,000	9,000	11,000	15,000
		有	24,100	30,400	36,700	54,500	67,100	91,200
	※「無」「有」は、専用利用者から入場料を徴収するかどうかで区分している。							
<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>								
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。使用料は、平成15年度以来改定されていない。								
使用料の減免	<b>■減免の有無</b>							
	有							
	<b>■減免内容</b>							
	減免対象						減免額	
	(1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき						全額	
	(2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき						5割相当額	
	(3) 公益財団法人福岡市スポーツ協会が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき						全額	
	(4) 公益財団法人福岡市スポーツ協会が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき						5割相当額	
	(5) 市内に居住する心身障がい者が個人利用するとき、又は市内に居住する心身障がい者を主たる構成員とする団体が専用利用するとき						全額	
(6) 市内に居住する65歳以上の者を主たる構成員とする団体が専用利用するとき						全額		

(7) 市内に居住する 18 歳未満の者を主たる構成員とする団体が専用利用するとき	5 割相当額
(8) 市内の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の児童又は生徒及びこれらの引率者が、学校の学習計画に基づき専用利用するとき	全額
(9) 多目的ホール、会議室又は和室を利用して入場料を徴収する催物を行う場合で、当該入場料の額(数種の入場料を徴収する場合にあっては、その最も高い額)が 1 人 1 回の入場について 5,000 円以下のとき	5 割相当額
(10) 国又は県が主催する行事に利用する場合で、市長が特に必要と認めるとき	5 割相当額
(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき	市長が必要と認める額
<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>	
減免内容の設定根拠は、市内他施設の状態を基に設定している。 減免内容は、施設開設以来改定されていない。	

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目	H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入	12,744	13,478	13,706
減免実績	減免件数	19,042 件	21,688 件
	減免額	5,566	7,278
		7,480	

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	12,744	13,478	13,706
② その他の収入 (行政目的外使用)	2,605	2,290	2,284
③ その他の収入 (広告事業によるもの)	-	-	53
④ その他の収入 (土地貸付収入)	4,186	4,186	4,186
歳 入 計	19,536	19,954	20,230
⑤ 指定管理料	95,252	98,721	101,542
⑥ 人件費 (行政職員に係るもの)	5,080	4,846	5,039
⑦ 物件費 (緊急修繕費、土地家屋借上料等)	7,548	4,402	4,670
歳 出 計	107,879	107,969	111,251

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	19,536	19,954	20,230
② その他の収入 (広告事業によるもの) [再掲]	-	-	53
③ 減免実績 [再掲]	5,566	7,278	7,480
収 益 計 (①-②+③)	25,103	27,232	27,657
④ 歳出計 [再掲]	107,879	107,969	111,251
⑤ その他の収入 (広告事業によるもの) [再掲]	-	-	53
⑥ 減価償却費	34,717	34,717	34,717
費 用 計 (④-⑤+⑥)	142,596	142,686	145,916
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	17.6%	19.1%	19.0%

I. -2 福岡市和白地域交流センター(002)

<施設概要>

施設名称	福岡市和白地域交流センター（以下「和白地域交流センター」という。）			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市東区和白丘 1-22-27			
所管部署	コミュニティ推進部公民館調整課			
施設区分	市民・文化・社会教育施設			
開設年月日	平成 15 年 8 月 9 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市地域交流センター条例 福岡市地域交流センター条例施行規則			
設置目的	地域住民の交流を促進する場を提供することにより、地域コミュニティの活性化に資することを目的としている。 (福岡市地域交流センター条例第 1 条)			
事業内容	条例には記載されていない。			
施設情報	土地	面 積	- m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	- m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
	駐車場	-		
	建物等 (主な建物)	延床面積	4,924 m <sup>2</sup>	
		所有状況	借用物件	
		階 層	地上 6 階建てのうち、1~2 階の一部と 3~6 階部分	
		構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨コンクリート造	
建 築 年		平成 15 年（2003 年）		
主な施設等	多目的ホール、体育館、会議室、和室、トレーニングルーム、チャイルドルーム、駐車場			
利用時間等	多目的ホール：午前 9 時から午後 10 時まで 駐車場：午前 8 時 45 分から午後 9 時 15 分まで			
休館日等	12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで 毎月の最終月曜日（その日が休日の場合はその翌日）			

<施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総利用回数 A ※無料来館者含む	4,790 回	5,968 回	6,465 回
	開館日数 B	347 日	347 日	346 日
	1 日当たり利用回数 A/B	13.8 回	17.2 回	18.7 回
ホール	総利用回数 A ※無料来館者含む	538 回	642 回	686 回
	開館日数 B	347 日	347 日	346 日
	1 日当たり利用回数 A/B	1.6 回	1.9 回	2.0 回

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>							
	利用者からは、下表に定める額の使用料を徴収する。使用料は、原則として前納とする。							
	<b>■金額（単位：円）※主なものを記載</b>							
	1. 個人使用料							
	区分		一般 2時間につき		高校生 2時間につき		小学生・中学生 2時間につき	
	体育館		260		130		90	
	トレーニングルーム		260		130		90	
	備考：小学校に就学する前の乳幼児及び市内に居住する65歳以上の者の利用については、無料							
	2. 専用使用料							
	区分		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00
	多目的ホール		1,900	7,600	9,500	9,500	17,000	19,000
	区分		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:00	9:00～ 17:00	13:00～ 21:00	9:00～ 21:00
	第1会議室		1,200	2,400	2,300	3,400	4,400	5,200
	第2会議室		1,300	2,500	2,400	3,600	4,600	5,400
	第3会議室		500	1,000	900	1,400	1,800	2,100
	第1和室		300	500	400	700	800	1,000
	第2和室		200	400	300	500	700	800
	3. 専用使用料：体育館使用料							
	区分 (※)		9:00～ 13:00	13:00～ 17:00	17:00～ 21:00	9:00～ 17:00	13:00～ 21:00	9:00～ 21:00
	平日	無	3,000	4,000	5,000	7,000	9,000	12,000
有		18,000	24,100	30,400	42,100	54,500	72,500	
土日 祝日	無	4,000	5,000	6,000	9,000	11,000	15,000	
	有	24,100	30,400	36,700	54,500	67,100	91,200	
※「無」「有」は、専用利用者から入場料を徴収するかどうかで区分している。								
<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>								
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。使用料は、平成15年度以来改定されていない。								
使 用 料 の 減 免	<b>■減免の有無</b>							
	有							
	<b>■減免内容</b>							
	減免対象						減免額	
	(1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき						全額	
	(2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき						5割相当額	
	(3) 公益財団法人福岡市スポーツ協会が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき						全額	
	(4) 公益財団法人福岡市スポーツ協会が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき						5割相当額	
(5) 市内に居住する心身障がい者が個人利用するとき、又は市内に居住する心身障がい者を主たる構成員とする団体が専用利用するとき						全額		
(6) 市内に居住する65歳以上の者を主たる構成員とする団体が						全額		

	専用利用するとき	
	(7) 市内に居住する 18 歳未満の者を主たる構成員とする団体が専用利用するとき	5 割相当額
	(8) 市内の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の児童又は生徒及びこれらの引率者が、学校の学習計画に基づき専用利用するとき	全額
	(9) 多目的ホール、会議室又は和室を利用して入場料を徴収する催物を行う場合で、当該入場料の額(数種の入場料を徴収する場合にあっては、その最も高い額)が 1 人 1 回の入場について 5,000 円以下のとき	5 割相当額
	(10) 国又は県が主催する行事に利用する場合で、市長が特に必要と認めるとき	5 割相当額
	(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき	市長が必要と認める額
■減免内容の設定根拠、見直し状況		
減免内容の設定根拠は、市内他施設の状況を基に設定している。 減免内容は、施設開設以来改定されていない。		

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		11,580	13,074	13,077
減免実績	減免件数	24,515 件	29,936 件	28,938 件
	減免額	7,861	11,140	10,618

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	11,580	13,074	13,077
② その他の収入 (行政目的外使用)	569	599	595
歳 入 計	12,149	13,673	13,672
③ 指定管理料	96,023	99,628	102,471
④ 人件費 (行政職員に係るもの)	5,080	4,846	5,039
⑤ 物件費 (緊急修繕費、土地家屋借上料等)	121,039	121,140	124,385
歳 出 計	222,141	225,613	231,895

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	12,149	13,673	13,672
② 減免実績 [再掲]	7,861	11,140	10,618
収 益 計 (①+②)	20,010	24,813	24,290
③ 歳出計 [再掲]	222,141	225,613	231,895
④ 減価償却費	-	-	-
費 用 計 (③+④)	222,141	225,613	231,895
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	9.0%	11.0%	10.5%

### I. -3 福岡市西部地域交流センター(003)

#### <施設概要>

施設名称	福岡市西部地域交流センター（以下「西部地域交流センター」という。）			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市西区西都 2-1-1			
所管部署	コミュニティ推進部公民館調整課			
施設区分	市民・文化・社会教育施設			
開設年月日	平成 22 年 7 月 20 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市地域交流センター条例 福岡市地域交流センター条例施行規則			
設置目的	地域住民の交流を促進する場を提供することにより、地域コミュニティの活性化に資することを目的としている。 (福岡市地域交流センター条例第 1 条)			
事業内容	条例には記載されていない。			
施設情報	土地	面積	7,243 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	7,243 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
	建物等 (主な建物)	駐車場	有（無料）	
		延床面積	6,762 m <sup>2</sup>	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上 3 階	
		構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造	
建築年	平成 22 年（2010 年）			
主な施設等	多目的ホール、体育館、会議室、和室、トレーニングルーム、チャイルドルーム、駐車場			
利用時間等	多目的ホール：午前 9 時から午後 10 時まで 駐車場：午前 8 時 45 分から午後 9 時 15 分まで			
休館日等	12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで 毎月の最終月曜日（その日が休日の場合はその翌日）			

#### <施設の利用状況>

項目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総利用回数 A ※無料来館者含む	4,873 回	5,435 回	4,859 回
	開館日数 B	347 日	347 日	347 日
	1 日当たり利用回数 A/B	14.0 回	15.7 回	14.0 回
ホール	総利用回数 A ※無料来館者含む	620 回	634 回	696 回
	開館日数 B	347 日	347 日	347 日
	1 日当たり利用回数 A/B	1.8 回	1.8 回	2.0 回

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>							
	利用者からは、下表に定める額の使用料を徴収する。使用料は、原則として前納とする。							
	<b>■金額（単位：円）※主なものを記載</b>							
	1. 個人使用料							
	区分	一般 2時間につき	高校生 2時間につき	小学生・中学生 2時間につき				
	体育館	260	130	90				
	トレーニングルーム	260	130	90				
	備考：小学校に就学する前の乳幼児及び市内に居住する65歳以上の者の利用については、無料							
	2. 専用使用料							
	区分	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00	
	多目的ホール	1,900	7,600	9,500	9,500	17,000	19,000	
	区分	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:00	9:00～ 17:00	13:00～ 21:00	9:00～ 21:00	
	第1会議室	1,200	2,400	2,300	3,400	4,400	5,200	
	第2会議室	1,300	2,500	2,400	3,600	4,600	5,400	
	第3会議室	500	1,000	900	1,400	1,800	2,100	
	第1和室	300	500	400	700	800	1,000	
	第2和室	200	400	300	500	700	800	
	3. 専用使用料：体育館使用料							
	区分 (※)	9:00～ 13:00	13:00～ 17:00	17:00～ 21:00	9:00～ 17:00	13:00～ 21:00	9:00～ 21:00	
	平日	無	3,000	4,000	5,000	7,000	9,000	12,000
		有	18,000	24,100	30,400	42,100	54,500	72,500
	土日 祝日	無	4,000	5,000	6,000	9,000	11,000	15,000
		有	24,100	30,400	36,700	54,500	67,100	91,200
※「無」「有」は、専用利用者から入場料を徴収するかどうかで区分している。								
<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>								
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。使用料は、施設開設以来改定されていない。								
使 用 料 の 減 免	<b>■減免の有無</b>							
	有							
	<b>■減免内容</b>							
	減免対象						減免額	
	(1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき						全額	
	(2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき						5割相当額	
	(3) 公益財団法人福岡市スポーツ協会が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき						全額	
	(4) 公益財団法人福岡市スポーツ協会が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき						5割相当額	
(5) 市内に居住する心身障がい者が個人利用するとき、又は市内に居住する心身障がい者を主たる構成員とする団体が専用利用するとき						全額		
(6) 市内に居住する65歳以上の者を主たる構成員とする団体が						全額		



専用利用するとき	
(7) 市内に居住する 18 歳未満の者を主たる構成員とする団体が専用利用するとき	5 割相当額
(8) 市内の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の児童又は生徒及びこれらの引率者が、学校の学習計画に基づき専用利用するとき	全額
(9) 多目的ホール、会議室又は和室を利用して入場料を徴収する催物を行う場合で、当該入場料の額(数種の入場料を徴収する場合にあっては、その最も高い額)が 1 人 1 回の入場について 5,000 円以下のとき	5 割相当額
(10) 国又は県が主催する行事に利用する場合で、市長が特に必要と認めるとき	5 割相当額
(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき	市長が必要と認める額
<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>	
減免内容の設定根拠は、市内他施設の状況を基に設定している。 減免内容は、施設開設以来改定されていない。	

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		12,130	13,245	13,940
減免実績	減免件数	18,812 件	22,321 件	22,501 件
	減免額	4,108	9,710	10,332

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	12,130	13,245	13,940
② その他の収入 (行政目的外使用)	2,045	1,757	1,566
③ その他の収入 (広告事業によるもの)	-	100	92
歳入計	14,174	15,102	15,599
④ 指定管理料	120,986	113,176	116,365
⑤ 人件費 (行政職員に係るもの)	5,080	4,846	5,039
⑥ 物件費 (緊急修繕費、土地家屋借上料等)	675	2,978	691
歳出計	126,741	121,000	122,095

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	14,174	15,102	15,599
② その他の収入 (広告事業によるもの) [再掲]	-	100	92
③ 減免実績 [再掲]	4,108	9,710	10,332
収益計 (①-②+③)	18,283	24,712	25,838
④ 歳出計 [再掲]	126,741	121,000	122,095
⑤ その他の収入 (広告事業によるもの) [再掲]	-	100	92
⑥ 減価償却費	31,781	31,781	31,781
費用計 (④-⑤+⑥)	158,522	152,681	153,785
受益者負担割合 (収益計 / 費用計)	11.5%	16.2%	16.8%

## 視点1 施設の有効活用

### ① 有効活用の状況（各地域交流センター）

福岡市地域交流センターは、「地域住民の交流を促進する場を提供することにより、地域コミュニティの活性化に資するとともに、文化及びスポーツの振興並びに地域福祉の向上に寄与する」ことを目的として、設置されている。平成12年に博多南地域交流センターが開設され、その後、平成15年に和白地域交流センター、平成22年に西部地域交流センターが開設されている。

施設は、ホール、会議室、和室、体育館及びトレーニングルームを保有しており、地域コミュニティ活性の場として貢献してきた。

各地域交流センターの平成26年度施設の利用状況は次のとおりであり、利用率は50%を上回っている。

#### <平成26年度施設の利用状況>

項 目		博多南地域 交流センター	和白地域 交流センター	西部地域 交流センター
施設全体	総利用回数A ※無料来館者含む	6,045回	6,465回	4,859回
	開館日数B	346日	346日	347日
	1日当たり利用回数A/B	17.5回	18.7回	14.0回
	利用率	64.7%	69.2%	71.0%
ホール	総利用回数A ※無料来館者含む	531回	686回	696回
	開館日数B	346日	346日	347日
	1日当たり利用回数A/B	1.5回	2.0回	2.0回
	利用率	51.2%	66.1%	67.1%

※出所：「市提出資料」

以上のような状況から、施設は有効活用されていると考える。

監査の結果、本項について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

## 視点2 受益者負担のあり方

### ①(意見) 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について(各地域交流センター)

#### 【現状】

福岡市地域交流センターにおける現在の減免制度(減免規定)について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、福岡市民会館等の市内他施設の状況を基に設定しているとの回答があり資料の提出を受けた。提出のあった資料は「会議室等使用料減免対象及び減免額一覧(条例・規則で規定されたもの)」であり、市内他施設における減免対象及び減免額が記載されたものである。

同資料によれば、市内他施設と比較・検討したうえで地域交流センターの特性を踏まえ減免対象及び減免額を設定したものと見受けられ、減免制度(減免規定)の設定方法の概略は把握できた。

さらに、地域交流センターについて、市によれば市民センターを利用しにくい市民の利便性を図るために設置しているとのことであり、市民センター及び地域交流センターの設置目的も近似していると考えられる。しかし、65歳以上の市民が市民センター及び地域交流センターを利用する場合、使用料について軽減措置が採られているがその設定方法が異なっており、市民センターでは「無料」であるのに対し、地域交流センターでは「減免」とされている。市によれば、このように設定方法が異なる理由は不明であるとのことであった。

#### <市民センターにおける65歳以上の市民に対する使用料軽減措置>

○福岡市立市民センター条例  
(使用料)

第9条 センターの利用者からは、別表第2に定める額の使用料を徴収する。

別表第2

備考5 市内に居住する65歳以上の者を主体とする団体の専用利用については、無料とする。

※出所:「福岡市立市民センター条例」

#### <地域交流センターにおける65歳以上の市民に対する使用料軽減措置>

○福岡市地域交流センター条例  
(使用料の減免)

第9条 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減免することができる

○福岡市立地域交流センター条例施行規則

(使用料の減免)

第19条 条例第9条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

(6) 市内に居住する65歳以上の者を主たる構成員とする団体が専用利用するとき 当該使用料の全額

※出所:「福岡市地域交流センター条例」及び「福岡市立地域交流センター条例施行規則」

#### 【意見】

本施設について閲覧した文書により現在の減免制度(減免規定)設定方法の概略は把握できた。しかし、それをもって直ちに地域交流センターにおける減免制度(減免規定)の設定根拠・理由が明確とまでは言い難いものであった。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて

慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。

## ②（意見）土地賃借契約の見直しについて（和白地域交流センター）

### 【現状】

和白地域交流センターの建物は市所有物ではなく、九州旅客鉄道株式会社（以下「JR九州」という。）から賃貸している。平成26年4月1日の消費税及び地方消費税の税率改正に伴い賃料は増額されており、その賃料は年額1億29百万円となっている。当初契約及び変更契約の内容は次のとおりである。

#### <建物賃貸借契約>

	変更前	変更後
契約期間	平成15年5月から平成26年3月まで	平成26年4月から平成35年5月まで
賃料	年額125,790,000（税込）	年額129,384,000円（税込）

※出所：「契約の一部変更について」

なお、建物賃貸借契約書によれば、賃料は物価の変動、経済情勢の変動等に伴い改定することが可能とされているが、平成26年度までに改定があったのは、前述の消費税及び地方消費税の税率改正の際の一回である。

#### <建物賃貸借契約書>

（賃料の改定）	
第5条 契約期間中にかかわらず、物価の変動、経済情勢の変動、土地建物に対する公租公課の増額及び近隣土地建物賃料の変動等によって賃料が不相応となったときは、双方協議のうえ、賃料の改定をすることができるものとする。	

※出所：「建物賃貸借契約書」

和白地域交流センターが所在する福岡市東区和白丘一丁目22番27号近隣の土地公示価格の推移は次のとおりであり、ここ10年間で31.4%減少しており、賃料改定の要件に該当する事象は発生していると考えられる。

#### <和白地域交流センター近辺の土地価格推移>

所在地	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成26年度
和白丘2-17-8	85,000(円/m <sup>2</sup> )	68,600(円/m <sup>2</sup> )	58,300(円/m <sup>2</sup> )	58,300(円/m <sup>2</sup> )

※出所：「国土交通省 土地総合情報システム」

JR九州に対する賃料の負担については、平成25年度の包括外部監査においても、賃料が高額であるため、費用対効果を検証する必要があるとの記載があるが、市はその後検討を行っていない。

### 【意見】

施設運営に係るコスト把握及び現在の建物評価額の見直しを踏まえ、賃料については見直

しの検討を行うことが望まれる。そうすることで、望ましい受益者負担割合に近づくと考えられる。

### ③（意見）望ましい受益者負担割合の検討について（各地域交流センター）

#### 【現状】

現状の地域交流センターにおける受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて10%～20%程度という水準であった。

#### ＜各地域交流センターの受益者負担割合＞

	H24年度	H25年度	H26年度
博多南地域交流センター	17.6%	19.1%	19.0%
和白地域交流センター	9.0%	11.0%	10.5%
西部地域交流センター	11.5%	16.2%	16.8%

#### 【意見】

地域交流センターの施設区分は市民・文化・社会教育施設に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、市民・文化・社会教育施設の望ましい受益者負担割合は、25%～50%（受益者負担割合マトリクスのB・E）と考えられる。

**＜受益者負担割合マトリクス＞**

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	← 必需的		選択的 →

しかし、地域交流センターには異なる各種の設備が設置されており、望ましい受益者負担割合は地域交流センターにある設備の内容によって影響を受けるはずである。

そこで、より実態にあった受益者負担割合を試算するために、設備ごとに望ましい受益者負担割合を検討した上で、地域交流センターにある設備内容を整理し、受益者負担割合マトリクスを当てはめることとする。

施設別の望ましい受益者負担割合は次のとおりである。

#### ＜施設別の望ましい受益者負担割合＞

室名	望ましい受益者負担割合	理由
ホール	B 25%	・施設の規模が大きく民間に類似施設が少ない ・学校行事・大規模イベント等の公的な目的もあり、行政関与の必要性も一定程度ある
会議室	I 100%	・民間でも類似施設が複数あり、収益性高い ・主に個人団体の会議、打合せ等のために使用され公益目的で利用されることは限定的であり、選択的である
和室	I 100%	・民間でも類似施設が複数あり、収益性高い ・主に個人の趣味等のために使用され公益目的で利用されることは限定的であり、選択的である
体育館	B 25%	・施設の規模が大きく民間に類似施設が少ない ・災害時の避難所の役割を果たすこともあり、行政関与の必要性

室名	望ましい 受益者負担割合	理由
		も一定程度ある
トレーニング ルーム	I 100%	・民間でも類似施設が複数あり、収益性高い ・主に個人の健康増進等のために使用され公益目的で利用される ことは限定的であり、選択的である

上記を踏まえ、各地域交流センターを受益者負担割合マトリクスに当てはめると次のとおりとなり、全ての地域交流センターにおいて、現状の受益者負担割合は、望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

#### <地域交流センターの受益者負担割合>

施設名	ホール	第1会議室	第2会議室	第3会議室	第1和室	第2和室	体育館	トレーニング ルーム	望ましい受益者 負担割合※	H25年度受益者負担 割合試算結果
博多南地域交流センター	○	○	○		○	○	○	○	78.6%	19.0%
和白地域交流センター	○	○	○		○	○	○	○	78.6%	10.5%
西部地域交流センター	○	○	○	○	○			○	87.5%	16.8%

※受益者負担割合は、簡便的に各設備の望ましい受益者負担割合の合計を室数で除して算定している。

このため、市は、本施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、施設別に弾力的に使用料を見直すことを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。

また、老朽化が進んでいる地域交流センターにとって、使用料を値上げした場合には収入の増加分を修繕等の財源に充てることも可能と考えられ、利用者の満足度を高めることにも繋がる。

さらに、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

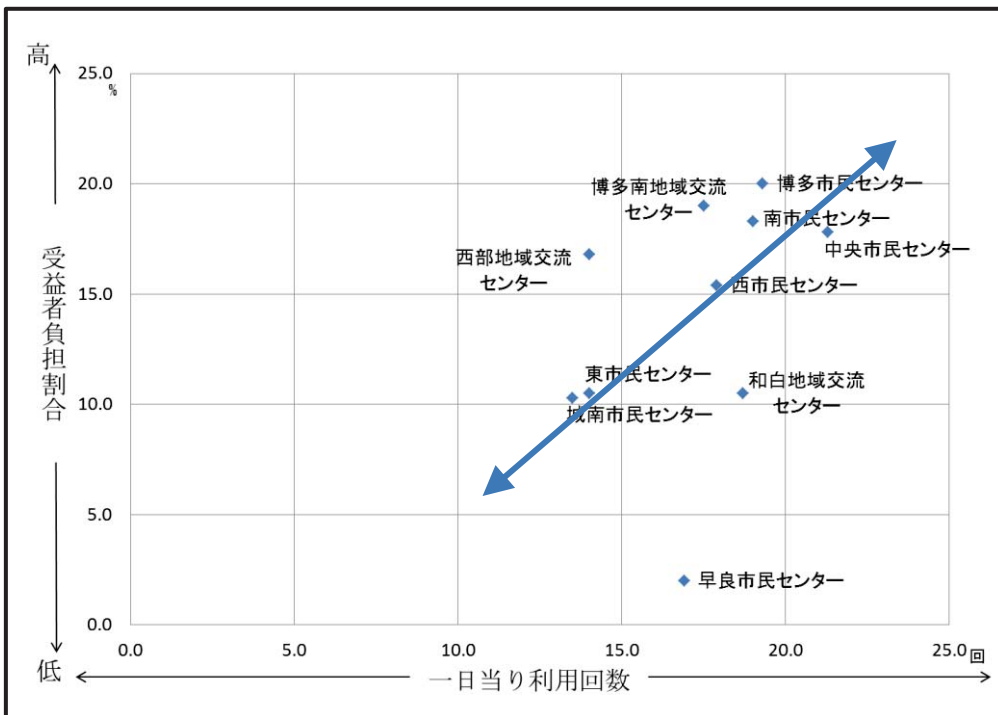
なお、更に詳細に分析するため、各施設における平成26年度の1日当たり利用回数と受益者負担割合の関係を表及びプロット図で表すと次のとおりである。類似施設として市民センターも記載した。

通常であれば、1日当たりの利用回数が高いほど、受益者負担割合は高くなると考えられる。しかし、和白地域交流センター及び福岡市立早良市民センターは、1日当たりの利用回数に対して受益者負担割合が低くなっている。これは大規模改修等臨時的な要因もあると考えるが、詳細な原因分析を行った上で、コストの削減等必要な対策を検討することが望ましい。このように、類似施設間で比較検討を行い、今後の使用料のあり方の検討に役立てていくことが期待される。

<平成 26 年度 1 日当たり利用回数及び受益者負担割合の関係（表）>

名称	1 日当たり利用回数	受益者負担割合
博多南地域交流センター	17.5	19.0%
和白地域交流センター	18.7	10.5%
西部地域交流センター	14.0	16.8%
福岡市立東市民センター	14.0	10.5%
福岡市立博多市民センター	19.3	20.0%
福岡市立中央市民センター	21.3	17.8%
福岡市立南市民センター	19.0	18.3%
福岡市立城南市民センター	13.5	10.3%
福岡市立早良市民センター	16.9	2.0%
福岡市立西市民センター	17.9	15.4%

<平成 26 年度 1 日当たりの利用回数と受益者負担割合のプロット図>





## II. 福岡市立今宿野外活動センター(004)

### <施設概要>

施設名称	福岡市立今宿野外活動センター			
現地視察	対象			
所在地	福岡市西区今宿上の原 217 番地の 2			
所管部署	スポーツ推進部スポーツ振興課			
施設区分	スポーツ・レクリエーション施設			
開設年月日	昭和 47 年 11 月 26 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市立今宿野外活動センター条例 福岡市立今宿野外活動センター条例施行規則			
設置目的	野外活動、自然教育等を通じて市民の心身の健全な発達と豊かで潤いのある生活の形成に寄与するため。 (福岡市立今宿野外活動センター条例第 1 条)			
事業内容	(1) 野外活動、自然教育等の普及、実施、指導及び研究に関すること。 (2) 野外活動、自然教育等のための施設を提供すること。 (3) 上記に掲げるもののほか、センターの設置の目的達成に必要なこと。 (福岡市立今宿野外活動センター条例第 2 条)			
施設情報	土地	面 積	328,859 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	328,859 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
	駐 車 場	有（無料）		
	建物等 (主な建物)	延 床 面 積	2,553 m <sup>2</sup>	
		所 有 状 況	市有物件	
		階 層	地上 2 階	
		構 造	鉄筋コンクリート造	
建 築 年		昭和 47 年（1972 年）		
	主 な 施 設 等	本館（セントラルロジ）：事務室、研修室、和室、シャワー室 ロジ、固定テント 野外調理場 ミーティングホール（体育館） キャンプセンター		
利用時間等	4～9 月：午前 9 時から午後 6 時 30 分まで 1～3 月及び 10～12 月：午前 9 時から午後 4 時 30 分まで			
休館日等	毎週月曜日（祝日の場合は翌日、夏休期間中は無休）、年末年始			

### <施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	宿泊利用日数 A	138 日	144 日	118 日
	開所日 B	313 日	312 日	309 日
	宿泊利用日数稼働率 A/B	44.1%	46.2%	38.2%
	宿泊団体数	311 団体	335 団体	287 団体
	宿泊利用者数	5,295 人	5,709 人	4,674 人
	日帰り利用者数	53,936 人	54,494 人	49,504 人

### <使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>			
	福岡市立今宿野外活動センターは自然体験活動が実施できる場として、固定テント及びロッジの2種類の宿泊施設を整備しており、下表に定める額の使用料を徴収する。			
	<b>■金額（単位：円）※主なものを記載</b>			
	宿泊施設使用料			
	区分	単位	1泊目	
	2泊目以降1泊につき			
	テント施設（8人用）	1張	900	600
	ロッジ施設	1人	150	120
	※1 テント施設については、18歳未満の者を主体とする団体が利用する場合の使用料の額は、2分の1とし、市内に居住する65歳以上の者を主体とする団体が利用する場合の使用料は、無料とする。			
	※2 ロッジ施設については、6歳以上18歳未満の者が利用する場合の使用料の額は、2分の1とし、6歳未満の者及び市内に居住する65歳以上の者が利用する場合の使用料は、無料とする。			
<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>				
市から、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。 使用料は、昭和59年度以来見直されていない。				
使 用 料 の 減 免	<b>■減免の有無</b>			
	有			
	<b>■減免内容</b>			
	減免対象	減免額		
	(1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額		
	(2) 本市が後援するとき	半額		
	(3) 公益財団法人福岡市スポーツ協会が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額		
	(4) 公益財団法人福岡市スポーツ協会が経費の一部を負担して後援するとき	3割相当額		
	(5) 次に掲げる者が利用するとき ア 市内に居住する心身障がい者 イ アに規定する心身障がい者が特に介護を必要とする場合の介護者 ウ 市内に居住する心身障がい者を主体とする団体（テント施設の利用に限る。）	全額		
	(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき	半額		
<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>				
市から、減免内容は施設の設置・事業目的を基に設定しているとの回答を得た。 減免内容は、過去5年超見直されていない。				

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		523	548	428
減免実績	減免件数	1,721 件	2,010 件	1,681 件
	減免額	211	251	215

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	523	548	428
② その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	36	36	40
③ その他の収入 (目的外使用許可に係る使用料)	3,737	3,736	3,736
歳 入 計	4,296	4,321	4,204
④ 指定管理料	44,290	44,490	44,355
⑤ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,782	2,125	1,768
⑥ 物件費 (委託料)	241	-	2,219
⑦ 物件費 (大規模修繕費)	-	-	2,219
⑧ 物件費 (緊急修繕費)	754	3,458	4,791
歳 出 計	47,068	50,073	55,353

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	4,296	4,321	4,204
② 減免実績 [再掲]	211	251	215
収 益 計 (①+②)	4,507	4,572	4,420
③ 歳出計 [再掲]	47,068	50,073	55,353
④ 減価償却費	4,002	4,002	4,002
費 用 計 (③+④)	51,069	54,075	59,354
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	8.8%	8.5%	7.4%

## 視点1 施設の有効活用

### ①（意見）市民のニーズをよりの確に反映させた施設の有効活用について

#### 【現状】

福岡市立今宿野外活動センター（以下、本施設において「センター」という。）では、毎年度宿泊利用者数や日帰り利用者数を把握し、前年度と比較、増減理由を分析したうえで、次年度以降の事業計画に役立てている。

一方、例えば学校利用なのか、家族利用なのか、サークル利用なのかといった属性別、利用目的別の利用者数の把握や、テント及びロッジがどれほど利用されているのか、セントラルロッジ内の設備がどれほど利用されているのかといった、設備別の利用状況の把握はされていない。

また、センターは当初、青少年健全育成のための教育委員会所管の野外教育施設として設立された経緯があるため、学校利用が多く、施設内の設備もそれに即した造りとなっていた。しかし、青少年のための野外教育施設として、福岡市立背振少年自然の家及び福岡市海の中道青少年海の家が設立され、センターの所管が市民局へ移管されたことに伴い、青少年育成のための利用のみならず、大人のみでの団体利用や家族での利用等、その利用目的や団体の規模が多様化している。直近の状況でいえば、青少年団体等の利用が多く、下表から分かるとおり、1団体当たりの人数は20人を下回っており、学校利用のような大規模の団体は少ないことが推察される。

#### <宿泊利用者の状況>

項目	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
宿泊利用者数A	5,288人	5,752人	5,295人	5,709人	4,674人
宿泊団体数B	326団体	318団体	311団体	335団体	287団体
1団体当たり宿泊利用者数A/B	16.2人	18.1人	17.0人	17.0人	16.3人

※出所：「施設の利用状況」を基に監査人作成

その結果、施設の設備が、現状の利用実態に必ずしもそぐわない点が生じている。

例えば、テント施設及びロッジ施設はいずれも定員15名の大人数向けの宿泊施設であり、家族等の少人数で利用する際も、それらの宿泊施設を案内せざるを得ない。また、センターの中心的な建物であるセントラルロッジ内には、50人程度の利用が可能な食堂及び厨房があるが、現在は殆ど使用されておらず、特に厨房は貸出用の調理器具が置いてあるだけという状態になっている。また、同セントラルロッジ内には、旧食堂を含む研修室が2部屋あるが、市によれば、正確に利用状況を算定したことはないものの、現状研修室の利用は多くはないとのことであった。

<厨房及び研修室の状況>



【意見】

今後の施設のあり方や有効活用を検討する前提として、現在の利用状況を精緻に把握する必要があると考えられる。このため、属性別、利用目的別の利用者数や、設備別の利用状況等を把握することが望ましい。

施設が現状どのように利用されているかを、定量的に把握、分析することは、施設の今後のあり方や有効活用を決定する判断材料として有用であり、例えば、下表のような活用方法が考えられる。このように、市は、市民のニーズをよりの確に反映させた施設の活用方法を検討することが望まれる。

<利用状況の分析と活用例>

分析結果の例	活用例
自由広場に日帰り利用で来る子連れ家族が増加傾向にある。	遊具の設置や、家族で楽しめるアスレチックの設置ができないかどうか、検討する。
少人数のグループ（家族等）による宿泊利用が増加傾向にある。	テントサイトを整備し、テント用品の貸出を行えないかどうか、検討する。
周囲がハイキングコースであるにも関わらず、ハイカーの利用が想定よりも少ない。	シャワー付ロッジを利用して、休息所として活用できないかどうか、検討する。
セントラルロッジ内の設備（研修室等）の利用が少ない。	野外活動を主として行うという条件の中で、セントラルロッジ内の利用も促すイベントを企画することはできないか、検討する。

また、【現状】に記載したとおり、施設の設備が現状の利用実態に必ずしもそぐわない点が生じているが、上記の精緻に把握した利用状況の内容を踏まえ、市は新たなニーズを創出し施設の有効活用を図ることが望まれる。

具体的には、施設の設置目的である「野外活動」や「自然教育」を主たる事業に据えながらも、セントラルロッジをはじめとする施設を有効に活用するため、行政の各種事業や指定管理者との連携により、学校に代わる大規模団体のニーズを創出する企画が必要になると考える。すなわち、「野外活動を希望する市民へ設備を提供する」という発想から、「野外活動と親和性が高いと考えられる事業と連携し、市民の野外活動へのニーズを新たに喚起する」という発想への転換である。

例えば、下記のようなものが考えられる。現状の施設を有効活用するという観点から、大規模団体が継続的に利用する仕組みをまず再検討し、それに併せて施設を更新していくという姿勢が望まれる。

#### <大規模団体の利用創出企画の例>

- ・企業の研修場所として、センターを提供する。
- ・福岡県出会い・結婚応援事業と連携し、出会い応援団体主催イベントの場所として、センターを提供する。
- ・福岡市が行う在宅心身障がい児レクリエーションや療育キャンプの場所として、センターを提供する。
- ・国際交流イベントの場所として、センターを提供する。



## 視点2 受益者負担のあり方

### ①（結果）条例におけるテント施設定員の記載誤りについて

#### 【現状】

福岡市立今宿野外活動センター条例別表において、宿泊施設使用料に関する表が記載されており、当該表の区分欄には「テント施設（8人用）」と記載されている。しかし、実際には、現時点でのテント施設の定員は15名であり、条例の記載と実際の運用が不一致となっている。

#### 【指摘事項】

市によれば、正確な原因は不明だが、平成3年にテントを大改装した経緯があり、改装前の定員が8人だった可能性があるとのことである。実態を正確に反映させるよう、条文の記載を修正すべきである。

### ②（意見）使用料の設定根拠の明確化及び明文化について

#### 【現状】

センターにおける現在の使用料について、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答があり、資料の提出を受けた。提出のあった資料は過去に使用料の改定を検討した資料であり、その中で昭和59年度改定時の算定方法は把握できた。

#### 【意見】

本施設における現在の使用料について、閲覧した資料により設定根拠・理由の概要は把握できた。しかし、詳細な使用料設計方法等は確認できず、設定根拠が明確とまではいえない。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、使用料の根拠・理由は概略では足りず具体的な内容を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。

### ③（意見）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について

#### 【現状】

センターにおける現在の減免制度（減免規定）について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定しているとの回答があり、資料の提出も受けた。提出のあった資料は、これまでの条例施行規則の改正時の資料であり、各種減免対象の概略は把握できた。

#### 【意見】

本施設について閲覧した文書により現在の各減免対象及び減免額に係る設定根拠・理由の概略は把握できたものの、直ちにその設定根拠が明確とまでは言い難いものであった。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定



していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由は概略では足りず具体的な内容を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。

#### ④（意見）駐車場有料化の検討について

##### 【現状】

センターには、無料駐車場が整備されている。また、駐車場の有料化については、有料とした場合の金額のシミュレーションはしていないが、検討はしているとの回答を得た。しかし、検討経緯を明文化した文書はない。

##### 【意見】

受益者負担の観点から、有料とした場合の金額シミュレーションも含め、引き続き駐車場の有料化を検討することが望まれる。例えば、住宅都市局では、複数の公園について有料化が検討されており、実際に有料化された公園もある。センターにおいても、周辺環境の状況や費用対効果等を勘案し、有料化の可能性について検討することが望まれる。

#### ⑤（意見）宿泊施設使用料単位の見直しについて

##### 【現状】

センターでは、福岡市立今宿野外活動センター条例第6条及び別表に基づき、テント施設（定員：15名）の1泊目の使用料は1張当たり900円、ロッジ施設（定員：15名）の1泊目の使用料は一人当たり150円となっている。

##### 【意見】

テント施設が1張当たり、ロッジ施設が一人当たりの価格となっているため、下記の問題点がある。

- ・ロッジ施設の方が明らかに設備は充実している。しかし、宿泊者の人数が少ない（6人未満）場合、テント施設利用よりもロッジ施設利用の方が使用料は安くなる。
- ・例えば、ロッジ施設1棟に10人宿泊する場合と、ロッジ施設2棟に5人ずつ宿泊する場合とで、使用料が同額となる。

そのため、ロッジ施設もテント施設と同様、1棟当たりの金額で使用料を設定することが望ましい。寝具や調理用具等について、別途1セットごとに料金を徴収することを踏まえれば、宿泊施設の使用料は、利用者各人に対するサービス対価というよりは、純粋にその施設を利用することに対して支払う対価である。したがって、利用者の人数で上下する性質のものではなく、使用料の単位は1棟ごととすることが妥当であると考えられる。

## ⑥（意見）望ましい受益者負担割合の検討について

### 【現状】

現状のセンターにおける受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて10%未満の水準であった。

### 【意見】

センターの施設区分はスポーツ・レクリエーション施設に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、スポーツ・レクリエーション施設の望ましい受益者負担割合はF・H・I（75%～100%）と考えられる。

センターについては、そもそも社会教育施設であるという側面を踏まえれば、行政の関与は一定程度必要であると考え。一方、キャンプ場や宿泊施設の提供自体は、民間の事業者でも行っており、市場性は高いと考える。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は75%（受益者負担割合マトリクスのH）と考えられる。

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

上記のとおり、現状のセンターにおける受益者負担割合は過去3年間を通じて10%未満の水準となっており、望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

このため、市は、本施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

### III. 福岡市社領スポーツ広場(005)

#### <施設概要>

施設名称	福岡市社領スポーツ広場			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市東区社領 2-17-20			
所管部署	スポーツ推進部スポーツ振興課			
施設区分	スポーツ・レクリエーション施設			
開設年月日	平成 17 年 7 月 1 日			
運営形態	市直営			
根拠条例等	福岡市社領スポーツ広場条例 福岡市社領スポーツ広場条例施行規則			
設置目的	市民のスポーツ等の振興を図るため。 (福岡市社領スポーツ広場条例第 1 条)			
事業内容	条例には記載されていない。			
施設情報	土地	面積	11,126 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	- m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	11,126 m <sup>2</sup>	
		駐車場	有(無料)	
	建物等 (主な建物)	延床面積	109 m <sup>2</sup>	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上 1 階	
		構造	軽量鉄骨造	
建築年		平成 17 年 (2005 年)		
	主な施設等	管理棟、グラウンド		
利用時間等	グラウンド：午前 9 時から午後 9 時まで 照明施設：4/1～15 及び 9/16～10/15 午後 6 時から午後 9 時まで 4/16～9/15 午後 7 時から午後 9 時まで 上記以外：午後 5 時から午後 9 時まで その他の施設：午前 9 時から午後 9 時まで			
休館日等	年末年始			

#### <施設の利用状況>

項目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	利用回数 A	685 回	720 回	797 回
	利用可能回数 B	2,154 回	2,154 回	2,048 回
	回数稼働率 A/B	31.8%	33.4%	38.9%
	利用人数	12,163 人	15,440 人	18,734 人

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>			
	福岡市社領スポーツ広場は、主にサッカーやフットサルの練習場として、グラウンドや照明施設の貸出を行っており、利用者からは、下表に定める額の使用料を徴収する。			
	<b>■金額 (単位：円) ※主なものを記載</b>			
	施設	単位		金額
	グラウンド	一般	1回(2時間以内)	3,000
		生徒等	1回(2時間以内)	1,500
	照明施設	1回(1時間以内)		1,500
<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>				
市から、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。 使用料は、施設開設以来見直されていない。				
使用料の減免	<b>■減免の有無</b>			
	有			
	<b>■減免内容</b>			
	減免対象		減免額	
	(1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき		全額	
	(2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき		5割相当額	
	(3) 市内に居住する心身障がい者を主たる構成員とする団体が専用利用するとき		全額	
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき		市長が必要と認める額		
<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>				
市から、市内他施設の状況を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。 減免内容は、施設開設以来改定されていない。				

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		2,411	2,603	3,078
減免実績	減免件数	127 件	151 件	226 件
	減免額	249	294	408

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	2,411	2,603	3,078
② その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	63	64	65
歳 入 計	2,474	2,666	3,143
③ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,782	2,125	1,768
④ 物件費 (消耗品費、通信運搬費、その他)	3,945	5,203	4,828
⑤ その他の支出 (緊急修繕費)	-	-	1,564
歳 出 計	5,727	7,328	8,160

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	2,474	2,666	3,143
② 減免実績 [再掲]	249	294	408
収 益 計 (①+②)	2,723	2,960	3,551
③ 歳出計 [再掲]	5,727	7,328	8,160
④ 減価償却費	331	331	331
費 用 計 (③+④)	6,058	7,659	8,491
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	45.0%	38.7%	41.8%

## 視点1 施設の有効活用

### ① 有効活用の状況について

福岡市社領スポーツ広場（以下「社領スポーツ広場」という。）は、空港周辺対策の国有地を国土交通省大阪航空局より無償で借り受け、市民スポーツ広場として整備した市直営の施設である。

社領スポーツ広場の用地は、もともと緩衝緑地として空港周辺整備機構が整備する予定であった。しかし、地元自治会から「緩衝緑地は地域の治安維持、景観の形成等の問題から好ましくなく、単なる緩衝緑地整備ではなく、サッカー等が可能なスポーツ広場として整備してほしい」という強い要望があり、市としても、当時下記の課題を抱えていたこともあって、平成15年に用地を無償で借り受け、スポーツ広場として整備することを決定、平成17年に供用を開始した。

#### <市の課題>

##### ① 市民ニーズの増大に伴う球技場不足

近年の健康志向やサッカー人気の高まりに伴い、サッカーやラグビー等が可能な球技場は利用が多く、特に休日の利用は各施設とも殆ど満杯状態となるなど、屋外の主要球技場の一つである野球、ソフトボール場に比べ、絶対数が不足していること。

##### ② 市民球団アビスパ福岡のユースセクションの練習場の確保

市民球団アビスパ福岡のU-15、U-12チームは、福岡県の下水処理施設の建設予定地（粕屋町）を借用しているが、来年度から工事着工により使用できなくなるため、その代替グラウンドの確保が急務であること。

※出所：「福岡市決裁書 社領スポーツ広場（仮称）の整備について」

社領スポーツ広場は、夜間照明付きのクレー舗装グラウンドが主たる設備となっており、供用開始時の経緯を受けて、主にサッカー場として整備・利用されている。その他グラウンド周辺に整備されたジョギングコースや、会議室を備えた管理棟等がある。

稼働率（利用日数/利用可能日数）は、平成24年度から平成26年度までで75%～85%程度と、比較的高い水準を維持しており、サッカーを中心としたスポーツの普及・促進の場として、欠かせない施設となっている。

監査の結果、本項について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

## 視点2 受益者負担のあり方

### ①（意見）使用料の設定根拠の明確化及び明文化について

#### 【現状】

社領スポーツ広場における現在の使用料について、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答があり、資料の提出を受けた。提出のあった資料は過去に当該施設の設置条例案を検討した資料であり、その中で算定方法は把握できた。

#### 【意見】

本施設における現在の使用料について、閲覧した資料により設定根拠・理由の概要は把握できた。しかし、その資料は設置条例案を策定する以前の意志形成過程での資料であり、それをもって直ちにその設定根拠が明確とまでは言い難いものであった。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、使用料の根拠・理由は具体的な内容を明確化するとともに、明文化した整理された文書を保存することが望ましい。

### ②（意見）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について

#### 【現状】

社領スポーツ広場における現在の減免制度（減免規定）について、市内他施設の状況を基に減免制度を設定しているとの回答があり資料の提出を受けた。提出のあった資料は過去に当該施設の条例施行規則案を検討した資料であり、その中で算定方法は把握できた。

#### 【意見】

本施設の使用料の各減免対象及び減免額について閲覧した資料により設定根拠・理由の概要は把握できた。しかし、その資料は条例施行規則案を策定する以前の意思形成過程での資料であり、それをもって直ちにその設定根拠が明確とまでは言い難いものであった。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに明文化した整理された文書を保存することが望ましい。

### ③（意見）駐車場有料化の検討について

#### 【現状】

社領スポーツ広場には、無料駐車場が整備されている。また、駐車場の有料化については、検討していないとの回答を得た。

#### 【意見】

受益者負担の観点から、駐車場の有料化を検討することが望まれる。例えば、住宅都市局では、複数の公園について有料化が検討されており、実際に有料化された公園もある。



社領スポーツ広場においても、周辺環境の状況や費用対効果等を勘案し、有料化の可能性について検討することが望まれる。

#### ④（意見）望ましい受益者負担割合の検討について

##### 【現状】

現状の社領スポーツ広場における受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて40%～45%程度の水準であった。

##### 【意見】

社領スポーツ広場の施設区分はスポーツ・レクリエーション施設に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、スポーツ・レクリエーション施設の望ましい受益者負担割合はF・H・I（75%～100%）と考えられる。

社領スポーツ広場については、空港周辺対策の国有地を、市が有効活用しているという点を踏まえれば、行政の関与が一定程度求められると考える。一方、社領スポーツ広場は球技場であり民間でも類似施設が存在しており、市場性は一定程度存在すると考える。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は50%（受益者負担割合マトリクスのE）と考えられる。

**<受益者負担割合マトリクス>**

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

上記のとおり、現状の社領スポーツ広場における受益者負担割合は過去3年間を通じて40%～45%程度の水準となっており、望ましい受益者負担割合に近似した結果となった。

しかし、市によれば、現状把握のために施設の収支を把握し、受益者負担割合を算定したことはあるものの、減価償却費をはじめとする収支以外の費用は集計しておらず、また、目標とする受益者負担割合の設定等も実施していないとのことである。

このため、市は、本施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。

また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

IV. 福岡市立地区体育施設等(006-022)

IV. -1 福岡市立東体育館(006)

<施設概要>

施設名称	福岡市立東体育館（以下「東体育館」という。）			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市東区香住ヶ丘 1-12-2			
所管部署	スポーツ推進部スポーツ振興課			
施設区分	スポーツ・レクリエーション施設			
開設年月日	昭和 55 年 12 月 21 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市立地区体育施設条例 福岡市立地区体育施設条例施行規則			
設置目的	市民の体育、スポーツ等の振興を図り、地域の連帯意識の高揚に資するため、地区体育施設として設置した。  (福岡市立地区体育施設条例第 1 条)			
事業内容	(1) 体育、スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関すること。 (2) 体育、スポーツ及びレクリエーション活動のための施設を提供すること。 (3) 上記に掲げるもののほか、地区体育施設の目的達成に必要なこと。  (福岡市立地区体育施設条例第 2 条)			
施設情報	土地	面積	4,417 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	4,417 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
		駐車場	有（無料）	
	建物等 (主な建物)	延床面積	4,543 m <sup>2</sup>	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上 4 階	
構造		鉄筋コンクリート造		
	建築年	昭和 55 年（1980 年）		
	主な施設等	競技場、武道室、健康体力相談室、小体育室、トレーニング室、弓道場		
利用時間等	午前 9 時から午後 9 時まで（現在「利用時間延長」の試行実施中）			
休館日等	毎月第 3 月曜日（祝日の場合はその翌日） 12 月 28 日～翌年 1 月 4 日			

<施設の利用状況>

項目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
利用者数	個人利用	71,938 人	77,244 人	80,225 人
	専用利用	86,880 人	90,215 人	92,551 人
利用コマ数	利用コマ数 A	4,983 コマ	6,045 コマ	6,013 コマ
	利用可能コマ数 B	5,154 コマ	6,210 コマ	6,192 コマ
	利用率 A/B	96.7%	97.3%	97.1%

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>		
	地区体育施設（体育館）には、競技場のほか、トレーニング室や弓道場といった競技場以外の施設の貸出も行っており、利用者からは、下表に定める額の使用料を徴収する。		
	<b>■金額</b> （単位：円）※主なものを記載		
	（注1）参照。		
使用料の減免	<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>		
	市から、人件費や各種経費等のコスト情報、及び類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。 使用料は、平成5年度以来改定されていない。		
	<b>■減免の有無</b>		
	有		
	<b>■減免内容</b>		
		減免対象	減免額
		(1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
		(2) 本市が経費の一部を負担して後援するとき	3割相当額
		(3) 公益財団法人福岡市スポーツ協会が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
		(4) 公益財団法人福岡市スポーツ協会が経費の一部を負担して後援するとき	3割相当額
		(5) 国又は県が主催する行事に利用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき	5割相当額
		(6) 市内に居住する心身障がい者が個人利用するとき、及び市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が専用利用するとき	全額
		(7) 18歳未満の者を主体とする団体が専用利用するとき	5割相当額
	(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき	2割相当額	
	<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>		
	市から、減免内容は施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。 減免内容は、過去5年超改定されていない。		

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		18,912	19,094	19,631
減免実績	減免件数	32,267 件	36,287 件	39,217 件
	減免額	11,244	11,790	13,709

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	18,912	19,094	19,631
② その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	1,719	1,708	1,202
③ その他の収入 (目的外使用許可に係る使用料)	12	12	12
歳 入 計	20,642	20,814	20,845
④ 指定管理料	73,750	73,750	74,131
⑤ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,782	2,125	1,768
⑥ 物件費 (委託料)	158	163	287
⑦ 物件費 (緊急修繕費)	2,250	3,527	-
歳 出 計	77,940	79,565	76,186

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	20,642	20,814	20,845
② 減免実績 [再掲]	11,244	11,790	13,709
収 益 計 (①+②)	31,886	32,604	34,553
③ 歳出計 [再掲]	77,940	79,565	76,186
④ 減価償却費	19,206	19,206	19,206
費 用 計 (③+④)	97,146	98,771	95,392
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	32.8%	33.0%	36.2%

#### IV. -2 福岡市立博多体育館(007)

##### <施設概要>

施設名称	福岡市立博多体育館（以下「博多体育館」という。）			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市博多区山王 1-9-5			
所管部署	スポーツ推進部スポーツ振興課			
施設区分	スポーツ・レクリエーション施設			
開設年月日	昭和 59 年 3 月 3 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市立地区体育施設条例 福岡市立地区体育施設条例施行規則			
設置目的	市民の体育、スポーツ等の振興を図り、地域の連帯意識の高揚に資するため、地区体育施設として設置した。  (福岡市立地区体育施設条例第 1 条)			
事業内容	(1) 体育、スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関すること。 (2) 体育、スポーツ及びレクリエーション活動のための施設を提供すること。 (3) 上記に掲げるもののほか、地区体育施設の目的達成に必要なこと。  (福岡市立地区体育施設条例第 2 条)			
施設情報	土地	面積	4,481 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	4,481 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
	建物等 (主な建物)	駐車場	有（無料）	
		延床面積	4,516 m <sup>2</sup>	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上 3 階	
		構造	鉄筋コンクリート造	
主な施設等	建築年	昭和 59 年（1984 年）		
	主な施設等	競技場、武道室、健康体力相談室、小体育室、トレーニング室、弓道場		
利用時間等	午前 9 時から午後 9 時まで（現在「利用時間延長」の試行実施中）			
休館日等	毎月第 3 月曜日（祝日の場合はその翌日） 12 月 28 日～翌年 1 月 4 日			

##### <施設の利用状況>

項目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
利用者数	個人利用	55,718 人	62,616 人	71,968 人
	専用利用	69,827 人	69,835 人	69,044 人
利用コマ数	利用コマ数 A	7,573 コマ	9,774 コマ	6,514 コマ
	利用可能コマ数 B	8,214 コマ	10,350 コマ	6,924 コマ
	利用率 A/B	92.2%	94.4%	94.1%

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>		
	地区体育施設（体育館）には、競技場のほか、トレーニング室や弓道場といった競技場以外の施設の貸出も行っており、利用者からは、下表に定める額の使用料を徴収する。		
	<b>■金額</b> （単位：円）※主なものを記載		
	（注1）参照。		
使用料の減免	<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>		
	市から、人件費や各種経費等のコスト情報、及び類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。 使用料は、平成5年度以来改定されていない。		
	<b>■減免の有無</b>		
	有		
	<b>■減免内容</b>		
		減免対象	減免額
	(1)	本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
	(2)	本市が経費の一部を負担して後援するとき	3割相当額
	(3)	公益財団法人福岡市スポーツ協会が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
	(4)	公益財団法人福岡市スポーツ協会が経費の一部を負担して後援するとき	3割相当額
	(5)	国又は県が主催する行事に利用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき	5割相当額
	(6)	市内に居住する心身障がい者が個人利用するとき、及び市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が専用利用するとき	全額
	(7)	18歳未満の者を主体とする団体が専用利用するとき	5割相当額
(8)	前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき	2割相当額	
<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>			
市から、減免内容は施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。 減免内容は、過去5年超改定されていない。			

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		19,401	20,269	21,459
減免実績	減免件数	19,361 件	21,958 件	27,306 件
	減免額	7,887	9,746	11,153

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	19,401	20,269	21,459
② その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	96	121	96
歳 入 計	19,497	20,390	21,555
③ 指定管理料	61,962	62,462	66,307
④ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,782	2,125	1,768
⑤ 物件費 (委託料)	30	31	22
⑥ 物件費 (緊急修繕費)	1,437	-	-
歳 出 計	65,211	64,618	68,097

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	19,497	20,390	21,555
② 減免実績 [再掲]	7,887	9,746	11,153
収 益 計 (①+②)	27,384	30,136	32,708
③ 歳出計 [再掲]	65,211	64,618	68,097
④ 減価償却費	22,110	22,110	22,110
費 用 計 (③+④)	87,321	86,728	90,207
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	31.4%	34.7%	36.3%



#### IV. -3 福岡市立中央体育館(008)

##### <施設概要>

施設名称	福岡市立中央体育館（以下「中央体育館」という。）			
現地視察	対象			
所在地	福岡市中央区赤坂 2-5-5			
所管部署	スポーツ推進部スポーツ振興課			
施設区分	スポーツ・レクリエーション施設			
開設年月日	昭和 58 年 2 月 13 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市立地区体育施設条例 福岡市立地区体育施設条例施行規則			
設置目的	市民の体育、スポーツ等の振興を図り、地域の連帯意識の高揚に資するため、地区体育施設として設置した。  (福岡市立地区体育施設条例第 1 条)			
事業内容	(1) 体育、スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関すること。 (2) 体育、スポーツ及びレクリエーション活動のための施設を提供すること。 (3) 上記に掲げるもののほか、地区体育施設の目的達成に必要なこと。  (福岡市立地区体育施設条例第 2 条)			
施設情報	土地	面 積	5,607 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	5,607 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
	建物等 (主な建物)	駐 車 場	有（無料）	
		延 床 面 積	4,442 m <sup>2</sup>	
		所 有 状 況	市有物件	
		階 層	地上 3 階	
		構 造	鉄筋コンクリート造	
主な施設等	建 築 年	昭和 58 年（1983 年）		
	主 な 施 設 等	競技場、武道室、健康体力相談室、小体育室、トレーニング室、弓道場		
利用時間等	午前 9 時から午後 9 時まで（現在「利用時間延長」の試行実施中）			
休館日等	毎月第 3 月曜日（祝日の場合はその翌日） 12 月 28 日～翌年 1 月 4 日			

##### <施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
利用者数	個人利用	77,814 人	81,454 人	88,054 人
	専用利用	100,818 人	94,389 人	96,066 人
利用コマ数	利用コマ数 A	4,916 コマ	5,781 コマ	5,781 コマ
	利用可能コマ数 B	5,154 コマ	6,030 コマ	6,030 コマ
	利用率 A/B	95.4%	95.9%	95.9%

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>		
	地区体育施設（体育館）には、競技場のほか、トレーニング室や弓道場といった競技場以外の施設の貸出もっており、利用者からは、下表に定める額の使用料を徴収する。		
	<b>■金額</b> （単位：円）※主なものを記載		
	（注1）参照。		
	<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>		
市から、人件費や各種経費等のコスト情報、及び類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。 使用料は、平成5年度以来改定されていない。			
使用料の減免	<b>■減免の有無</b>		
	有		
	<b>■減免内容</b>		
		減免対象	減免額
	(1)	本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
	(2)	本市が経費の一部を負担して後援するとき	3割相当額
	(3)	公益財団法人福岡市スポーツ協会が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
	(4)	公益財団法人福岡市スポーツ協会が経費の一部を負担して後援するとき	3割相当額
	(5)	国又は県が主催する行事に利用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき	5割相当額
	(6)	市内に居住する心身障がい者が個人利用するとき、及び市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が専用利用するとき	全額
	(7)	18歳未満の者を主体とする団体が専用利用するとき	5割相当額
	(8)	前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき	2割相当額
<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>			
市から、減免内容は施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。 減免内容は、過去5年超改定されていない。			

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		24,113	24,734	26,036
減免実績	減免件数	28,934 件	31,301 件	34,382 件
	減免額	11,145	11,000	11,072

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	24,113	24,734	26,036
② その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	1,810	1,790	1,601
③ その他の収入 (目的外使用許可に係る使用料)	7	7	7
歳 入 計	25,929	26,530	27,644
④ 指定管理料	61,550	61,550	61,868
⑤ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,782	2,125	1,768
⑥ 物件費 (委託料)	153	154	102
⑦ 物件費 (緊急修繕費)	3,009	2,482	1,494
歳 出 計	66,494	66,311	65,232

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	25,929	26,530	27,644
② 減免実績 [再掲]	11,145	11,000	11,072
収 益 計 (①+②)	37,074	37,530	38,716
③ 歳出計 [再掲]	66,494	66,311	65,232
④ 減価償却費	23,452	23,452	23,452
費 用 計 (③+④)	89,946	89,763	88,684
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	41.2%	41.8%	43.7%

#### IV. -4 福岡市立南体育館(009)

##### <施設概要>

施設名称	福岡市立南体育館（以下「南体育館」という。）			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市南区塩原 2-8-1			
所管部署	スポーツ推進部スポーツ振興課			
施設区分	スポーツ・レクリエーション施設			
開設年月日	昭和 57 年 3 月 6 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市立地区体育施設条例 福岡市立地区体育施設条例施行規則			
設置目的	市民の体育、スポーツ等の振興を図り、地域の連帯意識の高揚に資するため、地区体育施設として設置した。  (福岡市立地区体育施設条例第 1 条)			
事業内容	(1) 体育、スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関すること。 (2) 体育、スポーツ及びレクリエーション活動のための施設を提供すること。 (3) 上記に掲げるもののほか、地区体育施設の目的達成に必要なこと。  (福岡市立地区体育施設条例第 2 条)			
施設情報	土地	面 積	10,988 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	10,988 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
	建物等 (主な建物)	駐 車 場	有（無料）	
		延 床 面 積	4,532 m <sup>2</sup>	
		所 有 状 況	市有物件	
		階 層	地上 3 階	
		構 造	鉄筋コンクリート造	
主な施設等	建 築 年	昭和 57 年（1982 年）		
	主 な 施 設 等	競技場、武道室、健康体力相談室、小体育室、トレーニング室、弓道場		
利用時間等	午前 9 時から午後 9 時まで（現在「利用時間延長」の試行実施中）			
休館日等	毎月第 3 月曜日（祝日の場合はその翌日） 12 月 28 日～翌年 1 月 4 日			

##### <施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
利用者数	個人利用	86,114 人	93,041 人	101,436 人
	専用利用	86,374 人	91,819 人	94,595 人
利用コマ数	利用コマ数 A	8,202 コマ	9,728 コマ	9,778 コマ
	利用可能コマ数 B	8,790 コマ	10,350 コマ	10,350 コマ
	利用率 A/B	93.3%	94.0%	94.5%

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b> 地区体育施設（体育館）には、競技場のほか、トレーニング室や弓道場といった競技場以外の施設の貸出も行っており、利用者からは、下表に定める額の使用料を徴収する。		
	<b>■金額（単位：円）※主なものを記載</b> （注1）参照。		
	<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b> 市から、人件費や各種経費等のコスト情報、及び類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。 使用料は、平成5年度以来改定されていない。		
使用料の減免	<b>■減免の有無</b> 有		
	<b>■減免内容</b>		
		減免対象	減免額
	(1)	本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
	(2)	本市が経費の一部を負担して後援するとき	3割相当額
	(3)	公益財団法人福岡市スポーツ協会が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
	(4)	公益財団法人福岡市スポーツ協会が経費の一部を負担して後援するとき	3割相当額
	(5)	国又は県が主催する行事に利用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき	5割相当額
	(6)	市内に居住する心身障がい者が個人利用するとき、及び市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が専用利用するとき	全額
	(7)	18歳未満の者を主体とする団体が専用利用するとき	5割相当額
(8)	前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき	2割相当額	
<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b> 市から、減免内容は施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。 減免内容は、過去5年超改定されていない。			

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		20,993	22,228	22,933
減免実績	減免件数	39,903 件	43,460 件	50,935 件
	減免額	12,083	18,131	14,710

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	20,993	22,228	22,933
② その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	128	190	220
③ その他の収入 (目的外使用許可に係る使用料)	3	3	3
歳 入 計	21,124	22,421	23,155
④ 指定管理料	65,252	67,106	71,167
⑤ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,782	2,125	1,768
⑥ 物件費 (委託料)	589	1,317	392
⑦ 物件費 (大規模修繕費)	-	11,235	-
⑧ 物件費 (緊急修繕費)	-	-	35
歳 出 計	67,623	81,784	73,362

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	21,124	22,421	23,155
② 減免実績 [再掲]	12,083	18,131	14,710
収 益 計 (①+②)	33,207	40,552	37,865
③ 歳出計 [再掲]	67,623	81,784	73,362
④ 減価償却費	20,526	20,526	20,526
費 用 計 (③+④)	88,149	102,310	93,888
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	37.7%	39.6%	40.3%

IV. -5 福岡市立城南体育館(010)

<施設概要>

施設名称	福岡市立城南体育館（以下「城南体育館」という。）			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市城南区別府 6-14-22			
所管部署	スポーツ推進部スポーツ振興課			
施設区分	スポーツ・レクリエーション施設			
開設年月日	昭和 63 年 8 月 6 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市立地区体育施設条例 福岡市立地区体育施設条例施行規則			
設置目的	市民の体育、スポーツ等の振興を図り、地域の連帯意識の高揚に資するため、地区体育施設として設置した。  (福岡市立地区体育施設条例第 1 条)			
事業内容	(1) 体育、スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関すること。 (2) 体育、スポーツ及びレクリエーション活動のための施設を提供すること。 (3) 上記に掲げるもののほか、地区体育施設の目的達成に必要なこと。  (福岡市立地区体育施設条例第 2 条)			
施設情報	土地	面積	5,091 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	5,091 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
	建物等 (主な建物)	駐車場	有（無料）	
		延床面積	4,719 m <sup>2</sup>	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上 2 階	
		構造	鉄筋コンクリート造	
主な施設等	建築年	昭和 63 年（1988 年）		
	主な施設等	競技場、武道室、健康体力相談室、小体育室、トレーニング室、弓道場		
利用時間等	午前 9 時から午後 9 時まで（現在「利用時間延長」の試行実施中）			
休館日等	毎月第 3 月曜日（祝日の場合はその翌日） 12 月 28 日～翌年 1 月 4 日			

<施設の利用状況>

項目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
利用者数	個人利用	85,111 人	92,160 人	101,885 人
	専用利用	75,966 人	75,643 人	74,279 人
利用コマ数	利用コマ数 A	2,017 コマ	8,213 コマ	7,852 コマ
	利用可能コマ数 B	2,064 コマ	8,760 コマ	8,424 コマ
	利用率 A/B	97.7%	93.8%	93.2%



<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b> 地区体育施設（体育館）には、競技場のほか、トレーニング室や弓道場といった競技場以外の施設の貸出も行っており、利用者からは、下表に定める額の使用料を徴収する。		
	<b>■金額（単位：円）※主なものを記載</b> （注1）参照。		
	<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b> 市から、人件費や各種経費等のコスト情報、及び類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。 使用料は、平成5年度以来改定されていない。		
使用料の減免	<b>■減免の有無</b> 有		
	<b>■減免内容</b>		
		減免対象	減免額
	(1)	本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
	(2)	本市が経費の一部を負担して後援するとき	3割相当額
	(3)	公益財団法人福岡市スポーツ協会が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
	(4)	公益財団法人福岡市スポーツ協会が経費の一部を負担して後援するとき	3割相当額
	(5)	国又は県が主催する行事に利用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき	5割相当額
	(6)	市内に居住する心身障がい者が個人利用するとき、及び市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が専用利用するとき	全額
	(7)	18歳未満の者を主体とする団体が専用利用するとき	5割相当額
(8)	前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき	2割相当額	
<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b> 市から、減免内容は施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。 減免内容は、過去5年超改定されていない。			

<使用料及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		20,848	21,359	22,432
減免実績	減免件数	42,413 件	47,240 件	54,823 件
	減免額	13,702	13,899	16,653

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	20,848	21,359	22,432
② その他の収入 (自動販売機目的が医師用許可)	1,301	1,320	1,373
③ その他の収入 (目的外使用許可に係る使用料)	-	-	3
歳 入 計	22,149	22,679	23,807
④ 指定管理料	73,500	70,900	71,275
⑤ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,782	2,125	1,768
⑥ 物件費 (委託料)	412	431	287
⑦ 物件費 (緊急修繕費)	-	298	-
歳 出 計	75,694	73,754	73,330

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	22,149	22,679	23,807
② 減免実績 [再掲]	13,702	13,899	16,653
収 益 計 (①+②)	35,850	36,578	40,460
③ 歳出計 [再掲]	75,694	73,754	73,330
④ 減価償却費	45,672	45,672	45,672
費 用 計 (③+④)	121,366	119,426	119,002
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	29.5%	30.6%	34.0%

#### IV. -6 福岡市立早良体育館(011)

##### <施設の概要>

施設名称	福岡市立早良体育館（以下「早良体育館」という。）			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市早良区四箇 6-17-6			
所管部署	スポーツ推進部スポーツ振興課			
施設区分	スポーツ・レクリエーション施設			
開設年月日	平成7年7月15日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市立地区体育施設条例 福岡市立地区体育施設条例施行規則			
設置目的	市民の体育、スポーツ等の振興を図り、地域の連帯意識の高揚に資するため、地区体育施設として設置した。  (福岡市立地区体育施設条例第1条)			
事業内容	(1) 体育、スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関すること。 (2) 体育、スポーツ及びレクリエーション活動のための施設を提供すること。 (3) 上記に掲げるもののほか、地区体育施設の目的達成に必要なこと。  (福岡市立地区体育施設条例第2条)			
施設情報	土地	面積	7,182 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	7,182 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
	建物等 (主な建物)	駐車場	有（無料）	
		延床面積	5,456 m <sup>2</sup>	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上3階	
		構造	鉄筋コンクリート造	
主な施設等	建築年	平成7年（1995年）		
	主な施設等	競技場、武道室、健康体力相談室、小体育室、トレーニング室、弓道場		
利用時間等	午前9時から午後9時まで（現在「利用時間延長」の試行実施中）			
休館日等	毎月第3月曜日（祝日の場合はその翌日） 12月28日～翌年1月4日			

##### <施設の利用状況>

項目		H24年度	H25年度	H26年度
利用者数	個人利用	54,346人	60,913人	61,280人
	専用利用	88,690人	89,781人	96,993人
利用コマ数	利用コマ数A	4,533コマ	8,083コマ	9,267コマ
	利用可能コマ数B	5,175コマ	9,015コマ	10,350コマ
	利用率A/B	87.6%	89.7%	89.5%

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>		
	地区体育施設（体育館）には、競技場のほか、トレーニング室や弓道場といった競技場以外の施設の貸出も行っており、利用者からは、下表に定める額の使用料を徴収する。		
	<b>■金額</b> （単位：円）※主なものを記載		
	（注1）参照。		
使用料の減免	<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>		
	市から、人件費や各種経費等のコスト情報、及び類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。 使用料は、施設開設以来改定されていない。		
	<b>■減免の有無</b>		
	有		
	<b>■減免内容</b>		
		減免対象	減免額
		(1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
		(2) 本市が経費の一部を負担して後援するとき	3割相当額
		(3) 公益財団法人福岡市スポーツ協会が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
		(4) 公益財団法人福岡市スポーツ協会が経費の一部を負担して後援するとき	3割相当額
		(5) 国又は県が主催する行事に利用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき	5割相当額
		(6) 市内に居住する心身障がい者が個人利用するとき、及び市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が専用利用するとき	全額
		(7) 18歳未満の者を主体とする団体が専用利用するとき	5割相当額
	(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき	2割相当額	
	<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>		
	市から、減免内容は施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。 減免内容は、過去5年超改定されていない。		

<使用料及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		16,198	16,956	17,552
減免実績	減免件数	27,956 件	33,921 件	35,792 件
	減免額	9,766	12,299	13,676

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	16,198	16,956	17,552
② その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	1,346	1,365	1,421
歳 入 計	17,544	18,321	18,973
③ 指定管理料	80,500	83,100	83,540
④ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,782	2,125	1,768
⑤ 物件費 (委託料)	357	369	249
⑥ 物件費 (緊急修繕費)	-	41	-
歳 出 計	82,639	85,636	85,558

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	17,544	18,321	18,973
② 減免実績 [再掲]	9,766	12,299	13,676
収 益 計 (①+②)	27,310	30,619	32,649
③ 歳出計 [再掲]	82,639	85,636	85,558
④ 減価償却費	66,680	66,680	66,680
費 用 計 (③+④)	149,319	152,316	152,238
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	18.3%	20.1%	21.4%

IV. -7 福岡市立西体育館(012)

<施設の概要>

施設名称	福岡市立西体育館（以下「西体育館」という。）			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市西区拾六町 1-13-35			
所管部署	スポーツ推進部スポーツ振興課			
施設区分	スポーツ・レクリエーション施設			
開設年月日	平成6年1月29日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市立地区体育施設条例 福岡市立地区体育施設条例施行規則			
設置目的	市民の体育、スポーツ等の振興を図り、地域の連帯意識の高揚に資するため、地区体育施設として設置した。  (福岡市立地区体育施設条例第1条)			
事業内容	(1) 体育、スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関すること。 (2) 体育、スポーツ及びレクリエーション活動のための施設を提供すること。 (3) 上記に掲げるもののほか、地区体育施設の目的達成に必要なこと。  (福岡市立地区体育施設条例第2条)			
施設情報	土地	面 積	6,582 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	6,582 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
	建物等 (主な建物)	駐 車 場	有（無料）	
		延 床 面 積	5,234 m <sup>2</sup>	
		所 有 状 況	市有物件	
		階 層	地上2階	
		構 造	鉄筋コンクリート造	
建 築 年	平成6年（1994年）			
主 な 施 設 等	競技場、武道室、健康体力相談室、小体育室、トレーニング室、弓道場			
利用時間等	午前9時から午後9時まで（現在「利用時間延長」の試行実施中）			
休館日等	毎月第3月曜日（祝日の場合はその翌日） 12月28日～翌年1月4日			

<施設の利用状況>

項 目		H24年度	H25年度	H26年度
利用者数	個人利用	101,987人	104,519人	107,443人
	専用利用	88,433人	85,735人	97,193人
利用コマ数	利用コマ数A	6,491コマ	7,960コマ	8,051コマ
	利用可能コマ数B	6,672コマ	8,280コマ	8,304コマ
	利用率A/B	97.3%	96.1%	97.0%

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>		
	地区体育施設（体育館）には、競技場のほか、トレーニング室や弓道場といった競技場以外の施設の貸出も行っており、利用者からは、下表に定める額の使用料を徴収する。		
	<b>■金額</b> （単位：円）※主なものを記載		
	（注1）参照。		
使用料の減免	<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>		
	市から、人件費や各種経費等のコスト情報、及び類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。 使用料は、施設開設以来改定されていない。		
	<b>■減免の有無</b>		
	有		
	<b>■減免内容</b>		
		減免対象	減免額
		(1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
		(2) 本市が経費の一部を負担して後援するとき	3割相当額
		(3) 公益財団法人福岡市スポーツ協会が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
		(4) 公益財団法人福岡市スポーツ協会が経費の一部を負担して後援するとき	3割相当額
		(5) 国又は県が主催する行事に利用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき	5割相当額
		(6) 市内に居住する心身障がい者が個人利用するとき、及び市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が専用利用するとき	全額
		(7) 18歳未満の者を主体とする団体が専用利用するとき	5割相当額
	(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき	2割相当額	
	<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>		
	市から、減免内容は施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。 減免内容は、過去5年超改定されていない。		



<使用料及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		24,239	24,044	24,532
減免実績	減免件数	47,607 件	48,888 件	53,909 件
	減免額	15,444	16,317	17,164

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	24,239	24,044	24,532
② その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	1,319	1,330	1,341
歳 入 計	25,558	25,374	25,873
③ 指定管理料	78,500	78,410	78,958
④ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,782	2,125	1,768
⑤ 物件費 (委託料)	108	107	73
⑥ 物件費 (緊急修繕費)	-	881	-
歳 出 計	80,390	81,523	80,800

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	25,558	25,374	25,873
② 減免実績 [再掲]	15,444	16,317	17,164
収 益 計 (①+②)	41,002	41,692	43,037
③ 歳出計 [再掲]	80,390	81,523	80,800
④ 減価償却費	52,800	52,800	52,800
費 用 計 (③+④)	133,190	134,323	133,600
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	30.8%	31.0%	32.2%

#### IV. -8 福岡市立東市民プール (013)

##### <施設の概要>

施設名称	福岡市立東市民プール (以下「東市民プール」という。)			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市東区名島 2-42-1			
所管部署	スポーツ推進部スポーツ振興課			
施設区分	スポーツ・レクリエーション施設			
開設年月日	昭和 50 年 8 月 9 日			
運営形態	指定管理者制度 (利用料金制度無)			
根拠条例等	福岡市立地区体育施設条例 福岡市立地区体育施設条例施行規則			
設置目的	市民の体育、スポーツ等の振興を図り、地域の連帯意識の高揚に資するため、地区体育施設として設置した。  (福岡市立地区体育施設条例第 1 条)			
事業内容	(1) 体育、スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関すること。 (2) 体育、スポーツ及びレクリエーション活動のための施設を提供すること。 (3) 上記に掲げるもののほか、地区体育施設の目的達成に必要なこと。  (福岡市立地区体育施設条例第 2 条)			
施設情報	土地	面 積	6,642 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	6,642 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
	建物等 (主な建物)	駐 車 場	有 (無料)	
		延 床 面 積	1,949 m <sup>2</sup>	
		所 有 状 況	市有物件	
		階 層	地上 2 階	
		構 造	鉄筋コンクリート造	
建 築 年	昭和 50 年 (1975 年)			
主 な 施 設 等	屋内プール室、屋外徒渉プール、見学室			
利用時間等	午前 9 時から午後 9 時まで			
休館日等	毎月最終木曜日 毎週金曜日 (夏期除く、祝日の場合は翌日) 12 月 28 日～翌年 1 月 4 日			

##### <施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
利用者数	個人利用	62,537 人	52,220 人	67,450 人
	専用利用	12,416 人	7,573 人	12,859 人

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>		
	地区体育施設（プール）では、プールの個人利用と専用利用を認めており、夏期と冬期で使用料が異なっている。具体的には、利用者からは下表に定める額の使用料を徴収する。		
	<b>■金額（単位：円）※主なものを記載</b>		
	（注1）参照。		
使用料の減免	<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>		
	市から、人件費や各種経費等のコスト情報、及び類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。 使用料は、平成17年度以来改定されていない。		
	<b>■減免の有無</b>		
	有		
	<b>■減免内容</b>		
		減免対象	減免額
		(1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
		(2) 本市が経費の一部を負担して後援するとき	3割相当額
		(3) 公益財団法人福岡市スポーツ協会が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
		(4) 公益財団法人福岡市スポーツ協会が経費の一部を負担して後援するとき	3割相当額
		(5) 国又は県が主催する行事に利用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき	5割相当額
	(6) 市内に居住する心身障がい者が個人利用するとき、及び市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が専用利用するとき	全額	
	(7) 18歳未満の者を主体とする団体が専用利用するとき	5割相当額	
	(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき	2割相当額	
	<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>		
	市から、減免内容は施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。 減免内容は、過去5年超改定されていない。		

<使用料及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		12,023	9,305	13,115
減免実績	減免件数	42,491 件	35,135 件	45,377 件
	減免額	12,623	9,417	13,346

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	12,023	9,305	13,115
② その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	25	29	36
③ その他の収入 (目的外使用許可に係る使用料)	8	8	8
歳 入 計	12,055	9,341	13,158
④ 指定管理料	78,785	78,777	76,270
⑤ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,782	2,125	1,768
⑥ 物件費 (委託料)	3,162	1,673	162
⑦ 物件費 (大規模修繕費)	-	144,356	-
⑧ 物件費 (緊急修繕費)	-	-	2,383
歳 出 計	83,729	226,931	80,584

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	12,055	9,341	13,158
② 減免実績 [再掲]	12,623	9,417	13,346
収 益 計 (①+②)	24,679	18,758	26,504
③ 歳出計 [再掲]	83,729	226,931	80,584
④ 減価償却費	7,414	7,414	7,414
費 用 計 (③+④)	91,143	234,345	87,998
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	27.1%	8.0%	30.1%

IV. -9 福岡市立博多市民プール(014)

<施設の概要>

施設名称	福岡市立博多市民プール（以下「博多市民プール」という。）			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市博多区東那珂 1-9-15			
所管部署	スポーツ推進部スポーツ振興課			
施設区分	スポーツ・レクリエーション施設			
開設年月日	昭和 54 年 7 月 7 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市立地区体育施設条例 福岡市立地区体育施設条例施行規則			
設置目的	市民の体育、スポーツ等の振興を図り、地域の連帯意識の高揚に資するため、地区体育施設として設置した。  (福岡市立地区体育施設条例第 1 条)			
事業内容	(1) 体育、スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関すること。 (2) 体育、スポーツ及びレクリエーション活動のための施設を提供すること。 (3) 上記に掲げるもののほか、地区体育施設の目的達成に必要なこと。  (福岡市立地区体育施設条例第 2 条)			
施設情報	土地	面 積	8,539 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	8,539 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
	建物等 (主な建物)	駐 車 場	有（無料）	
		延 床 面 積	1,943 m <sup>2</sup>	
		所 有 状 況	市有物件	
		階 層	地上 2 階	
		構 造	鉄筋コンクリート造	
主な施設等	建 築 年	昭和 54 年（1979 年）		
	主 な 施 設 等	屋内プール室、屋外徒渉プール、見学室		
利用時間等	午前 9 時から午後 9 時まで			
休館日等	毎月第 2 木曜日 毎週水曜日（夏期除く、祝日の場合は翌日） 12 月 28 日～翌年 1 月 4 日			

<施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
利用者数	個人利用	40,710 人	44,849 人	46,533 人
	専用利用	21,237 人	22,263 人	24,714 人

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>		
	地区体育施設（プール）では、プールの個人利用と専用利用を認めており、夏期と冬期で使用料が異なっている。具体的には、利用者からは下表に定める額の使用料を徴収する。		
	<b>■金額（単位：円）※主なものを記載</b>		
	（注1）参照。		
使用料の減免	<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>		
	市から、人件費や各種経費等のコスト情報、及び類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。 使用料は、平成17年度以来改定されていない。		
	<b>■減免の有無</b>		
	有		
	<b>■減免内容</b>		
		減免対象	減免額
	(1)	本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
	(2)	本市が経費の一部を負担して後援するとき	3割相当額
	(3)	公益財団法人福岡市スポーツ協会が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
	(4)	公益財団法人福岡市スポーツ協会が経費の一部を負担して後援するとき	3割相当額
	(5)	国又は県が主催する行事に利用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき	5割相当額
	(6)	市内に居住する心身障がい者が個人利用するとき、及び市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が専用利用するとき	全額
(7)	18歳未満の者を主体とする団体が専用利用するとき	5割相当額	
(8)	前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき	2割相当額	
<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>			
市から、減免内容は施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。 減免内容は、過去5年超改定されていない。			

<使用料及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		10,464	11,357	12,137
減免実績	減免件数	22,729 件	25,728 件	26,060 件
	減免額	6,974	7,782	8,073

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	10,464	11,357	12,137
② その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	44	61	54
③ その他の収入 (目的外使用許可に係る使用料)	3	3	3
歳 入 計	10,510	11,421	12,193
④ 指定管理料	80,488	78,187	78,680
⑤ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,782	2,125	1,768
⑥ 物件費 (委託料)	218	210	7,219
⑦ 物件費 (大規模修繕費)	-	-	24,976
⑧ 物件費 (緊急修繕費)	-	-	2,598
歳 出 計	82,488	80,522	115,242

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	10,510	11,421	12,193
② 減免実績 [再掲]	6,974	7,782	8,073
収 益 計 (①+②)	17,484	19,203	20,266
③ 歳出計 [再掲]	82,488	80,522	115,242
④ 減価償却費	8,690	8,690	8,690
費 用 計 (③+④)	91,178	89,212	123,932
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	19.2%	21.5%	16.4%



IV. -10 福岡市立中央市民プール(015)

<施設の概要>

施設名称	福岡市立中央市民プール（以下「中央市民プール」という。）			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市中央区西公園 14-30			
所管部署	スポーツ推進部スポーツ振興課			
施設区分	スポーツ・レクリエーション施設			
開設年月日	昭和 50 年 2 月 8 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市立地区体育施設条例 福岡市立地区体育施設条例施行規則			
設置目的	市民の体育、スポーツ等の振興を図り、地域の連帯意識の高揚に資するため、地区体育施設として設置した。  (福岡市立地区体育施設条例第 1 条)			
事業内容	(1) 体育、スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関すること。 (2) 体育、スポーツ及びレクリエーション活動のための施設を提供すること。 (3) 上記に掲げるもののほか、地区体育施設の目的達成に必要なこと。  (福岡市立地区体育施設条例第 2 条)			
施設情報	土地	面 積	6,127 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	5,754 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	373 m <sup>2</sup>	
	建物等 (主な建物)	駐 車 場	有（無料）	
		延 床 面 積	1,907 m <sup>2</sup>	
		所 有 状 況	市有物件	
		階 層	地上 2 階	
		構 造	鉄筋コンクリート造	
主な施設等	建 築 年	昭和 50 年（1975 年）		
	主 な 施 設 等	屋内プール室、屋外徒渉プール、見学室、会議室		
利用時間等	午前 9 時から午後 9 時まで			
休館日等	毎月第 3 水曜日 毎週木曜日（夏期除く、祝日の場合は翌日） 12 月 28 日～翌年 1 月 4 日			

<施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
利用者数	個人利用	51,285 人	36,654 人	52,253 人
	専用利用	11,682 人	6,297 人	10,907 人

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>		
	地区体育施設（プール）では、プールの個人利用と専用利用を認めており、夏期と冬期で使用料が異なっている。具体的には、利用者からは下表に定める額の使用料を徴収する。		
	<b>■金額（単位：円）※主なものを記載</b>		
	（注1）参照。		
使用料の減免	<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>		
	市から、人件費や各種経費等のコスト情報、及び類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。 使用料は、平成17年度以来改定されていない。		
	<b>■減免の有無</b>		
	有		
	<b>■減免内容</b>		
		減免対象	減免額
		（1）本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
		（2）本市が経費の一部を負担して後援するとき	3割相当額
		（3）公益財団法人福岡市スポーツ協会が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
		（4）公益財団法人福岡市スポーツ協会が経費の一部を負担して後援するとき	3割相当額
		（5）国又は県が主催する行事に利用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき	5割相当額
	（6）市内に居住する心身障がい者が個人利用するとき、及び市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が専用利用するとき	全額	
	（7）18歳未満の者を主体とする団体が専用利用するとき	5割相当額	
	（8）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき	2割相当額	
	<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>		
	市から、減免内容は施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。 減免内容は、過去5年超改定されていない。		

<使用料及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		9,840	6,478	9,619
減免実績	減免件数	34,761 件	24,904 件	36,276 件
	減免額	10,948	6,936	11,423

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	9,840	6,478	9,619
② その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	21	61	18
歳 入 計	9,861	6,539	9,637
③ 指定管理料	83,215	83,222	80,714
④ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,782	2,125	1,768
⑤ 物件費 (委託料)	4,079	2,336	243
⑥ 物件費 (大規模修繕費)	-	163,982	-
⑦ 物件費 (緊急修繕費)	4,988	-	7,131
⑧ その他の支出 (駐車場敷地使用料)	887	867	867
歳 出 計	94,950	252,532	90,723

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	9,861	6,539	9,637
② 減免実績 [再掲]	10,948	6,936	11,423
収 益 計 (①+②)	20,809	13,474	21,060
③ 歳出計 [再掲]	94,950	252,532	90,723
④ 減価償却費	7,392	7,392	7,392
費 用 計 (③+④)	102,342	259,924	98,115
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	20.3%	5.2%	21.5%

#### IV. -11 福岡市立南市民プール(016)

##### <施設の概要>

施設名称	福岡市立南市民プール（以下「南市民プール」という。）			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市南区三宅 3-31-1			
所管部署	スポーツ推進部スポーツ振興課			
施設区分	スポーツ・レクリエーション施設			
開設年月日	昭和 51 年 3 月 20 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市立地区体育施設条例 福岡市立地区体育施設条例施行規則			
設置目的	市民の体育、スポーツ等の振興を図り、地域の連帯意識の高揚に資するため、地区体育施設として設置した。  (福岡市立地区体育施設条例第 1 条)			
事業内容	(1) 体育、スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関すること。 (2) 体育、スポーツ及びレクリエーション活動のための施設を提供すること。 (3) 上記に掲げるもののほか、地区体育施設の目的達成に必要なこと。  (福岡市立地区体育施設条例第 2 条)			
施設情報	土地	面 積	6,239 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	6,239 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
	建物等 (主な建物)	駐 車 場	有（無料）	
		延 床 面 積	1,912 m <sup>2</sup>	
		所 有 状 況	市有物件	
		階 層	地上 2 階	
		構 造	鉄筋コンクリート造	
主な施設等	建 築 年	昭和 51 年（1976 年）		
	主 な 施 設 等	屋内プール室、屋外徒渉プール、見学室		
利用時間等	午前 9 時から午後 9 時まで			
休館日等	毎月末日（夏期除く、土日の場合は最終金曜日） 毎週木曜日（夏期除く、祝日の場合は翌日） 12 月 28 日～翌年 1 月 4 日			

##### <施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
利用者数	個人利用	51,297 人	57,073 人	36,923 人
	専用利用	32,776 人	33,114 人	16,322 人

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>		
	地区体育施設（プール）では、プールの個人利用と専用利用を認めており、夏期と冬期で使用料が異なっている。具体的には、利用者からは下表に定める額の使用料を徴収する。		
	<b>■金額（単位：円）※主なものを記載</b>		
	（注1）参照。		
使用料の減免	<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>		
	市から、人件費や各種経費等のコスト情報、及び類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。 使用料は、平成17年度以来改定されていない。		
	<b>■減免の有無</b>		
	有		
	<b>■減免内容</b>		
		減免対象	減免額
	(1)	本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
	(2)	本市が経費の一部を負担して後援するとき	3割相当額
	(3)	公益財団法人福岡市スポーツ協会が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
	(4)	公益財団法人福岡市スポーツ協会が経費の一部を負担して後援するとき	3割相当額
	(5)	国又は県が主催する行事に利用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき	5割相当額
(6)	市内に居住する心身障がい者が個人利用するとき、及び市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が専用利用するとき	全額	
(7)	18歳未満の者を主体とする団体が専用利用するとき	5割相当額	
(8)	前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき	2割相当額	
<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>			
市から、減免内容は施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。 減免内容は、過去5年超改定されていない。			

<使用料及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		11,489	12,205	7,324
減免実績	減免件数	34,960 件	39,207 件	25,602 件
	減免額	11,347	12,662	7,505

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	11,489	12,205	7,324
② その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	67	65	36
歳 入 計	11,556	12,270	7,360
③ 指定管理料	74,769	77,070	73,552
④ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,782	2,125	1,768
⑤ 物件費 (委託料)	360	5,985	285
⑥ 物件費 (大規模修繕費)	-	12,963	233,617
⑦ 物件費 (緊急修繕費)	539	125	5,575
歳 出 計	77,451	98,267	314,797

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	11,556	12,270	7,360
② 減免実績 [再掲]	11,347	12,662	7,505
収 益 計 (①+②)	22,903	24,932	14,865
③ 歳出計 [再掲]	77,451	98,267	314,797
④ 減価償却費	7,722	7,722	7,722
費 用 計 (③+④)	85,173	105,989	322,519
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	26.9%	23.5%	4.6%

#### IV. -12 福岡市立城南市民プール(017)

##### <施設の概要>

施設名称	福岡市立城南市民プール（以下「城南市民プール」という。）			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市城南区片江 1-5-1			
所管部署	スポーツ推進部スポーツ振興課			
施設区分	スポーツ・レクリエーション施設			
開設年月日	平成6年1月21日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市立地区体育施設条例 福岡市立地区体育施設条例施行規則			
設置目的	市民の体育、スポーツ等の振興を図り、地域の連帯意識の高揚に資するため、地区体育施設として設置した。  (福岡市立地区体育施設条例第1条)			
事業内容	(1) 体育、スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関すること。 (2) 体育、スポーツ及びレクリエーション活動のための施設を提供すること。 (3) 上記に掲げるもののほか、地区体育施設の目的達成に必要なこと。  (福岡市立地区体育施設条例第2条)			
施設情報	土地	面 積	6,481 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	6,481 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
	建物等 (主な建物)	駐 車 場	有（無料）	
		延 床 面 積	2,580 m <sup>2</sup>	
		所 有 状 況	市有物件	
		階 層	地上2階	
		構 造	鉄筋コンクリート造	
主な施設等	建 築 年	平成6年（1994年）		
	主 な 施 設 等	屋内プール室、屋外徒渉プール、研修室、会議室		
利用時間等	午前9時から午後9時まで			
休館日等	毎月第2水曜日 毎週火曜日（夏期除く、祝日の場合は翌日） 12月28日～翌年1月4日			

##### <施設の利用状況>

項 目		H24年度	H25年度	H26年度
利用者数	個人利用	109,637人	114,888人	108,649人
	専用利用	14,921人	15,764人	16,233人



<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>		
	地区体育施設（プール）では、プールの個人利用と専用利用を認めており、夏期と冬期で使用料が異なっている。具体的には、利用者からは下表に定める額の使用料を徴収する。		
	<b>■金額（単位：円）※主なものを記載</b>		
	（注1）参照。		
使 用 料 の 減 免	<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>		
	市から、人件費や各種経費等のコスト情報、及び類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。 使用料は、平成17年度以来改定されていない。		
	<b>■減免の有無</b>		
	有		
	<b>■減免内容</b>		
		減免対象	減免額
		(1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
		(2) 本市が経費の一部を負担して後援するとき	3割相当額
		(3) 公益財団法人福岡市スポーツ協会が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
		(4) 公益財団法人福岡市スポーツ協会が経費の一部を負担して後援するとき	3割相当額
		(5) 国又は県が主催する行事に利用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき	5割相当額
	(6) 市内に居住する心身障がい者が個人利用するとき、及び市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が専用利用するとき	全額	
	(7) 18歳未満の者を主体とする団体が専用利用するとき	5割相当額	
	(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき	2割相当額	
	<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>		
	市から、減免内容は施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。 減免内容は、過去5年超改定されていない。		

<使用料及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		17,208	18,488	17,801
減免実績	減免件数	81,145 件	84,321 件	79,759 件
	減免額	23,401	24,363	23,331

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	17,208	18,488	17,801
② その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	265	250	184
歳 入 計	17,473	18,738	17,985
③ 指定管理料	84,984	83,110	83,175
④ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,782	2,125	1,768
⑤ 物件費 (委託料)	388	407	305
⑥ 物件費 (緊急修繕費)	3,030	653	2,408
歳 出 計	90,184	86,295	87,655

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	17,473	18,738	17,985
② 減免実績 [再掲]	23,401	24,363	23,331
収 益 計 (①+②)	40,874	43,101	41,316
③ 歳出計 [再掲]	90,184	86,295	87,655
④ 減価償却費	23,320	23,320	23,320
費 用 計 (③+④)	113,504	109,615	110,975
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	36.0%	39.3%	37.2%

IV. -13 福岡市立早良市民プール(018)

<施設の概要>

施設名称	福岡市立早良市民プール（以下「早良市民プール」という。）			
現地視察	対象			
所在地	福岡市早良区曙 1-3-15			
所管部署	スポーツ推進部スポーツ振興課			
施設区分	スポーツ・レクリエーション施設			
開設年月日	昭和 49 年 2 月 17 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市立地区体育施設条例 福岡市立地区体育施設条例施行規則			
設置目的	市民の体育、スポーツ等の振興を図り、地域の連帯意識の高揚に資するため、地区体育施設として設置した。  (福岡市立地区体育施設条例第 1 条)			
事業内容	(1) 体育、スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関すること。 (2) 体育、スポーツ及びレクリエーション活動のための施設を提供すること。 (3) 上記に掲げるもののほか、地区体育施設の目的達成に必要なこと。  (福岡市立地区体育施設条例第 2 条)			
施設情報	土地	面 積	6,868 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	6,868 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
	建物等 (主な建物)	駐 車 場	有（無料）	
		延 床 面 積	1,951 m <sup>2</sup>	
		所 有 状 況	市有物件	
		階 層	地上 2 階	
		構 造	鉄筋コンクリート造	
主な施設等	建 築 年	昭和 49 年（1974 年）		
	主 な 施 設 等	屋内プール室、屋外徒渉プール、研修室		
利用時間等	午前 9 時から午後 9 時まで			
休館日等	毎月第 3 木曜日 毎週水曜日（夏期除く、祝日の場合は翌日） 12 月 28 日～翌年 1 月 4 日			

<施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
利用者数	個人利用	62,132 人	62,704 人	59,753 人
	専用利用	27,198 人	22,888 人	26,163 人

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>		
	地区体育施設（プール）では、プールの個人利用と専用利用を認めており、夏期と冬期で使用料が異なっている。具体的には、利用者からは下表に定める額の使用料を徴収する。		
	<b>■金額（単位：円）※主なものを記載</b>		
	（注1）参照。		
使用料の減免	<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>		
	市から、人件費や各種経費等のコスト情報、及び類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。 使用料は、平成17年度以来改定されていない。		
	<b>■減免の有無</b>		
	有		
	<b>■減免内容</b>		
		減免対象	減免額
		(1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
		(2) 本市が経費の一部を負担して後援するとき	3割相当額
		(3) 公益財団法人福岡市スポーツ協会が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
		(4) 公益財団法人福岡市スポーツ協会が経費の一部を負担して後援するとき	3割相当額
		(5) 国又は県が主催する行事に利用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき	5割相当額
		(6) 市内に居住する心身障がい者が個人利用するとき、及び市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が専用利用するとき	全額
	(7) 18歳未満の者を主体とする団体が専用利用するとき	5割相当額	
	(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき	2割相当額	
	<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>		
	市から、減免内容は施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。 減免内容は、過去5年超改定されていない。		

<使用料及び減免実績>

(単位：千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		12,481	11,982	12,119
減免実績	減免件数	44,123 件	43,849 件	42,845 件
	減免額	12,939	12,541	12,878

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	12,481	11,982	12,119
② その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	24	24	24
③ その他の収入 (目的外使用許可に係る使用料)	5	5	5
歳 入 計	12,510	12,011	12,148
④ 指定管理料	74,616	76,490	78,385
⑤ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,782	2,125	1,768
⑥ 物件費 (委託料)	276	6,439	213
⑦ 物件費 (大規模修繕費)	-	58,501	-
⑧ 物件費 (緊急修繕費)	2,923	2,915	5,635
歳 出 計	79,597	146,470	86,001

[受益者負担割合の算定]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	12,510	12,011	12,148
② 減免実績 [再掲]	12,939	12,541	12,878
収 益 計 (①+②)	25,449	24,551	25,026
③ 歳出計 [再掲]	79,597	146,470	86,001
④ 減価償却費	6,160	6,160	6,160
費 用 計 (③+④)	85,757	152,630	92,161
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	29.7%	16.1%	27.2%

IV. -14 福岡市立総合西市民プール(019)

<施設の概要>

施設名称	福岡市立総合西市民プール（以下「総合西市民プール」という。）			
現地視察	対象			
所在地	福岡市西区西の丘 1-4-1			
所管部署	スポーツ推進部スポーツ振興課			
施設区分	スポーツ・レクリエーション施設			
開設年月日	平成7年7月9日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市立地区体育施設条例 福岡市立地区体育施設条例施行規則			
設置目的	市民の体育、スポーツ等の振興を図り、地域の連帯意識の高揚に資するため、地区体育施設として設置した。  (福岡市立地区体育施設条例第1条)			
事業内容	(1) 体育、スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関すること。 (2) 体育、スポーツ及びレクリエーション活動のための施設を提供すること。 (3) 上記に掲げるもののほか、地区体育施設の目的達成に必要なこと。  (福岡市立地区体育施設条例第2条)			
施設情報	土地	面 積	17,147 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	17,147 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
	建物等 (主な建物)	駐 車 場	有（無料）	
		延 床 面 積	9,414 m <sup>2</sup>	
		所 有 状 況	市有物件	
		階 層	地上3階	
		構 造	鉄筋コンクリート造	
建 築 年	平成7年（1995年）			
主 な 施 設 等	屋内プール室、会議室、大会役員室、トレーニングルーム、スタジオ			
利用時間等	午前9時から午後9時まで			
休館日等	毎月第4水曜日 毎週火曜日（夏期除く、祝日の場合は翌日） 12月28日～翌年1月4日			

<施設の利用状況>

項 目		H24年度	H25年度	H26年度
利用者数	個人利用	177,114人	183,534人	175,181人
	専用利用	60,841人	66,678人	67,522人

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>		
	地区体育施設（プール）では、プールの個人利用と専用利用を認めており、夏期と冬期で使用料が異なっている。具体的には、利用者からは下表に定める額の使用料を徴収する。		
	<b>■金額（単位：円）※主なものを記載</b>		
	（注1）参照。		
使用料の減免	<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>		
	市から、人件費や各種経費等のコスト情報、及び類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。 使用料は、平成17年度以来改定されていない。		
	<b>■減免の有無</b>		
	有		
	<b>■減免内容</b>		
		減免対象	減免額
	(1)	本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
	(2)	本市が経費の一部を負担して後援するとき	3割相当額
	(3)	公益財団法人福岡市スポーツ協会が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
	(4)	公益財団法人福岡市スポーツ協会が経費の一部を負担して後援するとき	3割相当額
	(5)	国又は県が主催する行事に利用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき	5割相当額
(6)	市内に居住する心身障がい者が個人利用するとき、及び市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が専用利用するとき	全額	
(7)	18歳未満の者を主体とする団体が専用利用するとき	5割相当額	
(8)	前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき	2割相当額	
<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>			
市から、減免内容は施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。 減免内容は、過去5年超改定されていない。			



<使用料及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		39,961	40,704	38,784
減免実績	減免件数	108,069 件	114,793 件	109,537 件
	減免額	35,965	38,488	37,867

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	39,961	40,704	38,784
② その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	1,731	1,869	1,882
③ その他の収入 (目的外使用許可に係る使用料)	4	4	4
歳 入 計	41,696	42,577	40,670
④ 指定管理料	233,020	232,332	231,940
⑤ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,782	2,125	1,768
⑥ 物件費 (委託料)	2,028	2,015	1,541
⑦ 物件費 (大規模修繕費)	-	28,875	9,180
⑧ 物件費 (緊急修繕費)	-	10,780	7,933
歳 出 計	236,830	276,127	252,364

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	41,696	42,577	40,670
② 減免実績 [再掲]	35,965	38,488	37,867
収 益 計 (①+②)	77,661	81,065	78,537
③ 歳出計 [再掲]	236,830	276,127	252,364
④ 減価償却費	146,152	146,152	146,152
費 用 計 (③+④)	382,982	422,278	398,515
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	20.3%	19.2%	19.7%

## (注1) 使用料の内容

## [各区体育館使用料]

■金額 (単位:円) ※主なものを記載				
1. 個人使用料				
区分		単位		体育館
小中学生		2時間につき		90
高校生		2時間につき		130
一般		2時間につき		260
2. 専用使用料				
(1) 競技場				
区分			東、博多、中央、南、城南、西の各体育館	早良体育館
利用者が入場料を徴収しない場合	午前9時から午後1時まで	平日	5,100	6,400
		土日祝	6,800	8,500
	午後1時から午後5時まで	平日	6,800	8,500
		土日祝	8,400	10,500
	午後5時から午後9時まで	平日	8,400	10,500
		土日祝	10,100	12,600
利用者が入場料を徴収する場合	午前9時から午後1時まで	平日	29,900	37,400
		土日祝	40,300	50,400
	午後1時から午後5時まで	平日	40,300	50,400
		土日祝	50,700	63,400
	午後5時から午後9時まで	平日	50,700	63,400
		土日祝	61,100	76,400
(2) 競技場以外の各施設 (弓道場を除く)				
区分			金額	
午前9時から午前11時まで		平日	1,300	
		土日祝	1,550	
午前11時から午後1時まで		平日	1,300	
		土日祝	1,550	
午後1時から午後3時まで		平日	1,950	
		土日祝	2,300	
午後3時から午後5時まで		平日	1,950	
		土日祝	2,300	
午後5時から午後7時まで		平日	2,550	
		土日祝	3,050	
午後7時から午後9時まで		平日	2,550	
		土日祝	3,050	
備考				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土日祝とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を用い、平日とはそれ以外の日をいう(以下次表において同じ。)</li> <li>・弓道場の使用料の額は、この表の競技場以外の各施設に係る使用料の規定にかかわらず、当該使用料の範囲内において規則で定める。</li> <li>・利用時間を超過して利用する場合、準備等のため利用する場合及び競技場又は弓道場を部分的に利用する場合の使用料の額は、規則で定める。</li> <li>・市内に居住する65歳以上70歳未満の者の個人利用に係る使用料の額は、1.個人使用料の表に定める額の5割相当額とする。</li> <li>・市内に居住する65歳以上の者を主体とする団体(次項に規定する団体に該当するものを除く。)の専用利用に係る使用料の額は、2.専用使用料の表に定める額の5割相当額とする。</li> <li>・小学校に就学する前の乳幼児及び市内に居住する70歳以上の者の個人利用並びに市内に居住する70歳以上の者を主体とする団体の専用利用については、無料とする。</li> </ul>				

[弓道場使用料]

■金額 (単位：円) ※主なものを記載		
1. 個人使用料		
区分	単位	金額
小中学生	2時間につき	90
高校生	2時間につき	
一般	2時間につき	
2. 専用使用料		
区分		金額
午前9時から午後1時まで	平日	1,300
	土日祝	1,600
午後1時から午後5時まで	平日	2,100
	土日祝	2,300
午後5時から午後9時まで	平日	2,600
	土日祝	3,000
備考		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に居住する65歳以上70歳未満の者の個人利用に係る使用料の額は、1.個人使用料の表に定める額の5割相当額とする。</li> <li>・市内に居住する65歳以上の者を主体とする団体(次項に規定する団体に該当するものを除く。)の専用利用に係る使用料の額は、2.専用使用料の表に定める額の5割相当額とする。</li> <li>・小学校に就学する前の乳幼児及び市内に居住する70歳以上の者の個人利用並びに70歳以上の者を主体とする団体の専用利用については、無料とする。</li> </ul>		

[市民プール使用料]

■金額 (単位：円) ※主なものを記載			
1. 個人使用料			
区分	単位	夏期	冬期
小中学生	2時間につき	110	160
高校生	2時間につき	160	210
一般	2時間につき	320	390
2. 専用使用料			
(1) 25m プール			
区分		夏期	冬期
午前9時から午後1時まで	平日	6,300	7,700
	土日祝	7,600	9,100
午後1時から午後5時まで	平日	9,600	11,400
	土日祝	11,300	13,800
午後5時から午後9時まで	平日	12,600	15,200
	土日祝	15,200	18,200
(2) 50m プール			
区分		夏期	冬期
午前9時から午後1時まで	平日	32,200	38,700
	土日祝	38,700	46,400
午後1時から午後5時まで	平日	48,700	58,500
	土日祝	58,500	70,200
午後5時から午後9時まで	平日	64,000	76,800
	土日祝	76,700	92,200
備考			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏期とは5月1日から10月31日までの期間、冬期とは1月1日から4月30日まで及び11月1日から12月31日までの期間とする。</li> <li>・市内に居住する65歳以上70歳未満の者の個人利用に係る使用料の額は、1. 個人使用料の表に定める額の5割相当額とする。</li> <li>・市内に居住する65歳以上の者を主体とする団体(次項に規定する団体に該当するものを除く。)の専用利用に係る使用料の額は、2. 専用使用料の表に定める額の5割相当額とする。</li> <li>・小学校に就学する前の乳幼児及び市内に居住する70歳以上の者の個人利用並びに市内に居住する70歳以上の者を主体とする団体の専用利用については、無料とする。</li> <li>・利用者が入場料を徴収する場合の専用使用料の額は、この表に定める額の3倍の額とする。</li> </ul>			
3. プールトレーニング室			
区分	単位	金額	
中学生	2時間につき	90	
高校生	2時間につき	130	
一般	2時間につき	260	
備考			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に居住する65歳以上70歳未満の者の利用に係る使用料の額は、3. プールトレーニング室の表に定める額の5割相当額とする。</li> <li>・小学校に就学する前の乳幼児及び市内に居住する70歳以上の者の利用については、無料とする。</li> </ul>			

IV. -15 福岡市ももち体育館(020)

<施設の概要>

施設名称	福岡市ももち体育館（以下「ももち体育館」という。）			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市早良区百道 2-3-15			
所管部署	スポーツ推進部スポーツ振興課			
施設区分	スポーツ・レクリエーション施設			
開設年月日	平成 19 年 7 月 1 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市ももち体育館条例 福岡市ももち体育館条例施行規則			
設置目的	市民の体育、スポーツ等の振興を図るため。 (福岡市ももち体育館条例第 1 条)			
事業内容	(1) 体育、スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関すること。 (2) 体育、スポーツ及びレクリエーション活動のための施設を提供すること。 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、体育館の設置の目的の達成に必要なこと。 (福岡市ももち体育館条例第 2 条)			
施設情報	土地	面積	2,058 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	1,758 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	300 m <sup>2</sup>	
		駐車場	無	
	建物等 (主な建物)	延床面積	3,357 m <sup>2</sup>	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上 3 階	
構造		鉄筋コンクリート造		
	建築年	昭和 48 年（1973 年）		
	主な施設等	競技場、柔道場、剣道場、卓球場、トレーニング室、弓道場		
利用時間等	午前 9 時から午後 9 時まで			
休館日等	毎月第 3 月曜日（祝日の場合はその翌日） 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日			

<施設の利用状況>

項目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
利用者数	個人利用	64,681 人	69,219 人	75,670 人
	専用利用	79,088 人	79,749 人	81,506 人
利用コマ数	利用コマ数 A	6,202 コマ	7,366 コマ	7,386 コマ
	利用可能コマ数 B	6,872 コマ	8,280 コマ	8,304 コマ
	利用率 A/B	90.3%	89.0%	88.9%

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>						
	利用許可者からは、下表に定める額を徴収する。						
	<b>■金額（単位：円）※主なものを記載</b>						
	1. 個人使用料						
	区分		一般 2時間につき	高校生 2時間につき	小中学生 2時間につき		
	競技場		260	130	90		
	競技場以外の施設 (弓道場を除く)		260	130	90		
	弓道場		170	90	90		
	2. 専用使用料						
	(1) 競技場及び競技場以外の施設 (弓道場を除く。)						
	競 技 場	区分		9:00 ~ 12:00	12:00 ~ 15:00	15:00 ~ 18:00	18:00 ~ 21:00
		平 日	許可利用者が入場料 を徴収しない場合	3,100	3,800	4,500	5,100
			許可利用者が入場料 を徴収する場合	18,000	22,300	26,500	30,700
		土 日 祝	許可利用者が入場料 を徴収しない場合	4,100	4,800	5,500	6,100
	許可利用者が入場料 を徴収する場合		24,400	28,600	32,900	37,200	
	競 技 場 以 外 の 施 設	平日		1,950	2,600	3,550	3,800
		土日祝		2,300	3,050	4,050	4,550
	(2) 弓道場						
	区分		9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~21:00		
	平日		1,000	1,600	2,000		
	土日祝		1,200	1,800	2,400		
	備考						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に居住する 65 歳以上 70 歳未満の者の個人利用に係る使用料の額は、1. 個人使用料の表に定める額の 5 割相当額とする。</li> <li>・市内に居住する 65 歳以上の者を主体とする団体(次項に規定する団体に該当するものを除く。)の専用利用に係る使用料の額は、2. 専用使用料の表に定める額の 5 割相当額とする。</li> <li>・小学校に就学する前の乳幼児及び市内に居住する 70 歳以上の者の個人利用並びに市内に居住する 70 歳以上の者を主体とする団体の専用利用については、無料とする。</li> </ul>						
	<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>						
市から、人件費や各種経費等のコスト情報、及び類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。 使用料は、施設開設以来改定されていない。							
使 用 料 の 減 免	<b>■減免の有無</b>						
	有						
	<b>■減免内容</b>						
	減免対象				減免額		
	(1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき				全額		
	(2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき				3 割相当額		
	(3) 公益財団法人福岡市スポーツ協会が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき				全額		
(4) 公益財団法人福岡市スポーツ協会が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき				3 割相当額			
(5) 国又は県が主催する行事に利用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき				5 割相当額			

	(6) 市内に居住する心身障がい者が個人利用するとき、及び市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が専用利用するとき	全額
	(7) 18歳未満の者を主体とする団体が専用利用するとき	5割相当額
	(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき	2割相当額
	<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b> 市から、減免内容は施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。 減免内容は、施設開設以来見直されていない。	

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		16,215	16,803	17,854
減免実績	減免件数	30,536 件	33,395 件	36,771 件
	減免額	7,330	8,270	8,914

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	16,215	16,803	17,854
② その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	903	905	873
歳 入 計	17,118	17,708	18,727
③ 指定管理料	51,900	51,900	52,202
④ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,782	2,125	1,768
⑤ 物件費 (委託料)	-	-	805
⑥ 物件費 (大規模修繕費)	-	-	17,909
⑦ 物件費 (緊急修繕費)	-	-	692
歳 出 計	53,682	54,025	73,376

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	17,118	17,708	18,727
② 減免実績 [再掲]	7,330	8,270	8,914
収 益 計 (①+②)	24,448	25,978	27,642
③ 歳出計 [再掲]	53,682	54,025	73,376
④ 減価償却費	13,141	13,141	13,141
費 用 計 (③+④)	66,823	67,166	86,517
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	36.6%	38.7%	31.9%

IV. -16 福岡市民体育館(021)

<施設の概要>

施設名称	福岡市民体育館			
現地視察	対象			
所在地	福岡市博多区東公園 8-2			
所管部署	スポーツ推進部スポーツ振興課			
施設区分	スポーツ・レクリエーション施設			
開設年月日	昭和 47 年 4 月 1 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市民体育館条例 福岡市民体育館条例施行規則			
設置目的	市民体育の振興を図るため。 (福岡市民体育館条例第 1 条)			
事業内容	(1) 体育、スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関すること。 (2) 体育、スポーツ及びレクリエーション活動のための施設を提供すること。 (3) 前各号に掲げるもののほか、市民体育の振興に関すること。 (福岡市民体育館条例第 2 条)			
施設情報	土地	面 積	18,929 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	- m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	18,929 m <sup>2</sup>	
		駐 車 場	有（無料）	
	建物等 (主な建物)	延 床 面 積	14,524 m <sup>2</sup>	
		所 有 状 況	市有物件	
		階 層	地上 4 階、地下 1 階	
構 造		鉄筋コンクリート造		
建 築 年		昭和 46 年（1971 年）		
	主 な 施 設 等	第 1 競技場、補助競技場、プール、その他諸室、トレーニング室		
利用時間等	午前 9 時から午後 9 時まで（現在プール以外の施設について「利用時間延長」の試行実施中）			
休館日等	毎月第 3 月曜日（祝日の場合はその翌日） 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日			

<施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
利用者数	個人利用	146,655 人	156,720 人	152,817 人
	専用利用	122,193 人	118,024 人	75,272 人
利用コマ数 (第 1 競技場)	利用コマ数 A	8,238 コマ	8,957 コマ	4,574 コマ
	利用可能コマ数 B	9,437 コマ	10,230 コマ	5,280 コマ
	利用率 A/B	87.3%	87.6%	86.6%
利用コマ数 (第 2 競技場)	利用コマ数 A	2,744 コマ	3,698 コマ	3,557 コマ
	利用可能コマ数 B	3,072 コマ	4,104 コマ	3,888 コマ
	利用率 A/B	89.3%	90.1%	91.5%



<使用料の概要>

■概要								
利用許可者からは、下表に定める額を徴収する。								
■金額 (単位：円) ※主なものを記載								
1. 個人使用料								
区分		第1競技場	第2競技場			本館 (各施設)		
			補助 競技場	プール				
				夏期	冬期			
小中学生	2時間につき	90	90	110	160	90		
高校生	2時間につき	130	130	160	210	130		
一般	2時間につき	260	260	320	390	260		
2. 専用使用料								
区分		第1競技場	第2競技場			本館 (各施設)		
			補助 競技場	プール				
				夏期	冬期			
利用 者が 入場 料を 徴収 しい 場合	9:00～ 13:00	平日	7,700	3,900	6,300	7,700	2,600	
		土日祝	10,100	5,100	7,600	9,100	3,100	
	13:00～ 17:00	平日	10,100	5,100	9,600	11,400	3,900	
		土日祝	12,800	6,300	11,300	13,800	4,600	
	17:00～ 21:00	平日	12,800	6,300	12,600	15,200	5,100	
		土日祝	15,200	7,700	15,200	18,200	6,100	
	9:00～ 17:00	平日	17,800	9,000	15,900	19,100	6,500	
		土日祝	22,900	11,400	18,900	22,900	7,700	
	13:00～ 21:00	平日	22,900	11,400	22,200	26,600	9,000	
		土日祝	28,000	14,000	26,500	32,000	10,700	
	全日	平日	30,600	15,300	28,500	34,300	11,600	
		土日祝	38,100	19,100	34,100	41,100	13,800	
	利用 者が 入場 料を 徴収 する 場合	9:00～ 13:00	平日	45,000	/			
			土日祝	61,000				
13:00～ 17:00		平日	61,000					
		土日祝	77,000					
17:00～ 21:00		平日	77,000					
		土日祝	91,000					
9:00～ 17:00		平日	106,000					
		土日祝	138,000					
13:00～ 21:00		平日	138,000					
		土日祝	168,000					
全日	平日	183,000						
	土日祝	229,000						
備考								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土日祝とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいい、平日とはそれ以外の日をいう。</li> <li>・夏期とは5月1日から10月31日までの期間、冬期とは1月1日から4月30日まで及び11月1日から12月31日までの期間とする。</li> <li>・浴室付トレーニング場の使用料は、1回1,000円とする。</li> </ul>								

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に居住する 65 歳以上 70 歳未満の者の個人利用に係る使用料の額は、1. 個人使用料の表に定める額の 5 割相当額とする。</li> <li>・市内に居住する 65 歳以上の者を主体とする団体(次項に規定する団体に該当するものを除く。)の専用利用に係る使用料の額は、2. 専用使用料の表に定める額の 5 割相当額とする。</li> <li>・小学校に就学する前の乳幼児及び市内に居住する 70 歳以上の者の個人利用並びに市内に居住する 70 歳以上の者を主体とする団体の専用利用については、無料とする。</li> </ul>		
	<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b> 市から、人件費や各種経費等のコスト情報、及び類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。 使用料は、平成 5 年度以来改定されていない。		
使用料の減免	<b>■減免の有無</b> 有		
	<b>■減免内容</b>		
		減免対象	減免額
	(1)	本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
	(2)	本市が経費の一部を負担して後援するとき	3 割相当額
	(3)	公益財団法人福岡市スポーツ協会が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
	(4)	公益財団法人福岡市スポーツ協会が経費の一部を負担して後援するとき	3 割相当額
	(5)	国又は県が主催する行事に利用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき	5 割相当額
	(6)	市内に居住する心身障がい者が個人利用するとき、及び市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が専用利用するとき	全額
	(7)	18 歳未満の者を主体とする団体が専用利用するとき	5 割相当額
	(8)	本市に居住する 65 歳以上 70 歳未満の者が浴室付トレーニング場を使用するとき	5 割相当額
	(9)	前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき	2 割相当額
<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b> 市から、減免内容は施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。 減免内容は、平成 5 年度以来改定されていない。			

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		41,910	48,464	39,197
減免実績	減免件数	66,486 件	73,651 件	70,115 件
	減免額	23,503	26,955	19,607

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	41,910	48,464	39,197
② その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	3,359	2,407	2,449
③ その他の収入 (目的外使用許可に係る使用料)	261	255	255
歳 入 計	45,530	51,127	41,902
④ 指定管理料	277,367	261,927	238,576
⑤ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,782	2,125	1,768
⑥ 物件費 (委託料)	128	3,686	740
⑦ 物件費 (大規模修繕費)	-	12,614	140,604
⑧ 物件費 (緊急修繕費)	5,036	6,544	8,074
⑨ 物件費 (体育館用地借上料)	36,975	36,975	36,019
歳 出 計	321,289	323,871	425,780

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	45,530	51,127	41,902
② 減免実績 [再掲]	23,503	26,955	19,607
収 益 計 (①+②)	69,032	78,082	61,509
③ 歳出計 [再掲]	321,289	323,871	425,780
④ 減価償却費	75,092	75,092	75,092
費 用 計 (③+④)	396,381	398,962	500,872
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	17.4%	19.6%	12.3%

IV. -17 福岡市九電記念体育館(022)

<施設の概要>

施設名称	福岡市九電記念体育館（以下「九電記念体育館」という。）			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市中央区薬院 4-14-1			
所管部署	スポーツ推進部スポーツ振興課			
施設区分	スポーツ・レクリエーション施設			
開設年月日	平成 15 年 8 月 1 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市九電記念体育館条例 福岡市九電記念体育館条例施行規則			
設置目的	市民の体育、スポーツ等の振興を図るため。 (福岡市九電記念体育館条例第 1 条)			
事業内容	(1) 体育、スポーツ及びレクリエーション活動のための施設を提供すること。 (2) 前各号に掲げるもののほか、体育館の設置の目的の達成に必要なこと。 (福岡市九電記念体育館条例第 2 条)			
施設情報	土地	面積	15,191 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	- m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	15,191 m <sup>2</sup>	
		駐車場	有（無料）	
	建物等 (主な建物)	延床面積	6,614 m <sup>2</sup>	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上 3 階	
構造		鉄筋コンクリート造		
	建築年	昭和 38 年		
	主な施設等	競技場、弓道場、タレント控室、旧体育協会事務所、会議室、主催者控室		
利用時間等	午前 9 時から午後 9 時まで			
休館日等	毎月第 3 月曜日（祝日の場合はその翌日） 12 月 28 日～翌年 1 月 4 日			

<施設の利用状況>

項目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
利用者数	個人利用	5,354 人	4,654 人	4,991 人
	専用利用	114,949 人	121,017 人	125,188 人
利用コマ数	利用コマ数 A	9,253 コマ	9,344 コマ	9,414 コマ
	利用可能コマ数 B	10,270 コマ	10,360 コマ	10,370 コマ
	利用率 A/B	90.1%	90.2%	90.8%

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>				
	市長の許可を受けた競技場及び弓道場を専用的に利用しようとする者からは、下表に定める使用料を徴収する。				
	<b>■金額（単位：円）※主なものを記載</b>				
	専用使用料				
	1. 競技場使用料				
	区分		9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～21:00
	平日	専用利用者が入場料を徴収しない場合	7,700	10,100	12,800
		専用利用者が入場料を徴収する場合	45,000	61,000	77,000
	土・日・祝日	専用利用者が入場料を徴収しない場合	10,100	12,800	15,200
		専用利用者が入場料を徴収する場合	61,000	77,000	91,000
	2. 弓道場使用料				
	区分		9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～21:00
	平日		1,550	2,500	3,100
	土・日・祝日		1,900	2,750	3,600
	備考				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に居住する 65 歳以上の者を主体とする団体の専用利用に係る使用料の額は、この表に定める額の 5 割相当額とする。</li> <li>・市内に居住する 70 歳以上の者を主体とする団体の専用利用については、無料とする。</li> </ul>				
	個人利用				
	1. 弓道場使用料				
	区分		一般	高校生・中学生・小学生	
	2 時間につき		170	90	
備考					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に居住する 65 歳以上 70 歳未満の者の利用に係る使用料の額は、この表に定める額の 5 割相当額とする。</li> <li>・小学校に就学する前の乳幼児及び市内に居住する 70 歳以上の者の利用については、無料とする。</li> <li>・回数券を利用するときは、11 券片でこの表に定める使用料の額又は第 1 項に定める使用料の額の 10 倍の額とする。</li> </ul>					
<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>					
市から、人件費や各種経費等のコスト情報、及び類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。 使用料は、施設開設以来改定されていない。					
使 用 料 の 減 免	<b>■減免の有無</b>				
	有				
	<b>■減免内容</b>				
	減免対象			減免額	
	(1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき			全額	
	(2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき			3 割相当額	
	(3) 公益財団法人福岡市スポーツ協会が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき			全額	
	(4) 公益財団法人福岡市スポーツ協会が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき			3 割相当額	
	(5) 国又は県が主催する行事に利用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき			5 割相当額	
	(6) 市内に居住する心身障がい者が個人利用するとき、又は市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が専用利用するとき			全額	
	(7) 18 歳未満の者を主体とする団体が専用利用するとき			5 割相当額	
	(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき			2 割相当額	
	<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>				
市から、減免内容は施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。 減免内容は、施設開設以来改定されていない。					

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		10,234	9,323	9,078
減免実績	減免件数	3,759 件	2,698 件	3,194 件
	減免額	5,646	6,744	7,035

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	10,234	9,323	9,078
② その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	192	192	192
③ その他の収入 (目的外使用許可に係る使用料)	511	511	511
歳 入 計	10,936	10,026	9,781
④ 指定管理料	58,230	58,230	56,400
⑤ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,782	2,125	1,768
⑥ 物件費 (委託料)	1,775	1,754	-
⑦ 物件費 (緊急修繕費)	805	1,933	6,145
歳 出 計	62,592	64,043	64,313

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	10,936	10,026	9,781
② 減免実績 [再掲]	5,646	6,744	7,035
収 益 計 (①+②)	16,583	16,770	16,816
③ 歳出計 [再掲]	62,592	64,043	64,313
④ 減価償却費	-	-	-
費 用 計 (③+④)	62,592	64,043	64,313
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	26.5%	26.2%	26.1%

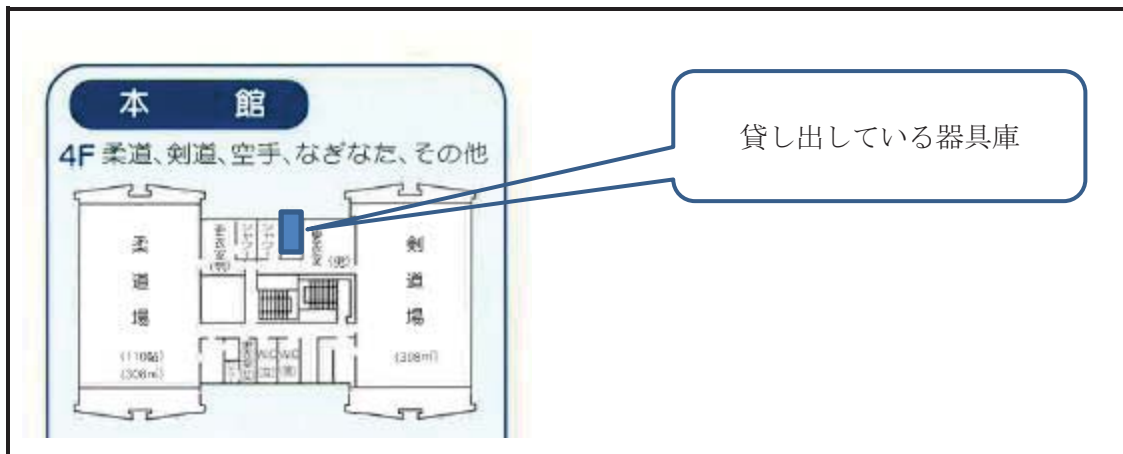
## 視点1 施設の有効活用

### ①（結果）特定の団体に対する器具庫の無料貸出について（福岡市民体育館）

#### 【現状】

福岡市民体育館について現場往査したところ、本館4階にある器具庫が、特定の団体に対して無料で貸し出しされている状況にあった。市によれば、過去から継続して当該団体に貸し出されているとのことである。

#### <貸出されている器具庫>



※出所：「施設パンフレット」を基に監査人作成

当該器具庫は特定の団体が利用する目的で設置されたものではないという観点から、特定の団体が使用している現状の使用方法は目的外の使用に該当すると考えられるが、特に目的外使用許可申請はされていない。

#### 【指摘事項】

市は、公平性の観点から、特定の団体に公の施設の一部を独占的に利用させるべきではない。特段の事情があり特定の団体に施設の一部を利用させる必要があると認められる場合には、市は目的外使用許可を与える等実態に即した対応を行い、使用させるべきである。

### ②（意見）実利用者数の把握による施設の有効活用について（各体育館及び各プール）

#### 【現状】

市では、各施設の延べ利用者数や施設の稼働率を毎年度算定し、次年度の計画に役立っている。また、施設の入退場システムを改修し、各室ごとの稼働状況を把握、分析することを検討しているところである。

しかし、各施設の実利用者数については把握していない。

#### 【意見】

施設の設置目的の達成度を測る指標のひとつとして、実利用者数を把握することが望まれる。

例えば、各地区体育館及び各市民プールの設置目的は、福岡市立地区体育施設条例第1条に記載されているように、「市民の体育、スポーツ等の振興を図り、地域の連帯意識の高揚に資するため」である。すなわち、低価格で気軽に市民に利用してもらい、広くスポーツを浸透させるところに、市が体育館やプールを運営する意義がある。仮に単なる体育施

設の提供というだけならば、それは「公」が担う事業ではなく、営利事業として運営されると考える。

以上を踏まえれば、各体育施設の実利用者数を把握することは、スポーツの振興にどれだけ貢献したかどうかを把握するうえで、極めて重要な指標である。

各区の人口及び延べ利用者数は、次のとおりである。

例えば、人口及び各区体育館延べ利用者数の合計額を見ると、年間でかなりの利用者が存在することが分かる。延べ利用者数は、実利用者数と平均利用回数の乗算であることを踏まえると、「123,301人の市民が、毎年10回程度利用している」のか「61,651人の市民が、毎年20回程度利用している」のかによって、評価は異なってくる。延べ利用者数という点では同じだが、「市民に広く利用してもらおう」という点では前者の方が優れているということが分かる。

#### <区別の人口及び体育施設の延べ利用者数（平成26年度末）>

(単位：人)	人口	延べ利用者数	
		体育館	プール
東区	289,494	172,776	80,309
博多区	209,734	141,012	71,247
中央区	175,423	184,120	63,160
南区	249,888	196,031	53,245
城南区	122,241	176,164	124,882
早良区	214,083	158,273	85,916
西区	199,433	204,636	242,703
合計	1,460,296	1,233,012	721,462

※出所：「施設の利用状況」及び「福岡市人口統計情報」を基に監査人作成

#### <延べ利用者数の分解式>

$$\text{延べ利用者数} = \text{実利用者数} \times \text{平均利用回数}$$

また、延べ利用者数が少ない施設があれば、「実利用者数」と「平均利用回数」に分解し、他施設と比較することで、「利用している市民が少ないのか」あるいは「リピーターが少ないのか」という点が明確となり、それらの原因を追求することで適切な対応策を採ることができる。

例えば、横浜市では平成18年に策定したスポーツ振興基本計画「いきいきスポーツプラン2010～スポーツで育む地域とくらし～」において、施設の利用者アンケート調査から年間平均利用回数を把握、それをを用いて推定実利用者数を算定し、スポーツ施設の課題を検討している。

福岡市においても、特定期間の利用状況を調査する等の方法により実利用者数を推計し、当該指標を用いて適切な意思決定に役立てることが望まれる。

#### <横浜市における実利用者数の把握>

##### ●スポーツセンター

- 平成15年度のスポーツセンターの年間延利用者数は全施設で合計約308万人であり、推定実利用者数（施設の利用者アンケート調査から年間平均利用回数を算出し、年間延利用者数を除して算出）は約5万人であった。つまり、市民の1.4%が利用したことになる。また、利用者全員が各センターの



半径 2km 内に住んでいると仮定すると、人口に対する獲得率は平均で 2.66%である。

- ・一般に民間フィットネスクラブの獲得率は 2~3%を目標にしていると言われており、それと比較すると同程度、もしくは、利用者は 2km 以内に住んでいるとは限らないので、それよりも低い獲得率であると考えられる。

●水泳プール

- ・水泳プールの年間延利用者数は全施設で合計約 165 万人であり、推定実利用者数は約 2 万人であった。つまり、市民の 0.6%が利用したことになる。また、半径 2km 以内の人口に対する獲得率は平均で 3.88%である。

●体育館

- ・平沼記念体育館、横浜文化体育館の年間延利用者数は合計約 43 万人であり、平沼記念体育館の推定実利用者数は約 3 千人であった。また、半径 2km 以内の人口に対する獲得率は 2.16%である。

●公共スポーツ施設運営上の課題

- ・利用者調査より実利用者を推定できた 25 施設（スポーツセンター17カ所、水泳プール7カ所、体育館1カ所）の総利用者数は年間で延 464 万人（前年度比 108.2%）だが、利用頻度から実利用者を推計すると約 7.4 万人で、市人口の 2.08%に過ぎない。
- ・実利用一人当たり年額約 2.5 万円の税金の投入に対して市民のコンセンサスを得るためにも、現行の実利用者数は課題として認識する必要がある。

※出所：横浜市「いきいきスポーツプラン 2010～スポーツで育む地域とくらし～」

### ③（意見）休止中の設備における今後の有効活用方策の検討について（各体育館及び各プール）

#### 【現状】

現地調査を実施した総合西市民プール及び福岡市民体育館にて、次のとおり、休止中の設備が発見された。

#### (1) 総合西市民プール


総合西市民プールには男女シャワールーム内にサウナ室が設置されているが、平成 24 年 1 月より省エネ対策を理由として利用を休止している。

また、総合西市民プールにはレストランが設置されていたが、平成 13 年 3 月末にレストラン事業を行う業者が撤退し、現状ではレストランとしては稼働していない。

#### <現場写真及び現状説明（サウナ室）>

サウナ入口	サウナ内部	サウナ内部
		
<b>現状説明</b>		
<p>長期間休止しているため内部の板壁が老朽化しており、再稼働させるには修繕が必要な状況である。また、サウナ室の暖房設備についても再稼働する場合には修繕する必要がある。</p>		

<現場写真及び現状説明（旧レストラン及び厨房）>

旧レストラン	旧レストランの厨房	旧レストランの厨房
		
<p><b>現状説明</b></p>		
<p>旧レストランは、椅子及びテーブルを設置してプール利用者が飲食または休憩等で使用できるフリースペースとなっており、有効活用されている。（現場視察時においても複数の利用者が飲食や休憩等で使用していた。）</p> <p>一方、旧レストランの厨房は現状では倉庫として使用しているものの、調理機材等が撤去されておらず、倉庫としての機能を十分に果たしていない。</p>		

(2) 福岡市民体育館

福岡市民体育館には、本館地下にあるトレーニング室に併設してサウナ室及び浴室が設置されており、福岡市民体育館条例においてその使用料が定められている。しかし、現状ではサウナ室及び浴室はその目的どおりには利用されておらず、倉庫として利用されている。

また、福岡市民体育館の第1競技場の観覧席上部に、本来記者等が利用する特別席があるが、現状では利用されていない。

<浴室付トレーニング場の使用料>

<p>福岡市民体育館使用料 備考 1 及び 2 省略 3 浴室付トレーニング場の使用料は、1回 1,000円とする。</p>
--

※出所：「福岡市民体育館条例」

<現場写真及び現状説明（サウナ室及び浴室）>

サウナ内部	浴室内部	脱衣所
		
<p><b>現状説明</b></p>		
<p>長期間休止しているため内部の板壁が老朽化しており、再稼働させるには修繕が必要な状況である。また、サウナ室の暖房設備についても再稼働する場合には修繕する必要がある。さらに、脱衣所は倉庫として利用されている。</p>		

<現場写真及び現状説明（第1競技場特別席）>

特別室内部	特別室入口の床	特別室から競技場の眺望
		
<b>現状説明</b>		
第1競技場の観覧席上部に設置されている特別席は利用されておらず、ほこりが蓄積している状況である。		

【意見】

(1) 総合西市民プール

サウナ室については長期間休止状態にあり、有効活用されていない状況にある。そこで市はサウナ室を今後利用するかどうかについて方針を決定することが望まれる。サウナ室を今後利用するのであれば、市は必要な修繕等を行った上でサウナ室を稼働するために必要な運転コスト等を使用料に含めることを検討することが望まれる。また、サウナ室を利用しないのであれば、例えば隣接するシャワー室またはトイレを拡張する等、遊休スペースを有効活用する方策を検討することが望まれる。

旧レストランについては、前述のとおり、椅子及びテーブルを設置してプール利用者が飲食または休憩等で使用できるフリースペースとなっており、現場視察時においても複数の利用者が飲食や休憩等で使用していたことから、有効活用されているといえる。

しかし厨房については、倉庫として使用されているものの、調理機材等が撤去されておらず、倉庫としての機能を十分に果たしていない。市は、厨房に設置されている調理機材等を撤去又は売却する等して、厨房スペースを倉庫としてより有効活用する方策を検討することが望まれる。

(2) 福岡市民体育館

サウナ室及び浴室については長期間休止状態にあり、実質的には浴室については清掃スタッフの洗い場、脱衣所については倉庫として使用されており、条例で想定している使用方法とは異なる使用がされている。

そこで市はサウナ室及び浴室を今後利用するかどうかについて方針を決定した上で、福岡市民体育館条例を改正（該当規定を削除）し、遊休スペースを有効活用する方策を検討することが望まれる。

また、第1競技場の観覧席上部に設置されている特別席も遊休状態となっている。特別室へとつながる階段の安全性に配慮した上で、遊休スペースを有効活用する方策を検討することが望まれる。

なお、監査対象とした体育館の所管部署に対して現状確認のために実施したアンケートでは、福岡市民体育館について、遊休の構築物あるいは構築物の中で利用されていない室は「ない」との回答であった。しかし、現地調査の結果、【現状】に記載したとおり未利用資産が発見された。そのため、市は、改めて各体育館及び各プールについて遊休となっている資産がないか現状把握を行うことが望ましい。



④（意見）施設の老朽化及び計画的な対応について（総合西市民プール）

【現状】

総合西市民プールについて現場調査及び市担当者に質問を行ったところ、次のような老朽化の状況が認められた。

<システム関係>

システム名称	システム概要	設置場所	現状
制御装置	全館照明、放送の管理等	管理事務室	市によれば、現状では大きな故障は発生していないものの、設置から20年が経過しており、部品の生産及び供給が終了しているとのことである。
集中監視制御システム	プールの温度管理、空調、水の循環管理等	コントロール室	万が一システムに大きな故障が発生した場合には部品の交換ができず、システム全体を入れ替える必要があるとのことである。

<道路から施設に入る階段>

写真①	写真②	写真③
		
<p><b>現状</b></p> <p>写真①：階段にひび割れが生じている。</p> <p>写真②：階段脇のコンクリートが部分的に剥離している。</p> <p>写真③：階段のつなぎ目に隙間が生じている。</p>		

【意見】

システム関係は施設の設置以来20年が経過しており、老朽化している。代替部品がないことから、万が一大きな故障が生じた場合には緊急の大規模改修が必要となり、不測の休館を余儀なくされる可能性が否定できない。

総合西市民プールは日本水泳連盟公認のプールが設置されており、各種大会が催されるため不測の休館は可能な限り避ける必要があり、また、各システムはその更新にかかる費用が高額になることが想定されるため、市は計画的にシステムの更新を検討することが望まれる。

道路から施設に入る階段の老朽化については、市は既に打診検査を行っており、直ちに安全性に問題はないことを確認しているとのことであった。しかし、地震等が発生した際

には更なるひび割れ、コンクリート剥離、隙間の拡大が発生する可能性も否定できない。利用者が通行する階段であることから、早急に改修を行うことが望まれる。

#### ⑤（意見）駐輪場の適切な利用の啓発及び有料化の検討について（中央体育館）

##### 【現状】

中央体育館と、隣接する福岡市立中央区市民センターとの間には、通勤者通学者用の無料駐輪場が存在する。一方で、利用者が極めて多いため、駐輪場の外に自転車があふれる状態となっていることが、現地調査時に発見された。

##### 1. 入口付近



本来駐輪禁止の場所であるが、自転車があふれている。

##### 【意見】

放置自転車があまりに多ければ、中央体育館の利用時に支障を来すおそれがある。

市は、今後も自転車利用者に適切な駐輪場の利用を促すとともに、別途駐輪場スペースの確保を検討することが望ましい。さらに、周辺環境の状況や費用対効果等を勘案し、必要に応じて駐輪場の有料化等を検討することが望まれる。

## 視点2 受益者負担のあり方

### ①（意見）使用料の設定根拠の明確化及び明文化について（各体育館及び各プール）

#### 【現状】

各体育館及び各プールにおける現在の使用料について、人件費や各種経費等のコスト情報及び類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答があり、資料の提出も受けた。提出のあった資料は、これまでの使用料改定時の検討資料であり、早良体育館及び総合西市民プール以外の体育館やプールについては、設置時の既存の体育館及びプールの使用料と同額とされている。一方で、早良体育館と総合西市民プールについては、設置当時の既存の体育館及びプールの使用料を勘案しながらも、その施設の独自性に応じて、設置条例制定前に使用料にかかる方針決定を行っていた。

#### 【意見】

本施設について閲覧した文書により設定根拠・理由の概略は把握できたものの、直ちにその設定根拠が明確とまでは言い難いものであった。一方で早良体育館及び総合西市民プールの使用料については、その施設の特徴から、明確な方針のもと設定されたことが確認できた。他の体育館及びプールの使用料については、施設で提供する行政サービスが同等であることから設置当時の既存の体育館及びプールの使用料と同額としており、その設定理由について一定の理解はできるものである。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等多面的な観点から慎重に検討する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、使用料の根拠を多面的に検討するとともに、設定に当たっては、早良体育館及び総合西市民プールのように明文化した文書を保存することが望ましい。

### ②（意見）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について（各体育館及び各プール）

#### 【現状】

各体育館及び各プールにおける現在の減免制度（減免規定）について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定しているとの回答があり、資料の提出も受けた。提出のあった資料は、これまでの条例施行規則の改正時の資料であり、各種減免対象の概略は把握できた。

#### 【意見】

本施設について閲覧した文書により現在の各減免対象及び減免額に係る設定根拠・理由の概略は把握できたものの、直ちにその設定根拠が明確とまでは言い難いものであった。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置目的、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置目的が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由は概略では足りず具体的な内容を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。

③ (意見) 体育備品の貸出伝票の連番管理について (中央体育館)

【現状】

中央体育館では、指定管理者の自主企画事業として、卓球やバドミンントンの備品、ボール等を有料で貸し出している。

貸出時は、次の貸出伝票に貸出希望者が必要個数を書いて窓口に提出し、窓口にて合計金額を算定、現金で料金を受け取ってから物品を貸し出している。領収書は通常発行していない。業務が終了すると、窓口担当者は貸出票を集計、体育館長が集計額と現金有高が一致していることを日次で確認する。

<中央体育館の貸出伝票>

平成 年 月 日				
氏名	電話番号			
終了時間	貸出	受取	場所	
			競・武・健相・小・トレ	
種目	貸出物品	金額(円)	個数	合計金額
卓球	ラケット シェイク・ベン	100		
	ピン球 ※販売	100		
バドミントン	ラケット	200		
	シャトル(水鳥) ※販売	300		
	シャトル(ナイロン) ※販売	200		
シューズ	( )cm	100		
ボール	バスケットボール ( )号	100		
	バレーボール ( )号	100		
合計金額				

【意見】

当該貸出伝票は、領収金額の唯一の証憑となるものであり、事業者にとっては領収書控と同じ役割を果たす伝票である。領収書控が、紛失や横領防止の観点から連番が付されていることを踏まえれば、市は、当該貸出伝票についてもあらかじめ連番を付しておくよう、指定管理者に対し指導することが望まれる。

④（意見）市民プール専用利用の使用単位の見直しについて（各プール）

【現状】

市民プールでは、次のとおり、専用利用について4時間を1単位として使用を許可している。しかし、各市民プールの平成26年度利用許可申請書を閲覧したところ、申請している使用時間は1時間～2時間程度であるにもかかわらず、1コマが4時間であるために、4時間分の使用料を支払っている団体が多数見受けられた。

＜プールの専用使用料＞

(1) 25m プール			
区分		夏期	冬期
午前9時から午後1時まで	平日	6,300	7,700
	土日祝	7,600	9,100
午後1時から午後5時まで	平日	9,600	11,400
	土日祝	11,300	13,800
午後5時から午後9時まで	平日	12,600	15,200
	土日祝	15,200	18,200
(2) 50m プール			
区分		夏期	冬期
午前9時から午後1時まで	平日	32,200	38,700
	土日祝	38,700	46,400
午後1時から午後5時まで	平日	48,700	58,500
	土日祝	58,500	70,200
午後5時から午後9時まで	平日	64,000	76,800
	土日祝	76,700	92,200

※出所：「福岡市立地区体育施設条例」

【意見】

受益者負担の考え方に照らし、実態に即した使用単位及び使用料を再検討することが望まれる。

例えば、体育館の競技場専用利用については、利用状況や市民の要望を踏まえ、平成27年10月より試行的に4時間×3コマから3時間×3コマ+2時間×2コマへと変更、1コマ当たりの使用料も時間に応じて減額している。プールについても、利用状況や市民の要望を把握しながら、よりニーズに即した使用単位を検討していくことが望まれる。



⑤（意見）望ましい受益者負担割合の検討について（各体育館及び各プール）

【現状】

現状の各体育館及び各プールにおける受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、施設ごと、年度ごとに増減があるものの、過去3年間を通じて、体育館については20%～40%程度、プールについては10%～30%程度という水準であった。

【意見】

体育館及びプールの施設区分はいずれもスポーツ・レクリエーション施設に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、スポーツ・レクリエーション施設の望ましい受益者負担割合はF・H・I（75%～100%）と考えられる。

体育館及びプールについては、スポーツの振興を図るという観点から、一定の行政の関与が必要であることを否定できないものの、利用者も限られており、必需的であるとまではいえない。また、市場性については、体育館については、市で提供しているような広いコートに関しては民間の類似施設は少なく収益性は高くないが、トレーニング室の貸出等、民間のスポーツクラブ等で多数見られる設備もあることから、総合的に市場性は中程度であると考えられる。また、プールについては、多くの民間のスポーツクラブ、フィットネスクラブの付属設備となっている点を踏まえると市場性は高いと考える。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は、体育館については50%（受益者負担割合マトリクスのE）、プールについては75%（受益者負担割合マトリクスのH）と考えられる。

**＜受益者負担割合マトリクス＞**

**[体育館]**

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

**[プール]**

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

上記のとおり、現状の体育館及びプールにおける受益者負担割合は、過去3年間を通じて体育館については20%～40%程度、プールについては10%～30%程度という水準となっており、望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。特にプールについては、乖離が大きいといえる。

< 体育館及びプールの受益者負担割合 >

[ 体育館 ]

施設	H24 年度	H25 年度	H26 年度	望ましい 受益者負担割合
東体育館	32.8%	33.0%	36.2%	50%
博多体育館	31.4%	34.7%	36.3%	
中央体育館	41.2%	41.8%	43.7%	
南体育館	37.7%	39.6%	40.3%	
城南体育館	29.5%	30.6%	34.0%	
早良体育館	18.3%	20.1%	21.4%	
西体育館	30.8%	31.0%	32.2%	
ももち体育館	36.6%	38.7%	31.9%	
福岡市民体育館	17.4%	19.6%	12.3%	
九電記念体育館	26.5%	26.2%	26.1%	

[ プール ]

施設	H24 年度	H25 年度	H26 年度	望ましい 受益者負担割合
東市民プール	27.1%	8.0%	30.1%	75%
博多市民プール	19.2%	21.5%	16.4%	
中央市民プール	20.3%	5.2%	21.5%	
南市民プール	26.9%	23.5%	4.6%	
城南市民プール	36.0%	39.3%	37.2%	
早良市民プール	29.7%	16.1%	27.2%	
西市民プール	20.3%	19.2%	19.7%	

このため、市は、本施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。

また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

< 体育館及びプールの受益者負担割合 >に記載したとおり、同じ体育館同士でも受益者負担割合には幅があり、例えば中央体育館の受益者負担割合は、早良体育館のそれを約20%上回る。これは、早良体育館が比較的新しくかつ規模も大きいいため減価償却費の負担が大きいこと等が要因として考えられる。

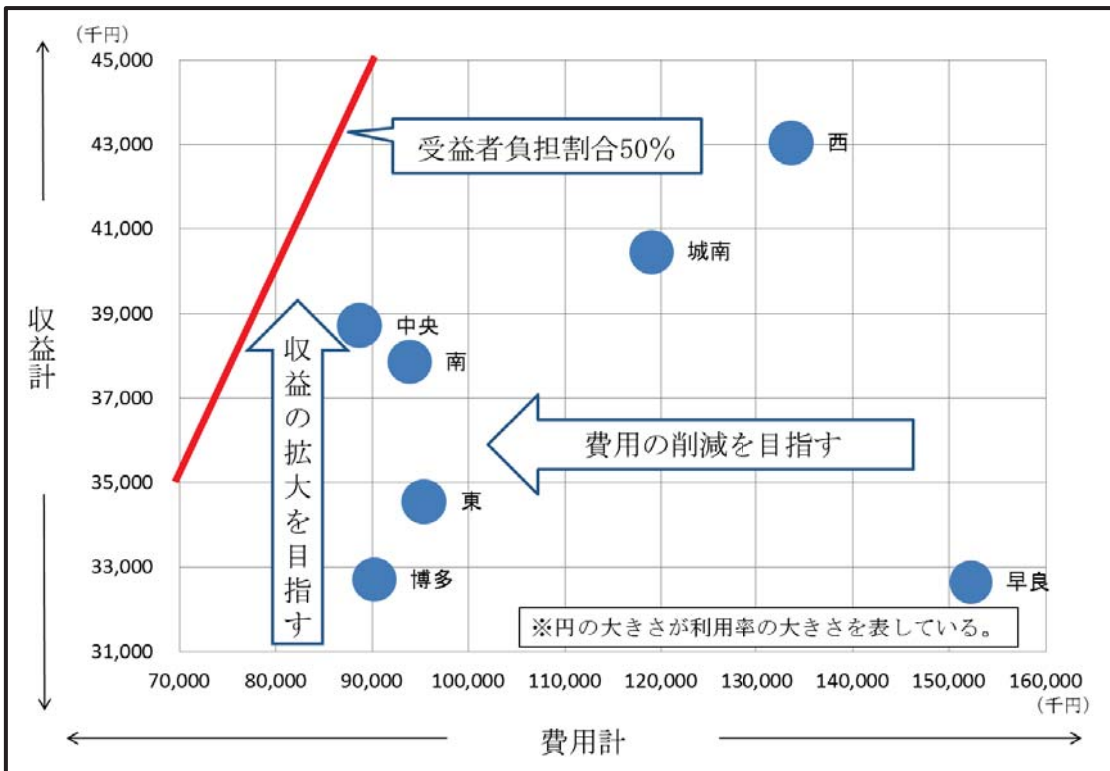
また、市場性の高さからいえば、体育館よりもプールの方が受益者負担割合を高く設定すべきであるが、現状は体育館の方が高く推移しており、受益者負担の考え方に照らせば、望ましくない状態であると言わざるを得ない。

なお、更に詳細な分析の一例として、料金体系がおおむね同じ地区体育館の費用、収益及び利用率の関係を表及びプロット図で示すと次のとおりとなる。

<平成 26 年度 体育館費用・収益・利用率の関係（表）>

施設	費用計（千円）	収益計（千円）	利用率
東体育館	95,392	34,553	97.1%
博多体育館	90,207	32,708	94.1%
中央体育館	88,684	38,716	95.9%
南体育館	93,888	37,865	94.5%
城南体育館	119,002	40,460	93.2%
早良体育館	152,238	32,649	89.5%
西体育館	133,600	43,037	97.0%

<平成 26 年度 体育館費用・収益・利用率の関係（プロット図）>



上記プロット図によれば、「受益者負担割合 50%」と示した直線が、受益者負担割合が 50%となる費用と収益の組み合わせである。当該直線の上側が受益者割合 50%超ということになるが、地区体育館についてはいずれも直線の下側にあり、望ましい受益者負担割合を下回っていることが分かる。

一方で、収益と費用の関係については、各地区体育館でばらつきが見られる。仮に受益者負担割合が最も 50%に近い中央体育館を目指すのであれば、プロット図の下方に位置する南体育館や東体育館、博多体育館は収益の拡大を図っていくことが必要になる。ただし、利用率が 95%前後と高い現状を踏まえれば、利用率の上昇による収益拡大の余地は低く、料金体系自体を再検討する必要があると考える。また、プロット図の右方に位置する城南体育館や西体育館は、まず費用の削減を図っていくことが必要であるとする。プロット図の右下に位置する早良体育館は、上述のとおり減価償却費負担が大きい。また、他の地区体育館に比べ、競技場の使用料を高く設定しているものの、利用率がやや低い結果、収

入も低くなっている。減価償却費負担以外の費用を極力抑えつつ、利用率の上昇を目指していく方策が求められる。

以上のように、各施設の受益者負担割合を比較し、収益や費用を分析することにより、今後の使用料のあり方の検討に役立てていくことが期待される。

V. 福岡市男女共同参画推進センター(023)

<施設の概要>

施設名称	福岡市男女共同参画推進センター			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市南区高宮 3-3-1			
所管部署	男女共同参画部事業推進課			
施設区分	市民・文化・社会教育施設			
開設年月日	昭和 63 年 8 月 1 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市男女共同参画推進センター条例 福岡市男女共同参画推進センター条例施行規則			
設置目的	男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等による取組を支援することにより、男女共同参画社会の形成に寄与するため。 (福岡市男女共同参画推進センター条例第 1 条)			
事業内容	(1) 講座、講演会、研修会等を開催すること。 (2) 各種の相談に関すること。 (3) 図書、資料等を備え、その利用を図ること。 (4) 施設の利用その他の便宜供与に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業 (福岡市男女共同参画推進センター条例第 2 条)			
施設情報	土地	面 積	1,457 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	1,457 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
		駐 車 場	無	
	建物等 (主な建物)	延 床 面 積	5,426 m <sup>2</sup>	
		所 有 状 況	市有物件	
		階 層	地上 4 階（一部 5 階及び地下 1 階）	
構 造		鉄筋鉄骨コンクリート造		
建 築 年		昭和 63 年（1988 年）		
	主 な 施 設 等	ホール、研究室、視聴覚室、相談室、図書室、軽運動室		
利用時間等	午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで(日曜日及び国民の祝日は午後 5 時まで)			
休館日等	12 月 29 日～翌年 1 月 3 日、毎月最終火曜日			

<施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総来館者数 A ※無料来館者含む	239,503 人	252,011 人	262,301 人
	開館日数 B	334 日	335 日	336 日
	1 日当たり利用者数 A/B	717 人	752 人	781 人
ホール	ホール利用者数	22,555 人	27,235 人	22,095 人
	利用率	48%	57%	48%
視聴覚室	視聴覚室利用者数	12,153 人	10,923 人	10,667 人
	利用率	75%	68%	74%

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>						
	センターの施設の利用の許可を受けた者からは、下表に定める使用料を徴収する。						
	<b>■金額（単位：円）※主なものを記載</b>						
	個人使用料						
	区分	一般 2時間につき		高校生 2時間につき		小中学生 2時間につき	
	軽運動室	260		130		90	
	創作室	260		130		90	
	専用使用料						
	1. ホール使用料						
	区分	9:30～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:30～ 17:00	13:00～ 21:30	9:30～ 21:30
	ホール	1,600	8,000	8,700	9,600	16,700	18,300
	2. ギャラリー使用料						
	区分		単位		金額		
	ギャラリー		1日		1,500		
	3. 視聴覚室等使用料						
	区分	9:30～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:30～ 17:00	13:00～ 21:30	9:30～ 21:30
	視聴覚室	1,000	2,300	2,500	3,100	4,600	5,000
	研修室	A	500	1,000	1,100	1,400	2,300
		B	600	1,400	1,600	1,800	3,100
		C	500	1,000	1,100	1,400	2,300
		D	700	1,700	1,800	2,200	3,300
		E	400	800	900	1,100	1,700
		F	300	600	700	800	1,200
	軽運動室	A	1,000	2,400	2,600	3,100	5,100
		B	2,000	4,600	5,100	6,100	9,900
	創作室	800	1,800	2,000	2,400	3,500	3,800
	料理実習室	1,100	2,800	3,000	3,700	5,400	5,900
	音楽室	900	2,200	2,400	2,900	4,300	4,700
	和室	A、B	200	300	300	400	700
		C	200	200	200	200	400
	<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>						
	金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。 使用料は、平成7年度以来改定されていない。						
	使用料の減免	<b>■減免の有無</b>					
有							
<b>■減免内容</b>							
減免対象					減免額		
(1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき					全額		
(2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき					5割相当額		
(3) 18歳未満の者を主たる構成員とする団体が利用するとき					5割相当額		
(4) ホール又はギャラリーを利用して入場料金を徴収する催物を行う場合で、その料金の額（数種の入場料金を徴収する場合にあつては、その最も高い額）が1人1回の入場について5,000円以下のとき					5割相当額		
(5) 市内に居住する心身障がい者が個人利用するとき、及び市内					全額		

	に居住する心身障がい者を主たる構成員とする団体が専用利用するとき	
	(6) 市内に居住する 65 歳以上の者が個人利用するとき、及び市内に居住する 65 歳以上の者を主たる構成員とする団体が専用利用するとき	全額
	(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき	市長が必要と認める額
<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>		
減免内容の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の情報を基に設定しているとの回答を得た。 減免内容は、平成 7 年度以来改定されていない。		

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		10,957	11,221	10,103
減免実績	減免件数	集計なし	集計なし	4,050 件
	減免額	-	-	7,525

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	10,957	11,221	10,103
② その他の収入 (広告事業)	-	-	37
③ その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	572	572	473
④ その他の収入 (行政財産目的外使用料)	616	579	556
歳 入 計	12,144	12,372	11,169
⑤ 指定管理料	87,551	86,138	88,774
⑥ 人件費 (行政職員に係るもの)	12,699	12,114	12,599
⑦ 物件費 (委託料)	2,253	6,065	10,139
⑧ 物件費 (工事費)	51,080	-	7,290
歳 出 計	153,584	104,317	118,801

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	12,144	12,372	11,169
② その他の収入 (広告事業)	-	-	37
③ 減免実績 [再掲]	-	-	7,525
収 益 計 (①-②+③)	12,144	12,372	18,657
④ 歳出計 [再掲]	153,584	104,317	118,801
⑤ その他の収入 (広告事業)	-	-	37
⑥ 減価償却費	25,502	25,502	25,502
費 用 計 (④-⑤+⑥)	179,086	129,819	144,266
受益者負担割合 (収益計/費用計)	6.8%	9.5%	12.9%



## 視点1 施設の有効活用

### ①(意見)施設の設置目的に即した成果指標の設定について

#### 【現状】

福岡市男女共同参画推進センターは、昭和63年11月に「福岡市女性センター」として開館し、平成7年4月に福岡市立婦人会館と一元化した後、平成16年4月「福岡市男女共同参画を推進する条例」の施行にあわせ、現在の名称に変更された。

市は「福岡市男女共同参画を推進する条例」の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的・計画的に進めるため「福岡市男女共同参画基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定している。現在は、平成18年度から平成22年度を計画期間とする基本計画(第2次)を策定し取組んでいるところである。基本計画(第2次)において、「基本目標」を次のとおり掲げている。

#### <男女共同参画社会実現に向けた基本目標>

基本目標	内容
男女平等意識が浸透した社会を目指します	市民一人ひとりが従来の固定的性別役割分担意識を解消し、多様な生き方を選択でき、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。
女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重される社会を目指します	配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などあらゆる暴力が根絶され、男女が性別による差別的な取扱いを受けないなど、真に男女の人権が尊重される社会を目指します。
男女が共に仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します	長時間労働など従来の働き方を見直し、一人ひとりが仕事、子育てや介護、余暇などの家庭生活、地域活動、ボランティア活動、自己啓発など、多様な選択のもとに、バランスのとれた生き方ができる社会を目指します。
政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します	市の政策・方針決定過程や職場などあらゆる分野の意思決定過程に男女が共に参画することで、新しい視点が提起され、様々な人の立場を考慮した政策等の立案・実施が可能になる社会を目指します。
働く場において男女が対等に参画できる社会を目指します	働く場において、男女の均等な機会と待遇が確保されるとともに、働きやすい職場環境がつけられ、男女がその能力を十分に発揮することで企業活動も活性化し、活力ある社会となることを目指します。
地域において男女が共に支えあい、安心して暮らせる社会を目指します	地域において、男女が共に日常の活動や意思決定の場に参画し、高齢者の問題、子どもの問題、障がい者の問題、安全・安心のまちづくりなど様々な地域課題の解決に手を携えて取り組むことで、住みよい豊かな地域社会づくりを目指します。

※出所：「福岡市男女共同参画基本計画(第2次)」

また、基本計画(第2次)において、数値目標として「平成27年度までに「福岡市男女共同参画社会に関する市民意識調査」における社会全体で見た場合の男女の地位が平等になっていると思う人の割合30%を目指します。」と設定している。

なお、男女共同参画が広く市民に浸透していくうえで、拠点施設である福岡市男女共同参画推進センターが果たす役割として、基本計画(第2次)において次の事項が挙げられている。

＜福岡市男女共同参画推進センターが果たす役割＞

役割	内容
あらゆる人が共感できる男女共同参画の推進	特に男性や子どもが共感できる男女共同参画を推進するための啓発講座を実施するとともに、男性の家庭や地域への参画を推進するため、関係部署と連携し、企業における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進に向けた意識啓発を進めます。
地域支援機能の充実・強化	区の男女共同参画所管部署や市民センターとの連携を強化するとともに、公民館、校区の自治協議会や男女共同参画推進組織等に対する情報提供や講座の企画立案に関する相談への対応など、地域の取組を支援する機能を充実します。
市民グループ、NPO 等の育成・支援	市民グループ、NPO 等による、基本計画（第2次）の基本目標に沿う活動に対して、経済的支援、広報への協力、専門的立場からの助言等を行い支援します。また、相互の情報交換と交流の機会提供に努め、男女共同参画社会の実現という共通のテーマのもとに、市民レベルの活動が「つどう・つながる・はばたく」拠点としての機能を果たします。
相談機能の充実	「働く女性の相談」、「女性に対する暴力相談」、「男性のための相談ホットライン」など、多様なニーズに応える相談機能の充実・強化を図るとともに、区保健福祉センターなど関係機関との連携を強化します。
情報収集・提供機能の充実	男女共同参画に関する情報を幅広く収集し、ホームページ等を活用して、タイムリーに、かつ、市民にわかりやすく情報発信します。

※出所：「福岡市男女共同参画基本計画（第2次）」

【意見】

市は、上記の基本目標及び数値目標をより具体的に推進するため、福岡市男女共同参画推進センターの役割に基づき、同センターにおける実施事業について具体的な成果指標の設定を検討することが望まれる。

具体的な成果指標としては、例えば次のような項目が考えられる。

＜成果指標の例示＞

役割	成果指標の例示
あらゆる人が共感できる男女共同参画の推進	男女共同参画社会の実現のための啓発講座ごとの男女別の目標参加人数
	企業におけるライフ・ワーク・バランス推進に関する企業向けの活動における目標開催回数及び男女別の目標参加者数
地域支援機能の充実・強化	区、公民館等と連携した講座の実施といった事業の目標実施回数及び男女別の目標参加者数
市民グループ、NPO 等の育成・支援	施設の専用利用者数のうち、男女共同参画社会の実現という共通の目的をもった団体等が利用する目標割合
相談機能の充実	相談対応件数、関係機関との連携件数
情報収集・提供機能の充実	ホームページの目標閲覧者数

成果指標については、事業年度終了後には成果指標に対する成果を把握及び評価し、施設が設置目的に照らして有効活用されているか検討することが望まれる。

## 視点2 受益者負担のあり方

### ①(結果) 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について

#### 【現状】

福岡市男女共同参画推進センターにおける現在の使用料について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定しているとの回答を得た。しかし、具体的な類似施設等の範囲、類似施設等の使用料情報を基にする理由、具体的な使用料の算定方法は不明であった。また、使用料の設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

#### 【指摘事項】

本施設について使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市男女共同参画推進センター条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

### ②(結果) 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について

#### 【現状】

福岡市男女共同参画推進センターにおける現在の減免制度(減免規定)について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、市民センター等の貸研修室のある市内他施設の状況を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。しかし、使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

#### 【指摘事項】

本施設における現在の減免制度(減免規定)は、例えば男女共同参画を推進する団体等について減免を行う等、施設の設置・事業目的に基づいて設定されているとは考えにくい。

また、本施設について使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市男女共同参画推進センター条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、男女共同参画の推進という施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的

に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

### ③（意見）望ましい受益者負担割合の検討について

#### 【現状】

現状の福岡市男女共同参画推進センターの受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて10%程度という水準であった。

#### 【意見】

福岡市男女共同参画推進センターの施設区分は市民・文化・社会教育施設に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、市民・文化・社会教育施設としての望ましい受益者負担割合はA・B・D（0%～25%）と考えられる。

福岡市男女共同参画推進センターについては、ホールや会議室等の貸室事業を行っており、民間でも同様の事業は実施されていることから、一定程度の市場性は認められると考える。また、福岡市男女共同参画推進センターの設置目的に鑑みると、行政の関与の必要性は一定程度認められると考える。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は50%（受益者負担割合マトリクスのE）と考えられる。

**＜受益者負担割合マトリクス＞**

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	← 必需的		選択的 →

上記のとおり、現状の福岡市男女共同参画推進センターの受益者負担割合は過去3年間を通じて10%程度という水準となっており、望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

このため、市は、本施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

## (2) こども未来局

## I. 福岡市立少年科学文化会館(024)

## &lt;施設概要&gt;

施設名称	福岡市立少年科学文化会館			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市中央区舞鶴 2-5-27			
所管部署	こども部少年科学文化会館			
施設区分	市民・文化・社会教育施設			
開設年月日	昭和 46 年 5 月 5 日			
運営形態	市直営			
根拠条例等	福岡市立少年科学文化会館条例 福岡市立少年科学文化会館条例施行規則			
設置目的	少年の教養の向上と情操のかん養を図るとともに、科学に対する関心と理解を深め、創造性を培い、その健全な育成に寄与するため。 (福岡市立少年科学文化会館条例第 1 条)			
事業内容	(1) 科学に関する調査研究及び展示を行うこと。 (2) 図書及び資料を収集し、保管し、並びに供用すること。 (3) 講習会、展示会その他の行事等を行うこと。 (4) 自主活動を助成すること。 (5) 施設の供用その他の便宜供与に関すること。 (6) プラネタリウムの放映に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、会館の設置の目的達成に必要なこと。 (福岡市立少年科学文化会館条例第 3 条)			
施設情報	土地	面積	4,392 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	4,392 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
	建物等 (主な建物)	駐車場	有(無料)	
		延床面積	7,628 m <sup>2</sup>	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上 6 階、地下 1 階	
		構造	鉄筋コンクリート造	
		建築年	昭和 46 年(1971 年)	
	主な施設等	本館 6 階：無線実習室、科学実習室 5 階：生活の科学展示ホール 4 階：ふるさとの科学展示ホール 3 階：芸術と科学展示ホール 2 階：楽しい科学展示ホール、図書室 1 階：科学とのであい展示ホール プラネタリウム ホール		
利用時間等	午前 9 時から午後 5 時まで (少年科学文化会館ホールのみ、午後 10 時まで)			
休館日等	毎週月曜日、毎月末日、年末年始			

<施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
本館	総来館者数 A	119,747 人	109,380 人	114,293 人
	開館日数 B	306 日	304 日	303 日
	1 日当たり利用者数 A/B	391 人	360 人	377 人
ホール	総来館者数 A	71,860 人	61,223 人	69,275 人
	開館日数 B	306 日	304 日	303 日
	1 日当たり利用者数 A/B	235 人	201 人	229 人
プラネタリウム	総来館者数 A	54,036 人	51,871 人	51,819 人
	開館日数 B	290 日	290 日	286 日
	1 日当たり利用者数 A/B	186 人	179 人	181 人

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>							
	福岡市立少年科学文化会館には、科学展示を中心とし、無料で利用できる本館があるほか、使用料を徴収する施設として、会館ホール及びプラネタリウムを整備している。							
	<b>■金額（単位：円）※主なものを記載</b>							
	会館ホール使用料							
	区分	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00	摘要
	金額	5,000	20,000	25,000	25,000	45,000	50,000	基本セット付
	プラネタリウム観覧料							
	区分	単位		個人		団体(30人以上)		
	高校生	1人につき		150		120		
	一般	1人につき		200		160		
使用料の減免	<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>							
	市から、金額の設定根拠は類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。 使用料の見直しについては、過去5年超改定しておらず、現状も改定を検討していないとの回答を得た。							
	<b>■減免の有無</b>							
	有							
	<b>■減免内容</b>							
(注1) 参照。								
<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>								
市から、減免内容は施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。 減免内容の見直しについては、過去5年超改定しておらず、現状も改定を検討していないとの回答を得た。								



<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		11,728	10,355	11,873
減免実績	減免件数	1,310 件	1,331 件	56 件
	減免額	4,399	4,054	2,150

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	11,728	10,355	11,873
② その他の収入 (行政財産目的外使用許可施設使用料)	1,236	1,461	939
歳 入 計	12,965	11,816	12,813
③ 人件費 (行政職員、嘱託員報酬等)	58,635	61,773	62,437
④ 物件費 (消耗品費、通信運搬費、借損料等)	154,967	148,944	136,766
⑤ その他の支出 (負担金補助及び交付金)	87	83	29
⑥ その他の支出 (事務経費)	4,300	4,163	4,061
歳 出 計	217,989	214,963	203,293

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	12,965	11,816	12,813
② 減免実績 [再掲]	4,399	4,054	2,150
収 益 計 (①+②)	17,364	15,870	14,962
③ 歳出計 [再掲]	217,989	214,963	203,293
④ 減価償却費	35,852	35,852	35,852
費 用 計 (③+④)	253,841	250,815	239,145
受益者負担割合 (収益計 / 費用計)	6.8%	6.3%	6.3%



(注1) 減免内容について  
(使用料の減免)

減免対象	減免額
(1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき	全額
(2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき	5割相当額
(3) 福岡市教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関がその行事に利用するとき	全額
(4) 18歳未満の者を主体とする団体が利用するとき	5割相当額
(5) 入場料金を徴収する催物を行う場合で、その料金の額(数種の入場料金を徴収する場合にあっては、その最も高い額)が1人1回の入場について5,000円以下のとき	5割相当額
(6) 上記のほか、市長が青少年の健全育成を図ることを直接の目的とした催物であると認めるとき	5割相当額

(観覧料の減免)

減免対象	減免額
(1) 本市が主催する行事に利用するとき	全額
(2) 市内の義務教育諸学校の児童又は生徒の引率者並びに高等学校の生徒及びその引率者が、当該学校の教育計画に基づき観覧するとき	全額
(3) 心身障がい者が観覧するとき	全額
(4) 上記のほか、市長が特に必要と認めるとき	市長が必要と認める額

## 視点1 施設の有効活用

### ① 有効活用の状況について

福岡市立少年科学文化会館（以下「少年科学文化会館」という。）は、「少年の教養の向上と涵養を図り、その健全な育成に寄与する」ことを目的として、昭和46年5月に教育研究所を併設する「少年文化会館」として設置された。昭和56年4月にはプラネタリウム館をオープン、昭和58年11月には教育研究所跡の全面改装により科学部門の拡充整備を行い、「少年科学文化会館」としてリニューアルオープンした。

施設は大きく本館・ホール及びプラネタリウムに分かれ、科学展示や小学校3年生を対象とした会館1日学習のほか、プラネタリウムの上映やホールの使用許可等、事業は多岐にわたる。3施設合計の利用者数は毎年22万～24万人程度にのぼり、科学及び文化に関する子どもの楽しい活動の場として貢献してきた。

一方で、建設から40年以上が経過し、施設や設備の老朽化が進んだ。耐震診断ではⅢ判定（耐震改修を速やかに行う必要がある施設）を受けていることから、早期の対応が必要であるとされ、施設のあり方が検討された。

その結果、平成24年10月に「(仮称)福岡市青少年科学館基本構想～福岡市少年科学文化会館再整備～」が策定され、その後の検討を交え、九州大学六本松キャンパス跡地内の複合施設の一部に(仮称)福岡市青少年科学館（以下「科学館」という。）が設置されることとなった。事業については、市が複合施設に賃借入居し、PFI法に基づき、事業者が施設の内装及び展示等に関する設計及び施工を行い、市に施設の所有権を移転した後、維持管理・運営業務を行う方式（BTO：Build-Transfer-Operate）により実施することとなり、現在事業者の選定を進めているところである。

監査の結果、次の2点が課題として抽出された。

- ・上述のとおり、耐震判断の結果、耐震性に問題があり、早急に対応が必要であること。
- ・ホールの専用利用について、少年科学文化会館の設置趣旨（「少年の教養の向上と涵養を図り、その健全な育成に寄与する」）に即していると、必ずしも言いきれない利用があること。

しかし、上述のとおり、現状の課題を踏まえたうえで移転再整備を進めているところであり、現時点での特段の意見は差し控えることとする。

その他、本項について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

## 視点2 受益者負担のあり方

### ①（結果）使用料の設定根拠の明確化及び明文化について

#### 【現状】

少年科学文化会館における現在の使用料には、会館ホール使用料、プラネタリウム観覧料等がある。当該使用料について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。しかし、具体的な類似施設等の範囲、類似施設等の使用料情報を基にする理由、具体的な使用料の算定方法は不明であった。また、使用料の設定根拠・理由を明文化した文書は、所管部署によれば保存期間を過ぎていたため、存在していないとのことである。

#### 【指摘事項】

本施設について使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市立少年科学文化会館条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

### ②（結果）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について

#### 【現状】

少年科学文化会館における現在の減免制度（減免規定）について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。しかし、使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

#### 【指摘事項】

本施設について使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市立少年科学文化会館条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

### ③（意見）望ましい受益者負担割合の検討について

#### 【現状】

現状の少年科学文化会館における受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて10%未満の水準であった。

#### 【意見】

少年科学文化会館の施設区分は市民・文化・社会教育施設に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、市民・文化・社会教育施設としての望ましい受益者負担割合はB・E（25%～50%）と考えられる。

少年科学文化会館については、施設の設立目的が「少年の教養の向上と涵養を図り、その健全な育成に寄与するため」であることを踏まえ、行政の関与は一定程度あると考える。また、プラネタリウムの上映のように、民間でも実施されている事業が一部あるものの、施設全体の多くが展示ホールで構成されている点を踏まえれば、市場性は低いと考える。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は25%（受益者負担割合マトリクスのB）と考えられる。

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

上記のとおり、現状の少年科学文化会館における受益者負担割合は過去3年間を通じて10%未満の水準となっており、望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

このため、市は、本施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。本施設においては、移転再整備が進められているところであるため、今後の科学館のあり方や科学館の具体的な機能を考慮した上で、望ましい受益者負担割合を模索し、使用料を検討していく必要がある。

また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

(3) 保健福祉局

I. 福岡市健康づくりサポートセンター(025)

<施設の概要>

施設名称	福岡市健康づくりサポートセンター			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市中央区舞鶴 2-5-1			
所管部署	健康医療部健康増進課			
施設区分	保健・医療・子育て支援・福祉施設			
開設年月日	平成6年12月12日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市健康づくりサポートセンター条例 福岡市健康づくりサポートセンター条例施行規則			
設置目的	生活習慣病予防をはじめとする市民の総合的な健康づくりへの支援等を通じてその健康の保持及び増進を図るとともに、豊かな生活文化の創造の場を提供し、もって市民の福祉の向上に資するため。 (福岡市健康づくりサポートセンター条例第1条)			
事業内容	(1) 健康づくりに関する相談、助言及び指導並びに情報発信を行うこと。 (2) 健康診査及び検診を実施し、並びにこれらに基づく指導を行うこと。 (3) 医療と連携した生活習慣病予防を推進すること。 (4) 健康づくりに関する講座、講演会、教室等を開催すること。 (5) 施設の利用その他の便宜供与を行うこと。 (6) そのほか、センターの設置の目的の達成に必要なこと。 (福岡市健康づくりサポートセンター条例第2条)			
施設情報	土地	面積	3,117 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	3,117 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
	建物等 (主な建物)	駐車場	有（有料）	
		延床面積	12,372 m <sup>2</sup>	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上10階、地下2階	
構造		鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造）		
建築年	平成6年（1994年）			
主な施設等	ホール、講堂、コミュニティプラザ、研修室、視聴覚室、調理実習室、実習室、和室、展示室、健診・検査室、健康運動室			
利用時間等	午前9時から午後9時まで ホール及び講堂：午前9時から午後10時まで コミュニティプラザ：午前9時から午後7時まで 研修室、視聴覚室、調理実習室、実習室及び和室：午前9時から午後9時まで 駐車場：午前8時30分から午後10時まで			
休館日等	12月29日～翌年1月3日			

<施設の利用状況>

項目		H24年度	H25年度	H26年度
施設全体	総来館者数A ※無料来館者含む	133,221人	79,426人	82,033人
	開館日数B	359日	359日	359日
	1日当たり利用者数A/B	371人	221人	229人

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>						
	(1) 次に掲げる者からは、下表に定める使用料を徴収する。健康づくりに関する教室を受講する者 (2) センターの施設(ホール、講堂、コミュニティプラザ、研修室、視聴覚室、調理実習室、実習室及び和室に限る。)を専用的に利用しようとする者 (3) 駐車場を利用する者 下表に定める額の駐車場使用料						
	<b>■金額 (単位：円) ※主なものを記載</b>						
	受講料						
				区分		金額	
	健康づくりに関する教室			1日糖尿病教室		1,000	
				歯周病予防教室		1,000	
				禁煙教室		1,000	
				生活習慣改善教室		1,000	
	専用使用料						
	1. ホール等使用料						
	区分	9:00-12:00	13:00-17:00	18:00-22:00	9:00-17:00	13:00-22:00	9:00-22:00
	ホール	5,500	22,000	27,500	27,500	49,500	55,000
	講堂	4,800	9,700	12,200	13,300	20,300	23,900
	備考：ホール及び講堂の許可利用者が入場者から入場料を徴収する場合の使用料の額は、この表の金額の10割増しの額とする。						
	2. コミュニティプラザ使用料						
			区分		単位		金額
	コミュニティプラザ		1日				3,300
	3. 研修室等使用料						
	区分	9:00-12:00	13:00-17:00	18:00-21:00	9:00-17:00	13:00-21:00	9:00-21:00
	研修室A	1,200	2,250	2,150	3,200	4,100	4,800
	研修室B, C, D	500	950	850	1,300	1,700	2,000
	視聴覚室A	850	1,600	1,500	2,300	2,950	3,450
	視聴覚室B	600	1,200	1,150	1,700	2,200	2,600
調理実習室	1,350	2,800	2,600	3,950	5,100	5,900	
実習室	950	1,800	1,700	2,550	3,250	3,850	
和室A	450	800	700	1,000	1,200	1,600	
和室B	400	600	550	800	1,100	1,300	
和室C	450	1,000	900	1,350	1,600	1,950	
駐車場使用料							
			区分		金額		
駐車場			1台1回		30分までごとに100円		
<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>							
金額の設定根拠は、類似施設等の使用料情報を基に設定している。 使用料は、平成26年度に一部見直されている。							
使 用 料 の 減 免	<b>■減免の有無</b>						
	有						
	<b>■減免内容</b>						
	減免対象					減免額	
	(1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき					全額	
	(2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき					0.5 を乗じて得た額	
(3) 市内に居住する18歳未満の者を主たる構成員とする団体が利用するとき					0.5 を乗じて得た額		
(4) ホール又は講堂を利用して入場料を徴収する催物を行					0.5 を乗じて得た		

	う場合で、当該入場料の額(数種の入場料を徴収する場合にあっては、その最も高い額)が1人1回の入場について5,000円以下のとき	額
	(5) 市内に居住する心身障がい者が個人利用するとき、又は市内に居住する心身障がい者を主たる構成員とする団体が利用するとき	全額
	(6) 市内に居住する65歳以上の者が個人利用するとき、又は市内に居住する65歳以上の者を主たる構成員とする団体が利用するとき	全額
	(7) そのほか、市長が必要と認めるとき	市長が必要と認める額
<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>		
減免内容の設定根拠は、不明である。 減免内容は、施設開設以来改定されていない。		

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24年度	H25年度	H26年度
使用料収入		19,884	20,040	19,293
減免実績	減免件数	減免件数及び減免額ともに未集計である。		
	減免額			

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24年度	H25年度	H26年度
① 使用料収入 [再掲]	19,884	20,040	19,293
② その他の収入 (目的外使用許可)	1,493	1,444	1,416
歳入計	21,378	21,484	20,709
③ 指定管理料	87,567	85,675	85,341
④ 人件費 (行政職員に係るもの)	2,117	4,442	4,619
⑤ 物件費 (委託料)	5,427	10,796	1,707
⑥ 物件費 (大規模修繕費)	8,438	134,465	79,787
歳出計	103,549	235,379	171,455

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24年度	H25年度	H26年度
① 歳入計 [再掲]	21,378	21,484	20,709
② 減免実績 [再掲]	-	-	-
収益計 (①+②)	21,378	21,484	20,709
③ 歳出計 [再掲]	103,549	235,379	171,455
④ 減価償却費	30,064	30,064	30,064
費用計 (③+④)	133,613	265,443	201,519
受益者負担割合 (収益計 / 費用計)	16.0%	8.1%	10.3%



## 視点1 施設の有効活用

### ①（意見）使用料を徴収する研修室等の利用促進について

#### 【現状】

福岡市健康づくりサポートセンター（以下「健康づくりサポートセンター」という。）は市民の総合的な健康づくりへの支援等を行っており、福岡市健康づくりサポートセンター等複合施設（施設全体の通称名があいれふであることから、以下「あいれふ」という。）内に設置されている。あいれふには、人権啓発センター、消費生活センター、中央区保健福祉センター及び精神保健福祉センターが併せて設置されている。

健康づくりサポートセンターは、健康づくり、生活習慣病予防等に関する各種事業を実施するとともに、あいれふ内のホール、研修室等各設備の市民への貸館業務を行っている。

あいれふには開設当初から婦人会館が設置、運営されてきたが、社会状況の変化等を踏まえ、平成26年6月に廃止されている。これに伴い、婦人会館が管理してきた研修室等については健康づくりサポートセンターへ移管され、結果としてあいれふ内の貸館設備は全て健康づくりサポートセンターが管理・運営している。

#### <貸館設備の整理>

区分	内容
あいれふ開館以来、健康づくりサポートセンターの所管設備	ホール、講堂、コミュニティプラザ
H26年度に婦人会館から移管された設備	研修室A、研修室B、研修室C、研修室D、視聴覚室A、視聴覚室B、調理実習室、実習室、和室A、和室B、和室C

※出所：「市資料」を基に監査人作成

あいれふ内貸館設備の平成26年度の利用状況は次のとおりである。所管部署によれば、利用者数や稼働率の把握はしているが、その結果の活用はしていないとのことである。

#### <平成26年度利用状況>

室名	利用者数 ( )は月平均	稼働率 使用日数/可能日数	稼働率 ※2 使用コマ数/可能コマ数
ホール	38,847人(3,237人)	77.6%	56.7%
講堂	17,254人(1,438人)	63.1%	38.3%
コミュニティプラザ	6,595人(550人)	33.6%	-(コマの設定はない)
研修室A ※1	1,244人(414人)	73.9%	45.4%
研修室B ※1	952人(317人)	94.2%	66.7%
研修室C ※1	614人(205人)	88.4%	59.9%
研修室D ※1	630人(210人)	87.0%	58.4%
視聴覚室A ※1	1352人(451人)	88.4%	57.9%
視聴覚室B ※1	820人(273人)	76.8%	45.4%
調理実習室 ※1	755人(252人)	68.1%	43.9%
実習室 ※1	568人(189人)	75.4%	47.3%
和室A ※1	526人(175人)	78.3%	40.5%
和室B ※1	456人(152人)	75.4%	46.8%
和室C ※1	402人(134人)	58.0%	42.5%

※1 婦人会館から引き継いだ設備であり、改修の上、H27年1月から健康づくりサポートセンターで貸館開始している。このため、利用者数等はH27年1月～3月の3ヶ月分である。

※2 利用時間は午前、午後、夜間の3区分のため、1日3コマを前提とした稼働率を算定。

※出所：「市資料」を基に監査人作成

また、健康づくりサポートセンターにおける検診受診者に対しては、アンケートを定期的  
的に実施しているが、あいれふの貸館利用者に対しては、アンケートを定期的  
に実施していない。

**【意見】**

あいれふ内の貸館設備の利用状況は、上記のとおり使用日数で見ると約70%を超える設  
備も多い。しかし、使用コマ数で見ると50%を下回る設備が半数以上となっている。

このため、市は、利用状況の結果を活用し、稼働率が50%を下回る原因は何か、稼働率  
を上昇できる研修室等はないか等について検討を行うことが望ましい。

例えば、利用状況の資料を閲覧したところ、おおむね夜間（18:00～22:00）の時間帯の  
利用が少ないと考えられる。このため、仕事帰りの市民等による利用を増加させることが  
できないか等の検討が有り得る。

その上で、市民等に対してより効果的な周知を行う等、利用者を増加させる方策を検討  
及び実施することが望まれる。利用者を増加させる具体的な方策の検討に当たっては、利  
用者に対するアンケートの実施が有用であると考えられる。例えば、夜間の利用の有無、ど  
のような場合に夜間の時間帯に利用可能か、どのようなきっかけがあれば夜間にも利用した  
いと思うか等について、利用者からの意見を汲むことが考えられる。

**②（意見）機械式駐車場の不具合に係る現状確認及び大規模修繕の検討について**

**【現状】**

あいれふの地下に整備されている機械式駐車場について、指定管理者が市へ提出した  
「2014年度 運用管理実績年次報告書」では、多数の不具合が生じている旨の報告がされ  
ている。

**<機械式駐車場に係る指定管理者からの改善提案事項>**

設備	内容	重要度
駐車場	機械式駐車場の更新（大規模修繕）については、平成33年度に実施予 定となっておりますが、現段階で多数の不具合が報告されております。 最悪の場合、駐車場が使用できなくなる可能性があります。早期の大規 模修繕が必要です。	A

※出所：「2014年度 運用管理実績年次報告書」

所管部署によれば、指定管理者からの月次報告では特段の相談もないため、現時点では  
緊急案件ではないと判断しているとのことである。また現場の状況確認も実施していない。

**【意見】**

施設の有効活用の前提として、市民等が安全安心に施設を使用できることが重要である  
と考える。

市は緊急案件ではないと判断しているが、施設の運営を受託している指定管理者から提  
出される「2014年度 運用管理実績年次報告書」の改善提案事項において、重要度Aとさ  
れたものについては、少なくとも現場の状況確認を実施するとともに、緊急性が高い場合  
には大規模修繕の前倒し等を検討することが望ましい。また、緊急対応すべきかの判断に  
は専門的な知識や経験が必要とも考えられる。必要に応じて、アセットマネジメント推進  
課等専門知識を有する部署に対して、市民等に対する影響の程度、緊急に対応すべきか等  
について、相談することが望ましい。

## 視点2 受益者負担のあり方

### ①（結果）使用料の設定根拠の明確化及び明文化について

#### 【現状】

健康づくりサポートセンターにおける現在の使用料について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、類似施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。

しかし、ホール、講堂等あいいふの開館以来健康づくりサポートセンターが管理運営しているホール等に係る使用料については、具体的な類似施設等の範囲、類似施設等の使用料情報を基にする理由、具体的な使用料の算定方法は不明であった。また、設定根拠・理由を明文化した資料は保存されていない。

また、婦人会館から移管を受けた研修室等については、市民センター及び福岡市男女共同参画推進センターの類似設備の使用料を参考に平成26年度に設定されている。しかし、参考とされた市民センター及び福岡市男女共同参画推進センターの使用料自体が設定根拠・理由を明文化した資料が保存されていない。

#### 【指摘事項】

ホール、講堂等あいいふの開館以来健康づくりサポートセンターが管理運営しているホール等に係る使用料については、使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

また、婦人会館から移管を受けた研修室等については、参考とされた市民センター及び福岡市男女共同参画推進センターの使用料自体が各所管部署において設定根拠・理由を明文化した資料が保存されておらず、結果として当該研修室等の使用料の設定根拠が明確とまではいえない。

これらのことは、福岡市健康づくりサポートセンター条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

### ②（結果）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について

#### 【現状】

健康づくりサポートセンターにおける現在の減免制度（減免規定）について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、設定の根拠は不明であるとの回答を得た。このため、設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

#### 【指摘事項】

本施設について使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市健康づくりサポートセンター条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

### ③（意見）望ましい受益者負担割合の検討について

#### 【現状】

現状の健康づくりサポートセンターにおける受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて10%～15%程度の水準であった。

#### 【意見】

健康づくりサポートセンターの施設区分は保健・医療・子育て支援・福祉施設に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、保健・医療・子育て支援・福祉施設の望ましい受益者負担割合は0%～25%（受益者負担割合マトリクスのA・B・D）と考えられる。

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

しかし、健康づくりサポートセンターには異なる各種の設備が設置されており、望ましい受益者負担割合は設備の内容によって影響を受けるはずである。

そこで、より実態にあった受益者負担割合を試算するために、設備別に望ましい受益者負担割合を検討した上で受益者負担割合マトリクスを当てはめ、健康づくりサポートセンター全体の受益者負担割合を推定する。

#### ＜設備別の望ましい受益者負担割合＞

室名	望ましい受益者負担割合	理由
ホール、講堂、コミュニティプラザ	B 25%	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の規模が大きく民間に類似施設が少ない</li> <li>学校行事・大規模イベント等の公的な目的もあり、行政関与の必要性も一定程度ある</li> </ul>
研修室 4室	I 100%	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間でも類似施設が複数あり、収益性高い</li> </ul>

室名	望ましい 受益者負担割合	理由
		・主に個人団体の研修、打合せ等のために使用され公益目的で利用されることは限定的であり、選択的である
視聴覚室 2室	F 75%	・民間にも類似施設が存在しており、ある程度市場性がある ・主に個人団体の会議等のために使用され公益目的で利用されることは限定的であり、選択的である
調理実習室 1室	F 75%	・民間にも類似施設が存在しており、ある程度市場性がある ・主に個人団体の調理実習等のために使用され公益目的で利用されることは限定的であり、選択的である
実習室 1室	F 75%	・民間にも類似施設が存在しており、ある程度市場性がある ・主に個人団体の実習等のために使用され公益目的で利用されることは限定的であり、選択的である
和室 3室	I 100%	・民間でも類似施設が複数あり、収益性高い ・主に個人の趣味等のために使用され公益目的で利用されることは限定的であり、選択的である
施設全体の受益者 負担割合※1	76.8%	

※1 受益者負担割合は、簡便的に各設備の望ましい受益者負担割合の合計を室数で除して算定している。

ただし、あいれふに入居していた福岡市立婦人会館の閉館に伴い、健康づくりサポートセンターの設備は次のように変更されている。

#### <健康づくりサポートセンターの設備>

年度	設備の内容	備考
H24年度、H25年度	ホール、講堂、コミュニティプラザ	
H26年度	ホール、講堂、コミュニティプラザ、研修室、視聴覚室、調理実習室、実習室、和室	H27.1.19 から健康づくりサポートセンターの設備として稼働

これらを踏まえ、健康づくりサポートセンターの望ましい受益者負担割合は次のとおりと考える。

#### <健康づくりサポートセンターの望ましい受益者負担割合>

年度	設備の内容	望ましい受益者負担割合
H24年度、H25年度	ホール、講堂、コミュニティプラザ	25% ※左記のとおり設備内容であるため。
H26年度	ホール、講堂、コミュニティプラザ、研修室、視聴覚室、調理実習室、実習室、和室	$25\% \times 278/347 + 76.8\% \times 69/347 = 35.3\%$ ※算定した76.8%を前提にしつつ、H26年度の途中で稼働が開始された研修室等を配慮して、利用可能日数で按分計算する。

上記のとおり、現状の健康づくりサポートセンターにおける受益者負担割合は過去3年間を通じて10%～15%程度の水準となっており、望ましい受益者負担割合を下回る結果と

なった。

<受益者負担割合>

区分	H24 年度	H25 年度	H26 年度
試算結果	16.0%	8.1%	10.3%
望ましい受益者負担割合	25.0%	25.0%	35.3%

このため、市は、本施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。

また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。



## II. 福岡市市民福祉プラザ(026)

### <施設の概要>

施設名称	福岡市市民福祉プラザ（愛称：ふくふくプラザ）			
現地視察	対象			
所在地	福岡市中央区荒戸 3-3-39			
所管部署	高齢社会部福祉・介護予防課			
施設区分	保健・医療・子育て支援・福祉施設			
開設年月日	平成10年2月1日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度有）			
根拠条例等	福岡市市民福祉プラザ条例 福岡市市民福祉プラザ条例施行規則			
設置目的	市民の福祉意識の高揚を図るとともに、市民の主體的な福祉活動への参加を支援することにより、市民が相互に助け合い、支え合う豊かな福祉社会の実現に資することを目的としている。  (福岡市市民福祉プラザ条例第1条)			
事業内容	(1) 福祉関係団体との連絡調整 (2) 福祉に関する図書、資料等の収集及び情報の提供 (3) 福祉に関する調査及び研究 (4) 福祉に関する相談 (5) 福祉に関する研修及び啓発 (6) 福祉活動の推進のためのプラザの施設の提供 (7) その他プラザの設置目的を達成するために必要と認められる事業。 (福岡市市民福祉プラザ条例第2条)			
施設情報	土地	面 積	3,564 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	3,564 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
	建物等 (主な建物)	駐 車 場	有料駐車場 62台 うち・車いす利用者対応7台 ・障がい者専用5台	
		延 床 面 積	16,471 m <sup>2</sup>	
		所 有 状 況	市有物件	
		階 層	地上7階、地下2階	
		構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造	
		建 築 年	平成9年（1997年）	
		主 な 施 設 等	7階：機械室 6階：研修室、保育実習室、事務室等 5階：研修室、軽運動室、介護実習室等 4階：事務室（福祉関連団体入居）等 3階：福祉用具展示室等 2階：福祉図書・情報室等 1階：ホール、管理事務室、売店等 地下1階：駐車場、倉庫 地下2階：機械室、倉庫	
利用時間等	午前9時から午後9時まで			
休館日等	毎月第3火曜日、年末年始			



<施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総来館者数 A	322,866 人	301,473 人	301,278 人
	開館日数 B	346 日	346 日	346 日
	1 日当たり利用者数 A/B	933 人	871 人	871 人
うち貸出施設	貸出施設利用者数	241,013 人	230,415 人	227,437 人
	稼働率	65.3%	63.6%	63.3%

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>	
	福岡市市民福祉プラザには、市民や福祉・ボランティア団体等が利用する福祉用具展示場、福祉相談センター、福祉図書・情報室等の無料施設の他、使用料を徴収する施設として福祉団体が入居し業務を実施できる事務室等、市民が利用できる研修室等、及び地下 1 階に有料駐車場が整備されている。	
	<b>■金額 (単位：円) ※主なものを記載</b>	
	区分	単位 金額
	事務室等	1 平方メートル当たり 月額 1,400 円
	駐車場	1 台 1 回 30 分までごとに 100 円
	会議室等	福岡市市民福祉プラザ条例別表第 1 に規定 (注 1)
	<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>	
	市から、金額の設定根拠は福岡市男女共同参画推進センターや福岡市立市民センター等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。 使用料のうち事務室使用料については、平成 16 年 4 月に改定されている。	
	使用料の減免	<b>■減免の有無</b>
有		
<b>■減免内容</b>		
事務室等の使用料に係る減免		
		減免対象 減免額
(1) 本市における社会福祉の増進に寄与するため市が設立し、又は設立に関与した社会福祉法に基づく法人のうち、市の行政運営上密接な連携を必要とする法人が福祉活動に利用する目的で専用利用するとき		全額
(2) 市長が特に必要と認めるとき		市長が必要と認める額
会議室等の使用料に係る減免		
		減免対象 減免額
福岡市市民福祉プラザ条例施行規則第 15 条第 2 項に規定 (注 2)		-
駐車場使用料に係る減免		
		減免対象 減免額
(1) 市の公用自動車		全額
(2) 事務室等の許可利用者が自ら行う福祉事業の用に供する自動車のうち、市長が特に認めるもの		全額
(3) 療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が運転し、又は同乗する自動車		全額
(4) 市長が特別の理由があると認める自動車	全額	
<b>■減免内容の設定根拠・理由、見直し状況</b>		
市から、減免内容は施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。 減免内容は、平成 27 年 4 月に見直されている。		

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入 (会議室使用料)		19,131	16,906	17,749
減免実績	減免件数	7,858 件	7,619 件	7,586 件
	減免額	26,078	25,995	26,065

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 (会議室使用料) [再掲]	19,131	16,906	17,749
② その他の収入 (自動販売機等目的外使用許可)	184	184	184
③ その他の収入	3,355	3,511	3,925
歳 入 計	22,670	20,600	21,858
④ 指定管理料	215,703	216,000	207,825
⑤ 人件費 (行政職員に係るもの)	5,080	4,846	5,039
⑥ 物件費 (委託料)	876	1,002	879
⑦ 物件費 (大規模修繕費)	16,717	33,924	24,746
⑧ 物件費 (事務費)	89	9	319
歳 出 計	238,464	255,780	238,808

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	22,670	20,600	21,858
② 減免実績 [再掲]	26,078	25,995	26,065
収 益 計 (①+②)	48,748	46,595	47,923
③ 歳出計 [再掲]	238,464	255,780	238,808
④ 減価償却費	203,000	203,000	203,000
費 用 計 (③+④)	441,464	458,780	441,808
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	11.0%	10.2%	10.8%

(注1)

[福岡市市民福祉プラザ条例別表第1]

(単位：円)

区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
201 会議室	1,100	2,700	2,800	3,500	5,300	5,900
401 会議室	600	1,600	1,700	2,100	3,200	3,500
402 会議室	600	1,600	1,700	2,100	3,200	3,500
501 研修室	1,000	2,600	2,700	3,400	5,100	5,700
502 研修室	1,000	2,500	2,600	3,200	4,800	5,400
503 研修室	900	2,200	2,300	2,800	4,300	4,800
601 研修室	2,500	6,200	6,500	8,000	12,000	13,500
602 研修室	700	1,800	1,900	2,300	3,500	3,900
603 研修室	700	1,800	1,900	2,300	3,500	3,900
604 研修室	300	800	900	1,100	1,600	1,800
和室	600	1,000	900	1,300	1,600	2,100
保育実習室	700	1,700	1,800	2,200	3,300	3,700
音楽室	1,200	3,000	3,200	3,900	5,800	6,500
視聴覚室	1,300	3,200	3,400	4,200	6,300	7,000
調理実習室	1,400	3,700	4,000	4,900	7,200	7,800
軽運動室	1,700	4,000	4,400	5,300	8,000	8,700
介護実習室	2,200	5,300	5,600	6,900	10,400	11,600
ホール	2,700	11,100	13,800	13,800	24,900	27,600

(注2)

[福岡市市民福祉プラザ条例施行規則第15条第2項]

減免対象	減免額
(1) 本市又は事務室等の許可利用者が専用利用するとき	全額
(2) 本市又は事務室等の許可利用者が経費の一部を負担して共催又は後援をする福祉活動としての行事に専用利用するとき	全額
(3) 市内に居住する次のいずれかに該当する者を主たる構成員とする団体が専用利用するとき ア 療育手帳の交付を受けている者 イ 身体障害者手帳の交付を受けている者 ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	全額
(4) 市内に居住する65歳以上の者を主たる構成員とする団体が専用利用するとき	全額
(5) 市内の小中学校、高等学校又は特別支援学校の児童又は生徒及びこれらの引率者が、学校の学習計画に基づき専用利用するとき	全額
(6) 入場料を徴収する催物を行う場合で、当該入場料の額(数種の入場料を徴収する場合にあっては、その最も高い額)が1人1回の入場について5,000円以下のとき	0.5を乗じて得た額
(7) 市長が特に必要と認めるとき	市長が必要と認める額

## 視点1 施設の有効活用

### ①(結果)施設の適切な管理運営に係る指導の徹底について

#### 【現状】

福岡市市民福祉プラザ(以下「市民福祉プラザ」という。)には、福祉団体が入居し業務を実施できる事務室が設置されている。

平成27年4月1日現在の事務室への入居団体(以下「事務室入居団体」という。)は次のとおりである。

#### <事務室入居団体一覧(H26年度実績)>

No	団体名	入居場所
1	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会	2階、3階、4階
2	社会福祉法人福岡市社会福祉事業団	4階
3	社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会	4階
4	一般社団法人福岡市保育協会	6階
5	公益社団法人福岡市老人クラブ連合会	4階
6	社会福祉法人福岡市手をつなぐ育成会	4階
7	福岡市障がい者スポーツ協会	3階
8	福岡市民生委員児童委員協議会	4階
9	福岡県共同募金会福岡市支会	2階
10	福岡市遺族会連合会	4階
11	福岡市原爆被害者の会	4階
12	公益財団法人九州盲導犬協会	4階

※出所:「市資料」

これらのうち、公益財団法人九州盲導犬協会が平成27年6月に移転したことに伴い、事務室に空きが生じたため、市は新たな事務室入居団体の募集及び選定を行った。事務室の空きスペースを調整した上で、新たな募集は3団体とし、次の団体を入居団体として決定している。市は、事務室入居団体として決定した旨の通知を平成27年8月3日付で発出している。

#### <新入居団体一覧>

No	団体名	入居予定場所
1	福岡市精神保健福祉協議会	4階
2	特定非営利活動法人障がい者より良い暮らしネット	4階
3	一般社団法人福岡市ろうあ協会	4階

※出所:「市資料」

これを受けて、市民福祉プラザの管理運営を受託している指定管理者は、上記3団体に対して平成27年9月1日から入居可能である旨、口頭により連絡を行っており、各団体は平成27年9月1日から荷物の搬入等事務室利用を開始している。

福岡市市民福祉プラザ条例(以下、本施設において「条例」という。)及び福岡市市民福祉プラザ条例施行規則(以下、本施設において「施行規則」という。)によれば、利用許可は市民福祉プラザ施設利用許可書の交付により行う必要がある。しかし、現地調査を行った平成27年9月28日時点で、市民福祉プラザ施設利用許可書の交付は新入居団体に行われていなかった。

市民福祉プラザ施設利用許可書の交付していない理由を指定管理者に質問したところ、新入居団体と連絡が取れないためとのことである。

#### ＜事務室の利用許可に関する規定＞

○福岡市市民福祉プラザ条例  
(利用の許可)

第 4 条 次の各号に掲げるプラザの施設を専用的に利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

(1) 事務室その他規則で定める施設(以下「事務室等」という。)

○福岡市市民福祉プラザ条例施行規則  
(利用許可)

第 6 条 利用許可は、市民福祉プラザ施設利用許可書(事務室等の利用許可にあつては様式第 3 号、会議室等の利用許可にあつては様式第 4 号)を交付して行うものとする。

※出所：「条例」及び「施行規則」

#### 【指摘事項】

条例及び施行規則において、市民福祉プラザ施設利用許可書の交付により利用許可を行うとする趣旨は、利用者と市の権利関係を明らかにし、使用料の徴収開始時期等を明確にするためと考える。

また、市民福祉プラザ施設利用許可書を交付していない理由は新入居団体と連絡が取れないためとのことであったが、指定管理者における施設利用許可書交付の決裁文書を閲覧したところ、起案自体行われておらず、相手方の問題というより指定管理者側の問題であると判断せざるを得ない。

施設の有効活用を行う前提として、施設の管理運営は関連する法令等に準拠して行われる必要がある。このため、市民福祉プラザに関する施設の利用許可手続は条例及び施行規則に準拠して行うべきであり、入居団体の利用開始に当たり市民福祉プラザ施設利用許可書の交付を行う必要がある。このため、市は、指定管理者に対する適切な管理運営について指導を徹底する必要がある。

## ②（意見）事務室入居団体の定期的見直しについて

### 【現状】

事務室に係る利用期間は1年以内とされており、事務室入居団体が次年度も入居を希望する場合は、新たに市民福祉プラザ施設利用許可申請書を提出し、利用許可を受けた上で継続して利用している。

### ＜事務室の利用期間に関する規定＞

(利用の許可)	
第4条	次の各号に掲げるプラザの施設を専用的に利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。
(1)	事務室その他規則で定める施設(以下「事務室等」という。)
(2)	略
2	略
3	事務室等を専用的に利用する場合の第1項の許可の期間は、1年以上1年以内とする。

※出所：「条例」

事務室入居団体について、市に入居開始時期及び入居継続期間を確認したところ、多くの団体は平成10年の施設開設当初から継続して入居しているとのことである。事務室入居団体の状況は次のとおりであり、各団体ともに入居期間は10年以上と長期にわたっている。なお、使用料は施行規則第12条において「1平方メートル当たり月額1,400円」と規定されているが、各団体ともに施行規則第15条の使用料の減免が適用されている。

### ＜事務室入居団体の状況（H26年度実績。入居期間はH26年度末時点）＞

No	団体名	入居開始	入居期間	面積 (㎡)	使用料 年額(円)	備考
1	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会	H10年2月	17年2月	826.12	-	全額減免
2	社会福祉法人福岡市社会福祉事業団	H10年2月	17年2月	239.60	-	全額減免
3	社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会	H10年2月	17年2月	83.23	499,380	※1
4	一般社団法人福岡市保育協会	H10年2月	17年2月	97.60	585,600	※1
5	公益社団法人福岡市老人クラブ連合会	H10年2月	17年2月	73.74	442,440	※1
6	社会福祉法人福岡市手をつなぐ育成会	H10年2月	17年2月	68.90	413,400	※1
7	福岡市障がい者スポーツ協会	H10年2月	17年2月	69.80	418,800	※1
8	福岡市民生委員児童委員協議会	H10年2月	17年2月	19.69	-	全額減免
9	福岡県共同募金会福岡市支会	H10年2月	17年2月	40.14	-	全額減免
10	福岡市遺族会連合会	H10年2月	17年2月	25.56	153,360	※1
11	福岡市原爆被害者の会	H10年2月	17年2月	25.56	153,360	※1
12	公益財団法人九州盲導犬協会	H10年2月	17年2月	79.53	477,180	※1 ※2

※1 月額900円/㎡の減免適用。減免後使用料は月額500円/㎡

※2 H27年6月に移転

※出所：「市資料」

事務室入居団体が会議室等を利用する場合には全額減免で利用できる等、市民福祉プラザの利用に当たって優遇措置が図られており、事務室入居団体にとって利便性が高いものとなっている。

<事務室入居団体の会議室等利用時の減免規定>

(使用料の減免)	
第15条 略	
2 会議室等の使用料に係る条例第9条の規定による減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。	
(1)	本市又は事務室等の許可利用者が専用利用するとき 当該使用料の全額

※出所：「条例」

また、事務室入居団体と市の人的及び財政的関与状況は次のとおりであり、12団体中11団体について、市の人的又は財政的関与がある。

<事務室入居団体に係る市の関与状況（H26年度実績）>

No	団体名	項目	内容		
1	社会福祉法人 福岡市社会福祉協 議会	役員状況	役員 21名	うち市職員 1名	うち市退職者 2名
			上のうち常勤 1名	上のうち常勤 -名	上のうち常勤 1名
		職員状況	職員 98名	うち市職員 -名	うち市退職者 5名
			上のうち常勤 65名	上のうち常勤 -名	上のうち常勤 5名
		市の 財政関与	委託料	補助金	その他
67,040千円	617,038千円		-千円		
2	社会福祉法人 福岡市社会福祉事 業団	役員状況	役員 13名	うち市職員 1名	うち市退職者 1名
			上のうち常勤 2名	上のうち常勤 -名	上のうち常勤 1名
		職員状況	職員 364名	うち市職員 1名	うち市退職者 1名
			上のうち常勤 361名	上のうち常勤 1名	上のうち常勤 -名
		市の 財政関与	委託料	補助金	その他
2,422,801千円	252,488千円		-千円		
3	社会福祉法人 福岡市身体障害者 福祉協会	役員状況	役員 16名	うち市職員 -名	うち市退職者 1名
			上のうち常勤 0名	上のうち常勤 -名	上のうち常勤 -名
		職員状況	職員 257名	うち市職員 -名	うち市退職者 2名
			上のうち常勤 131名	上のうち常勤 -名	上のうち常勤 2名
		市の 財政関与	委託料	補助金	身体障がい者相談 員報償費
34,453千円	10,578千円		4,127千円		
4	一般社団法人 福岡市保育協会	役員状況	役員 20名	うち市職員 -名	うち市退職者 1名
			上のうち常勤 1名	上のうち常勤 -名	上のうち常勤 1名
		職員状況	職員 5名	うち市職員 -名	うち市退職者 2名
			上のうち常勤 5名	上のうち常勤 -名	上のうち常勤 2名
		市の 財政関与	委託料	人件費の補助金	事務費等の補助金
-千円	18,431千円		2,054千円		
5	公益社団法人 福岡市老人クラブ 連合会	役員状況	役員 26名	うち市職員 1名	うち市退職者 1名
			上のうち常勤 1名	上のうち常勤 -名	上のうち常勤 1名
		職員状況	職員 13名	うち市職員 -名	うち市退職者 11名
			上のうち常勤 12名	上のうち常勤 -名	上のうち常勤 11名
		市の 財政関与	委託料	補助金	高齢者保健福祉大会 負担金
3,072千円	72,149千円		669千円		
6	社会福祉法人 福岡市手をつなぐ 育成会	役員状況	役員 12名	うち市職員 -名	うち市退職者 4名
			上のうち常勤 1名	上のうち常勤 -名	上のうち常勤 -名
		職員状況	職員 145名	うち市職員 -名	うち市退職者 1名
			上のうち常勤 133名	上のうち常勤 -名	上のうち常勤 1名
		市の 財政関与	委託料	補助金	その他



No	団体名	項目	内容		
		財政関与	1,987千円	2,301千円	-千円
7	福岡市障がい者スポーツ協会	役員状況	役員 15名	うち市職員 4名	うち市退職者 1名
			上のうち常勤 -名	上のうち常勤 -名	上のうち常勤 1名
		職員状況	職員 5名	うち市職員 -名	うち市退職者 1名
			上のうち常勤 4名	上のうち常勤 -名	上のうち常勤 1名
		市の財政関与	委託料	補助金	その他
-千円	26,428千円		-千円		
8	福岡市民生委員児童委員協議会	役員状況	役員 106名	うち市職員 -名	うち市退職者 -名
			上のうち常勤 -名	上のうち常勤 -名	上のうち常勤 -名
		職員状況	職員 3名	うち市職員 3名	うち市退職者 -名
			上のうち常勤 3名	上のうち常勤 3名	上のうち常勤 -名
		市の財政関与	委託料	補助金	その他
-千円	23,383千円		-千円		
9	福岡県共同募金会福岡市支会	役員状況	役員 48名	うち市職員 4名	うち市退職者 -名
			上のうち常勤 -名	上のうち常勤 -名	上のうち常勤 -名
		職員状況	職員 3名	うち市職員 -名	うち市退職者 1名
			上のうち常勤 3名	上のうち常勤 -名	上のうち常勤 1名
		市の財政関与	委託料	補助金	その他
-千円	-千円		-千円		
10	福岡市遺族会連合会	役員状況	役員 9名	うち市職員 -名	うち市退職者 -名
			上のうち常勤 -名	上のうち常勤 -名	上のうち常勤 -名
		職員状況	職員 1名	うち市職員 -名	うち市退職者 -名
			上のうち常勤 1名	上のうち常勤 -名	上のうち常勤 -名
		市の財政関与	委託料	補助金	その他
-千円	3,500千円		-千円		
11	福岡市原爆被害者の会	役員状況	役員 11名	うち市職員 -名	うち市退職者 -名
			上のうち常勤 -名	上のうち常勤 -名	上のうち常勤 -名
		職員状況	職員 3名	うち市職員 -名	うち市退職者 -名
			上のうち常勤 3名	上のうち常勤 -名	上のうち常勤 -名
		市の財政関与	委託料	補助金	その他
-千円	2,050千円		-千円		
12	公益財団法人九州盲導犬協会	役員状況	把握されていない。		
		職員状況			
		市の財政関与			

※出所：「市資料」

事務室入居団体の入居期間が長期にわたっているため、市に事務室入居団体の見直しの実績を質問したところ、次のような回答を得た。結果として、市は入居団体の見直しを実施していない。

＜事務室入居団体の見直し実績＞

市民福祉プラザ開業当初から入居している団体が多いが、いずれも福祉団体として、プラザ内での相談業務や各種研修の実施など、市民福祉プラザの機能の一部を担っている。このような活動は、市民の福祉意識の高揚を図るとともに、市民の主体的な福祉活動への参加を支援することにより、市民が相互に助け合い、支え合う豊かな福祉社会の実現に資するという市民福祉プラザの設置目的に合致するものであるため、入居団体については、研修実施における会議室・研修室の優先的な利用などを認めているところである。

現在の入居団体については、問題なく円滑に活動を行っていることから、入居団体についての見直しは特に実施していない。

※出所：「市回答」

## 【意見】

【現状】に記載したとおり、事務室入居団体の入居期間が長期にわたっているととも、市は入居団体の見直しを実施していない。

市によれば、現在の入居団体については、問題なく円滑に活動を行っていることから、入居団体についての見直しは特に実施していないとのことである。しかし、利用許可時に事務室入居団体の事業内容について評価を行っている訳ではなく、問題なく円滑に活動を行っていること等は客観的には把握できない。

また、事務室入居団体の多くが、市と人的、財政的繋がりがあり、それらの団体が長期にわたり入居していることは、結果として市と関連がある団体が優先的に入居していると思われる。

さらに、条例で、事務室の利用許可期間が1年以内とされているのは、事務室の適切な利用等を図る趣旨と考えられる。

事務室入居団体は使用料の減免により事務室を比較的安価で利用しているとともに、会議室等も全額減免で利用することができ、利便性が高いものとなっている。これは、市からの回答のとおり市民福祉プラザの設置目的に合致した事業の実施に当たり、市として支援することが望ましいためと考えられる。

市民福祉プラザの設置目的は、市民の福祉意識の高揚を図るとともに、市民の主体的な福祉活動への参加を支援することにより、市民が相互に助け合い、支え合う豊かな福祉社会の実現に資することである。昭和21年の生活保護法の制定以降、福祉に関する各種制度の整備が図られてきたところであるが、福祉を取巻く環境も変化しており、平成27年4月には生活困窮者自立支援法が施行される等市が取り組むべき福祉事業は社会状況に合わせて変化していると考えられる。これらを踏まえると、市は、社会状況に相応しい福祉に関する事業を効果的に実施している団体を支援する観点から、事務室入居団体を選定することが望ましいと考える。

以上より、市は定期的に事務室入居団体の見直しを実施することが望ましい。具体的には、5年に一度等定期的に事務室入居団体について、事務室利用の適切性や、団体が社会状況に相応しい福祉に関する事業を効果的に実施しているか等について評価を行い、評価結果に基づき事務室入居団体を選定することが望ましい。なお、評価の結果、事務室入居団体として相応しくない場合には、次年度の利用許可は行わず、新たな団体を募集することが望ましい。これにより施設の有効活用に繋がると考える。

### ③（意見）会議室等に係る稼働率の向上について

#### 【現状】

市民福祉プラザには、市民や福祉団体が利用する会議室等が設置されている。会議室等の平成26年度の稼働率状況は次のとおりである。会議室、研修室等については比較的稼働率は高いが、介護実習室、調理実習室、視聴覚室、保育実習室、和室については、稼働率がいずれも50%を下回っている。特に保育実習室は20%と低水準である。

<H26年度稼働率状況（稼働率50%未満について下線記載）>

No	設備名	開館日数 A	利用件数 B	稼働率 ※ B/(A×3)
1	ふくふくホール	118	190	54%
2	201 会議室	118	244	69%
3	401 会議室	118	273	77%
4	402 会議室	118	261	74%
5	501 研修室	118	261	74%
6	502 研修室	118	227	64%
7	503 研修室	118	222	63%
8	601 研修室	118	226	64%
9	602 研修室	118	260	73%
10	603 研修室	118	243	69%
11	604 研修室	118	233	66%
12	軽運動室	118	274	77%
13	介護実習室	118	117	<u>33%</u>
14	調理実習室	118	146	<u>41%</u>
15	視聴覚室	118	113	<u>32%</u>
16	音楽室	118	255	72%
17	保育実習室	118	70	<u>20%</u>
18	和室	118	171	<u>48%</u>
19	交流ひろば	118	273	77%
	合計	2,242	4,059	60%

※1日を午前、午後及び夜間の区分に応じた利用状況を算定

※出所：「市資料」

#### 【意見】

介護実習室、調理実習室、視聴覚室、保育実習室、和室といった施設について、稼働率が低い原因を分析したうえで、今後の対策及び目標を設定し、それに向けて努力していくことが望まれる。

原因分析の結果、需要はあるが市民等に情報が浸透していない場合には、より積極的な広報活動を実施することが望ましい。

なお、需要が少ないといった原因も考えられる。保育実習室等について稼働率が低い状況が続くのであれば、例えば別目的へ改装を行う等、本施設を通じてどのような行政サービスを提供するか十分に検討することが望まれる。

## 視点2 受益者負担のあり方

### ①（結果）使用料の減免手続に係る指導の徹底について

#### 【現状】

事務室入居団体のうち、次の団体について平成26年度の使用料が全額免除されている。

#### <要領第5条第2項に基づく減免実績>

	団体名	許可期間	減免理由	減免額
1	福岡県共同募金会福岡市支会	H26.4.1～H27.3.31	要領第5条第2項	全額免除
2	福岡市民生委員児童委員協議会	H26.4.1～H27.3.31	要領第5条第2項	全額免除

※出所：「市資料」

全額免除の根拠を確かめたところ、福岡市市民福祉プラザ運営要領（以下、本施設において「要領」という。）第5条第2項の規定が適用されており、減免の必要がある場合については、市長に協議するとされている。

#### <要領における事務室等の減免規定>

（事務室等の減免）

第5条 規則第15条第1項第2項に規定する市長が特に必要と認めるとき及び市長が必要と認める額とは、次の各号に定めるものとする。

(1)～(6) 略

2 前項各号に掲げるもののほか減免の必要がある場合、または、前項各号に掲げるものがその額を超えて減免の必要がある場合については、市長に協議するものとする。

※出所：「要領」

このため、要領第5条第2項における「市長に協議」に関する内容の確認及び文書の閲覧を市及び指定管理者に依頼したところ、内容は不明であるとともに、以前から実施している減免であり該当文書はないとの回答を得た。

#### 【指摘事項】

要領第5条第2項は減免の特例に係る規定であり、減免を適切に実施するために、指定管理者は市長に対する協議を定めていると考えられる。

事務室入居団体について、利用許可期間は1年間である。このため、要領第5条第2項に基づく減免の実施に際しては、利用許可を行う都度実施すべきであるが、【現状】に記載したとおり市長への協議は実施されていない。

このため、市は使用料減免に係る運用を適切に行うため、指定管理者に対して、減免根拠を明確化した上で市長への協議を徹底するよう指導すべきである。

### ②（意見）使用料の設定根拠の明確化及び明文化について

#### 【現状】

市民福祉プラザにおける現在の使用料について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、福岡市男女共同参画推進センター及び市民センターにおける使用料を参考に設定しているとの回答があり、資料の提出も受けた。当該資料によれば、福岡市男女共同参画推進センター及び市民センターの研修室等類似設備の金額を基に市民福祉プラザの設備の使用料が算定されている。この資料により使用料の算定方法の概略は把握できた。

しかし、参考とされた福岡市男女共同参画推進センター及び市民センターにおける使用料自体が設定根拠・理由を明文化した文書が保存されていない。

### 【意見】

本施設における現在の使用料について、閲覧した文書により設定根拠・理由の概略は把握できた。また、使用料の根拠資料を有していない施設が複数ある中、根拠資料を保管していることについて一定の評価はできると考える。しかし、参考とされた福岡市男女共同参画推進センター及び市民センターの使用料自体が所管部署において設定根拠・理由を明文化した資料が保存されておらず、結果として市民福祉プラザの使用料の設定根拠が明確とまではいえない。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、使用料の根拠・理由は概略では足りず具体的な内容を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。

### ③（意見）望ましい受益者負担割合の検討について

#### 【現状】

現状の市民福祉プラザにおける受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて10%程度の水準であった。

#### 【意見】

市民福祉プラザの施設区分は保健・医療・子育て支援・福祉施設に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、保健・医療・子育て支援・福祉施設としての望ましい受益者負担割合はA・B・D（0%～25%）と考えられる。

市民福祉プラザは福祉に関する事業を実施する団体や市民等が利用する施設であり、福祉を取巻く社会環境を踏まえると、行政の関与は必要であると考え。また、市民福祉プラザの設備は介護実習室等明らかに福祉目的専用もあるが、会議室や研修室等民間で提供される設備も多く含まれており、市場性は中程度と考える。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は25%（受益者負担割合マトリクスのD）と考えられる。

**＜受益者負担割合マトリクス＞**

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

上記のとおり、現状の市民福祉プラザにおける受益者負担割合は10%程度の水準となっており、望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

市は、本施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握し

た上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。

また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

### III. 福岡市立障がい者スポーツセンター(027)

#### <施設の概要>

施設名称	福岡市立障がい者スポーツセンター			
現地視察	対象			
所在地	福岡市南区清水 1-17-15			
所管部署	障がい者部障がい者施設支援課			
施設区分	保健・医療・子育て支援・福祉施設			
開設年月日	昭和 59 年 4 月 4 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市立障がい者スポーツセンター条例 福岡市立障がい者スポーツセンター条例施行規則			
設置目的	心身障がい者のスポーツ及びレクリエーション活動への参加を促進するとともに、健康の維持及び増進を図り、もってその福祉の向上に資することを目的としている。 (福岡市立障がい者スポーツセンター条例第 1 条)			
事業内容	(1) 心身障がい者のスポーツ及びレクリエーションの活動のための施設を提供すること。 (2) 心身障がい者のスポーツ及びレクリエーション活動の指導及び普及に関すること。 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業 (福岡市立障がい者スポーツセンター条例第 2 条)			
施設情報	土地	面 積	4,716 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	4,716 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
	建物等 (主な建物)	駐 車 場	有（無料）	
		延 床 面 積	4,836 m <sup>2</sup>	
		所 有 状 況	市有物件	
		階 層	地上 2 階、地下 1 階	
		構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造	
建 築 年	昭和 58 年（1983 年）			
主 な 施 設 等	2 階：トレーニング室、卓球場、講習室・ボランティア室、和室 1 階：体育室（大、小）、温水プール 屋外：アーチェリー場			
利用時間等	午前 9 時から午後 9 時まで（プールは午前 10 時から午後 8 時 30 分）			
休館日等	毎週月曜日、毎月末日、年末年始			

#### <施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総来館者数 A ※無料来館者含む	113,613 人	106,580 人	107,258 人
	開館日数 B	296 日	295 日	295 日
	1 日当たり利用者数 A/B	384 人	361 人	364 人



<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>							
	使用料は無料とする。障がい者等以外の者及び福岡県の区域外に住所を有する障がい者等が、福岡市立障がい者スポーツセンターを利用する場合は、下表に定める額の使用料を徴収する。							
	<b>■金額（単位：円）※主なものを記載</b>							
	1. 個人利用 ※1（体育室、小体育室、卓球室、トレーニング室、アーチェリー場）							
	区分	単位	プール		体育室等※1			
			夏期	冬期				
	小中学生	2時間につき	110	160	90			
	高校生	2時間につき	160	210	130			
	一般	2時間につき	320	390	260			
	2. 専用利用 ※2（小体育室、卓球室、トレーニング室、アーチェリー場）							
	区分		プール		体育室	小体育室等※2	講習室	和室
			夏期	冬期				
	午前 9 時から午後 1 時まで	平日	6,300	7,700	5,100	2,600	1,550	500
		土日祝	7,600	9,100	6,800	3,100		
	午後 1 時から午後 5 時まで	平日	9,600	11,400	6,800	3,900	3,000	1,050
		土日祝	11,300	13,800	8,400	4,600		
	午後 5 時から午後 9 時まで	平日	12,600	15,200	8,400	5,100	2,850	1,000
		土日祝	15,200	18,200	10,100	6,100		
	午前 9 時から午後 5 時まで	平日	15,900	19,100	11,900	6,500	4,300	1,500
		土日祝	18,900	22,900	15,200	7,700		
午後 1 時から午後 9 時まで	平日	22,200	26,600	15,200	9,000	5,500	1,950	
	土日祝	26,500	32,000	18,500	10,700			
全日	平日	28,500	34,300	20,300	11,600	6,450	2,200	
	土日祝	34,100	41,100	25,300	13,800			
備考								
・市内に居住する 65 歳以上 70 歳未満の者の個人利用に係る使用料の額は、1. 個人使用料の表に定める額の 5 割相当額とする。								
・市内に居住する 65 歳以上の者を主体とする団体の専用利用に係る使用料の額は、2. 専用使用料の表に定める額の 5 割相当額とする。								
・小学校に就学する前の乳幼児及び市内に居住する 70 歳以上の者の個人利用並びに市内に居住する 70 歳以上の者を主体とする団体の専用利用については、無料。								
<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>								
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。使用料は、平成 17 年度以来改定されていない。								
使 用 料 の 減 免	<b>■減免の有無</b>							
	有							
	<b>■減免内容</b>							
	減免対象					減免額		
	(1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき					全額		
	(2) 本市が経費の一部を負担して後援するとき					3 割相当額		
	(3) 国又は福岡県が主催する行事に利用する場合で、市長が特に必要であると認めるとき					5 割相当額		
	(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき					5 割相当額の範囲内で別に定める額		
<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>								
減免内容の設定根拠は、市民プール及び市民体育館と整合をとったうえで設定しているとのことである。減免内容は、施設開設以来改定されていない。								

<使用料収入及び減免実績>

(単位：千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		111	91	111
減免実績	減免件数	-件	-件	-件
	減免額	-	-	-

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	111	91	111
② その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	264	236	236
③ その他の収入 (自動販売機使用に係る電気使用料等)	360	405	380
④ その他の収入 (国、県補助金)	1,824	1,385	1,240
⑤ その他の収入 (その他)	2	1	147
歳 入 計	2,561	2,119	2,113
⑥ 指定管理料	169,555	168,872	173,757
⑦ 人件費 (行政職員に係るもの)	3,386	3,230	3,360
⑧ 物件費 (委託料)	120	126	591
⑨ 物件費 (大規模修繕費)	-	29,061	-
⑩ 物件費 (緊急修繕費、その他)	28,268	15,505	5,421
歳 出 計	201,329	216,794	183,128

[受益者負担割合の算定]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	2,561	2,119	2,113
② その他の収入 (国、県補助金) [再掲]	1,824	1,385	1,240
③ 減免実績 [再掲]	-	-	-
収 益 計 (①-②+③)	737	734	873
④ 歳出計 [再掲]	201,329	216,794	183,128
⑤ その他の収入 (国、県補助金) [再掲]	1,824	1,385	1,240
⑥ 減価償却費	21,808	21,808	21,808
費 用 計 (④-⑤+⑥)	221,313	237,217	203,697
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	0.3%	0.3%	0.4%

## 視点1 施設の有効活用

### ①（意見）施設の老朽化及び計画的な対応について

#### 【現状】

福岡市立障がい者スポーツセンター（以下「障がい者スポーツセンター」という。）は、昭和39年東京オリンピック直後に開催された東京パラリンピック以降、全国的に障がい者スポーツ施設の整備の機運が高まったことから、昭和58年に整備された。障がい者の利用を対象とした総合スポーツセンターとしては、大阪市（昭和49年）、名古屋市（昭和56年）、広島市（昭和58年）について全国で4番目に設置された施設である。

開設から約30年経過しており、開館当初は身体障がい者の利用を対象としていたが、現在では知的障がい者、精神障がい者の利用も可能な施設とする等徐々に利用対象者を増やし、過去5年間の利用件数は各年とも10万件を超えている。

#### ＜障がい者スポーツセンター利用件数の推移＞

年度	H22	H23	H24	H25	H26
利用件数	116,003件	107,978件	113,613件	106,580件	107,258件
うち市内利用件数	103,415件	96,062件	100,429件	93,676件	94,818件

※出所：「利用状況報告書」

#### ＜平成26年度利用状況＞

区分	開館日数	個人利用	団体利用	主催事業	計
利用件数	295日	36,441件	45,873件	24,944件	107,258件
利用割合（※）	-	34.0%	42.8%	23.2%	100.0%

（※）利用割合＝利用件数÷総利用件数

※出所：「利用状況報告書」

#### ＜平成26年度利用状況（地域別）＞

（単位：件）

区分	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	市内計	その他	計
利用件数	6,530	11,450	10,483	47,889	6,817	5,746	5,903	94,818	12,440	107,258
利用割合（※）	6.1%	10.7%	9.8%	44.6%	6.4%	5.4%	5.5%	88.4%	11.6%	100.0%

（※）利用割合＝利用件数÷総利用件数

※出所：「利用状況報告書」

#### 【意見】

障がい者スポーツセンターに現地調査を実施したが、開設から約30年経過していることもあり、施設の老朽化による要修繕等の箇所が複数認識された。




施設の外側では、雨漏りによる黒ずみ（写真1）、鉄筋がむき出しになっている外構（写真2）等があり、特に鉄筋がむき出しになっている外構は錆が生じて脆くなる可能性があるため、修繕の必要性は高いと考えられる。その他、写真以外にも潜在的に修繕が必要な箇所がある可能性があるため、予防保全の観点からも適切な対応が望まれる。

また、外門（写真3）は水はけが悪く、大量の雨が降ると外門周辺に水が溜まるとのことであった。外門は、緊急避難経路の出口であり、その機能が停止しないようにしなければならない。

写真1	写真2	写真3
外壁	外構	外門
		

施設内には、体育館やアーチェリー場、卓球場等があるが、各室で修繕等が必要な箇所が認識された。優先順位を設け、計画的に修繕等を実施することが望ましい。

室の名称	修繕等が必要と考えられる理由	写真
体育館（大）	床にヒビが生じている。体育館では障がい者スポーツであるシッティングバレー（座って行うバレー）が行われているが、ヒビがはいったところから床がはがれ、場合によっては利用者が転倒する危険性があるとのことであるため、早急に対応すべきである。	 
アーチェリー場	アーチェリーの的の老朽化対策として畳で補強している。畳は弓が刺さって抜けにくい等の利用者からクレームが出ているとのことである。利用者に対する安全性、利便性を高めるためにも修繕が必要と考える。	

室の名称	修繕等が必要と考えられる理由	写真
卓球場	サウンドテーブルテニスを行う際、視覚障がい者は卓球台に手を触れるが、卓球台の老朽化が原因で塗装がはがれ、木のささくれが剥き出しになっており危険である。保全的に対応すべきである。	
温水プール	温水プールの床の張替えがうまくいかず、床が波うっている。利用者に対する安全性、利便性を高めるためにも修繕が必要と考える。	
トレーニング室	複数のトレーニング機器が老朽化しているため、補強しながら使用している状況である。利用者に対する安全性、利便性を高めるためにも修繕が必要と考える。	

また、障がい者が利用する施設という特性から、特に安全面から各室等は車椅子利用者、介護者等にとって十分なスペースが確保される必要があると考える。

しかし、現地調査の結果、次のとおり、スペースの確保が十分ではないと考えられる室等があった。これは、障がい者スポーツセンターを管理している指定管理者も施設のスペースが不足しているという認識を持っている。

このため、備品等の整理を行い、不要な備品等は廃棄し、利用者が安全に利用しやすいスペースを確保することが望ましい。

室の名称	スペースの確保が必要と考えられる理由
体育館（大）倉庫	倉庫内にはホワイトボード、ボール、ラケット等のスポーツ用具等が雑然と置いてある。車椅子が倉庫の奥まで入り込むには床に置いてあるスポーツ用具等が邪魔となり、車椅子利用者が不都合なく物を取るのが難しい。
体育館（小）倉庫	積み上げられた机、イス等が倉庫の扉をふさいでいる状態である。指定管理者によれば、机、イス等の保管場所に苦慮しているとのことである。
トレーニング室	各トレーニング機器の間隔が狭い。車椅子と介護者が入って準備運動等を行おうとすると、スペースが狭くて使用できなくなる機器もあるとのことである。



## 視点2 受益者負担のあり方

### ①(意見) 無料利用者の範囲の明確化について

#### 【現状】

障がい者スポーツセンターの使用料及び減免については、条例で次のとおり定められている。

#### <使用料及び減免>

(利用者の範囲)

第3条 センターを利用することができる者は、身体障がい者、知的障がい者等規則で定める者(以下「障がい者等」という。)とする。ただし、障がい者等以外の者であつても、障がい者等の利用に支障がない場合に限りセンターを利用することができる。

(使用料)

第7条 センターの使用料は、無料とする。ただし、障がい者等以外の者及び福岡県の区域外に住所を有する障がい者等が、センターを利用する場合は、別表に定める額の使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、前納とする。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

※出所：「福岡市立障がい者スポーツセンター条例」

また、条例でいう「障がい者等」の範囲については、規則に次のとおり定められている。

#### <障がい者等の範囲>

(利用者の範囲)

第4条 条例第3条に規定する規則で定める者とは、次の各号に掲げる者(以下「障がい者等」という。)とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
- (5) 前各号に掲げる者とその障がいの程度が同程度と認められる者
- (6) 前各号に該当する者の介護者
- (7) 条例第2条に規定する事業に関連して奉仕活動を行う者
- (8) その他センターを利用することにつき市長が相当の理由があると認める者

※出所：「福岡市立障がい者スポーツセンター条例施行規則」

規則には、例えば「障がい者等」の範囲に含まれている「(6) 前各号に該当する者の介護者」の人数、障がい者の団体が利用する場合等について、具体的な定めがない。

そのため、指定管理者の運用上、「(6) 前各号に該当する者の介護者」は障がい者1名に対し、介護者1名と判断しているとのことであるが、特に明文化はされていない。

また、障がい者団体が施設を利用する場合、指定管理者の運用上は、団体構成員のうち障がい者が5名以上かつ障がい者の占める割合が半数以上の団体は、障がい者団体として使用料は無料としているが、特に明文化はされていない。

#### 【意見】

指定管理者が運用上使用しているルールについて、市はその内容の妥当性を整理・検討した上で、無料で施設利用が可能となる利用者の具体的な範囲を定めるとともに、その内



容を施行規則等において規定することが望ましい。また、規定した施行規則等に従い適切な運営がされるよう指定管理者に周知徹底することが望ましい。

これにより、利用者に対する公平性及び市民に対する説明責任が担保され、指定管理者の職員も判断に迷うリスクが生じないと考える。

## ②（意見）望ましい受益者負担割合の検討について

### 【現状】

現状の障がい者スポーツセンターにおいて、受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて1%未満の水準であった。

### 【意見】

障がい者スポーツセンターの施設区分は保健・医療・子育て支援・福祉施設に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、保健・医療・子育て支援・福祉施設の望ましい受益者負担割合はA・B・D（0%～25%）と考えられる。

障がい者スポーツセンターは、心身障がい者のスポーツ及びレクリエーション活動への参加を促進するとともに、健康の維持及び増進を図り、もってその福祉の向上に資することを目的として設置されており、行政の関与が必要であると考え。また、事業自体も収益性を高める性質ではないため市場性は低いと考える。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は0%（受益者負担割合マトリクスのA）になると考えられる。ただし、規則第7条では、障がい者等以外の者及び福岡県の区域外に住所を有する障がい者等が、障がい者スポーツセンターを利用する場合は、使用料を徴収することと定めており、完全に0%にはならないと考える。

**＜受益者負担割合マトリクス＞**

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

上記のとおり、現状の障がい者スポーツセンターにおける受益者負担割合は過去3年間を通じて1%未満の水準となっており、望ましい受益者負担割合とおおむね一致する結果となった。

障がい者等以外の者及び福岡県の区域外に住所を有する障がい者等が障がい者スポーツセンターを利用する場合は使用料を徴収しているが、本施設の使用料は原則として無料であり、設置目的に沿った運用を行うと、自ずと望ましい受益者負担割合に近づくと考える。

現状、受益者負担割合と望ましい受益者負担割合は乖離していない結果となっている。しかし、市が自ら、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することは行われていない。このため、今後は望ましい受益者負担割合を設定するとともに、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

IV. 福岡市立火葬施設(028-029)

IV. -1 福岡市葬祭場(028)

<施設の概要>

施設名称	福岡市葬祭場			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市南区松原 6-1-1			
所管部署	生活衛生部生活衛生課			
施設区分	行政系施設			
開設年月日	平成 17 年 10 月 1 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度有）			
根拠条例等	福岡市立火葬施設条例 福岡市立火葬施設条例施行規則			
設置目的	火葬を公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行なうことを目的としている。  (福岡市立火葬施設条例第 1 条)			
事業内容	条例には記載されていない。			
施設情報	土地	面積	82,106 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	82,106 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
		駐車場	有（無料）	
	建物等 (主な建物)	延床面積	9,459 m <sup>2</sup>	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上 3 階	
		構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	
建築年		平成 16 年(2005 年)		
	主な施設等	告別式 6 室、収納室 6 室、有料待合室 20 室 (無料の待合スペースあり)、火葬炉 26 基 (うち予備炉 1 基、胞衣炉各 1 基)、軽食・ 喫茶コーナー		
利用時間等	午前 10 時から午後 4 時まで			
休館日等	年 3 日 (1 月 1 日並びに 5 月中及び 10 月中の各 1 日ずつ)			

<施設の利用状況>

項目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総火葬件数 A	9,400 件	9,264 件	9,793 件
	開館日数 B	362 日	362 日	362 日
	1 日当たり利用件数 A/B	26 件	26 件	27 件
待合室	待合室利用件数	6,860 件	6,685 件	7,026 件
	稼働率	73.0%	72.2%	71.7%

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>			
	火葬料を徴収する。待合室は有料である。			
	<b>■金額 (単位：円) ※主なものを記載</b>			
	区分		大人	小人
	火葬料	市内居住者	20,000	10,000
		その他	70,000	35,000
		死産児	3,000	
		人体の一部及び産汚物	1 キログラムにつき	200
	改装火葬料	改葬許可を受けた者が市内居住者	1 棺につき	10,000
		改葬許可(市長が行ったものに限る。)を受けた者が市外居住者	1 棺につき	35,000
待合室料	待合室	1 室につき	5,000	
<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>				
金額の設定根拠は、原材料費と光熱費の合計を利用人数で割り、コストを踏まえ設定している。 使用料は、毎年見直しをしており、見直しの結果、改定されていない。				
使用料の減免	<b>■減免の有無</b>			
	有			
	<b>■減免内容</b>			
	減免対象		減免額	
	(1) 本市の区域内に居住する者で、生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に順ずる程度に生活が困窮していると認められるものが利用するとき。		半額	
	(2) 死体解剖保存法第 12 条の規定に基づき交付を受けた死体について本市の区域内に設置されている医学に関する大学の長が利用するとき。	市内居住者	半額	
		その他 大人	60,000 円	
		小人	30,000 円	
	(3) 行旅病人及行旅死亡人取扱法に規定する行旅死亡人のために葬祭場を利用する場合	その他 大人	50,000 円	
		小人	25,000 円	
<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>				
減免内容の設定根拠は、類似施設、他都市施設である。 減免内容は、施設開設以来改定されていない。				

<使用料収入及び減免実績>

(単位：千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		249,880	241,429	258,226
減免実績	減免件数	4 件	4 件	8 件
	減免額	240	240	430

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	249,880	241,429	258,226
② その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	964	908	908
③ その他の収入 (自動販売機使用に係る電気使用料等)	3,122	3,094	3,241
④ その他の収入 (残骨灰に含まれる有価物売却)	11,107	12,001	12,806
歳 入 計	265,074	257,431	275,182
⑤ 指定管理料	387,954	449,138	500,757
⑥ 人件費 (行政職員に係るもの)	5,926	5,653	5,879
⑦ 物件費 (公有財産購入費)	-	-	293,280
⑧ 物件費 (補助金)	-	-	30,857
歳 出 計	393,880	454,791	830,774

[受益者負担割合の算定]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	265,074	257,431	275,182
② その他の収入 (残骨灰に含まれる有価物売却) [再掲]	11,107	12,001	12,806
③ 減免実績 [再掲]	240	240	430
収 益 計 (①-②+③)	254,207	245,670	262,806
④ 歳出計 [再掲]	393,880	454,791	830,774
⑤ その他の収入 (残骨灰に含まれる有価物売却) [再掲]	11,107	12,001	12,806
⑥ 減価償却費	-	-	-
費 用 計 (④-⑤+⑥)	382,773	442,790	817,968
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	66.4%	55.5%	32.1%

#### IV. -2 福岡市玄界島火葬場(029)

##### <施設の概要>

施設名称	福岡市玄界島火葬場			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市西区大字玄界島字中西 744-2			
所管部署	生活衛生部生活衛生課			
施設区分	行政系施設			
開設年月日	平成7年11月1日			
運営形態	市直営			
根拠条例等	福岡市立火葬施設条例 福岡市立火葬施設条例施行規則			
設置目的	火葬を公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行なうことを目的としている。 (福岡市立火葬施設条例第1条)			
事業内容	条例には記載されていない。			
施設情報	土地	面積	99 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	99 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
	駐車場	無		
	建物等 (主な建物)	延床面積	53 m <sup>2</sup>	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上1階	
		構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	
建築年		平成8年(1996年)		
主な施設等	火葬炉			
利用時間等	午前10時から午後4時まで			
休館日等	年1日(1月1日)			

##### <施設の利用状況>

項目		H24年度	H25年度	H26年度
施設全体	総火葬件数A	-件	-件	-件
	開館日数B	365日	364日	364日
	1日当たり利用件数A/B	-件	-件	-件

<使用料の概要>

使 用 料	■概要
	福岡市葬祭場以外の火葬施設については、使用料を徴収しない。 ただし、燃料費その他利用に要する経費は、利用者の負担とする。
	■金額（単位：円）※主なものを記載
	-
使用料の減免	■金額の設定根拠、見直し状況
	-
	■減免の有無
	無
使用料の減免	■減免内容
	-
	■減免内容の設定根拠、見直し状況
	-

<使用料収入及び減免実績>

(単位：千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		-	-	-
減免実績	減免件数	-	-	-
	減免額	-	-	-

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	-	-	-
歳 入 計	-	-	-
② 人件費 (行政職員に係るもの)	847	808	840
③ 人件費 (報償費)	216	216	216
④ 物件費 (委託料)	179	168	173
⑤ 物件費 (需用費、その他)	165	165	187
歳 出 計	1,406	1,356	1,415

[受益者負担割合の算定]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	-	-	-
② 減免実績 [再掲]	-	-	-
収 益 計 (①+②)	-	-	-
③ 歳出計 [再掲]	1,406	1,356	1,415
④ 減価償却費	-	-	-
費 用 計 (③+④)	1,406	1,356	1,415
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	-%	-%	-%

## 視点1 施設の有効活用

### ①（意見）火葬炉数の整備について（福岡市葬祭場）

#### 【現状】

福岡市葬祭場は、平成17年10月に福岡市南区に開設されてから平成26年度で9年経過している。近年の高齢化社会に伴い火葬件数は年々増加傾向にあり、直近5年間の火葬場利用件数は以下のとおりである。

#### <火葬場利用状況の推移>

年度	H22	H23	H24	H25	H26
火葬数（人体）	9,049件	9,008件	9,400件	9,264件	9,793件
火葬数（その他）	674件	621件	619件	602件	602件
火葬数（合計）	9,723件	9,629件	10,019件	9,866件	10,395件
稼働日	362日	362日	363日	362日	362日
1日当たり火葬数	26.8件	26.5件	27.6件	27.2件	28.7件
待合室利用件数	6,706件	6,683件	6,860件	6,685件	7,026件
待合室稼働率（※）	74.1%	74.2%	73.0%	72.2%	71.7%

（※）待合室稼働率＝待合室利用件数/火葬数（人体）

※出所：「福岡市斎場指定管理評価」及び「市提出資料」

平成26年度の火葬件数（合計）は10,395件であり、1日平均28.7件の火葬を行っている。市が保有する葬祭場は本施設及び福岡市玄界島火葬場があるが、福岡市玄界島火葬場は直近10年間で1件のみの稼働であり、市の葬祭場として実質的に稼働しているのは本施設のみである。

本施設は、平成17年度に開設された比較的新しい施設ではあるが、市内の利用が集中しているため所管部署によれば施設を酷使しているという認識があり、火葬炉については機能が停止しないよう保全的な定期点検等を実施している。

#### 【意見】

利用が集中する要因として市内の施設数が少ないことが考えられるため、人口が同規模の他政令指定都市と比較した。その結果、次のとおり、神戸市や川崎市より施設数及び火葬炉数が少ない。京都市については2施設のうち1施設が休止中であり、1炉当たり人口は本市と近似している。京都市では、火葬場の現状及び将来予測に基づき想定される課題を踏まえ、今後の火葬場のあり方を検討するため平成24年に京都市中央斎場のあり方検討委員会を設置し、平成26年度までに6回の委員会を開催し、火葬場のあり方を検討している。

#### <他政令指定都市との施設数比較>

（平成25年4月1日現在）

自治体名	福岡市	神戸市	京都市	川崎市
施設数	1施設	4施設	1施設	2施設
火葬炉数	26基	53基	24基	28基
人口数	1,519,349人	1,537,864人	1,469,253人	1,461,043人
1炉当たり人口	58,437人/炉	29,016人/炉	61,219人/炉	52,180人/炉

※出所：「他政令指定都市ホームページ」

今後さらに高齢化社会が進むため、火葬需要は益々増加していくと想定される。火葬場は市民にとって不可欠であり、施設の機能が停止しないようにすることが必要である。こ



のため、今後の火葬需要の増加に現状の施設で対応可能かどうかを検証するため、必要炉数の試算を行った。

### <必要炉数の試算>

(試算の前提)

- ① 今後の高齢者数のピークは平成 47 年度（平成 2035 年）であることから、死亡者数のピークも平成 47 年度～平成 52 年度とする。
- ② 将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の市区町村別将来推計人口」（平成 25 年 3 月推計）より、引用する。
- ③ 死亡者数は、男女別・年齢別人口に死亡率（＝1-生存率）を乗じることにより算出する。生存率は国立社会保障・人口問題研究所による仮定値（平成 25 年 3 月推計）を採用する。死亡者数を年間火葬件数とする。  
※年間火葬件数＝2035年から2040年までの死亡者数74,609人（90歳以上を除く）÷5年間  
＝14,922件

(試算)

- ① 想定した年間火葬数を年間稼働日数で除し、1日平均火葬件数を算出  
必要炉数＝集中日の火葬件数/1基1日当たりの平均火葬数  
＝（日平均取扱件数）×（火葬集中係数）/1基1日当たりの平均火葬数  
＝（年間火葬件数）÷（稼働日数）×（火葬集中係数）/1基1日当たりの平均火葬数  
※年間火葬件数は死亡者数とする。
- ② 火葬集中係数を算出  
友引明け等の火葬集中日にも対応可能な施設であるという前提のもと、火葬集中係数を算出している。「火葬場の建設・維持管理マニュアル(日本環境斎苑協会)」に示されている規模別の火葬集中係数を準用している。  
小規模火葬場 2.0 ～ 2.25、中規模火葬場 1.75 ～ 2.0、大規模火葬場 1.5 ～ 1.75であることから、福岡市葬祭場の平成26年度平均の1.87を採用する。
- ③ 1基当たり2回程度/日の火葬が可能である。  
必要炉数は以下のとおり38.5基と試算される。  
（年間火葬件数）14,922人÷（平成26年度稼働日数）362日×（火葬集中係数）1.87/1基1日当たりの平均火葬数2件＝38.5基

必要炉数の試算の結果、平成 47 年度から平成 53 年度までに必要な炉数は約 39 基となっており、既存の火葬炉数 26 基では対応が困難であると考えられる。しかし、市は、福岡市葬祭場は迷惑施設のイメージも強く、新たに設置することは難しいと考えており、現状の施設で火葬需要の増加に伴う対応策を検討しているとのことである。

従来の葬祭場は迷惑施設として避けられる傾向にあったが、近年建設された葬祭場の多くは環境に配慮した火葬炉や集塵設備の導入、周辺環境と調和の図れた施設整備等により、市民から理解を得られる施設へと転換が図られている。

現在の利用状況に鑑み現施設については、保全的な定期点検等は既に実施しているが、併せて周辺住民への十分な配慮を行ないつつ施設の増設等へ向けて今後具体的な検討を行うことが望まれる。なお、京都市のように今後の火葬場のあり方について検討する委員会等を設置し、学識経験者や市民代表等を委員として議論していくことも有用と考える。

## ② 有効活用の状況について（玄界島火葬場）

福岡市玄界島火葬場（以下「玄界島火葬場」という。）は、昭和41年に地元から市に寄付された土地に、玄界島民の火葬を行うために建設され、平成7年11月に開設された。直近5年間の玄界島火葬場の利用件数は次のとおり0件である。なお、直近で稼動があったのは平成20年度の1件である。

### <火葬場利用状況の推移>

年度	H22	H23	H24	H25	H26
火葬数	-件	-件	-件	-件	-件

※出所：「市提出資料」

玄界島で火葬の必要性が生じた場合、施設の目的である「火葬を公衆衛生その他の公共の福祉の見地から支障なく行うこと」に沿って活用される施設であると考えますが、そもそも直近5年間の稼動がなく、将来的にも稼動回数が増加する見込みは乏しいことから、施設の必要性は低くなっていると考えます。

所管部署によれば、施設の耐用年数が到来するまでは現状維持を続け、耐用年数が到来した段階で施設の閉鎖も含め検討中であり、このことについて玄界島民と協議を始めたところである。

なお、火葬炉の耐用年数は一般的に20～25年間であるが、玄界島火葬場は海が近いため耐用年数は短くなるとのことであり、耐用年数が到来するまで残り2、3年と想定される。

施設の利用状況を考慮するとできるだけ早期に閉鎖することが望ましいと考えられるが、施設の特異性及び既に検討が始められていることに鑑み、特段の意見は差し控える。

その他、本項について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

## 視点2 受益者負担のあり方

### ①（結果）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について（福岡市葬祭場）

#### 【現状】

福岡市葬祭場における現在の減免制度（減免規定）について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、類似の他都市施設を参考に設定しているとの回答を得た。しかし、具体的な類似施設等の範囲は把握できず、使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

#### 【指摘事項】

本施設について使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市立火葬施設条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

②（意見）望ましい受益者負担割合の検討について（福岡市葬祭場）

【現状】

現状の福岡市葬祭場における受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、平成 24 年度と平成 25 年度は 60%程度の水準、平成 26 年度は公有財産購入費が 231 百万円発生したために 32.1%の水準であった。

【意見】

福岡市葬祭場の施設区分は行政系施設に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、行政系施設の望ましい受益者負担割合はA（0%）と考えられる。

福岡市葬祭場は全ての市民にとって必要であるため必需的と考えられる。利用者にとって火葬場利用時に応分の負担をすることは一般的に定着していると考えられ、また、首都圏では民間事業者によるサービス提供が行われている実績もあることから、一定の収益性はあると考えられる。よって、望ましい受益者負担割合は25%（受益者負担割合マトリクスD）と考えられる。

**＜受益者負担割合マトリクス＞**

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

上記のとおり、現状の福岡市葬祭場における受益者負担割合は平成 24 年度と平成 25 年度は 60%程度の水準、平成 26 年度は 32.1%の水準となっており、過去 3 年間においては望ましい受益者負担割合を上回る結果となった。

福岡市葬祭場の現在の使用料は、設立時の平成 17 年度に原材料費と光熱費の合計を利用人数で割り、施設に係る費用負担を踏まえ設定しているとの回答を得た。所管部署では、毎年度施設に係る費用を集計し、これと使用料の設定当初に算定していた費用を比較し、両者が大きく乖離していないことをもって使用料の改定を行わないことの判断をしているが、望ましい受益者負担割合の設定は行っていない。

福岡市葬祭場は、平成 17 年度に設立された比較的新しい施設であり、大規模な修繕費用はまだ発生していないことも受益者負担割合が高水準であることに影響しているとも考えられる。

このため、市は、今後発生すると予想される修繕費の負担も考慮し、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、乖離の解消に向けて検討することが望まれる。

③ 望ましい受益者負担割合の検討について（玄界島火葬場）

玄界島火葬場の施設区分は行政系施設に該当する。

受益者負担割合マトリクスに当てはめると、行政系施設の望ましい受益者負担割合はA（0%）と考えられる。

玄界島火葬場は玄界島民に対する施設であり全市民を対象としている訳ではないが、施設の特異性に鑑み行政の関与は必要であり必需的と考える。また、収益性については福岡市葬祭場と同様に本来的には一定の収益性はあると考える。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は25%（受益者負担割合マトリクスD）と考えられる。

**<受益者負担割合マトリクス>**

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

玄界島火葬場は、そもそも規則上使用料を徴収することとはなっておらず、利用者は燃料費その他利用に要する経費のみ負担することが定められている。ただし、玄界島火葬場の維持管理にかかる費用は、利用に要する実費の他、施設管理人の人件費、火葬炉機能の維持のために定期的に行う空焚き費用等が毎期経常的に発生しており、年間約150万円の費用が発生している。

玄界島火葬場における平成24年度から平成26年度の受益者負担割合を試算しようとしたが、<受益者負担割合の算定>に記載したとおり、使用実績がなく使用料収入がないことから受益者負担割合の算定はできなかった。この間は稼働がないにも関わらず維持管理の費用のみ発生しているが、施設閉鎖の方針等については「視点1 施設の有効活用 ①有効活用の状況について」に記載したとおりであり、市としての対応は進められているところである。

このため、本項についても特段の意見は差し控える。その他、本項について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

(4) 経済観光文化局

I. はかた伝統工芸館(030)

<施設の概要>

施設名称	はかた伝統工芸館			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市博多区上川端町6-1			
所管部署	中小企業振興部地域産業支援課			
施設区分	市民・文化・社会教育施設			
開設年月日	平成23年4月7日			
運営形態	指定管理者制度(利用料金制度無)			
根拠条例等	はかた伝統工芸館条例 はかた伝統工芸館条例施行規則			
設置目的	本市を代表する伝統的工芸品である博多織及び博多人形その他の伝統工芸品の紹介、展示、情報提供等を行うことにより、本市の伝統産業の承継及び発展を図り、もって市民の豊かな生活の形成と地域の活性化に資することを目的としている。 (はかた伝統工芸館条例第1条)			
事業内容	(1)本市の伝統工芸品の紹介、展示並びに情報の収集及び提供に関すること。 (2)本市の伝統工芸品の展示のための施設を提供すること。 (3)本市の伝統工芸品に関する交流活動を行うこと。 (4)施設の提供その他の便宜供与を行うこと。 (5)前各号に掲げるもののほか、工芸館の設置の目的の達成に必要なこと。 (はかた伝統工芸館条例第2条)			
施設情報	土地	面積	289.00 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	289.00 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
	建物等 (主な建物)	駐車場	無	
		延床面積	281.55 m <sup>2</sup>	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上2階	
構造		木造		
主な施設等	建築年	昭和51年(平成22年度に改修)		
	主な施設等	1階:企画展示室、ホール、事務室、喫茶(厨房)、作業室等 2階:常設展示室、多目的室等		
利用時間等	午前10時から午後6時まで			
休館日等	毎週水曜日、12月29日から同月31日まで			

<施設の利用状況>

項目		H24年度	H25年度	H26年度
施設全体	総来館者数A ※無料来館者含む	96,687人	100,235人	113,590人
	開館日数B	315日	313日	313日
	1日平均来館者数A/B	307人	320人	363人
企画展示室	利用件数	26件	32件	33件

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観覧料 無料。ただし、特別な事業を行うときは、1人につき1,000円以内で市長が定める額の観覧料を徴収することができる。</li> <li>・企画展示室及びホールの専用利用にかかる使用料（注1）</li> </ul>		
	<b>■金額（単位：円）※主なものを記載</b>		
	企画展示室及びホールの専用利用にかかる使用料については（注1）に記載		
	<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>		
市から、金額の設定根拠は類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得たうえで、資料を閲覧した。 使用料は、施設開設以来改定されていない。（開館から5年未満）			
使用料の減免	<b>■減免の有無</b>		
	有		
	<b>■減免内容</b>		
	観覧料に係る減免		
		減免対象	減免額
	(1)	市内の義務教育諸学校の児童又は生徒及びこれらの引率者が当該義務教育諸学校の教育計画に基づき観覧するとき	全額
	(2)	障がい者又は市内に居住する65歳以上の者が観覧するとき	全額
	(3)	前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき	市長が必要と認める額
	使用料に係る減免		
		減免対象	減免額
	(1)	本市が主催し、又は共催する行事に利用するとき	全額
	(2)	本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき	5割相当額
	(3)	18歳未満の者を主体とする団体が利用するとき	5割相当額
(4)	前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき	市長が必要と認める額	
<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>			
市から、減免内容は施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。 減免内容は、施設開設以来改定されていない。			



<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入 (観覧料)		-	-	-
使用料収入 (企画展示室等使用料)		267	234	262
減免実績	減免件数	4 件	4 件	4 件
	減免額	36	34	26

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 (観覧料) [再掲]	-	-	-
② 使用料収入 (企画展示室等使用料) [再掲]	267	234	262
歳 入 計	267	234	262
③ 指定管理料	28,368	28,368	27,090
④ 人件費 (行政職員に係るもの)	3,386	3,230	1,680
⑤ 物件費 (委託料)	336	753	154
⑥ 物件費 (共済費、工事請負費等)	-	757	263
歳 出 計	32,090	33,109	29,187

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	267	234	262
② 減免実績 [再掲]	36	34	26
収 益 計 (①+②)	303	268	288
③ 歳出計 [再掲]	32,090	33,109	29,187
④ 減価償却費	1,153	1,153	1,153
費 用 計 (③+④)	33,243	34,262	30,341
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	0.9%	0.8%	0.9%

(注1)

[企画展示室及びホールの専用利用にかかる使用料]

1. 伝統産業の承継及び発展を図ることを目的とした利用

区分	許可利用者	単位	金額
企画展示室	(1) 経済産業大臣指定の伝統的工芸品を製造する事業者を構成員とする特定製造協同組合等のうち市内に主たる事務所を有するもの	午前10時から午後1時まで	円 400
		午後1時から午後6時まで	700
		全日	1,000
		1週間	5,000
	(2) 次のいずれかに該当する者 ア (1)の特定製造協同組合等の構成員 イ 福岡県知事指定の特産工芸品等を製造する者のうち市内に住所又は主たる事務所を有するもの ウ ア又はイに準じる者として市長が特に認めるもの	午前10時から午後1時まで	800
		午後1時から午後6時まで	1,400
		全日	2,000
		1週間	10,000
	(3) 経済産業大臣指定の伝統的工芸品又は福岡県知事指定の特産工芸品等の振興又は発展を図るための事業に従事する者で(1)及び(2)に該当しないもの	午前10時から午後1時まで	1,200
		午後1時から午後6時まで	2,100
		全日	3,000
		1週間	15,000
	(4) (1)から(3)までに該当しないもの	午前10時から午後1時まで	1,600
		午後1時から午後6時まで	2,800
		全日	4,000
		1週間	20,000

2. 1以外で市長が特に認める利用

区分	単位	金額
企画展示室		円
	午前10時から午後1時まで	2,000
	午後1時から午後6時まで	3,500
	全日	5,000
	1週間	25,000

備考

1. 1の表中「経済産業大臣指定の伝統的工芸品」とは伝統的工芸品産業の振興に関する法律第2条第1項の規定により経済産業大臣が指定した伝統的工芸品をいい、「構成員」とは同条第3項に規定する構成員をいい、「特定製造協同組合等」とは同法第4条第1項に規定する特定製造協同組合等をいい、「福岡県知事指定の特産工芸品等」とは福岡県知事が指定した特産工芸品又は特産民芸品をいう。
2. 企画展示室と併せてホールを利用する場合の使用料の額は、この表の金額の2倍の額とする。
3. 利用の許可を受けた時間を超えて利用する場合の使用料の額は、規則で定める。

## 視点1 施設の有効活用

### ① 有効活用の状況について

はかた伝統工芸館は、昭和51年建設の旧冷泉公民館を平成22年度に改修して、平成23年4月に開館した。

建物の構造は木造2階建であり、主に1階部分に企画展示室、ホール、事務室、喫茶（厨房）、作業室等、2階部分に常設展示室、多目的室等がある。

はかた伝統工芸館は、市の重要な文化の一つである伝統工芸品の紹介、展示、情報提供等を行い、市の伝統産業の承継及び発展を図るための施設であるため、市が設置及び維持する意義を有する施設であると考ええる。

また、＜施設の利用状況＞に記載したとおり、平成23年の開館以来、はかた伝統工芸館への来館者数は増加しており、平成26年度では11万人を超えている。

はかた伝統工芸館の企画展示室について、平成26年度の利用件数は指定管理者の自主企画事業も含めて33件であり、一件当たり複数日利用されていることから、年間を通じて利用されている。

市は、はかた伝統工芸館の設置目的から伝統工芸品の認知度向上が目標の一つであり、当該目標を図る成果指標として「来館者数」を設定している。はかた伝統工芸館の指定管理者が設定した平成26年度来館者数の目標は10万人であるのに対し、実績では11万人超の来館者があった。

以上のような状況から、施設は有効活用されていると考える。

監査の結果、本項について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

## 視点2 受益者負担のあり方

### ①(結果) 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について

#### 【現状】

はかた伝統工芸館における現在の減免制度(減免規定)について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、施設の設置・事業目的を基に市内及び他都市類似施設の条例等を参考に検討を行い、減免制度を設定しているとの回答を得た。しかし、観覧料及び使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

#### 【指摘事項】

本施設について観覧料及び使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、はかた伝統工芸館条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

### ②(意見) 観覧料の有料化の検討について

#### 【現状】

はかた伝統工芸館では、企画展示室及びホールを専用利用する場合には使用料を徴収するが、観覧料については特別な事業を行う場合を除き無料である(詳細は<使用料の概要>に記載)。

市によれば、観覧料を原則無料としたのは、伝統工芸品の知名度向上及び販売促進のために多くの市民及び観光客等に来館してもらいたいという理由からとのことである。

#### 【意見】

来館者数の確保により伝統工芸品の知名度を向上させ販売促進を行うという目標を踏まえつつ、地域との連携及びサービス内容の更なる向上を図ることを前提として、観覧料の有料化について検討することが望まれる。

また、有料化の検討に当たっては、近隣にある博多町家ふるさと館と共同入場券を発行する等、両施設の来館者を互いに取り込むための工夫も望まれる。

なお、所管部署への質問において施設入口のすぐ右側に喫茶室があり、施設の構造上、喫茶室のみの利用客からも展示室を観覧することが可能であるため、こういった線引きで観覧料の徴収を行うのかの判断が難しいとの意見もあった。

### ③（意見）望ましい受益者負担割合の検討について

#### 【現状】

現状のはかた伝統工芸館における受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて1%未満という水準であった。

#### 【意見】

はかた伝統工芸館の施設区分は市民・文化・社会教育施設に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、市民・文化・社会教育施設の望ましい受益者負担割合はB・E（25%～50%）と考えられる。

はかた伝統工芸館については、市の重要な文化の一つである伝統工芸品の紹介、展示、情報提供等を行い、市の伝統産業の承継及び発展を図るための施設であるため、行政の関与は必要であると考えられるものの、市民等の日常生活に不可欠な施設とまでは必ずしもいえないため、行政の関与は中程度がふさわしいと考える。また、民間で提供される類似施設は稀であり、施設の設置目的を踏まえると市場性は低いと考える。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は25%（受益者負担割合マトリクスのB）と考えられる。

**＜受益者負担割合マトリクス＞**

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

上記のとおり、現状のはかた伝統工芸館における受益者負担割合は過去3年間を通じて1%未満という水準となっており、望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

このため、市は、本施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。なお、観覧料の有料化の検討について前項に意見を記載している。

また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

## II. 福岡市姪浜買物広場(031)

### <施設の概要>

施設名称	福岡市姪浜買物広場（以下「姪浜買物広場」という。）			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市西区姪の浜 3-3153-1			
所管部署	中小企業振興部地域産業支援課			
施設区分	産業系施設			
開設年月日	平成 13 年 4 月 1 日			
運営形態	市直営			
根拠条例等	福岡市姪浜買物広場条例 福岡市姪浜買物広場条例施行規則			
設置目的	商店街における快適な歩行者空間を整備するとともに、市民に憩いとふれあいの場を提供することにより、商店街を核とした魅力あるまちづくりを推進することを目的としている。  (福岡市姪浜買物広場条例第 1 条)			
事業内容	(1) 商店街における快適な歩行者空間を整備すること。 (2) 市民に憩いとふれあいの場を提供すること。  (福岡市姪浜買物広場条例第 1 条)			
施設情報	土地	面 積	506.73 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	506.73 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
		駐 車 場	無	
	建物等 (主な建物)	延 床 面 積	- m <sup>2</sup>	
		所 有 状 況	-	
		階 層	-	
構 造		-		
建 築 年		-		
	主 な 施 設 等	-		
利用時間等	午前 7 時から午後 10 時（広場内の行為の時間）			
休館日等	規定なし			

### <施設の利用状況>

項 目	H24 年度	H25 年度	H26 年度
占有申請・許可件数	8 件	8 件	8 件
入場者数（通行者数を含む）	把握していない		

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>							
	<p>姪浜買物広場に工作物その他の物件又は施設を設けて、姪浜買物広場を占有しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>許可を受けた者からは、次の占有料を徴収する。</p>							
	<b>■金額 (単位：円) ※主なものを記載</b>							
	占有面積 1 平方メートルにつき 1 日 50 円							
	<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>							
使用料の減免	<p>[設定根拠]</p> <p>市は福岡市行政財産使用料条例及び福岡市公有財産規則に基づき、施設投資額に対して年額 6/100 (平成 13 年時点で規定されていた率) で計算した。</p> <p>具体的な計算過程は次のとおりである。</p>							
	<table border="0"> <tr> <td>土地購入価格</td> <td>119,492 千円</td> </tr> <tr> <td>付帯設備の投資額</td> <td>30,700 千円</td> </tr> <tr> <td>姪浜買物広場投資額合計</td> <td>150,192 千円</td> </tr> </table>		土地購入価格	119,492 千円	付帯設備の投資額	30,700 千円	姪浜買物広場投資額合計	150,192 千円
	土地購入価格	119,492 千円						
	付帯設備の投資額	30,700 千円						
	姪浜買物広場投資額合計	150,192 千円						
<p>150,192 千円 × 6 / 100 / 365 日 / 507 m<sup>2</sup> ≒ 48.72 円 (1 日 1 m<sup>2</sup> 当たり) ⇒ 50 円 (10 円未満切上げ)</p>								
<p>[見直し]</p> <p>市は、平成 26 年時点で福岡市財産規則に規定されている率 (3/100) で占有料を計算し、見直しの必要性を検討したが、姪浜買物広場の利用者負担割合が他の施設と比較して低い水準にあること等の理由から、使用料の変更は行わないこととした。</p> <p>また、市は、消費税引き上げに伴う影響も合わせて検討したが、影響額が軽微であることから、占有料の変更は行わないこととした。</p>								
<b>■減免の有無</b>								
有								
<b>■減免内容</b>								
	減免対象	減免額						
	(1) 本市が主催し、又は共催する事業のため占有するとき	全額						
	(2) 本市が後援し、又は賛助する事業のため占有するとき	半額以内で市長が必要と認める額						
	(3) 福岡市中小企業振興条例第 2 条第 2 号の協同組合等が事業を行うため占有するとき	全額						
	(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき	市長が必要と認める額						
<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>								
<p>市から、減免内容は施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。</p> <p>減免内容は、施設開設以来改定されていない。</p>								



<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
占有料収入		1	-	-
減免実績	減免件数	7 件	8 件	8 件
	減免額	230	220	239

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 占有料収入 [再掲]	1	-	-
② その他の収入 (電気使用料等)	1	1	1
歳 入 計	1	1	1
③ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,270	1,211	420
④ 物件費 (需用費)	123	105	114
⑤ 物件費 (委託料)	31	60	187
⑥ 市債利子	1,247	1,247	1,247
歳 出 計	2,671	2,623	1,967

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	1	1	1
② 減免実績 [再掲]	230	220	239
収 益 計 (①+②)	231	221	239
③ 歳出計 [再掲]	2,671	2,623	1,967
④ 減価償却費	-	-	-
費 用 計 (③+④)	2,671	2,623	1,967
受益者負担割合 (収益計 / 費用計)	8.7%	8.4%	12.2%

視点1 施設の有効活用

①（意見）利用状況の改善及び利用方法の抜本的な見直しの検討について

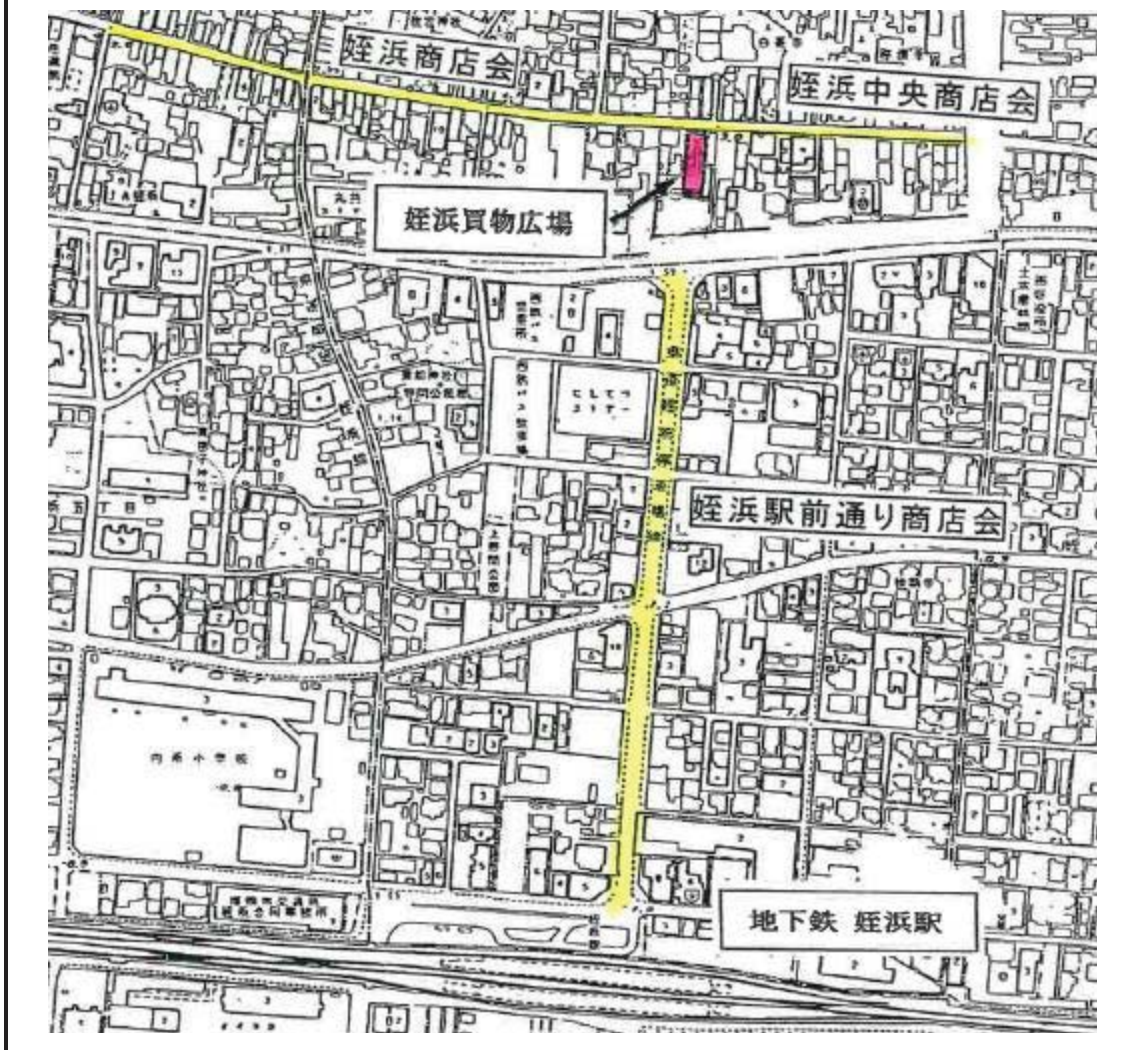
【現状】

姪浜買物広場は、市が過去に実施した「商店街リフレッシュ事業」を活用して、地元からの要望のあった姪浜駅前通りと旧唐津街道をつなぐ動線を確保するとともに商店街を核とした魅力あるまちづくりの推進のため、市が用地を購入して整備した施設である。

<現場写真及び地図>

現場写真（北側から広場を撮影）	現場写真（南側入り口を撮影）
	
現場写真（南側から北側入口方向を撮影）	
	

周辺地図



※出所：「市資料（周辺地図）」

「商店街リフレッシュ事業」の目的は次のとおりである。

＜「商店街リフレッシュ事業」の目的＞

「商店街リフレッシュ事業」は、商店街が自らの将来構想を策定し、その構想を具体的にしていく事業を支援し、街づくりの観点から行政も一体となって一連の指導・助成を行うことにより、総合的に商店街のリフレッシュ（活性化）を推進することを目的とする。

※出所：「商店街リフレッシュ事業について」

＜施設の利用状況＞に記載したとおり、姪浜買物広場の占有申請・許可件数は平成 26 年度において 8 件（延べ日数 15 日）となっており、利用件数及び利用日数はともに非常に少ない水準となっている。

<平成 26 年度姪浜買物広場占用申請・許可件数及び利用日数>

	占有期間	申請者	事業名
1	4/26 (1 日)	商店会連合会	第 33 回フリーマーケット in めいのはま
2	5/23～5/24 (2 日)	商店会連合会	春のスタンプラリー大抽選会と小中高校生対象の将棋大会
3	8/1～8/4 (4 日)	商店会	姪浜まつり
4	8/18～8/19 (2 日)	商店会連合会	中元大売出しの抽選会
5	10/18～10/19 (2 日)	商店会連合会	きんしゃい姪浜第 3 回芸術祭
6	11/15 (1 日)	商店会連合会	秋の大抽選会
7	11/22 (1 日)	商店会連合会	ワンデイショップ in めいのはま&フリーマーケット
8	12/19～12/20 (2 日)	商店会連合会	歳末大抽選会
合計	8 件 延べ 15 日間		

※出所：「市資料」

また、市は姪浜買物広場に関する具体的な成果指標を設定しておらず、姪浜買物広場における利用者数、すなわち占有許可により開催された催事への入場者数を把握することも行っていない。

**【意見】**

商店街における快適な歩行者空間を整備すること及び市民に憩いとふれあいの場を提供すること、という姪浜買物広場の設置目的について、その成果を評価するためには利用者数の把握は不可欠であると考えられる。市は、占有許可により開催された催事への入場者数を把握したうえで、施設の設置目的に対する成果を評価する必要がある。

また、市は姪浜買物広場の利用を促進するため、区役所や学校等の催事等で姪浜買物広場の利用ができないか検討中とのことであるが、現状の利用状況では、姪浜買物広場が設置目的に沿って十分に活用されているとは言い難い。このため、姪浜買物広場を有効活用すべく、設立目的及び「商店街リフレッシュ事業」の目的に鑑みて、市は地元商店会の主体性を確保したうえで、区役所、学校等とともに、施設の利用を促進する事業案を策定及び実施することが望まれる。

それでも利用状況が好転しない場合には、利用する団体への年間を通じた貸し付け、目的に沿った利用する団体への払下げ等、現状の利用方法にとどまらない抜本的な利用方法の変更についても検討することが望まれる。



## 視点2 受益者負担のあり方

### ①（意見）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について

#### 【現状】

姪浜買物広場における現在の減免制度（減免規定）について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、商店会が使用する場合には占有料を全額免除する等、設定の根拠は施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。具体的には、＜使用料の概要＞に記載したとおり、福岡市姪浜買物広場条例施行規則第6条に減免に関する記載があり、施設の設置目的である「商店街を核とした魅力あるまちづくり」と整合的であることから、設定根拠・理由は妥当と判断できた。

しかし、設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

#### 【意見】

本施設について使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は妥当であると判断した。しかし、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を文書により具体的に確かめることはできなかった。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望まれる。

### ②（意見）収入の確保方策の検討について

#### 【現状】

姪浜買物広場において、平成26年度の占有申請・許可件数は8件で、その全てが商店会等であり、減免規定の適用対象であるため（福岡市姪浜買物広場条例第8条、同施行規則第6条）、水道光熱費収入を除けば実質的な収入はゼロである。

#### ＜減免規定＞

（福岡市姪浜買物広場条例）

第8条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、占有料を減免することができる。

（福岡市姪浜買物広場条例施行規則）

第6条 条例第8条の規定による占有料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 本市が主催し、又は共催する事業のため占有するとき 全額
- (2) 本市が後援し、又は賛助する事業のため占有するとき 半額以内で市長が必要と認める額
- (3) 福岡市中小企業振興条例(昭和48年福岡市条例第21号)第2条第2号の協同組合等が事業を行うため占有するとき 全額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき 市長が必要と認める額

※出所：「福岡市姪浜買物広場条例」及び「福岡市姪浜買物広場条例施行規則」

#### 【意見】

姪浜買物広場の主たる利用者である商店会が減免の対象となっており、当該施設を利用促進したとしても収入を確保することが難しい仕組みとなっている。

収入確保の観点からは、そもそも減免対象として主たる利用者が設定されることの妥当性も検討することが望まれる。そのうえで減免対象とならない者の利用も積極的に促進し、収入の確保につなげることが望まれる。

また、その他の収入確保の方策として、例えば自動販売機の設置、ネーミングライツの導入等もあわせて検討することが望まれる。

### ③（意見）望ましい受益者負担割合の検討について

#### 【現状】

現状の姪浜買物広場における受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて10%程度の水準であった。

#### 【意見】

姪浜買物広場の施設区分は産業系施設に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、産業系施設としての望ましい受益者負担割合はH・F・I（75%～100%）と考えられる。

姪浜買物広場については、地元から要望のあった姪浜駅前通りと旧唐津街道をつなぐ動線確保するとともに商店街を核とした魅力あるまちづくりの推進のための施設であることから、ある程度の行政の関与は必要であると考えられるものの、直接の利用者（申請者）が殆ど地元商店会であるという実態を考慮すると、必需的とまではいえない。また、土地の利用に対して占有料を徴収するため市場性は一定程度認められるものの、広場としての性質上、使用対象者がいる程度限定されるため市場性が高いとまではいえない。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は50%（受益者負担割合マトリクスのE）と考えられる。

**＜受益者負担割合マトリクス＞**

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

上記のとおり、現状の姪浜買物広場における受益者負担割合は過去3年間を通じて10%程度の水準となっており、望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

このため、市は、本施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。なお、収入の確保方策の検討について前項に意見を記載している。

また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

### III. 福岡市創業者育成施設(032-033)

#### Ⅲ. ー1 福岡市百道浜創業者育成施設(032)

##### <施設概要>

施設名称	福岡市百道浜創業者育成施設（以下「インキュベートプラザ百道浜」という。）			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市早良区百道浜二丁目			
所管部署	創業・立地推進部創業・大学連携課			
施設区分	産業系施設			
開設年月日	平成12年5月23日			
運営形態	市直営			
根拠条例等	福岡市創業者育成施設条例 福岡市創業者育成施設条例施行規則			
設置目的	独創的なアイデア又は技術を基に新しい製品やサービスを生み出そうとしている創業者の育成のための施策を講じることにより新しい産業の振興を推進し、もって地域経済の発展を図るため。  (福岡市創業者育成施設条例第1条)			
事業内容	(1) 創業者に対し低廉な使用料により、事務所その他の活動の拠点を提供するものとする。 (2) 市は、上記に掲げる設置の目的を達成するため、施設を利用する創業者に対し、必要な助言等を行うものとする。  (福岡市創業者育成施設条例第2条)			
施設情報	土地	面積	- m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	- m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
	駐車場	無		
	建物等 (主な建物)	延床面積	527 m <sup>2</sup>	
		所有状況	借用物件	
		階層	3階フロアの一部	
構造		鉄骨鉄筋コンクリート造		
建築年	-			
主な施設等	インキュベートプラザ12区画			
利用時間等	-			
休館日等	-			

##### <施設の利用状況>

項目		H24年度	H25年度	H26年度
施設全体	入居区画数A（3月末時点）	4区画	10区画	10区画
	総区画数B	12区画	12区画	12区画
	入居率A/B	33.3%	83.3%	83.3%



<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>	
	福岡市百道浜創業者育成施設は、福岡 SRP センタービルのフロアをパーティションで 12 区画に区切り、創業者に使用を認めている。使用料は、各区画の広さに応じて徴収される。	
	<b>■金額（単位：円）※主なものを記載</b>	
	区分	金額
	1月1平方メートルにつき	1,200
使用料の減免	<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>	
	市から、金額の設定根拠は福岡市のオフィス賃料の相場を参照し、賃料の一定割合を負担させる形で設定しているとの回答を得た。しかし、その設定根拠・理由を明文化した資料は残っていない。 使用料の見直しについては、過去 5 年超改定しておらず、改定を検討はしているが、検討に係る文書はないとの回答を得た。	
	<b>■減免の有無</b>	
	有	
	<b>■減免内容</b>	
	減免対象	減免額
学生起業家	使用料の 2 分の 1	
そのほか市長が特別な理由があると認めるとき	規定なし	
<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>		
-		

<使用料収入及び減免実績>

(単位：千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		2,900	3,245	3,743
減免実績	減免件数	-件	-件	2件
	減免額	-	-	99

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	2,900	3,245	3,743
② その他の収入 (電気及び空調使用料)	560	529	839
歳 入 計	3,460	3,774	4,581
③ 人件費 (行政職員、報償費)	4,863	3,713	3,826
④ 物件費 (清掃業務、借損料、その他)	13,787	13,787	14,163
⑤ その他の支出 (補助金等)	6,316	6,286	7,278
⑥ 事業にかかる経費 (人件費、物件費)	1,214	2,475	1,201
歳 出 計	26,180	26,260	26,468

[受益者負担割合の算定]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	3,460	3,774	4,581
② 減免実績 [再掲]	-	-	99
収 益 計 (①+②)	3,460	3,774	4,680
③ 歳出計 [再掲]	26,180	26,260	26,468
④ 減価償却費	-	-	-
費 用 計 (③+④)	26,180	26,260	26,468
受益者負担割合 (収益計 / 費用計)	13.2%	14.4%	17.7%

### Ⅲ. -2 福岡市博多創業者育成施設 (033)

#### <施設概要>

施設名称	福岡市博多創業者育成施設（以下「インキュベートプラザ博多」という。）			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市博多区博多駅前二丁目			
所管部署	創業・立地推進部創業・大学連携課			
施設区分	産業系施設			
開設年月日	平成15年7月1日			
運営形態	市直営			
根拠条例等	福岡市創業者育成施設条例 福岡市創業者育成施設条例施行規則			
設置目的	<p>独創的なアイデア又は技術を基に新しい製品やサービスを生み出そうとしている創業者の育成のための施策を講じることにより新しい産業の振興を推進し、もって地域経済の発展を図るため。</p> <p style="text-align: right;">（福岡市創業者育成施設条例第1条）</p>			
事業内容	<p>(1) 創業者に対し低廉な使用料により、事務所その他の活動の拠点を提供するものとする。</p> <p>(2) 市は、上記に掲げる設置の目的を達成するため、施設を利用する創業者に対し、必要な助言等を行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">（福岡市創業者育成施設条例第2条）</p>			
施設情報	土地	面積	- m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	- m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
	建物等 (主な建物)	駐車場	無	
		延床面積	527 m <sup>2</sup>	
		所有状況	借用物件	
		階層	8、9階フロアの一部	
構造		鉄骨鉄筋コンクリート造		
建築年	-			
主な施設等	インキュベートプラザ16区画			
利用時間等	-			
休館日等	-			

#### <施設の利用状況>

項目		H24年度	H25年度	H26年度
施設全体	入居区画数A（3月末時点）	15区画	15区画	16区画
	総区画数B	16区画	16区画	16区画
	入居率A/B	93.8%	93.8%	100.0%

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>	
	福岡市博多創業者育成施設は、福岡商工会議所ビルのフロアをパーティションで16区画に区切り、創業者に使用を認めている。使用料は、各区画の広さに応じて徴収される。利用者からは、下表に定める額の使用料を徴収する。	
	<b>■金額（単位：円）※主なものを記載</b>	
	区分	金額
	1月1平方メートルにつき	1,200
使用料の減免	<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>	
	市から、金額の設定根拠は福岡市のオフィス賃料の相場を参照し、賃料の一定割合を負担させる形で設定しているとの回答を得た。しかし、その設定根拠・理由を明文化した資料は残っていない。 使用料の見直しについては、過去5年超改定しておらず、改定を検討はしているが、検討に係る文書はないとの回答を得た。	
	<b>■減免の有無</b>	
	有	
	<b>■減免内容</b>	
	減免対象	減免額
	学生起業家	使用料の2分の1
そのほか市長が特別な理由があると認めるとき	規定なし	
使用料の減免	<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>	
	市から、減免は現状学生起業家のみに認めており、その理由は、資力等の乏しい学生時からの起業支援を行うことで、「創業しやすいまちふくおか」として認知してもらい、バイタリティあふれる人材の集積を促進するとともに、大学卒業後も本市への定着を促進するものであり、重点課題である『大学のまち』と多様な人材が集う都市づくりの推進を図るため、との回答を得た。 当該減免は、平成22年4月1日から適用されており、現状は減免内容の改定を検討していないとの回答を得た。	

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		2,900	3,245	3,743
減免実績	減免件数	-件	-件	-件
	減免額	-	-	-

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	2,900	3,245	3,743
② その他の収入 (電気及び空調使用料)	560	529	839
歳 入 計	3,460	3,774	4,581
③ 人件費 (行政職員、報償費)	4,863	3,713	3,826
④ 物件費 (清掃業務、借損料、その他)	21,373	21,373	21,983
⑤ その他の支出 (補助金等)	6,844	6,789	7,145
⑥ 事業にかかる経費 (人件費、物件費)	1,214	2,475	1,201
歳 出 計	34,293	34,349	34,156

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	3,460	3,774	4,581
② 減免実績 [再掲]	-	-	-
収 益 計 (①+②)	3,460	3,774	4,581
③ 歳出計 [再掲]	34,293	34,349	34,156
④ 減価償却費	-	-	-
費 用 計 (③+④)	34,293	34,349	34,156
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	10.1%	11.0%	13.4%

## 視点1 施設の有効活用

### ① 有効活用の状況について（インキュベートプラザ百道浜及びインキュベートプラザ博多）

インキュベートプラザは、市のインキュベート事業の一環として、創業者に低廉な賃料で事務所を提供し、併せて専門家による経営指導・相談などを行うことで円滑な自立化を支援することを目的とした直営施設である。百道浜及び博多駅前の2か所に設置され、簡易なパーティションで区切った事務所スペース（18㎡～25㎡程度）を、月額1,200円/㎡という低廉な賃料で提供するとともに、月に1回程度専門家による助言・指導が実施されている。

インキュベートプラザでは、活動の目標として施設の満床化を目指している。現状の各施設の入居率は、＜施設の利用状況＞に記載したとおりであり、満床となっていない年度もあるものの、継続して8割～9割程度と高水準を維持している。

入居企業に対しては、定期報告会等を通じてヒアリングを実施し、入居企業の意見や要望の把握に努めているほか、入居企業同士の交流も図っている。また、退去時の成果報告として、退去時の売上や雇用状況、市への改善意見を求めるアンケートを提出させ、事業の改善に役立てている。

さらに、インキュベート事業利用後の会社の企業を把握するため、平成24年及び平成27年に、事業利用後の企業に対するアンケートを実施している。アンケート項目は、現状の売上や雇用状況、市民税等の納付額、事業に対する意見や要望等である。アンケートには、定期報告会に関する改善案や、事業の助言・指導内容に関する要望等の意見も多く寄せられており、市はそれらを参考にしながら、施設のあり方の改善を図っている。

以上のような状況から、設置目的のとおり、創業者育成のための場として施設が提供されており、インキュベート施設として有効活用されていると考える。

監査の結果、本項について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

## 視点2 受益者負担のあり方

### ①（結果）使用料の設定根拠の明確化及び明文化について（インキュベートプラザ百道浜及びインキュベートプラザ博多）

#### 【現状】

福岡市創業者育成施設（インキュベートプラザ百道浜及びインキュベートプラザ博多）における現在の使用料について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、金額の設定根拠は福岡市のオフィス賃料の相場を参照し、賃料の一定割合を負担させる形で設定しているとの回答を得た。しかし、具体的なオフィス賃料の範囲、具体的な使用料の算定方法は不明であった。また、使用料の設定根拠・理由を明文化した文書は市担当によれば保存期間を過ぎていたため、存在していないとのことである。

#### 【指摘事項】

本施設について使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市創業者育成施設条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、市の歳入に直結する重要な項目でもある。このため、使用料は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑み、受益者負担割合も加味しながら慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、その根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、使用料の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。



## ②（意見）条例等における減免金額の明文化について（インキュベートプラザ百道浜及びインキュベートプラザ博多）

### 【現状】

福岡市創業者育成施設条例（以下、本施設において「条例」という）第 8 条において、「市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。」と減免対象に関する記載がある。しかし、当該減免対象となった場合の減免金額については、条例及び施行規則のいずれにも明記されていない。

条例第 8 条による減免は、現在学生起業家のみ認められており、その詳細や減免金額については「創業者育成施設における学生起業家利用時の使用料減免要綱」に定められている。しかし、例えば、同じ経済観光文化局所管の福岡市ロボスクエアをはじめとする多くの施設については、下記のような減免金額に関する規定が、条例又は施行規則に記載されている。

### <福岡市ロボスクエアの減免内容>

（使用料の減免）

第 13 条 条例第 13 条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 本市が主催し、又は共催する事業に利用するとき 当該使用料の全額
- (2) 法人又は団体が、前号の事業に参加するための練習会等に利用するとき 当該使用料の全額
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき 市長が必要と認める額

※出所：「福岡市ロボスクエア条例施行規則」

### 【意見】

たとえ「市長が特に必要と認める場合」等の規定のように、減免対象となる範囲が市の判断に委ねられる場合であっても、当該減免対象に該当した場合の減免金額について、条例又は施行規則で言及しておくことが望ましい。すなわち、例えば「市長が認める額」として都度判断に委ねるのか、「何割を上限とする」として上限を定めたいうで都度判断に委ねるのか、「何割とする」として一律に規定するのか等を明記することが望まれる。

なぜならば、減免金額は、事業の収支に直結する重要な項目であり、その決定方針を条例や施行規則で表明することが、減免の妥当性を検討するうえで有用となるからである。

「市長が特に必要と認める場合」の減免金額が、都度判断している（「市長が認める額」としている）のが実態であるならば、その方針が妥当であるか検討したうで、条例又は施行規則で明記することが望まれる。

③（意見）使用料減免要綱記載内容の条例又は施行規則への明文化について（インキュベートプラザ百道浜及びインキュベートプラザ博多）

【現状】

本施設の減免については、「②（意見）条例等における減免金額の明文化について」記載したとおり、条例及び施行規則上は、条例第8条において、「市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。」と規定されているのみである。当該規定を受けて、「創業者育成施設における学生起業家利用時の使用料減免要綱（以下、本施設において「要綱」という。）」が設けられ、下記の減免が認められている。

＜要綱に基づく減免内容＞

（使用料の減免）

第2条 学校教育法に規定する大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）に在籍する学生、院生及び留学生で、個人事業又は法人事業の代表権を持つ者（事業を行う予定の者も含む。以下「学生起業家」という。）が施設の利用を開始する場合は、条例別表に規定する使用料を、条例第8条に基づき減免することができる。

- 2 留学生については、出入国管理及び難民認定法に基づく事業活動に必要な在留資格を有し、大学等に在籍するものに限る。
- 3 使用料の2分の1を減免する。
- 4 大学等を休学している場合も、同様に取り扱う。
- 5 期間については、月を単位に算定する。

※出所：「要綱」

【意見】

継続的かつ今後も改定の予定がない減免については、条例または施行規則で明文化することが望ましい。

多くの条例や施行規則において、減免に関し「市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。」のような、いわゆる包括条項が設けられている趣旨は、市を取り巻く経済情勢や各事業が直面する課題が日々変化する中で、減免についても弾力的に運用する余地を残しておくためであると考えられる。一方で、使用料が市民の負担によって成り立っている以上、減免内容の決定に当たっては、その事業の趣旨や福岡市の事情を踏まえ、慎重に吟味することが必要である。また、決定した減免内容については、市民に対する説明責任の観点から、条例や施行規則で極力明瞭にしておくことが望ましく、要綱を適用しての減免は、可能な限り限定的にすべきである。

本施設においては、条例及び施行規則上は、「市長が特別な理由があると認めるとき」としか規定されておらず、説明責任の観点からは内容が曖昧であると言わざるをえない。要綱にて学生起業家を対象とした減免を認めており、今後も認めていくのであれば、条例又は施行規則で明文化しない理由は乏しく、明文化すべきであると考えられる。

④（意見）望ましい受益者負担割合の検討について（インキュベートプラザ百道浜及びインキュベートプラザ博多）

【現状】

現状の創業者育成施設における受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて10%～20%程度の水準であった。

＜各創業者育成施設の受益者負担割合＞

	H24年度	H25年度	H26年度
インキュベートプラザ百道浜	13.2%	14.4%	17.7%
インキュベートプラザ博多	10.1%	11.0%	13.4%

【意見】

福岡市創業者育成施設の施設区分は産業系施設に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、産業系施設の望ましい受益者負担割合はF・H・I（75%～100%）と考えられる。

福岡市創業者育成施設については、市は、「グローバル創業都市・福岡」ビジョンにおいて、「グローバル創業・雇用創出特区」として「創業を促し、再チャレンジを応援する仕組みを持つ都市」を掲げており、インキュベーションオフィスの提供等においても、一定程度行政の関与が必要であると考え。また、事業自体は福岡市内でも複数の法人が実施しており、市場性は高いと考える。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は75%（受益者負担割合マトリクスのH）と考えられる。

＜受益者負担割合マトリクス＞

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

上記のとおり、現状の創業者育成施設における受益者負担割合は過去3年間を通じて10%～20%程度の水準となっており、望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

このため、市は、本施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。

また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

なお、現状の使用料は、福岡市のオフィス賃料相場に一定割合を乗じたものに基づいて設定されているが、受益者負担の考え方に照らせば、オフィス賃料以外の施設運営上の経費等についても一定程度負担させることが必要と考える。

#### IV. 福岡市産学連携交流センター(034)

##### <施設の概要>

施設名称	福岡市産学連携交流センター			
現地視察	対象			
所在地	福岡市西区九大新町 4-1			
所管部署	創業・立地推進部新産業振興課			
施設区分	産業系施設			
開設年月日	平成 20 年 4 月 1 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市産学連携交流センター条例 福岡市産学連携交流センター条例施行規則			
設置目的	大学その他高度な技術を有する研究機関の研究機能を活かし、国内外の企業及び研究者が連携交流する拠点を形成することにより、新たな産業及び事業の創出並びに地場企業の活性化を図り、もって地域経済の発展に資する。 (福岡市産学連携交流センター条例第 1 条)			
事業内容	(1) 企業等に対し、施設及び分析機器(以下「施設等」という。)を提供すること。 (2) 企業等に対し、産学連携交流による研究開発及びその成果の実用化又は事業化の支援を行うこと。 (3) 市民に対し、先端科学技術に関する理解の促進及び知識の普及を図ること。 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要と認められること。 (福岡市産学連携交流センター条例第 3 条)			
施設情報	土地	面 積	8,220 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	8,220 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
	建物等 (主な建物)	駐 車 場	有（専用利用の場合有料）	106 台
		延 床 面 積		5,796 m <sup>2</sup>
		所 有 状 況	市有物件	
		階 層	地上 2 階	
		構 造	鉄骨造、鉄筋コンクリート造	
主な施設等	建 築 年	1 号棟：平成 20 年（2008 年） 2 号棟：平成 25 年（2013 年）		
		1 号棟 2 階：新事業実験室、新事業事務室等 1 階：交流ホール、基幹研究室等 2 号棟 2 階：新事業実験室、商談室等 1 階：分析機器室、基幹研究室、会議室等		
利用時間等	午前 9 時から午後 5 時まで			
休館日等	土日祝日、年末年始			

##### <施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
基幹研究室	部屋数（年度末時点） A	29 部屋	44 部屋	44 部屋
	入居数（年度末時点） B	29 部屋	37 部屋	37 部屋
レンタルラボ	入居率 B/A	100.0%	84.1%	84.1%
※その他の施設、分析機器の利用状況については、(注 1) 参照。				

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>		
	福岡市産学連携交流センターには、九州大学をはじめとする大学が研究を行う基幹研究室や、産学連携交流を希望する企業が研究開発を行う新事業実験室（以下「レンタルラボ」という。）及び新事業事務室（以下「レンタルオフィス」という。）のほか、交流ホールや会議室、分析機器等の貸出しも行っており、各々に使用料が定められている。		
	<b>■金額（単位：円）※主なものを記載</b>		
	区分	単位	金額
	基幹研究室	1月1平方メートルにつき	850
	レンタルラボ レンタルオフィス	1月1平方メートルにつき	3,000
	駐車場（専用利用）	1月1台につき	2,000
	※本市が特別な装置を設置した場合の研究室等の使用料については、上記の額に1月当たり当該装置1台につき20,000円を加算する。 ※その他の使用料については、（注1）参照。		
	<b>■金額の設定根拠・理由、見直し状況</b>		
	市から、人件費や各種経費等のコスト情報、及び類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。貸出用の分析機器を新規購入した際も、1時間当たりのランニングコストや大学での類似機器の貸出料に基づいて都度使用料を決定している。 使用料は、施設開設以来改定されていない。		
使 用 料 の 減 免	<b>■減免の有無</b>		
	有		
	<b>■減免内容</b>		
		減免対象	減免額
	(1)	産学連携交流により研究開発を行う企業のうち、創業しようとする者が新事業実験室又は新事業事務室を使用するとき	使用料の半額
	(2)	本市が主催し、又は共催する行事に交流ホール、会議室若しくは分析機器室又は分析機器を使用するとき	使用料の全額
	(3)	市長が必要と認めるとき	市長が必要と認める額
<b>■減免内容の設定根拠・理由、見直し状況</b>			
市から、類似のインキュベーション施設の状況等を参考に減免制度を設定しているとの回答を得た。 減免内容は、施設開設以来改定されていない。			

<使用料収入及び減免実績>

(単位：千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		29,370	37,955	47,246
減免実績	減免件数	11 件	19 件	16 件
	減免額	6,945	11,203	15,327

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	29,370	37,955	47,246
② その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	36	131	225
③ その他の収入 (電柱等によるもの)	-	22	18
歳 入 計	29,406	38,108	47,489
④ 指定管理料	19,530	32,071	46,967
⑤ 人件費 (行政職員に係るもの)	5,080	4,846	5,039
⑥ 物件費 (委託料)	1,328	10,070	1,447
歳 出 計	25,937	46,987	53,453

[受益者負担割合の算定]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	29,406	38,108	47,489
② 減免実績 [再掲]	6,945	11,203	15,327
収 益 計 (①+②)	36,351	49,311	62,816
③ 歳出計 [再掲]	25,937	46,987	53,453
④ 減価償却費	54,875	54,875	54,875
費 用 計 (③+④)	80,812	101,862	108,328
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	45.0%	48.4%	58.0%

(注1)

[その他施設・分析機器の使用料及び利用状況]

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
交流ホール（専用利用） 1時間当たり 2,000 円	開館時間 A	1,960 時間	1,952 時間	1,952 時間
	総稼働時間 B	170.3 時間	243.6 時間	171 時間
	稼働率 B/A	8.7%	12.5%	8.7%
会議室（専用利用） 1時間当たり 500 円	開館時間 A	-時間	952 時間	1,952 時間
	総稼働時間 B	-時間	16 時間	37 時間
	稼働率 B/A	-%	1.7%	1.9%
分析機器室（専用利用） 1時間当たり 2,000 円	開館時間 A	-時間	952 時間	1,952 時間
	総稼働時間 B	-時間	-時間	2 時間
	稼働率 B/A	-%	-%	0.1%
分析機器（核磁気共鳴装置） 1時間当たり 2,800 円	開館時間 A	-時間	516 時間	1,952 時間
	総稼働時間 B	-時間	13.5 時間	162 時間
	稼働率 B/A	-%	2.6%	8.3%
分析機器（透過型電子顕微鏡） 1時間当たり 3,300 円	開館時間 A	-時間	464 時間	1,952 時間
	総稼働時間 B	-時間	22 時間	70 時間
	稼働率 B/A	-%	4.7%	3.6%
分析機器（集束イオンビーム走査型電子顕微鏡） 1時間当たり 6,200 円	開館時間 A	-時間	312 時間	1,952 時間
	総稼働時間 B	-時間	5 時間	92 時間
	稼働率 B/A	-%	1.6%	4.7%
分析機器（走査型電子顕微鏡） 1時間当たり 1,200 円	開館時間 A	-時間	312 時間	1,952 時間
	総稼働時間 B	-時間	-時間	55 時間
	稼働率 B/A	-%	-%	2.8%
分析機器（超高分解能飛行時間型質量分析装置） 1時間当たり 1,600 円	開館時間 A	-時間	616 時間	1,952 時間
	総稼働時間 B	-時間	34 時間	81 時間
	稼働率 B/A	-%	5.5%	4.1%



## 視点1 施設の有効活用

### ①（結果）空室における備品の撤去等について

#### 【現状】

現場視察時点（2015年10月1日）で、111号室（基幹研究室）は空室となっていたにもかかわらず、施設の備品ではない大型の机が設置されていた。

#### <111号室の状況>

##### 現地写真

（平成27年10月1日撮影）



もともと入居を予定していた者が設置した備品であったが、入居が延期となったため、備品が設置されたままとなっていた。市によれば、使用許可しておらず、今後の入居予定又は備品の撤去予定は未定とのことである。

#### 【指摘事項】

基幹研究室の入居者については、退去時に原状回復義務が課されている。

#### <施設の原状回復義務>

（許可使用者の原状回復義務）

第17条 許可使用者は、施設の使用を終了したとき（第8条第1項の規定により使用許可を取り消されたときを含む。）は、速やかに自己の責任において施設を原状に復して返還しなければならない。

※出所：「福岡市産学連携交流センター条例」

入居が延期になった時の対応について、条例上、明確な規定はない。しかし、使用許可がない状態にあっては、備品の管理責任を曖昧にしないため、及び別の者が入居を希望した際の妨げとならないようにするために、備品持込みができないことは明らかであり、上記の条例に準じて備品はいったん撤去すべきと考える。

備品の設置者による入居が確実ならば、事前に使用許可を行い、少なくとも入居までに備品の管理責任を明確にしておき、施設の備品と明確に区分できるよう、シールの添付等をしておくべきである。

## ②（意見）施設及び分析機器の稼働率の向上について

### 【現状】

＜施設の利用状況＞及び（注1）によれば、基幹研究室やレンタルオフィス、レンタルラボについては、募集当初から人気が高く、入居率は高水準で推移している。しかし、その他の交流ホール、会議室、分析機器室といった施設や分析機器については、いずれも稼働率が10%を下回っており、非常に低水準となっている。

### 【意見】

交流ホール、会議室、分析機器室といった施設及び分析機器について、稼働率が低い原因を分析したうえで、今後の対策及び目標を設定し、それに向けて努力していくことが望まれる。

原因分析の結果、需要はあるが広報が不足している場合には、入居者の利用促進を図っていくほか、入居者以外の利用を増やすための対外的な広報活動を積極化すべきである。

なお、需要が少ない、あるいは施設の設置場所までのアクセスに課題があり入居者以外の利用者促進には限界があるといった原因も考えられる。会議室等の稼働率が低い状況が続くのであれば、例えばレンタルオフィスやレンタルラボとして改装し入居者を募集する等、本施設を通じてどのような行政サービスを提供するか十分に検討することが望まれる。

また、分析機器については、レンタルオフィス及びレンタルラボの入居者に対するアンケート等によるニーズの調査結果や、機器の汎用性の高さ等を鑑み、検討を重ねたうえで導入する分析機器を選定している。しかし、現状の稼働率をみるに、そもそも分析機器の共同利用に対するニーズがあったかどうかについて、疑問が残る。今後も利用促進を図るとともに、稼働率の推移を把握しながら、分析機器の必要性の有無を含めて検討していく姿勢が望まれる。

## 視点2 受益者負担のあり方

### ①（結果）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について

#### 【現状】

福岡市産学連携交流センターにおける現在の減免制度（減免規定）について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、類似のインキュベーション施設の状況等を参考に設定しているとの回答を得た。しかし、使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

#### 【指摘事項】

本施設について使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市産学連携交流センター条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

## ②（結果）施行規則上の使用料の支払時期に関する記載の誤りについて

### 【現状】

使用料及びその支払時期について、福岡市産学連携交流センター条例施行規則（以下、本施設において「施行規則」という。）において下記の記述がある。

#### <福岡市産学連携交流センターの使用料及びその支払時期>

（使用料等）

第10条 条例第10条第1項に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。

2 条例第10条第3項の規定による交流ホール、会議室及び分析機器室の使用料の納付時期は、使用の許可を受けた日から使用の開始までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 施設を使用した後でなければ使用料の算定ができないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

3 条例第10条第3項の規定による分析機器の使用料の納付時期は、使用の許可を受けた日から使用した日が属する月の翌月の末日までとする。

4 第1項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、使用料後納申請書(様式第8号の4)を市長に提出しなければならない。

※出所：「福岡市産学連携交流センター条例施行規則」

### 【指摘事項】

第4項に記載されている「第1項ただし書の規定の適用を・・・」は、「第2項ただし書の規定の適用を・・・」の誤りである。適切な額の使用料を、適切な時期に、適切な方法で収納する前提として、条例及び施行規則上で正確に記述することが求められることから、第4項の記載を修正すべきである。

## ③（意見）分析機器に係る使用料後納申請書の提出不要について

### 【現状】

分析機器の使用料の納付時期については、前述の施行規則第10条第3項で規定されており、「使用の許可を受けた日から使用した日が属する月の翌月の末日まで」として、後納が認められている。しかし、原則として後納が認められているにもかかわらず、実際は第4項の規定を適用し、使用申請のたびに使用料後納申請書が提出されている。

### 【意見】

分析機器に関しては、原則として後納が認められている以上は、使用料後納申請書の提出は不要とすることが望ましい。これにより、利用者及び市の双方にとって事務負担を軽減することができる。

なお、使用料の納付は前納が望ましいにもかかわらず、分析機器の使用料について原則として後納が認められているのは、分析機器が、使用した後でなければ使用料の算定ができない（使用時間が分からない）ためであると考えられる。そのような事情を鑑みても、使用料の納付が後納となるのはいわば当然であり、使用料後納申請書を提出する意義に乏しいと考える。

#### ④（意見）望ましい受益者負担割合の検討について

##### 【現状】

現状の産学連携交流センターにおける受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて50%程度の水準であった。

##### 【意見】

福岡市産学連携交流センターの施設区分は産業系施設に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、産業系施設としての望ましい受益者負担割合はF・H・I（75%～100%）と考えられる。

福岡市産学連携交流センターについては、福岡市が推進する産業振興策の一環として設立されたものであり、一定程度の行政の関与は必要であると考え。また、レンタルオフィスや分析機器の貸出等は、民間の事業としても実施されており、市場性は高いと考える。

以上を踏まえれば、産学連携交流センターにおける望ましい受益者負担割合は75%（受益者負担割合マトリクスのH）であると考えられる。

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	← 必需的		選択的 →

上記のとおり、現状の産学連携交流センターにおける受益者負担割合は過去3年間を通じて50%程度の水準となっており、望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

このため、市は、本施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。

使用料の検討に当たっては、各部屋や分析機器ごとの検討と同時に、施設全体として価格体系をどう構築するかという俯瞰的な視点をもつことが望ましい。例えば、分析機器の稼働率は現状低く、入居者以外の者も使用可能だが、実際の使用は入居者によるものが殆どである。受益者負担割合を望ましい割合に近づけることを考えた場合、分析機器の使用料自体を改定することもひとつの方策ではあるが、分析機器のコストの一部を入居者が薄く広く負担するという選択肢も有り得る。すなわち、入居者は「レンタルオフィス等の使用料」ではなく、「分析機器等も含めた施設全体の使用料」を支払うかわりに、施設内の分析機器等を無料又は通常より安価で使用ができる（入居者以外の者は通常の使用料を支払う）、といった価格体系の見直しもひとつの方策であると考え。

また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

V. 福岡市ロボスクエア (035)

<施設概要>

施設名称	福岡市ロボスクエア			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市早良区百道浜 2-3-2 TNC 放送会館 2 階			
所管部署	創業・立地推進部新産業振興課			
施設区分	産業系施設			
開設年月日	平成 14 年 7 月 20 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無） （平成 25 年度より市直営から指定管理者制度へ移行）			
根拠条例等	福岡市ロボスクエア条例 福岡市ロボスクエア条例施行規則			
設置目的	ロボット及びロボットに係る技術(以下「ロボット等」という。)に関する学習支援、展示及び研究開発の支援を行うことにより、市民等の科学技術への理解を促進し、あわせて人材の育成を図るとともに、本市の観光の振興及びロボット関連産業の振興に資するため。  (福岡市ロボスクエア条例第 1 条)			
事業内容	(1) ロボット等に関する教室、大会及び講座の開催等による学習支援を行うこと。 (2) ロボット等に関する展示、紹介並びに情報の収集及び提供を行うこと。 (3) ロボット等に関する企業、大学等の研究開発及び事業化の支援を行うこと。 (4) 施設の提供その他の便宜供与を行うこと。 (5) 前各号に掲げるもののほか、第 1 条の設置の目的の達成に必要なこと。  (福岡市ロボスクエア条例第 2 条)			
施設情報	土地	面積	- m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	- m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
	駐車場	無		
	建物等 (主な建物)	延床面積	984 m <sup>2</sup>	
		所有状況	借用物件	
		階層	2 階フロアの一部	
構造		PC 造、SRC 造、S 造		
建築年	-			
主な施設等	展示紹介フロア 1 部屋、セミナールーム 1 部屋、ベンチャー工房 3 部屋、共有工房 1 部屋、事務所 1 部屋、ヒューマノイド工房 1 部屋			
利用時間等	午前 9 時 30 分から午後 6 時まで			
休館日等	第 2 水曜日（2～6 月、9～11 月）、年末年始			

<施設の利用状況>

項目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総来館者数 A ※無料来館者含む	134,551 人	143,907 人	157,202 人
	開館日数 B	354 日	354 日	354 日
	1 日当たり利用者数 A/B	380 人	407 人	444 人

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>			
	福岡市ロボスクエアには、無料で観覧できる展示紹介フロアがあるほか、使用料を徴収する施設として、工作教室等に利用できるセミナールームや、ベンチャー企業支援のためのベンチャー工房、工作機械を使用できる共有工房を整備している。			
	<b>■金額（単位：円）※主なものを記載</b>			
	区分		単位	金額
	セミナールーム		1時間につき	1,500
	ベンチャー工房 (専用利用の許可の場合に限る。)		1月1平方メートルにつき	1,200
	ベンチャー工房 (利用の許可の場合に限る。)		1時間につき	800
	共有工房		1日につき	500
	工作機械	ロボドリル	1台1日につき	1,500
		フライス盤		1,000
		小型旋盤		1,000
		小型フライス盤		500
		その他の工作機械		無料
<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>				
市から、金額の設定根拠は人件費や各種経費等のコスト情報、及び類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定しているとの回答を得た。 使用料の見直しについては、過去5年超改定しておらず、現状も改定を検討していないとの回答を得た。				
使用料の減免	<b>■減免の有無</b>			
	有			
	<b>■減免内容</b>			
	減免対象		減免額	
	(1) 本市が主催し、又は共催する事業に利用するとき		全額	
	(2) 法人又は団体が、上記の事業に参加するための練習会等に利用するとき		全額	
	(3) 市長が必要と認めるとき		市長が必要と認める額	
<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>				
市から、減免内容は施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。 減免内容の見直しについては、過去5年超改定しておらず、現状も改定を検討していないとの回答を得た。				



<使用料収入及び減免実績>

(単位：千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		-	2,049	1,681
減免実績	減免件数	-件	127 件	120 件
	減免額	-	384	405

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	-	2,049	1,681
歳 入 計	-	2,049	1,681
② 指定管理料	-	59,859	62,125
③ 人件費 (行政職員に係るもの)	17,779	808	840
④ 物件費 (土地家屋借上料)	-	36,385	37,424
⑤ 物件費 (共益費負担金)	-	17,466	17,776
⑥ 物件費 (需用費、借損料、その他)	53,850	-	-
⑦ その他の支出 (補助金等)	29,289	-	-
歳 出 計	100,918	114,518	118,166

[受益者負担割合の算定]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	-	2,049	1,681
② 減免実績 [再掲]	-	384	405
収 益 計 (①+②)	-	2,432	2,087
③ 歳出計 [再掲]	100,918	114,518	118,166
④ 減価償却費	-	-	-
費 用 計 (③+④)	100,918	114,518	118,166
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	-%	2.1%	1.8%

## 視点1 施設の有効活用

### ① 有効活用の状況について

福岡市ロボスクエア（以下「ロボスクエア」という。）は、「ロボカップ2002福岡・釜山大会」を契機として、福岡市が中心となり組織したロボスクエア運営委員会により開設された。平成14年7月に、博多リバレインにてロボット及びロボット技術に関する「体験集客」、「教育」及び「関連産業支援」の3つの機能を有する施設として開設され、平成19年7月に現在のTNC放送会館へ移転した。平成25年4月から指定管理者による運営に移行し、現在に至る。ロボスクエアが有する機能の概要は次のとおりである。

#### <ロボスクエアの機能>

項目	内容
体験集客機能	ロボット展示紹介、館内ロボットショー、館内ロボットイベント等
教育機能	ロボットに関する大会の開催、工作教室等
関連産業支援機能	市内ロボット関連企業等製品の展示、ベンチャー工房や共有工房の貸出等

特に「体験集客」機能については、例年の実績を踏まえた来館者数の目標を設定しており、平成26年度においては、目標145,000人に対し実績157,202人となり、目標を大きく上回った。

なお、こども未来局所管の少年科学文化会館の移転再整備に関し、移転再整備後の少年科学文化会館の展示・活動テーマとしてロボットに関することが掲げられ、ロボスクエアと類似する機能を盛り込むことが構想されている。このことから、移転再整備後の少年科学文化会館の中に、ロボスクエアの「体験集客」機能及び「教育」機能が統合される方針であることが示された。「関連産業支援」機能については、引き続き経済観光文化局において検討していくこととしている。

以上のような状況から、施設は有効活用されていると考える。

監査の結果、本項について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

## 視点2 受益者負担のあり方

### ①（結果）共有工房における使用料の設定根拠の明確化及び明文化について

#### 【現状】

ロボスクエアにおける現在の使用料について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、人件費や各種経費等のコスト情報、及び類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定しているとの回答を得た。

使用料の設定根拠資料を閲覧したところ、セミナールーム及びベンチャー工房（一時的利用許可）の使用料は、市が支払うTNC会館の賃借料から算定した1平方メートル当たりの賃料に基づいて算定されている。ベンチャー工房（専用利用許可）については、他のインキュベート施設（創業者育成施設）の使用料を参考に、工作機械の使用料は、年間の減価償却額を参考に、使用料が設定されている。

しかし、共有工房の使用料（1日につき500円）に関しては、具体的な算定根拠が不明であり、理由を明文化した文書はない。

#### 【指摘事項】

共有工房の使用料について、その設定根拠が不明であることは、福岡市ロボスクエア条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

### ②（結果）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について

#### 【現状】

ロボスクエアにおける現在の減免制度（減免規定）について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。しかし、使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

#### 【指摘事項】

本施設について使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市ロボスクエア条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文

書を保存すべきである。

### ③（意見）望ましい受益者負担割合の検討について

#### 【現状】

現状のロボスクエア全体における受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて5%未満の水準であった。

#### 【意見】

ロボスクエアの施設区分は産業系施設に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、産業系施設としての望ましい受益者負担割合はF・H・I（75%～100%）と考えられる。

ロボスクエアについては、「体験集客」や「教育」機能を備えている。ロボスクエアの利用者の多くは「体験集客」及び「教育」機能で提供されるロボット関係のイベントを目的として来館しており、ロボットに関する科学技術の教育や普及を目的として実施するロボットの展示会や工作教室等については、行政の関与が一定程度必要と考える。また、同様の施設は民営で提供される事例は少ないため、市場性は低いと考える。

以上を踏まえると、ロボスクエアの「体験集客」及び「教育」機能に係る望ましい受益者負担割合は25%（受益者負担割合マトリクスのB）と考えられる。

**<受益者負担割合マトリクス>**

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

次に、ベンチャー企業への工房や工具の貸出し等の「関連産業支援」機能については、ベンチャー企業への支援という観点から行政の関与が一定程度必要であると考え。また、民間の事業としても実施されているため市場性は一定程度あると考える。

「関連産業支援」機能の今後のあり方については、現在検討中のことであるが、仮に「関連産業支援」機能を今後も市民利用施設として継続していく場合は、望ましい受益者負担割合は50%（受益者負担割合マトリクスのE）と考えられる。

**<受益者負担割合マトリクス>**

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

上記を踏まえ、本来「体験集客」、「教育」及び「関連産業支援」の機能ごとにロボスクエアにおける受益者負担割合を算定すべきであるが、現状のロボスクエアについては機能

ごとにコスト情報等を集計することができなかった。ロボスクエア全体における受益者負担割合は過去3年間を通じて5%未満の水準となっており、いずれの機能を考慮しても望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

市は、本施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。具体的には、ロボスクエアの「体験集客」及び「教育」機能が移転再整備後の科学館へ統合されることから、今後のロボスクエアのあり方やロボスクエアの具体的な機能を考慮した上で、望ましい受益者負担割合を模索し、使用料を検討していくことが望まれる。「関連産業支援」機能については、毎年1億を超える歳出があることを踏まえ、施設の必要性も含めて今後のあり方について検討し、もし継続していくのであれば、受益者負担に照らして適切な使用料を検討していくことが望まれる。

なお、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

## VI. 博多町家ふるさと館(036)

### <施設の概要>

施設名称	博多町家ふるさと館			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市博多区冷泉 6-10			
所管部署	観光コンベンション部観光振興課			
施設区分	市民・文化・社会教育施設			
開設年月日	平成7年8月10日			
運営形態	指定管理者制度(利用料金制度有)			
根拠条例等	博多町家ふるさと館条例 博多町家ふるさと館条例施行規則			
設置目的	福岡の歴史、文化、伝統等に関する資料等を提供することにより、本市の観光の振興と地域の活性化に資することを目的としている。 (博多町家ふるさと館条例第1条)			
事業内容	(1) 歴史、文化、伝統等に関する資料等の収集、保管及び展示並びに情報の提供に関すること。 (2) 観光案内に関すること。 (3) 施設の利用その他の便宜供与に関すること。 (4) その他ふるさと館の設置の目的の達成に必要なこと。 (博多町家ふるさと館条例第2条)			
施設情報	土地	面積	854 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	854 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
	駐車場	無		
	建物等 (主な建物)	延床面積	1,234 m <sup>2</sup>	
		所有状況	市有物件	
		階層	展示棟：地下1階、地上3階 町家棟：地上2階、 物産棟：地上2階	
		構造	展示棟：RC造 町家棟：木造 物産棟：RC造	
		建築年	平成7年6月26日	
		主な施設等	展示棟 地下1階：休憩所、トイレ、収蔵庫、機械室 1階：展示、情報コーナー 2階：展示、情報コーナー、体験コーナー 3階：機械室 町家棟 博多町家ライブラリー、博多織の実演・体験、博多織の展示 物産棟 1階：みやげ処 2階：館長室、事務室等	
利用時間等	午前10時から午後6時まで(展示棟への入館は、午後5時30分まで)			
休館日等	12月29日から同月31日まで			

<施設の利用状況>

項目	H24 年度	H25 年度	H26 年度
有料閲覧者数	41,356 人	41,919 人	41,846 人
無料入館者数	75,211 人	65,921 人	32,995 人
展示棟 入館者数 (a)	116,567 人	107,840 人	74,841 人
町家棟・物産棟 (みやげ処) 入館者数 (b)	43,638 人	49,222 人	69,618 人
総入館者数 (c = a + b)	160,205 人	157,062 人	144,459 人
開館日数 (d)	362 日	362 日	362 日
1日当たり入館者数 (e = c ÷ d)	443 人	434 人	399 人

<利用料金の概要>

利 用 料 金	<b>■概要</b>	
	物産棟及び町家棟は入館料無料である。 展示棟において展示物を観覧する者からは、下表に定める額の範囲内において、指定管理者が定める利用料金（観覧料）を徴収する。 指定管理者は、観覧料の額を定める場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。なお、現指定管理者は下表の金額を観覧料として設定している。	
	<b>■金額（単位：円）※主なものを記載</b>	
	区分	個人      20人以上の団体
	一般（中学生以外の者で15歳以上のもの）	200円      1人につき150円
利 用 料 金 の 減 免	<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>	
	市から、金額の設定根拠は類似施設等の情報を基に観覧料を設定しているとの回答を得た。観覧料は、施設開設以来改定されていない。	
	<b>■減免の有無</b>	
	有 観覧料の免除及び減免について、具体的な内容は条例上明示されていない。 指定管理業務仕様書に記載された次の減免表を基準とし、市と協議の上、指定管理者が決定を行う。	
	<b>■減免内容</b>	
	減免対象	減免額
	(1) 小中学校の児童または生徒の引率者が教育の一環として観覧するとき	全額
	(2) 心身障がい者及びその介護者が観覧するとき	全額
	(3) 本市、熊本市、鹿児島市及び北九州市に居住する65歳以上の者が観覧するとき	全額
	(4) 行政視察に伴う施設の見学者が観覧するとき	全額
(5) 本市等が主催し、または経費の一部を負担して共催する事業に伴う施設の見学者が観覧するとき	全額	
(6) 設置目的に照らして特に必要と認めるもの ①タクシー運転手が業務中に観光客を案内するために来館し、受付で観光タクシー登録証を提示し観覧するとき ②福岡市観光案内ボランティアが、その活動として観光客を案内するために来館し、身分証明書を受付に提示したとき など	全額	
(7) 設置目的に照らして特に必要と認めるもの ①地下鉄1日乗車券を提示したとき など	50円	
<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>		
市から、減免内容は施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。減免内容は、施設開設以来改定されていない。		



<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		-	-	-
減免実績	減免件数	24,570 件	25,087 件	20,923 件
	減免額	3,841	4,109	3,359

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	-	-	-
② その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	22	22	22
③ その他の収入 (電気・水道使用料金)	19	19	38
歳 入 計	41	41	60
④ 指定管理料	49,399	49,397	49,080
⑤ 人件費 (行政職員に係るもの)	2,540	8,884	3,360
⑥ 物件費 (委託料)	116	124	259
⑦ 物件費 (維持補修費)	1,574	8,284	20,539
⑧ その他の支出 (アセット調査、荷物運搬業務)	-	-	6,096
歳 出 計	53,628	66,689	79,334

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	41	41	60
② 指定管理者利用料金収入 (観覧料)	7,913	8,082	8,077
③ 減免実績 [再掲]	3,841	4,109	3,359
収 益 計 (①+②+③)	11,795	12,232	11,496
④ 歳出計 [再掲]	53,628	66,689	79,334
⑤ 指定管理者利用料金収入 (観覧料) [再掲]	7,913	8,082	8,077
⑥ 減価償却費	22,944	22,944	22,944
費 用 計 (④+⑤+⑥)	84,485	97,714	110,356
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	14.0%	12.5%	10.4%

## 視点1 施設の有効活用

### ① 有効活用の状況について

博多町家ふるさと館は、福岡の歴史、文化、伝統等に関する資料等を提供することにより、本市の観光の振興と地域の活性化に資するため、平成7年8月に設置された施設である。

博多町家ふるさと館は、主に次の建物から構成される。

#### <建物の構成>

建物名	内容
展示棟	博多の歴史や文化に関する展示、及び商家に伝わる民具の展示や博多の伝統工芸品の実演を見ることができる。
町家棟	明治中期に博多織織元の住居兼工場として建てられた町家を移築復元したもので、福岡市の指定文化財になっている。
物産棟	博多の伝統工芸品や地元の銘菓、山笠グッズや書籍、当館関連商品まで博多の様々なお土産品を販売する。

※出所：「博多町家ふるさと館ホームページ」を基に監査人作成

博多町家ふるさと館は、明治中期に博多織織元の住居兼工場として建てられた町家を移築復元し、市の指定文化財になっている町家棟を含んでおり、市の重要な財産を管理している。また、博多町家ふるさと館では、博多の歴史や文化に関する展示、及び商家に伝わる民具の展示や博多の伝統工芸品の実演を行う等、市における重要な文化を市民及び観光客に紹介している。

これらを民間で実施することは難しく、市が博多町家ふるさと館を設置及び維持する意義を有すると考える。

平成26年度における博多町家ふるさと館への入館者数は14万人超で、指定管理者が設定した目標入館者数の16万人には満たないものの、3年平均の来館者数は153,908人であり、実際入館者数と目標入館者数の大幅な乖離は見られない。

以上のような状況から、施設は有効活用されていると考える。

監査の結果、本項について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

## 視点2 受益者負担のあり方

### ①（結果）利用料金上限額の設定根拠の明確化及び明文化について

#### 【現状】

博多町家ふるさと館は利用料金制が導入されている。利用料金制は、指定管理者の自主的な運営を行いやすくすることによって公の施設のより効果的な活用を図るための制度である。このため、指定管理者の主体性を認め、利用料金の決定については第一義的には指定管理者の判断を重視しつつ、公の施設としての性格から地方公共団体による承認が制度化されている。

市は、博多町家ふるさと館条例において利用料金の上限額を規定しており、当該上限額の範囲内において指定管理者が定める利用料金を徴収するとしている。また、指定管理者は施設開設以来、当該上限額を利用料金として徴収している。

博多町家ふるさと館条例に規定されている利用料金上限額について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、福岡市美術館や福岡市博物館等の類似施設等の情報を基に設定しているとの回答を得た。しかし、具体的な類似施設等の範囲、類似施設等の情報を基にする理由、具体的な算定方法は不明であった。また、利用料金上限額の設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

#### 【指摘事項】

利用料金制が導入されている施設については、地方公共団体の承認の基に指定管理者が利用料金を定める。しかし、本施設のように条例に利用料金上限額が規定され、指定管理者は当該上限額を利用料金として定めた場合、実質的には市が利用料金を設定していると考えられる。

本施設について利用料金上限額の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、博多町家ふるさと館条例に定めた利用料金上限額について重要な不備があると言わざるを得ない。

条例に定められた利用料金上限額が、事実上施設の利用料金となる場合、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に利用料金上限額を設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき利用料金上限額を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、利用料金上限額の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、利用料金上限額の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

### ②（結果）利用料金に係る減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について

#### 【現状】

博多町家ふるさと館は利用料金制が導入されているため、利用料金の減免については原則として指定管理者の判断により行うことができるとされている。

#### <減免に関する条例の記載内容>

(観覧料)

第7条

5 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

※出所：「博多町家ふるさと館条例」

具体的な減免対象及び減免額については博多町家ふるさと館指定管理者業務仕様書（以下、本施設において「業務仕様書」という。）において、＜使用料の概要＞に記載した減免表が記載されており、これを基に市と指定管理者間で協議が行われ、指定管理者が適用する減免対象及び減免額を決定している。

＜減免に関する業務仕様書の記載内容＞

(3) 観覧料の決定及び徴収

③ 観覧料の免除及び減額については、次の減免表を基準とし、市と協議の上、指定管理者が決定を行うものとする。

※出所：「博多町家ふるさと館指定管理者業務仕様書」

しかし、実質的には業務仕様書に記載された減免対象及び減免額が博多町家ふるさと館における減免制度（減免規定）となっている。

博多町家ふるさと館における利用料金に係る現在の減免制度（減免規定）について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。しかし、利用料金の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

【指摘事項】

利用料金制が導入されている施設については、利用料金の減免は原則として指定管理者の判断により行うことができる。しかし、本施設では業務仕様書に記載された減免対象及び減免額が博多町家ふるさと館における減免制度（減免規定）となっており、実質的には市が減免制度（減免規定）を設定していると考えられる。

本施設について利用料金の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、博多町家ふるさと館の減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。

減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

### ③（意見）利用料金に係る減免対象及び減免額の開示について

#### 【現状】

博多町家ふるさと館における利用料金の減免制度（減免規定）については、博多町家ふるさと館条例において次のように定めているが、減免内容については明示されていない。

#### ＜減免に関する条例の記載内容＞

（観覧料）

第7条

5 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

※出所：「博多町家ふるさと館条例」

また、施設のホームページ上においても、次の減免内容を除き特に開示されていない。

#### ＜施設のホームページで掲載されている減免内容＞

○65歳以上(福岡市・北九州市・熊本市・鹿児島市居住者)、または心身障がい者の方は、無料です。(証明できるものをお持ちください)

○社会科学見学等の減免申請書

※出所：「博多町家ふるさと館のホームページ」を基に監査人作成

#### 【意見】

以上のような状況に鑑みると、市民や観光客に対して条例及び条例施行規則、施設のホームページにおいて、全ての減免内容が開示されおらず、公平性及び透明性が担保されているとはいえない状況にある。

この点、市によれば、減免内容の多くは団体利用者を想定したものであり、団体利用者の場合は旅行会社等から事前に連絡があるため、減免内容も含めてあらかじめ説明することができることから、減免内容が明示されないわけではないとの説明を受けた。

しかし、例えば減免内容のうち「地下鉄1日乗車券を提示したとき・・・50円減免」等、個人の利用者であっても適用可能と思われる項目もあり、個人利用者の来館動機を損なう可能性や公平性を害する可能性も否定できない。

そのため、利用料金に係る減免対象及び減免額については施設のホームページ等において開示することが望まれる。

#### ④（意見）望ましい受益者負担割合の検討について

##### 【現状】

現状の博多町家ふるさと館における受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて10%～15%程度の水準であった。

##### 【意見】

博多町家ふるさと館の施設区分は市民・文化・社会教育施設に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、市民・文化・社会教育施設としての望ましい受益者負担割合はB・E（25%～50%）と考えられる。

博多町家ふるさと館については、福岡の歴史、文化、伝統等に関する資料等を提供することにより、市の観光の振興と地域の活性化に資するために設置された施設であるため、行政の関与は必要であると考えられるものの、市民等の日常生活に不可欠な施設とまでは必ずしもいえないため、行政の関与は中程度がふさわしいと考える。また、民間で提供される類似施設は稀であり、施設の設置目的を踏まえると市場性は低いと考える。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は25%（受益者負担割合マトリクスのB）と考えられる。

**＜受益者負担割合マトリクス＞**

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	← 必需的		選択的 →

上記のとおり、現状の博多町家ふるさと館における受益者負担割合は過去3年間を通じて10%～15%程度の水準となっており、望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

このため、市は、本施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。

また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

VII. 福岡市コンベンション施設 (037-038)

VII. -1 マリンメッセ福岡 (037)

<施設の概要>

施設名称	マリンメッセ福岡			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市博多区沖浜町 7-1			
所管部署	観光コンベンション部 MICE 推進課			
施設区分	産業系施設			
開設年月日	平成 7 年 8 月 24 日			
運営形態	指定管理者制度 (利用料金制度有)			
根拠条例等	福岡市コンベンション施設条例 福岡市コンベンション施設条例施行規則			
設置目的	内外の優れたコンベンションの開催の場を提供することにより、本市におけるコンベンションの振興を図り、もって地域経済の活性化及び地域文化の発展に寄与するため。  (福岡市コンベンション施設条例第 1 条)			
事業内容	(1) 施設の提供その他の便宜供与に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、コンベンション施設の設置の目的の達成に必要なこと。  (福岡市コンベンション施設条例第 2 条)			
施設情報	土地	面積	70,605 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	70,605 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
		駐車場	有 (有料)	
	建物等 (主な建物)	延床面積	40,631 m <sup>2</sup>	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上 4 階、地下 2 階	
		構造	鉄筋鉄骨コンクリート造 鉄骨造 (屋根部分)	
建築年		平成 5 年 2 月着工 (1993 年)		
	主な施設等	多目的展示室		
利用時間等	午前 8 時から午後 9 時まで			
休館日等	12 月 29 日～翌年 1 月 3 日			

<施設の利用状況>

項目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	催事件数	90 件	87 件	94 件
	利用者数	1,083 千人	1,257 千人	1,208 千人



<利用料金の概要>

利 用 料 金	<b>■概要</b>					
	コンベンション施設の許可利用者からは、「マリンメッセ福岡管理規程」にて定める下表の利用料金を徴収する。					
	<b>■金額 (単位：円) ※主なものを記載</b>					
	多目的展示室					
	区分		基本料金 (消費税相当額含む)		準備・撤去料金 (消費税相当額含む)	
			8時～21時	21時～8時 (1時間当たり)	8時～21時	21時～8時 (1時間当たり)
	展示会・その他催事	平日	2,700,000	248,400	1,890,000	173,880
		土・日・祝日	2,970,000	273,240	2,052,000	189,000
	集会・会議	平日	2,160,000	198,720	1,512,000	139,320
		土・日・祝日	2,376,000	219,240	1,674,000	154,440
	アマチュアスポーツ	平日	1,620,000	149,040	1,134,000	103,680
		土・日・祝日	1,782,000	164,160	1,242,000	114,480
	展示会・その他催事を開催するために多目的展示室を分割して利用する場合の利用料金は、以下のとおりとする(消費税相当額含む)。					
	区分		基本料金		準備・撤去料金	
			8時～21時	21時～8時 (1時間当たり)	8時～21時	21時～8時 (1時間当たり)
2分割して利用する場合	平日	1,458,000	133,920	1,015,200	92,880	
	土・日・祝日	1,598,400	146,880	1,112,400	102,600	
2分割後の残余部分を追加して利用する場合 (1平方メートル当たり)	平日	338	30	236	21	
	土・日・祝日	371	33	259	23	
<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>						
金額の設定根拠は、人件費や各種経費等のコスト情報及び類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。 利用料金は、平成26年度に見直されている。						
利 用 料 金 の 減 免	<b>■減免の有無</b>					
	有					
	<b>■減免内容</b>					
	減免対象				減免額	
	指定管理者は、市長が特別な理由があると認めるとき				減額又は免除	
<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>						
減免内容の設定根拠は、人件費や各種経費等のコスト情報及び類似施設や近隣施設等の情報を基に設定している。 減免内容は、平成26年度に見直されている。						

<使用料収入及び減免実績>

(単位：千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		-	-	-
減免実績	減免件数	7 件	4 件	5 件
	減免額	26,727	28,251	16,247

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	-	-	-
② その他の収入 (指定管理者からの寄附金)	-	-	160,000
歳 入 計	-	-	160,000
③ 人件費 (行政職員に係るもの)	3,386	3,230	3,360
④ 物件費 (計画修繕)	116,419	118,540	174,788
歳 出 計	119,805	121,771	178,147

[受益者負担割合の算定]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	-	-	160,000
② その他の収入 (指定管理者からの寄附金) [再掲]	-	-	160,000
③ 指定管理者利用料金収入	958,725	1,068,465	1,095,771
④ 減免実績 [再掲]	26,727	28,251	16,247
収 益 計 (①-②+③+④)	985,452	1,096,715	1,112,019
⑤ 歳出計 [再掲]	119,805	121,771	178,147
⑥ その他の収入 (指定管理者からの寄附金) [再掲]	-	-	160,000
⑦ 指定管理者利用料金収入 [再掲]	958,725	1,068,465	1,095,771
⑧ 減価償却費	653,400	653,400	653,400
費 用 計 (⑤-⑥+⑦+⑧)	1,731,930	1,843,635	1,767,319
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	56.9%	59.5%	62.9%

Ⅶ. -2 福岡国際会議場 (038)

<施設の概要>

施設名称	福岡国際会議場			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市博多区石城町 2-1			
所管部署	観光コンベンション部 MICE 推進課			
施設区分	産業系施設			
開設年月日	平成 15 年 3 月 3 日			
運営形態	指定管理者制度 (利用料金制度有)			
根拠条例等	福岡市コンベンション施設条例 福岡市コンベンション施設条例施行規則			
設置目的	内外の優れたコンベンションの開催の場を提供することにより、本市におけるコンベンションの振興を図り、もって地域経済の活性化及び地域文化の発展に寄与するため。 (福岡市コンベンション施設条例第 1 条)			
事業内容	(1) 施設の提供その他の便宜供与に関する事。 (2) 前号に掲げるもののほか、コンベンション施設の設置の目的の達成に必要な事。 (福岡市コンベンション施設条例第 2 条)			
施設情報	土地	面 積	19,181 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	19,181 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
		駐 車 場	有 (有料)	
	建物等 (主な建物)	延 床 面 積	24,885 m <sup>2</sup>	
		所 有 状 況	借用物件	
		階 層	地上 5 階 (一部 6 階)	
構 造		鉄筋鉄骨コンクリート造		
	建 築 年	平成 13 年 1 月着工 (2001 年)		
	主 な 施 設 等	国際会議室、中小会議室、メインホール、多目的ホール		
利用時間等	午前 9 時から午後 9 時まで			
休館日等	12 月 29 日～翌年 1 月 3 日			

<施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	催事件数	1,076 件	1,131 件	1,078 件
	利用人数	370 千人	453 千人	392 千人

<利用料金の概要>

利 用 料 金	■概要	
	コンベンション施設の許利用者からは、「福岡国際会議場管理規程」にて定める下表の利用料金を徴収する。	
	■金額（単位：円）※主なものを記載	
	(注1)	
	■金額の設定根拠、見直し状況	
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。利用料金は、平成26年度に見直されている。		
利 用 料 金 の 減 免	■減免の有無	
	有	
	■減免内容	
	減免対象	減免額
	市長が特別な理由があると認めるとき	減額又は免除
	■減免内容の設定根拠、見直し状況	
減免内容の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の情報を基に設定している。減免内容は、平成26年度に見直されている。		

<使用料収入及び減免実績>

(単位：千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		-	-	-
減免実績	減免件数	-件	1件	-件
	減免額	-	1,953	-

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	-	-	-
歳 入 計	-	-	-
② 人件費 (行政職員に係るもの)	1,693	1,615	1,680
③ その他の支出 (建設費償還元金に係る補助)	727,740	681,378	676,540
歳 出 計	729,433	682,993	678,220

[受益者負担割合の算定]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	-	-	-
② 指定管理者利用料金収入	507,481	498,310	566,800
③ 減免実績 [再掲]	-	1,953	-
収 益 計 (①+②+③)	507,481	500,263	566,800
④ 歳出計 [再掲]	729,433	682,993	678,220
⑤ 指定管理者利用料金収入 [再掲]	507,481	498,310	566,800
⑥ 減価償却費	-	-	-
費 用 計 (④+⑤+⑥)	1,236,914	1,181,303	1,245,019
受益者負担割合 (収益計 / 費用計)	41.0%	42.3%	45.5%

(注1)

<利用料金の概要>

■金額 (単位:円) ※主なものを記載										
区分			基本料金						超過	
			(消費税相当額を含む)							料金
			9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 21時	9時～ 17時	13時～ 21時	9時～ 21時	1時間 毎	
メイン ホール	平日		61,668	82,296	92,556	99,360	122,364	134,352	12,344	
	土・日・祝日		74,088	98,712	111,132	119,232	146,880	161,136	14,817	
多目的 ホール	分割なし		平日	109,080	196,128	109,080	305,208	305,208	372,708	36,309
			土日祝	130,788	235,332	130,788	366,120	366,120	447,336	43,513
	2 分割	201 202	平日	45,792	82,404	45,792	128,196	128,196	156,600	15,228
			土日祝	54,972	98,820	54,972	153,792	153,792	187,812	18,208
		203 204	平日	58,104	104,652	58,104	162,756	162,756	198,720	19,342
			土日祝	69,768	125,496	69,768	195,264	195,264	238,464	23,144
	4 分割	201 202	平日	27,000	48,600	27,000	75,708	75,708	92,448	9,050
			土日祝	32,508	58,428	32,508	90,828	90,828	111,024	10,800
		203 204	平日	34,344	61,776	34,344	96,120	96,120	117,504	11,415
			土日祝	41,256	74,196	41,256	115,452	115,452	140,940	13,683
メインホールと 多目的ホールの 一体利用			平日	136,620	222,696	161,244	323,568	342,036	405,648	43,200
			土日祝	163,944	267,192	193,536	388,260	410,400	486,864	51,840
国際会議室			66,852	87,480	66,852	139,212	139,212	206,064	15,433	
中 会 議 室	409～ 414	1室利用	28,296	31,104	28,296	47,520	47,520	60,156	3,186	
		2室利用	56,592	62,208	56,592	95,040	95,040	120,312	6,274	
	502～ 503	1室利用	29,592	32,616	29,592	49,896	49,896	63,612	3,294	
		2室利用	59,400	65,340	59,400	99,792	99,792	127,224	6,588	
小 会 議 室	401～ 406	1室利用	10,044	13,608	10,044	20,088	20,088	24,084	1,544	
		2室利用	20,196	27,108	20,196	40,068	40,068	48,168	3,088	
		3室利用	33,264	44,712	33,264	66,096	66,096	79,380	4,633	
	407		7,128	9,612	7,128	14,040	14,040	16,956	1,134	
	504～ 505	1室利用	9,504	12,528	9,504	15,012	15,012	19,548	1,026	
		2室利用	18,900	25,056	18,900	30,024	30,024	39,096	1,857	
	506		8,856	11,880	8,856	14,040	14,040	18,360	1,026	

## 視点1 施設の有効活用

### ① 有効活用の状況について（マリンメッセ福岡及び福岡国際会議場）

福岡市コンベンション施設は、内外の優れたコンベンションの開催の場を提供することにより、本市におけるコンベンションの振興を図り、もって地域経済の活性化及び地域文化の発展に寄与する目的で設置された施設である。福岡市コンベンション施設として、マリンメッセ福岡及び福岡国際会議場が設置されている。

マリンメッセ福岡は平成7年に開業し、展示会、コンサート、スポーツイベント等が開催されている。

福岡国際会議場は平成15年に開業し、学術会議、国際会議、展示会、コンサート等が開催されている。

マリンメッセ福岡及び福岡国際会議場の利用状況、利用者数の推移及び指定管理者が設定した目標数値は次のとおりである。

#### <施設の利用状況>

区分	マリンメッセ福岡			福岡国際会議場		
	催事件数	利用日数	利用率(※1)	催事件数	利用室数	利用率(※2)
H24年度	90件	278日	83.0%	1,076件	5,685室	70.7%
H25年度	87件	303日	90.4%	1,131件	5,280室	65.7%
H26年度	94件	288日	86.0%	1,078件	5,709室	71.0%

※1：日数ベース（利用日数／利用可能日）（利用可能日＝年末年始の休館日、保守点検日等を除く日数）

※2：利用室数ベース（利用室数／利用可能室数）（利用可能室数＝利用可能日×室数）

※出所：「市資料」

#### <利用者の推移>

区分	マリンメッセ福岡	福岡国際会議場
H24年度	1,083千人	370千人
H25年度	1,257千人	453千人
H26年度	1,208千人	392千人
H26年度目標利用数	1,110千人	380千人

※出所：「市資料」

マリンメッセ福岡における平成26年度の施設利用率は86.0%であり、高い水準にあると考えられる。平成26年度の利用者数は1,208千人であり、目標利用者数1,110千人を上回っている。

福岡国際会議場における平成26年度の施設利用率は71.0%であり、高い水準にあると考えられる。平成26年度の利用者数は392千人であり、目標利用者数380千人を上回っている。

以上のような状況から、設置目的のとおり内外のコンベンションの開催の場が提供されており、コンベンション施設として有効活用されていると考える。

監査の結果、本項について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

## 視点2 受益者負担のあり方

### ①（意見）条例等における利用料金及び減免内容等の設定について（マリンメッセ福岡及び福岡国際会議場）

#### 【現状】

福岡市コンベンション施設における利用料金について、平成25年度福岡市包括外部監査結果報告書において、次のように指摘している。

#### <平成25年度福岡市包括外部監査における指摘事項>

指定管理者に利用料金を定めさせる場合においても、条例で利用料金の基本的枠組み、算定方法等を定めなければならないこととされているが（地方自治法244条の2第9項）、本施設の設置条例には利用料金の算定方法等は全く規定されていない。

※出所：「平成25年度福岡市包括外部監査報告書」

それに対して、市は現状において措置未了であり、その理由については次のように回答している。

#### <措置未了の理由>

福岡市コンベンション施設条例では、利用料金については、指定管理者が定める額を、あらかじめ市長が承認をすることとしているが、次回の料金改定の時期を目途に条例の改正について検討を行っている。

※出所：「市ホームページ」

減免内容及び額に関しても、利用料金と同様、条例では具体的な枠組みについて規定されていない。

#### 【意見】

市は前述のとおり、次回の料金改定の時期を目途に条例改正について検討を行っていくと表明しており、今回の監査では措置未了となっていることをもって指摘事項とはしない。

しかし、条例の改正においては、イベント等の誘致を積極的に行う必要があるコンベンション施設の特性上、柔軟な料金設定が可能になるように配慮をしようとして、利用料金及び減免内容等の算定根拠の明瞭性及び透明性を確保する観点から、利用料金及び減免内容等の算定方法や上限枠が明確になるように条例改正を行うことが望ましい。

### ②（意見）望ましい受益者負担割合の検討について（マリンメッセ福岡及び福岡国際会議場）

#### 【現状】

現状の福岡市コンベンション施設における受益者負担割合を試算したところ、<受益者負担割合の算定>に記載したとおり、過去3年間を通じてマリンメッセ福岡は60%程度、福岡国際会議場は45%程度の水準であった。

#### <各福岡市コンベンション施設の受益者負担割合>

	H24年度	H25年度	H26年度
マリンメッセ福岡	56.9%	59.5%	62.9%
福岡国際会議場	41.0%	42.3%	45.5%



【意見】

福岡市コンベンション施設の施設区分は産業系施設に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、産業系施設の望ましい受益者負担割合はF・H・I（75%～100%）と考えられる。

福岡市コンベンション施設については、営利企業等に対して施設を貸し出すことが主たる業務であり収益獲得は重要であるものの、民間で同種同規模の施設が提供されることは稀であり収益性は中程度であると考ええる。

次に、設立目的や他県における設置状況並びに施設の利用状況に鑑みると、大規模展示場については行政関与の程度は低く、選択的であると考ええる。一方、会議場については、大規模大会等の公的用途での利用があると同時に、市民の集会などの利用もあり得るため、行政の関与が一定程度必要であると考ええる。

以上を踏まえれば、マリンメッセ福岡の望ましい受益者負担割合は75%（受益者負担割合マトリクスのF）、福岡国際会議場の望ましい受益者負担割合は50%（受益者負担割合マトリクスのE）と考えられる。

**<受益者負担割合マトリクス>**

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	← 必需的		選択的 →

上記のとおり、現状の福岡市コンベンション施設における受益者負担割合は過去3年間を通じて、マリンメッセ福岡は60%程度、福岡国際会議場は45%程度の水準となっており、ともに望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。このため、市は、本施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。マリンメッセ福岡については多額の減価償却費が発生していること、国際会議場については建設コストを市が負担していることに留意が必要と考える。

算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、乖離の解消に向けて検討することが望まれる。

また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

VIII. 博多座(039)

<施設概要>

施設名称	博多座			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市博多区下川端町			
所管部署	文化振興部文化振興課			
施設区分	市民・文化・社会教育施設			
開設年月日	平成11年6月3日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度有）			
根拠条例等	博多座条例 博多座条例施行規則			
設置目的	演劇の鑑賞と発表の場を提供することにより、本市における演劇文化の振興を図り、もって地域文化の発展に寄与するため。 (博多座条例第1条)			
事業内容	<p>事業内容</p> <p>(1) 演劇を公演すること。</p> <p>(2) 施設の提供その他の便宜供与に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、博多座の設置の目的の達成に必要なこと。 (博多座条例第2条)</p> <p>利用の種別</p> <p>(1) 観覧利用 博多座が公演する演劇を観覧すること。</p> <p>(2) 専用利用 規則で定める期間及び時間において、演劇等の公演のために博多座の施設を専用的に利用すること。 (博多座条例第4条)</p>			
施設情報	土地	面積	5,927 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	4,010 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
	建物等 (主な建物)	駐車場	無	
		延床面積	16,101 m <sup>2</sup>	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上13階、地下4階（市の所有は地上12階から地下4階の一部分）	
構造		鉄骨鉄筋コンクリート造		
建築年	平成11年（1999年）			
主な施設等	舞台、客席（1,490席）、楽屋、リハーサル室、練習室			
利用時間等	専用利用の期間等 毎年12月1日から同月25日までの午前9時から午後10時30分までとする。			
休館日等	原則無休。ただし、保守点検等の安全性を確保するために必要な場合や利用状況等を考慮して休館することができる。			

<施設の利用状況>

項目		H24年度	H25年度	H26年度
施設全体	総来館者数A ※市民檜舞台の月来館者含む	449,017人	469,429人	427,402人
	開館日数B	265日	291日	253日
	1日当たり利用者数A/B	1,694人	1,613人	1,689人

<使用料等の概要>

使 用 料 等	<b>●利用料金（観覧料金）</b>			
	<b>■概要</b>			
	観覧利用をする者から、指定管理者が定める利用料金（観覧料金）を徴収する。ただし、次の金額を上限とする。			
	<b>■金額（単位：円）※主なものを記載</b>			
	公演の種類	観覧料金		
	歌舞伎公演	22,000円(消費税相当額を含む。)の範囲内で公演ごとに指定管理者が定める額		
	その他の演劇公演	17,000円(消費税相当額を含む。)の範囲内で公演ごとに指定管理者が定める額		
	<b>●使用料（専用使用料）</b>			
	<b>■概要</b>			
	専用利用者から、下表に定める額の使用料（専用使用料）を徴収する。			
	<b>■金額（単位：円）※主なものを記載</b>			
	区分	単位		金額
	舞台等	1日	平日	300,000
			土、日、祝	350,000
	楽屋	1日		10,000
	リハーサル室	午前9時から午後1時まで		10,000
		午後1時30分から午後5時30分まで		10,000
		午後6時から午後10時30分まで		10,000
		午前9時から午後5時30分まで		18,000
		午後1時30分から午後10時30分まで		18,000
		1日		26,000
練習室	午前9時から午後1時まで		2,500	
	午後1時30分から午後5時30分まで		2,500	
	午後6時から午後10時30分まで		2,500	
	午前9時から午後5時30分まで		5,000	
	午後1時30分から午後10時30分まで		5,000	
	1日		7,000	
<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>				
金額の設定根拠は、明確ではない。専用使用料は、開館以来改定されていない。				
使 用 料 等 の 減 免	<b>●利用料金（観覧料金）</b>			
	<b>■減免の有無</b>			
	有			
	<b>■減免内容</b>			
	減免対象		減免額	
	指定管理者が特別な理由があると認めるとき		減額又は免除	
	<b>●使用料（専用使用料）</b>			
	<b>■減免の有無</b>			
	有			
	<b>■減免内容</b>			
	減免対象		減免額	
	(1) 本市が主催する行事に利用するとき		7割相当額	
(2) 本市が経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき		5割相当額		
(3) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が主催する行事に利用するとき		7割相当額		
(4) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき		5割相当額		
(5) アマチュアの文化団体等が営利目的以外に利用する場合で、		5割相当額		

	演劇文化の振興のため市長が適当と認めるとき	
	■減免内容の設定根拠、見直し状況	
	減免内容の設定根拠は、市内他施設の状況を基に設定している。 減免内容は、開場以来改定されていない。	

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		13,244	10,151	12,273
減免実績	減免件数	4 件	3 件	1 件
	減免額	3,530	2,497	851

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	13,244	10,151	12,273
歳 入 計	13,244	10,151	12,273
② 指定管理料	138,452	269,368	255,893
③ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,355	1,292	1,344
④ 物件費 (管理費負担金)	112,454	112,116	112,116
⑤ 物件費 (緊急修繕費)	9,973	16,734	11,772
⑥ 物件費 (大規模修繕費)	119,897	82,592	375,805
歳 出 計	382,130	482,102	756,931

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	13,244	10,151	12,273
② 指定管理者利用料金収入	4,151,084	4,557,841	4,310,698
③ 減免実績 [再掲]	3,530	2,497	851
収 益 計 (①+②+③)	4,167,857	4,570,488	4,323,821
④ 歳出計 [再掲]	382,130	482,102	756,931
⑤ 指定管理者利用料金収入 [再掲]	4,151,084	4,557,841	4,310,698
⑥ 減価償却費	401,348	401,348	401,348
費 用 計 (④+⑤+⑥)	4,934,562	5,441,291	5,468,977
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	84.5%	84.0%	79.1%

## 視点1 施設の有効活用

### ① 有効活用の状況について

博多座では、歌舞伎やミュージカル、宝塚歌劇、歌手公演、芝居等の多彩な演劇が常時公演されている。

市近隣の演劇文化振興に関する施設は、福岡市民会館等他にも存在しており、施設目的は重複していると考えられる。しかし、博多座は座席数を1,490席有しており、この規模は市内に多数存在する訳ではない。特に、市近隣では、歌舞伎公演を開催することができる唯一の施設であり、他の施設では観劇する機会の無い歌舞伎や大規模のミュージカルを鑑賞でき、九州の他都市から観客を呼び込むことのできる集客施設としての機能も担っている。したがって、本施設は、市における演劇文化の振興に寄与しており、必要性が高いと考える。

博多座における利用の種別は、観覧利用と専用利用の2種類ある。

#### (1) 観覧利用

観覧利用は、指定管理者である(株)博多座が公演する演劇を市民等が観覧することを指し、原則として毎年1月から11月までの期間に公演される。

平成26年度における観覧利用の入場状況は次のとおりである。

#### <平成26年度観覧利用実績>

年月	公演名	公演回数	総席数	入場者数	入場率
H26年4月	武田鉄矢・前川清特別公演	37	51,504	30,322	58.9%
5月	コロッセ薫風喜劇公演	39	54,288	20,264	37.3%
6月	六月博多座大歌舞伎	50	70,100	33,627	48.0%
7月	桂小朝公演 宝塚歌劇月組公演	38	56,048	55,126	98.4%
8月	レディ・ベス	38	50,692	39,828	78.6%
9月	ミス・サイゴン	10	13,340	13,104	98.2%
10月	SHOCK	30	39,930	41,785	104.6%
11月	笑う門には福来る	36	50,472	42,483	84.2%
12月	市民檜舞台の月※1 うち(株)博多座主催事業	4	5,052	4,117	81.5%
1月	北島三郎最終公演	34	50,116	50,956	101.7%
2月	二月博多座花形歌舞伎	34	46,410	42,075	90.7%
3月	めんたいびりり	31	43,462	38,618	88.9%
合計		381	531,414	412,305	77.6%

※1 市では、市民等が主催して演劇等を行えるよう毎年12月を「市民檜舞台の月」としている。施設の利用を市民等へ認めており、利用の種別としては原則として専用利用となるが、「市民檜舞台の月」に指定管理者である(株)博多座が主催する事業は観覧利用となる。

※出所：「市資料」を基に監査人作成

観覧利用に係る入場者数は合計412,305人であり、公演1回当たりの入場者数は平均で約1,082人(=412,305人/381回)である。

9月の「ミス・サイゴン」の公演回数が他月と比較して少ないのは、同月に博多座の改修工事が実施されたため、利用可能日が制限された影響である。

上表のとおり、入場率が 50%未満の月もあるが、10 月と 1 月には入場率が 100%を超過しており、全体の入場率についても 1 年間の平均入場率は約 80%程度である。

したがって、観覧利用については、博多座は魅力的な公演を発信しており、本施設は有効活用されていると考える。

## (2) 専用利用

専用利用とは、市民等が主催し演劇等の公演を行うために博多座を利用することを指す。市では毎年 12 月を「市民檜舞台の月」として、市民等に専用利用を認めている。

専用利用に係る利用団体は「博多座「市民檜舞台の月」企画調整委員会」が決定している。具体的には「市民檜舞台の月」の主催団体を募集し、募集を上回る応募がある際には、公平性を担保するため、応募団体に企画書の提出と利用予定日の申請等を求め、その内容を「博多座「市民檜舞台の月」企画調整委員会」で総合的に判断した上で「専用利用」の利用団体を決定している。

平成 26 年度における専用利用の入場状況は次のとおりである。

### <平成 26 年度専用利用実績>

日付	公演名	公演回数	入場者数
12 月 6 日	第二十四回博多をどり	3	2, 772
7 日	立川志の輔・立川生志 第四回兄弟会	1	1, 348
8～12 日	12 月例会「女の一生」	6	6, 131
14 日	第 8 回西日本名流会	1	1, 063
15, 16 日	鼓童 ワン・アース・ツアー 2014	2	1, 999
24, 25 日	唐人歌舞伎「亀井南冥伝～金印の謎を生んだ男～」	2	1, 784
合計		15	15, 097

※出所：「市資料」を基に監査人作成

専用利用に係る入場者数は合計 15, 097 人であり、公演 1 回当たりの入場者数は平均で約 1, 006 人 (=15, 097 人/15 回) である。

専用利用では、主催者である市民等が座席数を決定するため、市は観覧利用のように入場率を算定していない。しかし、公演 1 回当たりの入場者数は平均で約 1, 006 人であり、座席数が 1, 490 席であることを考慮すると単純計算で入場率は 67. 5% (=1, 006 人/1, 490 席) となる。市民等が主催する公演であることを考慮すると、入場者数は多く、入場率も比較的高いと評価できる。

したがって、専用利用については、公演内容の選定方法は公正性が図られ、入場率も比較的高く、本施設は有効活用されていると考える。

以上、利用の種別ごとに利用状況を把握したが、観覧利用及び専用利用ともに有効活用されていると考える。

監査の結果、本項について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。



## 視点2 受益者負担のあり方

### ①(結果) 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について

#### 【結果】

博多座における使用料とは、〈使用料等の概要〉に記載したとおり、専用利用をしようとする者から徴収する専用使用料である。博多座における現在の使用料について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、使用料の検討過程と考えられる資料の提出はあったものの、使用料算定の基本的考え方、具体的な算定方法等は当該資料からは読み取ることができなかった。その他、明確な根拠となる文書は存在していないとの回答を得た。

#### 【指摘事項】

本施設について使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、博多座条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

### ②(結果) 使用料に係る減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について

#### 【現状】

博多座における使用料に係る現在の減免制度(減免規定)について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、市内他施設の状況を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。しかし、使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

#### 【指摘事項】

本施設について使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市博多座条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。



### ③（意見）利用料金に係る減免に対する基本的枠組みの把握について

#### 【現状】

博多座は利用料金制が導入されている。利用料金制は、指定管理者の自主的な運営を行いやすくすることによって公の施設のより効果的な活用を図るための制度である。このため、利用料金の減免についても原則として指定管理者の判断により行うことができるとされている。

#### <利用料金に係る減免規定>

（観覧料金）

第6条 略

2～5 略

6 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、観覧料金を減額し、又は免除することができる。

※出所：「博多座条例」

市に対し、利用料金の減免に係る減免対象や減免額等具体的内容について質問した。その結果、市民文化の向上及び青少年の育成に資する目的で施設の3階席の一部を半額程度で市民に利用させる覚書の提供を受けた。また、この他に指定管理者が団体営業等において利用料金を割引いて販売している実績もあるとのことである。しかし、博多座は演劇等の興行を行う施設であり、様々な演目があることから指定管理者の経営判断として、営業活動の一環で利用料金の減免が実施されているため、減免実績の具体的内容について市は把握していないとのことである。

#### 【意見】

上記のとおり、博多座における事業の特性を考慮すると、指定管理者の経営判断として営業活動の一環で利用料金の減免が実施されており、その裁量及び市が減免実績の具体的内容を把握していないことについては理解できる。

ただし、博多座は公の施設であり、多くの市民等の利用に供するという行政目的は重要であると考えられ、利用料金の減免については、例えば、利用者に対して合理的な理由なく減免を行うべきではないといった最低限の要請はあると考える。

このため、市は、指定管理者の裁量に留意しながらも、一定の牽制機能を発揮するため、利用料金に係る減免制度（減免規定）について、基本的枠組みを把握することが望ましい。基本的枠組みの内容としては、指定管理者内で構築されている利用料金の減免に係る意思決定プロセスの把握等が考えられる。

#### ④（意見）望ましい受益者負担割合の検討について

##### 【現状】

現状の博多座における受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて80%程度の水準であった。

##### 【意見】

博多座は市民・文化・社会教育施設に該当する。受益者負担マトリクスに当てはめると、市民・文化・社会教育施設の望ましい受益者負担割合はA・B・D（0%～25%）と考えられる。

博多座については、施設の設置目的は演劇文化の振興である。社会福祉のように市民全員にとって必需的な要素があるとは言い切れないが、演劇文化の振興という側面からは、ある程度行政の関与は必要であるとする。一方で、福岡市には民間の観劇施設が他にも存在する。ただし、博多座の座席数は1,490席であり福岡市内でもこのような規模を有するホールは多数存在する訳ではない。そのため、一定程度以上の市場性があるとする。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は50%～75%（受益者負担割合マトリクスのE・H）と考えられる。

**＜受益者負担割合マトリクス＞**

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

上記のとおり、現状の博多座における受益者負担割合は過去3年間を通じて80%程度の水準となっており、望ましい受益者負担割合に近似した結果となった。

試算の結果、本施設の現状の受益者負担割合は望ましい受益者負担割合の範囲内であったが、過去に施設に係る収益及び費用等を把握し、受益者負担割合を算定したことはない。

このため、市は、本施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。

また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

## IX. 福岡市音楽・演劇練習場(040-042)

## Ⅹ. ー1 福岡市千代音楽・演劇練習場(040)

## ＜施設概要＞

施設名称	福岡市千代音楽・演劇練習場			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市博多区千代1丁目			
所管部署	文化振興部文化振興課			
施設区分	市民・文化・社会教育施設			
開設年月日	平成3年10月23日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市音楽・演劇練習場条例 福岡市音楽・演劇練習場条例施行規則			
設置目的	音楽、演劇等の活動の場を提供することにより市民の文化交流を促進し、もって市民文化及び地域のコミュニティ活動の振興に寄与することを目的としている。 (福岡市音楽・演劇練習場条例第1条)			
事業内容	条例には記載されていない。			
施設情報	土地	面積	- m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	- m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
	建物等 (主な建物)	駐車場	無	
		延床面積	2,612.7 m <sup>2</sup>	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上5階、地下2階（市の所有は地下1、2階部分であり、地上部分は指定管理者である西部ガス興商（株）が区分所有している）	
		構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	
建築年	平成3年（1991年）			
主な施設等	大練習室1室、中練習室6室、小練習室8室			
利用時間等	午前10時から午後10時30分まで 市長が特に必要と認める場合は、開館時間を変更することができる。			
休館日等	毎月の第3水曜日 12月28日から翌年1月3日までの日 市長が特に必要と認める場合は、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。			

## ＜施設の利用状況＞

項目		H24年度	H25年度	H26年度
施設全体	総来館者数A ※無料来館者含む	142,034人	137,042人	135,830人
	開館日数B	346日	346日	346日
	1日当たり利用者数A/B	411人	396人	393人

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>					
	福岡市千代音楽・演劇練習場の施設の利用の許可を受けた者からは、下表に定めるところにより使用料を徴収する。					
	<b>■金額（単位：円）※主なものを記載</b>					
	練習室使用料					
	区分	大	中(1~2)	中(3~6)	小(1~6)	小(7~8)
	10：00～12：30	3,900	2,200	1,300	440	770
	13：00～15：30	5,700	3,200	2,000	660	1,100
	16：00～18：30	5,700	3,200	2,000	660	1,100
	19：00～22：30	10,000	5,600	3,400	1,100	2,000
	10：00～15：30	9,100	5,200	3,200	1,100	1,800
	10：00～18：30	14,200	7,900	4,800	1,700	2,800
	13：00～18：30	10,900	6,100	3,700	1,200	2,100
	13：00～22：30	19,800	11,100	6,800	2,200	3,900
	16：00～22：30	15,000	8,400	5,200	1,700	3,000
	10：00～22：30	22,800	12,800	7,800	2,500	4,500
<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>						
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。使用料は、平成7年度以来改定されていない。						
使 用 料 の 減 免	<b>■減免の有無</b>					
	有					
	<b>■減免内容</b>					
	減免対象					減免額
	(1) 本市が主催し、又は共催する行事に利用するとき					全額
	(2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき					5割相当額
	(3) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が主催し、又は共催する行事に利用するとき					全額
	(4) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき					5割相当額
	(5) 次に掲げるものが利用するとき ア 利用する日の属する年度の末日において18歳以下の者 イ 65歳以上の者 ウ 18歳未満の者又は65歳以上の者を主たる構成員とする団体					5割相当額
	(6) 心身障がい者又は心身障がい者を主たる構成員とする団体が利用するとき					全額
(7) 入場料を徴収する催事を行う場合で、当該入場料の額(数種の入場料を徴収する場合にあっては、その最も高い額)が1人1回の入場について5,000円以下のとき					5割相当額	
<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>						
減免内容の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の情報を基に設定している。減免内容は、平成21年度以来改定されていない。						

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		27,110	26,664	27,253
減免実績	減免件数	4,145 件	3,857 件	4,167 件
	減免額	8,788	9,079	10,778

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	27,110	26,664	27,253
歳 入 計	27,110	26,664	27,253
② 指定管理料	80,546	80,546	80,360
③ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,355	1,292	1,344
④ 物件費 (緊急修繕費)	4,448	19,293	21,631
歳 出 計	86,349	101,130	103,335

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	27,110	26,664	27,253
② 減免実績 [再掲]	8,788	9,079	10,778
収 益 計 (①+②)	35,897	35,744	38,031
③ 歳出計 [再掲]	86,349	101,130	103,335
④ 減価償却費	28,144	28,144	28,144
費 用 計 (③+④)	114,493	129,275	131,479
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	31.4%	27.6%	28.9%

区 - 2 福岡市祇園音楽・演劇練習場(041)

<施設概要>

施設名称	福岡市祇園音楽・演劇練習場			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市博多区祇園町 8-3			
所管部署	文化振興部文化振興課			
施設区分	市民・文化・社会教育施設			
開設年月日	平成 12 年 9 月 1 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市音楽・演劇練習場条例 福岡市音楽・演劇練習場条例施行規則			
設置目的	音楽、演劇等の活動の場を提供することにより市民の文化交流を促進し、もって市民文化及び地域のコミュニティ活動の振興に寄与することを目的としている。 (福岡市音楽・演劇練習場条例第 1 条)			
事業内容	条例には記載されていない。			
施設情報	土地	面 積	520 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	- m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	520 m <sup>2</sup>	
	建物等 (主な建物)	駐 車 場	無	
		延 床 面 積	523 m <sup>2</sup>	
		所 有 状 況	市有物件	
		階 層	地上 6 階、地下 2 階のうち一部 (福岡市道路下水道局が所有するポンプ場との複合施設)	
		構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造	
建 築 年		平成 12 年 (2000 年)		
主 な 施 設 等	練習室 1 室			
利用時間等	午前 10 時から午後 10 時 30 分まで 市長が特に必要と認める場合は、開館時間を変更することができる。			
休館日等	毎月の第 3 水曜日 12 月 28 日から翌年 1 月 3 日までの日 市長が特に必要と認める場合は、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。			

<施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総来館者数 A ※無料来館者含む	28,147 人	31,799 人	19,336 人
	開館日数 B	331 日	334 日	334 日
	1 日当たり利用者数 A/B	85 人	95 人	58 人

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>	
	福岡市祇園音楽・演劇練習場の施設の利用の許可を受けた者からは、下表に定めるところにより使用料を徴収する。	
	<b>■金額（単位：円）※主なものを記載</b>	
	練習室使用料	
	区分	練習室
	10：00～12：30	2,200
	13：00～15：30	3,200
	16：00～18：30	3,200
	19：00～22：30	5,600
	10：00～15：30	5,200
	10：00～18：30	7,900
	13：00～18：30	6,100
	13：00～22：30	11,100
	16：00～22：30	8,400
	10：00～22：30	12,800
<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>		
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。使用料は、平成12年度以来改定されていない。		
使 用 料 の 減 免	<b>■減免の有無</b>	
	有	
	<b>■減免内容</b>	
	減免対象	減免額
	(1) 本市が主催し、又は共催する行事に利用するとき	全額
	(2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき	5割相当額
	(3) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が主催し、又は共催する行事に利用するとき	全額
	(4) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき	5割相当額
	(5) 次に掲げるものが利用するとき ア 利用する日の属する年度の末日において18歳以下の者 イ 65歳以上の者 ウ 18歳未満の者又は65歳以上の者を主たる構成員とする団体	5割相当額
	(6) 心身障がい者又は心身障がい者を主たる構成員とする団体が利用するとき	全額
	(7) 入場料を徴収する催事を行う場合で、当該入場料の額(数種の入場料を徴収する場合にあっては、その最も高い額)が1人1回の入場について5,000円以下のとき	5割相当額
<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>		
減免内容の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の情報を基に設定している。減免内容は、平成21年度以来改定されていない。		



<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		5,207	4,928	5,195
減免実績	減免件数	121 件	91 件	130 件
	減免額	1,671	1,238	1,507

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	5,207	4,928	5,195
② その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	43	22	190
③ その他の収入	31	31	22
歳 入 計	5,281	4,981	5,407
③ 指定管理料	32,538	32,637	38,028
④ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,355	1,292	1,344
⑤ 物件費 (緊急修繕費)	1,911	476	3,220
歳 出 計	35,803	34,405	42,592

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	5,281	4,981	5,407
② 減免実績 [再掲]	1,671	1,238	1,507
収 益 計 (①+②)	6,953	6,219	6,914
③ 歳出計 [再掲]	35,803	34,405	42,592
④ 減価償却費	11,660	11,660	11,660
費 用 計 (③+④)	47,463	46,065	54,252
受益者負担割合 (収益計 / 費用計)	14.6%	13.5%	12.7%

Ⅸ. -3 福岡市大橋音楽・演劇練習場(042)

<施設概要>

施設名称	福岡市大橋音楽・演劇練習場			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市南区大橋 1-3-25			
所管部署	文化振興部文化振興課			
施設区分	市民・文化・社会教育施設			
開設年月日	平成 17 年 3 月 28 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市音楽・演劇練習場条例 福岡市音楽・演劇練習場条例施行規則			
設置目的	音楽、演劇等の活動の場を提供することにより市民の文化交流を促進し、もって市民文化及び地域のコミュニティ活動の振興に寄与することを目的としている。 (福岡市音楽・演劇練習場条例第 1 条)			
事業内容	条例には記載されていない。			
施設情報	土地	面 積	1,714 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	1,714 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
	建物等 (主な建物)	駐 車 場	無	
		延 床 面 積	1,011 m <sup>2</sup>	
		所 有 状 況	市有物件	
		階 層	地上 1 階	
		構 造	鉄骨平屋造	
建 築 年	平成 17 年 (2005 年)			
主 な 施 設 等	大練習室 1 室、中練習室 1 室、小練習室 3 室			
利用時間等	午前 10 時から午後 10 時 30 分まで 市長が特に必要と認める場合は、開館時間を変更することができる。			
休館日等	毎月の第 3 水曜日 12 月 28 日から翌年 1 月 3 日までの日 市長が特に必要と認める場合は、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。			

<施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総来館者数 A ※無料来館者含む	55,123 人	53,831 人	53,853 人
	開館日数 B	346 日	346 日	344 日
	1 日当たり利用者数 A/B	159 人	156 人	157 人

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>				
	福岡市大橋音楽・演劇練習場の施設の利用の許可を受けた者からは、下表に定めるところにより使用料を徴収する。				
	<b>■金額（単位：円）※主なものを記載</b>				
	練習室使用料				
	区分	大	大(分割利用)	中	小(1~3)
	10：00～12：30	3,900	2,200	1,300	440
	13：00～15：30	5,700	3,200	2,000	660
	16：00～18：30	5,700	3,200	2,000	660
	19：00～22：30	10,000	5,600	3,400	1,100
	10：00～15：30	9,100	5,200	3,200	1,100
	10：00～18：30	14,200	7,900	4,800	1,700
	13：00～18：30	10,900	6,100	3,700	1,200
	13：00～22：30	19,800	11,100	6,800	2,200
	16：00～22：30	15,000	8,400	5,200	1,700
	10：00～22：30	22,800	12,800	7,800	2,500
<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>					
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。使用料は、平成17年度以来改定されていない。					
使 用 料 の 減 免	<b>■減免の有無</b>				
	有				
	<b>■減免内容</b>				
	減免対象				減免額
	(1) 本市が主催し、又は共催する行事に利用するとき				全額
	(2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき				5割相当額
	(3) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が主催し、又は共催する行事に利用するとき				全額
	(4) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき				5割相当額
	(5) 次に掲げるものが利用するとき ア 利用する日の属する年度の末日において18歳以下の者 イ 65歳以上の者 ウ 18歳未満の者又は65歳以上の者を主たる構成員とする団体				5割相当額
	(6) 心身障がい者又は心身障がい者を主たる構成員とする団体が利用するとき				全額
(7) 入場料を徴収する催事を行う場合で、当該入場料の額(数種の入場料を徴収する場合にあっては、その最も高い額)が1人1回の入場について5,000円以下のとき				5割相当額	
<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>					
減免内容の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の情報を基に設定している。減免内容は、平成21年度以来改定されていない。					

<使用料収入及び減免実績>

(単位：千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		8,235	8,056	8,051
減免実績	減免件数	2,387 件	2,701 件	2,723 件
	減免額	5,519	6,146	6,075

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	8,235	8,056	8,051
② その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	43	22	496
③ その他の収入	133	35	26
歳 入 計	8,411	8,113	8,573
④ 指定管理料	19,515	19,515	25,060
⑤ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,355	1,292	1,344
⑥ 物件費 (緊急修繕費)	290	299	289
⑦ 物件費 (土地家屋借上料及び借損料)	31,848	31,848	31,854
歳 出 計	53,007	52,954	58,547

[受益者負担割合の算定]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	8,411	8,113	8,573
② 減免実績 [再掲]	5,519	6,146	6,075
収 益 計 (①+②)	13,930	14,259	14,648
③ 歳出計 [再掲]	53,007	52,954	58,547
④ 減価償却費	5,319	5,319	5,319
費 用 計 (③+④)	58,326	58,273	63,866
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	23.9%	24.5%	22.9%

## 視点1 施設の有効活用

### ① 有効活用の状況について（各音楽・演劇練習場）

福岡市音楽・演劇練習場（以下「音楽・演劇練習場」という。）は千代音楽・演劇練習場（以下「千代練習場」という。）、祇園音楽・演劇練習場（以下「祇園練習場」という。）、大橋音楽・演劇練習場（以下「大橋練習場」という。）の3施設が有る。

音楽・演劇練習場は音楽、演劇等の活動の場を提供することにより市民の文化交流を促進し、もって市民文化及び地域のコミュニティ活動の振興に寄与することを目的として設置された施設である。平成13年に制定された文化芸術振興基本法によって、文化芸術の振興に対する地方自治体の責務が明らかにされており、市は音楽・演劇練習場を音楽や演劇、舞踏等の日常的な練習を行える施設として、市民の文化活動を支える場と位置づけている。

このように、市民文化活動を支え、地方自治体の文化振興を支える目的から、本施設の必要性は認められると考える。

各施設の概要及び稼働状況は次のとおりである。

#### (1) 千代練習場

平成3年に開設。市と民間事業者が区分所有している地上5階、地下2階の建物のうち、市が所有する地下部分に千代練習場はある。平成26年度の利用者数は135,830人である。

##### <施設概要>

区分	部屋	定員（名）
練習場	大練習室1室	300
	中練習室6室	40～80
	小練習室8室	8～20
その他	楽器庫等	-

##### <部屋別稼働率>

部屋	稼働率※	部屋	稼働率※
大練習室	69.9%	小練習室1	91.3%
中練習室1	76.2%	小練習室2	90.2%
中練習室2	81.9%	小練習室3	89.4%
中練習室3	64.7%	小練習室4	86.6%
中練習室4	84.5%	小練習室5	81.3%
中練習室5	83.6%	小練習室6	84.5%
中練習室6	73.0%	小練習室7	88.7%
		小練習室8	70.0%

※稼働率＝H26年度年間利用回数（実績）÷H26年度年間施設利用可能回数

※出所：「指定管理業務報告書」を基に監査人作成

## (2) 祇園練習場

平成 12 年に開設。福岡市道路下水道局が所管するポンプ場との複合施設であり、ポンプ場の上部空間を有効活用する目的で、祇園練習場が整備された。地上 6 階、地下 2 階の建物であり、4 階、5 階に祇園練習場はある。平成 26 年度の利用者数は 19,336 人である。

### <施設概要>

区分	部屋	定員（名）
練習場	練習室	108
その他	楽屋、ホワイエ等	-

### <練習室稼働率>

部屋	稼働率※
練習室	79.6%

※稼働率＝H26 年度年間利用回数（実績）÷H26 年度年間施設利用可能回数

※出所：「指定管理業務報告書」を基に監査人作成

## (3) 大橋練習場

平成 17 年に開設。大橋練習場は、塩原土地区画整理事務所の跡地活用の一環として整備された。

地上 1 階の平屋作りの建物である。平成 26 年度の利用者数は 53,853 人である。

### <施設概要>

区分	部屋	定員（名）
練習場	大練習室 1 室	290
	中練習室 1 室	60
	小練習室 3 室	10
その他	楽器庫等	-

### <部屋別稼働率>

部屋	稼働率※	部屋	稼働率
大練習室	87.8%	小練習室 1	86.3%
中練習室	91.2%	小練習室 2	91.9%
		小練習室 3	84.5%

※稼働率＝H26 年度年間利用回数（実績）÷H26 年度年間施設利用可能回数

※出所：「指定管理業務報告書」を基に監査人作成

各施設に係る利用許可申請書等の閲覧及び所管部署へ質問により、本施設の設置目的である「音楽、演劇等の活動の場を提供することにより市民の文化交流を促進し、もって市民文化及び地域のコミュニティ活動の振興」に即した使用が行われていると認められる。また、上記のとおり各施設の稼働率はおおむね 70%～80%程度であり、高い稼働率であることが伺える。

以上から、音楽・演劇練習場は現時点において、有効活用されていると考える。

監査の結果、本項について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

## 視点2 受益者負担のあり方

### ①(結果) 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について(各音楽・演劇練習場)

#### 【現状】

音楽・演劇練習場における現在の減免制度(減免規定)について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、設定の根拠は不明であるとの回答を得た。したがって、設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

#### 【指摘事項】

本施設について使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市音楽・演劇練習場条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

### ②(意見) 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について(各音楽・演劇練習場)

#### 【現状】

音楽・演劇練習場における現在の使用料について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、次のような資料の提出があり、福岡市立市民センターの使用料を参考にしたことが分かる。この資料により使用料の算定方法の概略は把握できた。しかし、なぜ福岡市立市民センターの使用料を参考にしたか理由は記載されていない。また、「単価を市民センターの1.5倍」といった記載があるが、所管部署によれば1.5倍の根拠は不明であるとのことである。結果として、使用料の設定根拠の具体的な内容までは把握できなかった。

#### <使用料の設定根拠>

##### 料金設定の考え方

1. 35㎡までは1平方メートル1時間の単価を市民センターの1.5倍、それを越える面積は市民センターの単価と同額にする。

また、中練習室1～2、中練習室3～6、小練習室1～6、小練習室7～8を平均して額を算出した。

例 小練習室1～6 平均  $408 \div 400$

(小練習室1)

$$28 \text{ m}^2 \times 3.98 \text{ 円} \times 1.5 \times 2.5 \text{ h} = 418$$

(小練習室2～6)

$$\text{小2} : 418 \quad \text{小3} : 418 \quad \text{小4} : 343 \quad \text{小5} : 343 \quad \text{小6} : 508$$

$$\text{中練習室1.2} \quad (1,825 + 2,134) \div 2 = 2,000$$

(中練習室)

$$(166 \text{ m}^2 - 35 \text{ m}^2) \times 3.98 \text{ 円} \times 2.5 \text{ h} = 1,303$$

$$35 \text{ m}^2 \times 3.98 \text{ 円} \times 1.5 \times 2.5 \text{ h} = 522$$

$$1,304 + 522 = 1,825$$

(中練習室2 2,134)



2. 朝時間、昼時間、夜時間の比率については市民センターと同比率とし朝時間を1とすると  
1(朝):1.47(昼):1.83(夜)とする。

※出所:「市提出資料」

**【意見】**

本施設における現在の使用料について、閲覧した文書により算定方法の概略は把握できた。また、使用料の根拠資料を有していない施設が複数ある中、根拠資料を保管していることについて一定の評価はできると考える。しかし、設定根拠の具体的な内容は不明であり、市民への説明責任を十分に果たせているとは考えにくい。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、使用料の根拠・理由は概略では足りず具体的な内容を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。

**③(意見) 営利目的利用時における減免の見直しについて(各音楽・演劇練習場)**

**【現状】**

音楽・演劇練習場は、原則は市民等が音楽、演劇等の練習の用途として利用するのみである。しかし、次のとおり、一部の練習室は練習の用途のみならず発表の用途としても利用することができる。

**<発表の用途として利用可能であることを示す規定>**

(練習室の利用用途)

第4条 練習室は、音楽、演劇等の練習以外の用途に利用してはならない。ただし、福岡市千代音楽・演劇練習場(以下「千代練習場」という。)及び福岡市大橋音楽・演劇練習場(以下「大橋練習場」という。)の大練習室並びに福岡市祇園音楽・演劇練習場(以下「祇園練習場」という。)の練習室は音楽、演劇等の発表の用途に、千代練習場の小練習室8は当該発表の楽屋の用途に利用することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、練習室を音楽、演劇等の発表又は楽屋の用途に利用することができる。

※出所:「福岡市音楽・演劇練習場条例施行規則」

このため、各練習場の利用用途は次のとおりに整理できる。

**<練習場の用途>**

区分		練習の用途	発表の用途
千代練習場	大練習室	使用可	使用可
	中練習室		不可
	小練習室		不可
祇園練習場	練習室		使用可
大橋練習場	大練習室		使用可
	中練習室		不可
	小練習室	不可	

※出所:「福岡市音楽・演劇練習場条例施行規則」を基に監査人作成

音楽・演劇練習場の使用料について、次のとおり、入場料を徴収する場合の規定があり、この場合は使用料が通常の10割増となる。入場者から入場料を徴収するのは、通常、発表を行う場合と考えられるため、この規定は主に発表の用途を前提としていると考えられる。

**<音楽・演劇練習場使用料 入場料徴収する場合の規定>**

備考 1 施設利用者が入場者から入場料を徴収する場合の使用料の額は、この表（音楽・演劇練習場練習室の料金を定めた別表第1を指す）に記載されている金額の10割増とする
---

※出所：「福岡市音楽・演劇練習場条例」を基に監査人作成

なお、音楽・演劇練習場に係る使用料の減免規定は、利用用途を区分することなく一意に設定されている。

**<音楽・演劇練習場使用料減免規定 福岡市音楽・演劇練習場条例施行規則第15条第1項>**

減免内容	利用用途
(1) 本市が主催し、又は共催する行事に利用するとき 全額	練習の用途、 発表の用途 共通
(2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき 5割相当額	
(3) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が主催し、又は共催する行事に利用するとき 全額	
(4) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき 5割相当額	
(5) 次に掲げるものが利用するとき 5割相当額 ア 利用する日の属する年度の末日において18歳以下の者 イ 65歳以上の者 ウ 18歳未満の者又は65歳以上の者を主たる構成員とする団体	
(6) 心身障がい者又は心身障がい者を主たる構成員とする団体が利用するとき 全額	
(7) 入場料を徴収する催事を行う場合で、当該入場料の額(数種の入場料を徴収する場合にあっては、その最も高い額)が1人1回の入場について5,000円以下のとき 5割相当額	

※出所：「福岡市音楽・演劇練習場条例施行規則」を基に監査人作成

次に、使用料及び使用料の減免規定の比較対象として福岡市民会館を取り上げる。福岡市民会館にも、大ホール・小ホールのように発表の用途が想定される部屋と練習室のように練習の用途が想定される部屋がある。

福岡市民会館の使用料についても、音楽・演劇練習場と同様に入場料を徴収する場合の規定があり、大ホール又は小ホールにおいて入場料を徴収する場合等は、使用料は通常の10割増となる。なお、福岡市民会館では、「営利行為を伴う催物を行う」場合等も10割増となり、入場料を徴収する場合等の内容がより具体的に規定されている。

**<福岡市民会館使用料 入場料徴収する場合の規定>**

福岡市民会館条例 別表 備考2 大ホール又は小ホールの利用者が入館者から入場料を徴収する場合その他の場合で規則で定めるときにおける大ホール又は小ホールの使用料の額は、「福岡市民会館条例」別表に記載されている金額の10割増しの額とする。
福岡市民会館条例施行規則 第7条 条例別表備考第2号の規則で定める場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) 入場料金を徴収する催物を行う場合で、その入場料金の額(数種の入場料金を徴収する場合にあっては、その最も高い額)が1人1回の入場について5,000円を超えるとき。ただし、次に掲げる催物を行う場合を除く。 ア 大ホール又は小ホールをそれぞれ過去1年間に於いて2月に1回以上定期的に利用した会員組織

の鑑賞団体が行う音楽、演劇、舞踏等の催物 イ 児童の健全な育成を図ることを目的とする会員組織の鑑賞団体が行う音楽、演劇、舞踏等の催物 (2) 営業の宣伝その他これに類する催物を行なうとき。 (3) 営利行為を伴う催物を行うとき
--

※出所：「福岡市民会館条例」及び「福岡市民会館条例施行規則」を基に監査人作成

福岡市民会館に係る使用料の減免規定については、ホールと練習室で各々規定されている。具体的には、ホール利用は、市が主催又は共催する場合等限られたケースにのみ使用料の減免が認められている。これは、ホールは、入館者から入場料を徴収し発表の用途や営業の宣伝等に利用されることも多く、それらの場合には減免しないように減免対象を狭く捉えていると考えられる。一方、練習室は入場料の徴収はなく、市民等が広く練習目的で使用することを想定していると考えられ、減免対象は広く捉えている。

音楽・演劇練習場は、発表の用途及び練習の用途で区分することなく一意に減免規定が設定されていたのに対し、福岡市民会館は、ホールと練習室で各々減免規定が設定されているところが異なる。

#### <福岡市民会館の減免規定>

減免内容	対象設備
(1) 本市が主催する行事に利用するとき 5割相当額 (2) 本市が経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき 2割相当額 (3) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が主催する行事に利用するとき 5割相当額 (4) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき 2割相当額	大ホール 小ホール
(1) 本市が主催し、又は共催する行事に利用するとき 全額 (2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき 5割相当額 (3) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が主催し、又は共催する行事に利用するとき 全額 (4) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき 5割相当額 (5) 次に掲げるものが利用するとき 5割相当額 ア 利用する日の属する年度の末日において18歳以下の者 イ 65歳以上の者 ウ 18歳未満の者又は65歳以上の者を主たる構成員とする団体 (6) 心身障がい者又は心身障がい者を主たる構成員とする団体が利用するとき 全額	練習室A 練習室B 練習室C 練習室D

※出所：「福岡市民会館条例施行規則」を基に監査人作成

#### 【意見】

祇園練習場の平成26年度の使用申請書を閲覧したところ、次のとおり、営利目的として利用されていると考えられる公演についても減免が適用されていた。

#### <営利目的利用と考えられる公演>

申請書日付	利用団体名	利用内容	入場料徴収の有無	使用料	チケット金額	減免(半額)の根拠・理由
H26. 5. 30	(株)A	お笑い芸人による営業宣伝活動	有	通常の10割増	1,000円～1,500円	入場料5,000円以下の催事
H26. 4. 5	合同会社B	物販を伴うライブ活動	有	通常の10割増	2,000円予定	年度の末日において18歳以下の者・18歳未満の団体
H26. 4. 23	(株)C	お笑い芸人による営業宣伝活動	有	通常の10割増	1,500円程度	入場料5,000円以下の催事

申請書日付	利用団体名	利用内容	入場料徴収の有無	使用料	チケット金額	減免（半額）の根拠・理由
H26. 12. 4	D（株）	物販を伴う音楽イベント活動	有	通常の10割増	1,000円	年度の末日において18歳以下の者・18歳未満の団体

※出所：「音楽・演劇練習場 施設利用許可申請書（H26年度利用終了後申請書綴りより）」

音楽・演劇練習場に係る使用料の減免規定は、利用用途によって区分が無く、営利目的として利用された場合であっても減免規定の要件に該当する限り減免となってしまう。このため、上表のとおり営利目的と考えられる公演にも減免が適用されていた。

本来、使用料は利用者に対して公平に負担を求めるものであり、減免規定はその負担を政策的に軽減する必要がある場合に、例外的に認められるものである。このため、減免対象を条例上明文化すべきと考えられる。

音楽・演劇練習場では、営利目的として利用された場合であっても減免対象になることがあり、当該利用者は施設を安価に利用しながら利益を追求していることになることから、政策的に軽減する必要があるとは考えにくい。

このため、営利目的として利用する場合については、減免の対象とならないように福岡市音楽・演劇練習場条例及び同施行規則を変更することが望ましい。

なお、市民会館は、入場料を徴収可能なホールについては減免対象が狭く設定されており、営利目的として利用される場合には減免にならず、減免の趣旨にふさわしい取り扱いがされていると考える。このように、市内施設間に係る減免の取り扱いも整合が取れていないことから、条例を変更することが望ましい。

#### ④（意見）望ましい受益者負担割合の検討について（各音楽・演劇練習場）

##### 【現状】

現状の各音楽・演劇練習場における受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて10%～30%程度の水準であった。

##### ＜各音楽・演劇練習場の受益者負担割合＞

	H24年度	H25年度	H26年度
千代練習場	31.4%	27.6%	28.9%
祇園練習場	14.6%	13.5%	13.1%
大橋練習場	23.9%	24.5%	22.9%

##### 【意見】

音楽・演劇練習場は市民・文化・社会教育施設に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、市民・文化・社会教育施設の望ましい受益者負担割合はA・B・D（0%～25%）と考えられる。

音楽・演劇練習場は、音楽、演劇等の活動の場を提供することにより市民の文化交流を促進し、もって市民文化及び地域のコミュニティ活動の振興に寄与することを目的として設置されている。この目的を踏まえると、文化芸術の振興について、行政の関与は一定程度あると考える。

次に、市場性については、民間にも貸スタジオ等類似の施設が存在していると考えられ

るが、設備の規模により市場性も異なると考える。

(1) 大練習室（千代練習場、大橋練習場）及び練習室（祇園練習場）

大規模の設備として、千代練習場及び大橋練習場には大練習室が、祇園練習場には練習室が整備されている。いずれも 100 名を超える定員であり、特に大練習室（千代練習場、大橋練習場）は約 300 名程度と規模が特に大きい。音楽や演劇の練習場として民間で提供される貸スタジオ等と同規模のものは少数であり、市場性は低いと考える。

<大練習室及び練習室の面積及び定員>

区分	千代練習場 大練習室	大橋練習場 大練習室	祇園練習場 練習室
面積 (㎡)	339	342	130
定員 (名)	300	290	108

※出所：「市資料」を基に監査人作成

(2) 中練習室（千代練習場、大橋練習場）

中規模の設備として、千代練習場及び大橋練習場には中練習室が存在している。同程度の規模については、民間の貸スタジオ等も存在するものの市内に多数存在する訳ではないため、市場性は中程度であると考え。

<千代練習場の中練習室の面積及び定員>

区分	中練習室 1	中練習室 2	中練習室 3	中練習室 4	中練習室 5	中練習室 6
面積 (㎡)	166	197	118	101	109	82
定員 (名)	80	90	60	50	55	40

※出所：「市資料」を基に監査人作成

<大橋練習場の中練習室の面積及び定員>

区分	中練習室 1
面積 (㎡)	116
定員 (名)	60

※出所：「市資料」を基に監査人作成

(3) 小練習室（千代練習場、大橋練習場）

小規模の設備として、千代練習場及び大橋練習場には小練習室が存在している。同程度の規模については、民間の貸スタジオ等も多数存在するため市場性は高いと考える。

<千代練習場の小練習室の面積及び定員>

区分	小練習室 1	小練習室 2	小練習室 3	小練習室 4
面積 (㎡)	28	28	28	23
定員 (名)	10	10	10	8
区分	小練習室 5	小練習室 6	小練習室 7	小練習室 8
面積 (㎡)	23	34	61	44
定員 (名)	8	10	20	15

出所：「市資料」を基に監査人作成



＜大橋練習場の小練習室の面積及び定員＞

区分	小練習室 1	小練習室 2	小練習室 3
面積 (㎡)	28	28	26
定員 (名)	10	10	10

※出所：「市資料」を基に監査人作成

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は、大練習室（千代練習場、大橋練習場）及び練習室（祇園練習場）については25%（受益者負担割合マトリクスのB）、中練習室（千代練習場、大橋練習場）については50%（受益者負担割合マトリクスのE）、小練習室（千代練習場、大橋練習場）については75%（受益者負担割合マトリクスのH）と考えられる。

＜受益者負担割合マトリクス＞

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

上記を踏まえ、本来、施設規模ごとに音楽・演劇練習場における受益者負担割合を算定すべきであるが、現状の音楽・演劇練習場については施設規模ごとにコスト情報等を集計することができなかった。現状の千代練習場、祇園練習場及び大橋練習場における受益者負担割合は過去3年間を通じて10%～30%程度の水準となっていた。

市は本施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等の適切に把握し、受益者負担割合の算定を実施することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。

具体的には、大練習室及び祇園練習場の練習室、中練習室、小練習室のそれぞれについて望ましい受益者負担割合を模索し、使用料を検討していく必要がある。例えば、各施設の面積当たりの費用単価を算出し、この単価にそれぞれ望ましい受益者負担割合を乗じることで、各設備の使用料を算定する方法も一案である。

＜使用料算定例＞

施設の総費用÷面積＝面積当たりの単価
大練習室使用料＝面積当たりの単価×25%
中練習室使用料＝面積当たりの単価×50%
小練習室使用料＝面積当たりの単価×75%

なお、音楽・演劇練習場の設備中、特に小練習室規模は民間の貸スタジオ等が複数存在することに留意が必要である。すなわち、音楽・演劇練習場の金額設定が安価である場合には、民間の貸スタジオ等の利用状況に影響を及ぼす可能性がある。したがって、利用実態、市場価格等を把握し、使用料算定の参考にすることが望ましい。

X. 福岡市民会館(043)

<施設概要>

施設名称	福岡市民会館			
現地視察	対象			
所在地	福岡市中央区天神 5-1-23			
所管部署	文化振興部文化振興課			
施設区分	市民・文化・社会教育施設			
開設年月日	昭和 38 年 10 月 25 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市民会館条例 福岡市民会館条例施行規則			
設置目的	学術文化の向上等市民福祉の増進をはかるため。 (福岡市民会館条例第 1 条)			
事業内容	条例には記載されていない。			
施設情報	土地	面 積	10,552 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	10,552 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
	駐 車 場	有（無料）		
	建物等 （主な建物）	延 床 面 積	9,255 m <sup>2</sup>	
		所 有 状 況	市有物件	
		階 層	地下 1 階、地上 4 階	
		構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造	
建 築 年		昭和 38 年（1963 年）		
主 な 施 設 等	大ホール、小ホール、練習室 ABCD（4 室）			
利用時間等	午前 9 時から午後 10 時まで 利用時間の超過は、午前 7 時から午後 12 時までの間において会館の運営上支障がない場合にのみ許可する。			
休館日等	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。			

<施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総来館者数 A ※無料来館者含む	368,295 人	365,012 人	411,414 人
	開館日数 B	280 日	309 日	328 日
	1 日当たり利用者数 A/B	1,315 人	1,181 人	1,254 人



<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>				
	会館の利用者からは、下表に定める額の使用料を徴収する。				
	<b>■金額（単位：円）※主なものを記載</b>				
	1. ホール使用料				
	区分	大ホール		小ホール	
		平日	土、日、祝日	平日	土、日、祝日
	9：00～12：00	12,800	15,100	2,500	3,000
	13：00～17：00	51,200	60,400	10,000	12,000
	18：00～22：00	64,000	75,500	12,500	15,000
	9：00～17：00	64,000	75,500	12,500	15,000
	13：00～22：00	115,200	135,900	22,500	27,000
	9：00～22：00	128,000	151,000	25,000	30,000
	2. 練習室使用料				
	区分	練習室 A	練習室 B	練習室 C	練習室 D
	9：00～12：00	1,300	440	1,300	440
	12：30～15：00	2,000	660	2,000	660
	15：30～18：00	2,000	660	2,000	660
	18：30～22：00	3,400	1,100	3,400	1,100
	9：00～15：00	3,200	1,100	3,200	1,100
	9：00～18：00	4,800	1,700	4,800	1,700
12：30～18：00	3,700	1,200	3,700	1,200	
12：30～22：00	6,800	2,200	6,800	2,200	
15：30～22：00	5,200	1,700	5,200	1,700	
9：00～22：00	7,800	2,500	7,800	2,500	
<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>					
金額の設定根拠は、運営経費を賄う方式等を検討した上で利用者の負担を考え、類似施設の料金等を考えあわせて決定されている。 使用料は、平成 16 年度以来改定されていない。					
使 用 料 の 減 免	<b>■減免の有無</b>				
	有				
	<b>■減免内容</b>				
	大ホール及び小ホールの使用料に係る減免				
	減免対象				減免額
	(1) 本市が主催する行事に利用するとき				5割相当額
	(2) 本市が経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき				2割相当額
	(3) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が主催する行事に利用するとき				5割相当額
	(4) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき				2割相当額
	練習室及び当該練習室を利用する場合に利用する付属設備（以下「練習室等」という。）の使用料に係る減免				
	減免対象				減免額
	(1) 本市が主催し、又は共催する行事に利用するとき				全額
	(2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき				5割相当額
	(3) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が主催し、又は共催する行事に利用するとき				全額
	(4) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき				5割相当額
	(5) 次に掲げるものが利用するとき ア 利用する日の属する年度の末日において 18 歳以下の者 イ 65 歳以上の者 ウ 18 歳未満の者又は 65 歳以上の者を主たる構成員とする団体				5割相当額
(6) 心身障がい者又は心身障がい者を主たる構成員とする団体が利用するとき				全額	
<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>					
減免内容の設定根拠は、不明である。 減免内容は、平成 21 年度以来改定されていない。					

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		68,924	74,481	79,083
減免実績	減免件数	334 件	385 件	418 件
	減免額	1,486	2,011	1,770

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	68,924	74,481	79,083
② その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	2,570	2,948	2,948
③ その他の収入 (庁舎等使用料 (事務所、電柱等) その他)	2,746	2,739	2,880
歳 入 計	74,240	80,168	84,911
④ 指定管理料	204,517	204,278	212,100
⑤ 人件費 (行政職員に係るもの)	3,810	3,634	3,780
⑥ 物件費 (委託料)	-	-	2,190
⑦ 物件費 (大規模修繕費)	170,386	150,000	32,292
⑧ 物件費 (緊急修繕費)	14,993	14,993	14,102
⑨ 物件費 (借損料)	7,963	7,963	3,215
⑩ 物件費 (事務費等)	151	555	9
歳 出 計	401,820	381,424	267,688

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	74,240	80,168	84,911
② 減免実績 [再掲]	1,486	2,011	1,770
収 益 計 (①+②)	75,726	82,179	86,681
③ 歳出計 [再掲]	401,820	381,424	267,688
④ 減価償却費	47,848	47,848	47,848
費 用 計 (③+④)	449,668	429,273	315,536
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	16.8%	19.1%	27.5%

## 視点1 施設の有効活用

### ① 有効活用の状況について

福岡市民会館（以下「市民会館」という。）は昭和38年に開館している。築50年を越えている現在も大ホールの稼働率は70%を超過しており、入場者数も平成26年度は40万人を超えている等、市民会館は市の文化振興の重要な拠点施設とする役割を、現在も継続して果たしていると考えられる。

ただし、現場調査を実施した結果、築50年を経過していることから次のような問題点が見受けられた。

#### (1) 問題点1 施設の老朽化

市は、市民会館について2007年度に施設の劣化に係る調査を実施し、調査結果を「調査報告書」として入手している。その「調査報告書」を元に2009年から10年間かけて改修の必要性が高いものから順次、改修を実施している。現在も計画は進行中であるが、特に緊急性が高い箇所については、全て改修済みとのことである。しかし、施設そのものがかかり古いため、下表のような問題が見られた。



老朽化による問題箇所	楽屋に繋がる廊下
現状	楽屋に繋がる廊下には雨漏りがしてくる箇所があり、修繕を繰り返しても同箇所から雨漏りがする。 2005年に発生した西方沖地震の影響により、楽屋へ繋がる廊下の一部が傾いているが、特に修繕の予定は無い。
現地写真 (平成27年9月14日撮影)	

#### (2) 問題点2 バリアフリー化の未対応、陳腐化による遊休スペースの存在について


建築年数が古いため、バリアフリー化の未対応や、現在では使用していない設備やスペースが存在しているといった問題が生じている。

バリアフリー化の未対応としては、2階及び3階に続くエレベーターが無いことが挙げられる。車いす利用者がある場合、指定管理者職員が数人がかりで車いすを抱えて階段を昇り降りするとのことであり、指定管理者によれば危険を伴うとのことである。

現在使用していない設備やスペースとしては、大ホール及び小ホールにあるクロークが挙げられる。現在はいずれもクロークとしては、ほぼ使用されておらず、大ホールの元クロークの一部は備品置き場として利用されていたが、小ホールのクロークは未使用であった。

現在使用していないスペース①	大ホールのクローク、小ホールのクローク	
現状	大ホールのクロークは一部備品置き場として利用されている。 小ホールのクロークは未使用である。	
現地写真 (平成 27 年 9 月 14 日撮影)		

また、市民会館は開館当時には国際会議場としての役割を担うことを目標としていたため、練習室Cには同時通訳ブースがある。しかし、当初の想定とは異なり、練習室Cは国際会議場としては殆ど使用されないまま、現在は練習室に改修されている。練習室Cに付属する同時通訳ブースは更衣室とされているが、室内は狭い上に暗い等利用するには不便であるため更衣室としての利用は殆どされておらず、実質的に遊休スペースである。

現在使用していないスペース②	練習室Cの元同時通訳ブース（現在の更衣室）	
現状	現在は更衣室としての用途であるが、殆ど利用されていない。	
現地写真 (平成 27 年 9 月 14 日撮影)		

さらに、映写室が大ホール、小ホールともに存在しているが、現在は既に使用していない映写機が置かれているのみの部屋であり、遊休スペースとなっていた。

現在使用していないスペース③	大ホール及び小ホールの映写室及びフィルム映写機	
現状	現在は利用されていない。	
現地写真 (平成 27 年 9 月 14 日撮影) 写真は小ホールの映写室である。		

### (3) 問題点3 遮音性能が低いことによる小ホールの利用制限について

市民会館の構造上の問題として、大ホールと小ホールはそれぞれ壁1枚を隔てた空間となっており相互に音漏れが生じている。大ホールは客席が1,770席と市内でも有数の観客席を有する施設であり利用率が高いことから、結果的に、大ホールの利用時に小ホールの利用を制限している状況である。

この影響で、平成26年度の大ホール稼働率は77.1%であるのに対し、小ホールの稼働率は28.1%とかなり低い。一方、利用制限日を除いた実質的な稼働率は大ホールが83.0%、小ホールが62.2%である。小ホールについては、利用制限日を考慮する前と後では34.1%もの差が生じているが、これは小ホールの利用制限日が180日と、利用可能日328日の50%以上を占める状況にあるためである。小ホールの稼働率が低いことに伴い、小ホール専用のグランドピアノも殆ど使用されていないとのことである。

#### <大ホール及び小ホールの稼働率>

	大ホール	小ホール
① 利用可能日(日)	328	328
② 利用日(日)	253	92
③ 制限日(日)	23	180
④ 稼働率A(②/①)	77.1%	28.1%
⑤ 稼働率B(②/(①-③))	83.0%	62.2%

※出所：「H26年度事業報告書」を基に監査人作成

### (4) 問題点4 既に使用されていない備品の未廃棄について

既に利用されていないが廃棄費用がかかる等の理由から、やむを得ず廃棄していない備品がある。例えば、「(2) 問題点2 バリアフリー化の未対応、陳腐化による遊休スペースの存在について」に記載したフィルム映写機である。長期間利用しておらず、再利用する可能性が極めて低いものは、適宜廃棄することが望ましいと考える。

監査の結果、前述の4点を問題点として認識した。

しかし、市は、市民会館の施設の老朽化に伴い、新たな拠点文化施設として再整備することを検討している。平成24年3月には「福岡市拠点文化施設基本構想」を策定し、この内容を踏まえ、今年度中に基本計画(案)を報告する予定である。この「福岡市拠点文化施設基本構想」を具体化した基本計画においては、現状の課題を踏まえた上で再整備を検討するとのことであり、現時点での特段の意見は差し控えることとする。

その他、本項について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

## 視点2 受益者負担のあり方

### ①(結果) 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について

#### 【現状】

市民会館における現在の減免制度(減免規定)について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、設定根拠・理由は不明であるとの回答を得た。そのため、減免根拠・理由を明文化した文書も保存されていない。

#### 【指摘事項】

本施設について使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市民会館条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

### ②(意見) 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について

#### 【現状】

現在の使用料について、設定根拠・理由を確認するため、それらの内容が確認できる資料の提出を依頼した。資料によれば、市民会館の使用料は、当初、運営経費を賄う方式等を検討した上で利用者の負担を考え、類似施設の料金等を考えあわせて決定されており、平成3年、平成7年、平成16年と3度改定されている。この資料により使用料の算定方法の概略は把握できた。ただし、設定根拠と考えられる「運営経費を賄う方法等」や「類似施設の料金等」の具体的な内容までは把握できなかった。

#### 【意見】

本施設における現在の使用料について、閲覧した文書により算定方法の概略は把握できた。また、使用料の根拠資料を有していない施設が複数ある中、根拠資料を保管していることについて一定の評価はできると考える。しかし、設定根拠の具体的な内容は不明であり、市民への説明責任を十分に果たせているとは考えにくい。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、使用料の根拠・理由は概略では足りず具体的な内容を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。



### ③（意見）楽屋の使用料の有料化について

#### 【現状】

市民会館には、大ホールと小ホールの2つのホールが存在し、ホールについてそれぞれ専用の楽屋が有る。楽屋1から楽屋9まで9つの楽屋が存在するが、このうち、楽屋1から楽屋7までは、大ホール専用の楽屋であり、楽屋8及び楽屋9は小ホール専用の楽屋である。

現在、市民会館では、楽屋の使用料を設定していない。

#### 【意見】

下記「⑤（意見）望ましい受益者負担割合の検討について」に記載のとおり、市民会館の受益者負担割合は望ましい受益者負担割合の水準を下回っていると考えられる。受益者負担割合を少しでも向上させるため、楽屋についても料金を設定することが考えられる。

近隣の市における同様の施設では楽屋料金を徴収しているところもあり、本市の施設である博多座についても楽屋料金が設定されている。

#### ＜楽屋の料金設定の有無＞

市民会館（本市）	春日市ふれあい文化センター（春日市）	まどかぴあ（大野城市）	博多座（本市）
無料	有料	有料	有料

※出所：各施設のホームページを参考に監査人作成

近隣施設の状況及び本市の施設で楽屋料金を徴収している事例があることを考えると、受益者負担割合の向上のために、市民会館においても額や料金を設定することが望ましい。

なお、楽屋使用料はホール使用料に含まれているとの見解もあると思われる。その場合には、市民会館の使用料を設定する際に、使用料算定根拠を明確にした上でホール使用料を楽屋使用料まで含めた金額として設定することが考えられる。

### ④（意見）駐車場使用料の有料化について

#### 【現状】

現在市民会館では駐車場使用料を設定していない。

指定管理者によれば、市民会館は福岡市の中心部に位置しており、立地的には、中心街から比較的近く、立地条件が良いため、市民会館利用者ではない車両の無断駐車が多数存在しているとのことである。

駐車場の有料化について所管部署に質問したところ、今後新施設の再整備構想がある中、現時点において駐車場料金を徴収するための設備投資は控えたいとの意向である。

#### 【意見】

指定管理者は、明らかに利用者ではない車両所有者に対して適宜注意を促している。しかし、無断駐車を全て把握し注意を促すことは困難であり、駐車場管理に支障をきたしているとの意見が出ている。

所管部署によれば、有料化のための設備投資は控えたいとのことであるが、現時点で駐車場の有料化についての具体的な検討はされていない。

新施設の再整備構想を踏まえると、早急な駐車場使用料の有料化についての対応は求めないが、今後新施設の再整備と併せて駐車場の有料化を具体的に検討することが望ましい。



## ⑤（意見）望ましい受益者負担割合の検討について

### 【現状】

現状の市民会館における受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて20%～30%程度の水準であった。

### 【意見】

市民会館は市民・文化・社会教育施設に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、市民・文化・社会教育施設の望ましい受益者負担割合はA・B・D（0%～25%）と考えられる。

市民会館は、「学術文化の向上等市民福祉の増進を図る」ことを目的としている（福岡市民会館条例第1条）。また、平成13年に制定された、「文化芸術振興基本法」にて文化芸術の振興に関し、地方公共団体の責務が明らかにされていることから、行政の関与が一定程度必要であると考ええる。しかし、福祉施設等と比較すると全ての市民にとって必需的とまでは言い切れず、そのため行政の関与は中程度と考える。

次に、市場性について、ホールと練習室では異なる考える。

#### (1) ホール

ホールについては、民間のホールも存在する。（例えば、キャナルシティ劇場等）しかし、民間のホールの中に、市民会館の大ホールほどの規模を有する施設は福岡市近隣には存在しない。このため、ホールの市場性は中程度と考える。

#### (2) 練習室

練習場については、民間の貸しスタジオも多数存在し、また、市の施設である、音楽・演劇練習場においても、その設置目的、趣旨は同様であると考えられることから、市場性は高いと考える。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は50%～75%（受益者負担マトリクスのE・H）と考えられる。

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

上記のとおり、現状の市民会館における受益者負担割合は過去3年間を通じて20%～30%程度の水準となっており、望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

このため、市は、本施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。

本施設においては、再整備が検討されているところであるため、今後の市民会館のあり方等を考慮した上で、望ましい受益者負担割合を模索し、使用料を検討していく必要がある。

また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

## XI. 福岡市美術館(044)

### <施設の概要>

施設名称	福岡市美術館			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市中央区大濠公園1番6号			
所管部署	美術館運営部運営課			
施設区分	市民・文化・社会教育施設			
開設年月日	昭和54年6月			
運営形態	市直営			
根拠条例等	福岡市美術館条例 福岡市美術館条例施行規則			
設置目的	市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため。 (福岡市美術館条例第1条)			
事業内容	(1) 美術作品その他の美術に関する資料(以下「美術作品等」という。)を収集し、保管し及び展示すること。 (2) 美術に関する調査及び研究を行うこと。 (3) 美術に関する展覧会、講演会、講習会等を開催し及びその奨励を行うこと。 (4) 施設の利用に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、美術館の設置の目的達成に必要なこと。 (福岡市美術館条例第2条)			
施設情報	土地	面積	25,906 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	- m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	25,906 m <sup>2</sup>	
		駐車場	無	
	建物等 (主な建物)	延床面積	14,526 m <sup>2</sup>	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上2階	
構造		鉄筋鉄骨コンクリート造		
建築年		昭和54年(1979年)		
	主な施設等	常設展示室、特別展示室、講堂・教養講座室、読書室		
利用時間等	午前9時30分から午後5時30分まで 7月1日から8月31日までの間においては、午後7時30分まで			
休館日等	毎週月曜日(祝日の場合は翌日)、12月28日から翌年1月4日まで			

### <施設の利用状況>

項目		H24年度	H25年度	H26年度
施設全体	総来館者数A ※無料来館者含む	520,175人	255,644人	344,999人
	開館日数B	307日	277日	306日
	1日当たり利用者数A/B	1,694人	923人	1,127人

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>			
	(1) 美術館が主催して展示する美術作品等を観覧しようとする者は、下記に定める観覧料を納付しなければならない。 (2) 教育委員会の許可を受けた美術に関する展覧会、講演会、講習会、研究会及び美術の創作等のため美術館の施設を利用しようとする者は、下記に定める額の使用料を徴収する。			
	<b>■金額 (単位：円) ※主なものを記載</b>			
	観覧料			
	区分		金額	
			個人      20人以上の団体	
	常設展示観覧	一般	200	150
		大学生・高校生	150	100
	特別展示観覧	1人につき2000円以内で教育委員会 が定める額		
	使用料			
	1. 展示室使用料			
	区分		単位	金額
	特別展示室	A	1日	31,000
		B	1日	6,800
	市民ギャラリー	1室1日		3,300
	2. 講義室等使用料			
	区分		単位	金額
	教養講座室、実技講座室、版画印刷工房室		1時間	900
	講堂		1時間	1,800
	<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>			
金額の設定根拠は、不明である。 使用料は、平成14年度以来改定されていない。				
使 用 料 の 減 免	<b>■減免の有無</b>			
	有			
	<b>■減免内容</b>			
	観覧料に係る減免			
	減免対象		減免額	
	(1) 市内の義務教育諸学校の児童又は生徒の引率者が当該義務教育諸学校の教育計画に基づき常設展示を観覧するとき		全額	
	(2) 障がい者又は特定疾患医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証若しくは小児慢性特定疾患医療受診券の交付を受けている者が常設展示を観覧するとき		全額	
	(3) 障がい者の介護者が常設展示を観覧するとき		全額 (介護者1人)	
	(4) 市内に居住する65歳以上の者が常設展示を観覧するとき		全額	
	(5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき		教育長が必要と認める額	
	使用料に係る減免			
	減免対象		減免額	
	(1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき		全額	
	(2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき		5割相当額	
	(3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関がその行事に利用するとき		全額	
	(4) 18歳未満の者を主体とする団体が利用するとき		5割相当額	
	(5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき		教育長が必要と認める額	
<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>				
減免内容の設定根拠は、不明である。 減免内容は、平成27年度に見直されている。				

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		18,923	17,597	17,850
減免実績	減免件数	43,221 件	16,874 件	31,648 件
	減免額	17,059	23,057	28,592

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	18,923	17,597	17,850
② その他の収入 (資料撮影等手数料、物品売払収入)	1,161	2,192	535
③ その他の収入 (国庫・県支出金)	2,980	43,100	-
④ その他の収入 (寄附金)	-	1,625	4,465
⑤ その他の収入 (諸収入)	14,090	3,837	4,837
歳 入 計	37,154	68,351	27,687
⑥ 人件費 (行政職員に係るもの)	67,728	57,340	67,192
⑦ 人件費 (嘱託員報酬、賃金、その他)	32,263	30,028	32,448
⑧ 物件費 (需用費、その他)	279,212	281,326	205,200
⑨ その他の支出 (負担金補助及び交付金、公課費)	218	156	162
⑩ その他の支出 (事業にかかる経費)	133,320	129,775	131,307
⑪ その他の物件費 (大規模修繕費)	69,770	155,129	112,455
歳 出 計	582,511	653,753	548,764

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	37,154	68,351	27,687
② その他の収入 (資料撮影等手数料、物品売払収入) [再掲]	1,161	2,192	535
③ その他の収入 (国庫・県支出金) [再掲]	2,980	43,100	-
④ その他の収入 (寄附金) [再掲]	-	1,625	4,465
⑤ 減免実績 [再掲]	17,059	23,057	28,592
収 益 計 (①-②-③-④+⑤)	50,071	44,491	51,278
⑥ 歳出計 [再掲]	582,511	653,753	548,764
⑦ その他の収入 (資料撮影等手数料、物品売払収入) [再掲]	1,161	2,192	535
⑧ その他の収入 (国庫・県支出金) [再掲]	2,980	43,100	-
⑨ その他の収入 (寄附金) [再掲]	-	1,625	4,465
⑩ 減価償却費	52,294	52,294	52,294
費 用 計 (⑥-⑦-⑧-⑨+⑩)	630,663	659,130	596,057
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	7.9%	6.8%	8.6%

## 視点1 施設の有効活用

### ① 有効活用の状況について

福岡市美術館（以下「市美術館」という。）は、近現代美術と古美術を収蔵・展示する美術館として昭和54年に開館したものである。開館以来、市民等のニーズに応える大規模な企画展、幅広く質の高いコレクションによる常設展示、展示と連動した講座・講演会の開催等様々な美術体験を提供している。また、市民の発表の場として市民ギャラリーを提供しており、市民のためのミュージアムとしての役割も果たしている。平成20年には開館以来の累計入館者数が2,000万人を達成する等、施設としての有効活用が十分に発揮されてきたと考えられる。

しかし、昭和54年の開館から36年が経過し、空調設備をはじめとする施設・設備の老朽化、収蔵庫等のスペース不足、ユニバーサル化の遅れ等様々な問題を抱えている。また、近年、美術館の役割も次第に変化してきており、これまで担ってきた文化芸術振興及び社会教育の拠点施設としての役割に加え、集客・観光施設としての役割を期待されている。

このような状況を踏まえ、市は、市美術館に係る問題の解決及び施設の魅力向上を図るため、平成24年11月に「福岡市美術館リニューアル基本計画」を策定し、リニューアルに当たっての方針や基本的な改修・運営計画等についてまとめている。その後、リニューアルに係る事業手法についてPFI方式により実施することを決定するとともに、平成27年10月には事業者を決定し、平成30年度のリニューアルオープンを目指し進んでいるところある。市美術館で採用されているPFI事業は、PFI法に基づき、事業者が施設の設計及び改修を行い、維持管理・運営業務を行う方式（RO：Rehabilitate Operate）により実施される。

監査の結果、現状の市美術館において、次の3点が課題として抽出された。

#### <監査で抽出した課題>

No	内容
①	施設の1階にある「講堂」「実技講座室」「版画印刷工房室」の稼働率が低く、「講堂」27.8%、「実技講座室」0%、「版画印刷工房室」17.9%（いずれも使用日数/開館日数で算定。H26年度実績）となっている。市によれば、市民ニーズの変化、施設の老朽化等の要因により稼働率が低くなっていると同時に、「実技講座室」については、リニューアル工事準備の理由によりH25年8月から閉鎖しているとのことである。利便性を向上させ、市民等による利用を促すことが望ましい。
②	入居しているレストランについて、事業者の見直し等については今まで特段実施されておらず、利用者のニーズに応じたサービスが提供されているか等の検証は実施されていない。サービス水準の検証等を定期的に行うことが望ましい。
③	現在駐車場が無料である。有料化の検討を行うことが望ましい。

しかし、これらの課題は「福岡市美術館リニューアル基本計画」において、課題として認識されており、市は、これらを踏まえたくえでリニューアル事業を進めている。このため、現時点での特段の意見は差し控えることとする。

その他、本項について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

## 視点2 受益者負担のあり方

### ①（結果）使用料の設定根拠の明確化及び明文化について

#### 【現状】

市美術館における現在の使用料には、観覧料、展示室使用料及び講義室等使用料がある。当該使用料について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、設定根拠は不明であるとの回答を得た。したがって、使用料の設定根拠・理由を明文化した資料は保存されていない。

#### 【指摘事項】

本施設について使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市美術館条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

### ②（結果）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について

#### 【現状】

市美術館における現在の減免制度（減免規定）について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、下記「③（意見）特別決裁による減免内容の条例又は施行規則への明文化について」に記載のとおり、特別決裁を除き、減免理由は子どもの教育、障がい者や高齢者の福祉向上、市の施策の推進への寄与などであるとの回答を得た。しかし、各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

#### 【指摘事項】

本施設について使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市美術館条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。



### ③（意見）特別決裁による減免内容の条例又は施行規則への明文化について

#### 【現状】

市美術館の観覧料に係る減免については福岡市美術館条例及び同施行規則に次のとおり規定されている。市は、同施行規則第 21 条第 1 項第 5 号の「教育長が特に必要と認めるとき」の減免については、教育長による特別決裁により方針を決定し運用している。

#### <福岡市美術館条例における減免規定>

(観覧料等の減免)
第 13 条 教育委員会は、特別の理由があると認める場合は、観覧料等を減免することができる。

※出所：「福岡市美術館条例」

#### <福岡市美術館条例施行規則における減免規定>

(観覧料の減免)
第 21 条 条例第 13 条の規定による観覧料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。
(1) 市内の義務教育諸学校の児童又は生徒の引率者が当該義務教育諸学校の教育計画に基づき常設展示を観覧するとき 当該観覧料の全額
(2) 障がい者(療育手帳、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)に規定する身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「療育手帳等」という。)の交付を受けている者をいう。以下同じ。)又は特定疾患医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証若しくは小児慢性特定疾患医療受診券(以下「医療受給者証等」という。)の交付を受けている者が常設展示を観覧するとき 当該観覧料の全額
(3) 障がい者の介護者が常設展示を観覧するとき 介護者 1 人の当該観覧料の全額
(4) 市内に居住する 65 歳以上の者が常設展示を観覧するとき 当該観覧料の全額
(5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき 教育長が必要と認める額

※出所：「福岡市美術館条例施行規則」

平成 26 年度において、教育長による特別決裁を受けた減免の一覧は次のとおりであり、数も多く、内容も様々である。

#### <市美術館観覧料減免一覧>

区分	種別	対象者	減免後の額	開始時期	減免適用期間
常設展示	交通事業者	地下鉄利用者	団体割引料金	H17. 2. 3	期限無し
		「ぐりーん」1 日乗車券	団体割引料金	H20. 9. 22	期限無し
		FUKUOKA 体験バス TICKET	団体割引料金	H23 年 4 月 28 日	期限無し
		「FUKUOKA OPEN TOP BUS」チケット	団体割引料金	H24 年 3 月 24 日	期限無し
		FUKUOKA 1 DAY PASS	団体割引料金	H25 年 2 月下旬	期限無し
		福岡市内公共交通 1 日フリー乗車券 (外国人専用) : 本格実施	団体割引料金	H25 年 10 月 1 日	期限無し
	JR 利用旅行商品購入者	団体割引料金	H26 年 4 月 1 日	H27 年 3 月 31 日まで	
他都市連		北九州市の 65 歳以上 (4 市交流連携へ)	無料	H14 年 7 月 1 日	期限無し



区分	種別	対象者	減免後の額	開始時期	減免適用期間
	携	熊本市、鹿児島市の65歳以上（4市交流連携へ）	無料	H21年4月1日	期限無し
		北九州市、鹿児島市友の会	団体割引料金	H23年4月1日	期限無し
	観光客	ビジターズガイドブック（外国人向け・ウェルカムカード）	団体割引料金	H11年1月	期限無し
		観光ガイドブック（日本人向け）	団体割引料金	H24年4月1日	期限無し
	事業連携	「福岡ミュージアムウィーク」開催期館中	無料	H21年5月	期限無し
		3館連携リーフレット	団体割引料金	H23年3月末	H27年3月31日まで
		文化の日	無料	H11年10月1日	期限無し
		幼稚園・保育園等の児童の引率者（市外も含む）	無料	H25年1月1日	期限無し
		児童・生徒の市外の引率者	無料	H14年4月1日	期限無し
		美術館・アジア美術館ボランティア、博物館ワークショップサポーター	無料	H25年4月1日	期限無し
		賛助会「わの会」会員	無料	H26年4月1日	期限無し
		福岡県職員互助会	団体割引料金	H15年4月1日	期限無し
		第1回「福岡検定」合格者（初級、中級）	団体割引料金	H26年4月1日	H27年3月31日まで

※出所：「平成26年度市美術館の観覧料減免について」

### 【意見】

多くの条例や施行規則において、減免に関し「教育長が特に必要と認めるとき」のような、いわゆる包括条項が設けられている趣旨は、市を取り巻く経済情勢や各事業が直面する課題が日々変化する中で、減免についても弾力的に運用する余地を残しておくためであると考えられる。

しかし、使用料は市民の公平な負担によって成り立っている以上、減免内容の決定に当たっては、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、決定した減免内容については、市民に対する説明責任の観点から、条例や施行規則で極力明瞭にしておくことが望ましい。よって、特別決裁による減免内容は、可能な限り限定的にすべきである。

【現状】に記載したとおり、特別決裁の中には期限を設けていないものも多い。また特別決裁による減免対象者及び金額は施設パンフレット等に記載があるものの、特別決裁の詳細な内容及び減免根拠は市の内部文書であり、外部に広く公表されているわけではない。

このため、市民に対する説明責任を担保するため、特別決裁による減免内容が現状に照らして適切か検討の上、長期的に減免するようなものについては、条例や施行規則で明文化することが望まれる。

#### ④（意見）望ましい受益者負担割合の検討について

##### 【現状】

現状の市美術館における受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて10%未満の水準であった。

##### 【意見】

市美術館の施設区分は市民・文化・社会教育施設に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、市民・文化・社会教育施設の望ましい受益者負担割合はB・E（25%～50%）と考えられる。

市美術館は、美術を通じて市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するためことを目的として設置されており、行政の関与が必要であると考え。ただし、美術館は全ての市民にとって必要とまでは言い切れず、関与の度合いは中程度と考える。

また、事業自体も民間で一般的に提供される事業ではなく、収益性を高める性質ではないことから市場性は低いと考える。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は25%（受益者負担割合マトリクスのB）と考えられる。

**＜受益者負担割合マトリクス＞**

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

上記のとおり、現状の市美術館における受益者負担割合は過去3年間を通じて10%未満の水準となっており、望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

このため、市は、本施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。本施設においては、リニューアル事業が進められているところであり、今後の美術館における運営の効率化及び魅力向上に具体的に取り組まれているため、併せて望ましい受益者負担割合を模索し使用料を検討していくことが望まれる。

また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

## XII. 福岡アジア美術館 (045)

### <施設概要>

施設名称	福岡アジア美術館			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市博多区下川端町 3-1			
所管部署	アジア美術館事業管理部管理課			
施設区分	市民・文化・社会教育施設			
開設年月日	平成 10 年 12 月 24 日			
運営形態	市直営			
根拠条例等	福岡アジア美術館条例 福岡アジア美術館条例施行規則			
設置目的	アジアの美術を通じてアジアの人々と交流する場を市民に提供することにより、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的としている。 (福岡アジア美術館条例第 1 条)			
事業内容	(1) アジアの美術に関する交流活動を行うこと。 (2) アジアの美術に関する調査及び研究を行うこと。 (3) アジアの美術作品その他の美術に関する資料(以下「美術作品等」という。)を収集し、保管し、及び展示すること。 (4) アジアの美術に関する展覧会を開催し、及びその奨励を行うこと。 (5) アジアの美術に関する講演会、講習会等の開催、情報の提供及び出版等の普及活動を行うこと。 (6) 施設の利用に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、アジア美術館の設置目的を達成するために必要と認められる事業 (福岡アジア美術館条例第 2 条)			
施設情報	土地	面 積	1,814 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	1,814 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
	駐 車 場	無		
	建物等 (主な建物)	延 床 面 積	9,101 m <sup>2</sup>	
		所 有 状 況	市有物件	
		階 層	地上 2 階、地下 1 階	
構 造		鉄骨鉄筋コンクリート造		
建 築 年	平成 10 年 (1998 年)			
主 な 施 設 等	1 階及び 7 階、8 階を区分所有 企画ギャラリー、アジアギャラリー、交流 ギャラリー、あじびホール			
利用時間等	午前 10 時開館 午後 8 時閉館			
休館日等	毎週水曜日 (水曜が休日の場合はその翌平日)、 年末・年始 (12 月 26 日～1 月 1 日)			

### <施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総来館者数 A ※無料来館者含む	323,839 人	356,667 人	252,330 人
	開館日数 B	313 日	311 日	288 日
	1 日当たり利用者数 A/B	1,035 人	1,147 人	876 人

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>						
	アジアギャラリー、企画ギャラリー、交流ギャラリー、交流スタジオ又はあじびホールにおいて観覧料又は使用料を徴収する。						
	<b>■金額（単位：円）※主なものを記載</b>						
	1. 美術作品等観覧料						
	区分		個人		20人以上の団体		
	常設展示観覧	一般	200		1人につき 150		
		大学生・高校生	150		1人につき 100		
	特別展示観覧		1人につき 2,000円以内で教育委員会が定める額				
	2. 企画ギャラリー等使用料						
	区分		単位		金額		
	企画ギャラリー	A	1日		10,800		
		B	1日		9,300		
		C	1日		8,400		
		全室	1日		28,500		
	交流ギャラリー		1日		10,600		
	交流スタジオ		1日		9,000		
	3. あじびホール使用料						
	区分	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00
	平日	6,400	12,800	16,000	16,000	28,800	32,000
	土日祝日	7,680	15,360	19,200	19,200	34,560	38,400
<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>							
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。使用料は、施設開設以来改定されていない。							
使 用 料 の 減 免	<b>■減免の有無</b>						
	有						
	<b>■減免内容</b>						
	観覧料に係る減免						
	減免対象				減免額		
	(1) 市内の義務教育諸学校の児童又は生徒の引率者が当該義務教育諸学校の教育計画に基づき常設展示を観覧するとき				全額		
	(2) 障がい者又は特定疾患医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証若しくは小児慢性特定疾患医療受診券の交付を受けている者が常設展示を観覧するとき				全額		
	(3) 障がい者の介護者が常設展示を観覧するとき				介護者1人の観覧料の全額		
	(4) 市内に居住する65歳以上の者が常設展示を観覧するとき				全額		
	(5) 前各号のほか、教育長が特に必要と認めるとき				教育長が必要と認める額		
	使用料に係る減免						
	減免対象				減免対象		
	(1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき				全額		
	(2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき				使用料の額に0.5を乗じて得た額		
	(3) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関がその行事に利用するとき				全額		
	(4) 18歳未満の者を主体とする団体が利用するとき				使用料の額に0.5を乗じて得た額		
	(5) 前各号のほか、教育長が特に必要と認めるとき				教育長が必要と認める額		
<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>							
減免内容の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の情報を基に設定している。減免内容は、平成27年度に見直ししている。							

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		15,134	10,729	13,865
減免実績	減免件数	3,080 件	2,591 件	1,019 件
	減免額	7,524	5,482	4,848

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	15,134	10,729	13,865
② その他の収入 (行政目的外使用)	3,154	3,014	2,781
③ その他の収入 (財政目的外使用に伴う光熱水費, 駐車場分配金等)	4,797	19,335	5,752
④ その他の収入 (国庫支出金・寄付金等)	8,840	9,462	15,418
歳 入 計	31,924	42,540	37,817
⑤ 人件費 (行政職員に係るもの)	42,330	40,380	41,995
⑥ 人件費 (嘱託員報酬に係るもの)	30,052	30,054	30,155
⑦ 人件費 (共済費、賃金等)	6,549	6,778	7,075
⑧ 物件費 (委託料)	99,383	98,369	98,847
⑨ 物件費 (需用費、使用料、賃借料等)	55,315	53,264	52,383
⑩ その他の支出 (役務費、補助金等)	176,053	176,410	187,766
⑪ その他の支出 (緊急修繕費等)	2,606	5,696	27,052
歳 出 計	412,288	410,950	445,272

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	31,924	42,540	37,817
② その他の収入 (国庫支出金・寄付金等) [再掲]	8,840	9,462	15,418
③ 減免実績 [再掲]	7,524	5,482	4,848
収 益 計 (①-②+③)	30,609	38,560	27,246
④ 歳出計 [再掲]	412,288	410,950	445,272
⑤ その他の収入 (国庫支出金・寄付金等) [再掲]	8,840	9,462	15,418
⑥ 減価償却費	129,007	129,007	129,007
費 用 計 (④-⑤+⑥)	532,455	530,495	558,861
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	5.7%	7.3%	4.9%

## 視点1 施設の有効活用

### ①（意見）アンケート結果を活用した施設の有効活用に対する取組について

#### 【現状】

福岡アジア美術館（以下「アジア美術館」という。）は、アジアとの交流への先進的な取組のひとつとして1999年に誕生している。アジアの近現代の美術作品を系統的に収集し展示する世界に唯一の美術館であり、日本をはじめ、アジア、世界からの注目を集めている。

福岡の都心にあり、その立地を活かすため、閉館時間は20時と他の類似施設よりも遅めに設定し、平日の集客にも努めている。

過去5年間のアジア美術館の観覧者・入場者数は次のとおりである。あじびホールは、その立地から周辺企業が会議室として利用したいとの打診があるが、美術館の設立目的にそぐわないという理由から、使用は許可していない。一方、文化の枠は広くとらえており、アジアの美術に制限せず使用を許可しているとのことである。

なお、アジア美術館において観覧者・入場者数の推移は把握しているが、稼働率の把握はしていない。

#### <観覧者・入場者数の推移>

年度	H22	H23	H24	H25	H26	
開館日数	307日	311日	313日	311日	288日	
常設展	40,820人	62,267人	66,876人	54,509人	39,412人	
	特別企画展	57,272人	57,101人	54,893人	204,388人	61,915人
	企画ギャラリー	43,814人	113,113人	150,629人	48,657人	119,411人
	交流ギャラリー	40,107人	36,968人	37,372人	35,930人	21,894人
観覧者合計	182,013人	269,449人	309,770人	343,484人	242,632人	
あじびホール	10,198人	12,750人	14,069人	13,183人	9,698人	
入場者総計	192,211人	282,199人	323,839人	356,667人	252,330人	

※出所：「利用状況報告書」

アジア美術館が平成24年11月に実施したアンケートによれば、来館回数は次のとおりであり、2回以上の観覧者、市外からの観覧者も多いことがわかる。

#### <来館回数>

調査数計	初めて	2～5回	2～5回	2～5回	無回答
503人	209人	204人	43人	47人	-
100.0%	41.6%	40.6%	8.5%	9.3%	-

※出所：「調査の結果」

#### <居住地別 来館回数>

調査数計	福岡市内	福岡県内の他市町村	九州内の他県	九州以外の都道府県	海外
503人	186人	213人	63人	40人	1人
100.0%	37.0%	42.3%	12.5%	8.0%	0.2%

※出所：「調査の結果」

#### 【意見】

アジア美術館では来館者を対象としたアンケートを実施しているが、アンケート結果は

施設の有効活用に具体的に活かされていない。

来館者数は主催事業の認知度にも影響を受けるが、施設が実施しているアンケート結果によれば、広報等を更に工夫することでより集客を期待でき、更なる施設の有効活用が期待できると考えられる。具体的には、次のような方策が考えられる。アジア美術館は、市外、県外からの来館者や、リピーターも多い美術館であり、魅力もあるといえる。

＜広報活動の工夫で利用が増えると考えられる事項＞

アンケート項目	アンケート結果（%：回答の割合）	具体的な方策
20時まで開館していることを知っているか	知らない 72.4%	美術館は閉館時間が早いのが一般的なイメージである。 TVやインターネット等を通じて、より積極的にアピールすることが望ましい。
特別展示観覧の観覧券を使ってアジアギャラリーを観覧していない理由	(主なもの) ・特別展示観覧の観覧券で入場できると知らなかった 38.4% ・内容を知らなかった 30.5%	特別展示観覧者へのチケット配布時に積極的に声かけ等を行い、周知を徹底することが望ましい。
カフェがあることを知っているか	・カフェがあることを知らなかったため利用しなかった 69.2%	来館者への案内や、ホームページを工夫して周知することが望ましい。
ミュージアムショップがあることを知っているか	・ミュージアムショップがあることを知らなかったため利用しなかった 46.5%	来館者への案内や、ホームページを工夫して周知することが望ましい。

今後は、施設が実施したアンケートの結果を活用し、上記のような具体的な取組を実施していき、施設の有効活用をさらに進めていくことが望まれる。



## 視点2 受益者負担のあり方

### ①（結果）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について

#### 【現状】

アジア美術館における現在の減免制度（減免規定）について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、市美術館等と足並みをそろえており、減免理由は子どもの教育、障がい者や高齢者の福祉向上、市の施策の推進への寄与などであるとの回答を得た。しかし、各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

#### 【指摘事項】

本施設について使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡アジア美術館条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

### ②（意見）使用料の設定根拠の明確化及び明文化について

#### 【現状】

アジア美術館における現在の使用料について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、市美術館等の類似施設や近隣施設等の使用料を基に設定しているとの回答を得た。

所管部署から提出のあった使用料設定根拠資料は次のとおりである。市美術館等の類似施設の使用料の平米当たり単価に、アジア美術館の面積を乗じて算定しているが、アジア美術館の立地の良さを加味し、2千円加算している。ただし、所管部署によれば、立地の良さから加算している2千円の金額の根拠は不明であった。

また、これは使用料設定検討時の資料であり、最終決定時の資料ではない。最終的な使用料は下記の使用料の面積按分計算をより正確に行ったうえで設定しているとのことであるが、その書類は保存されていなかった。

<使用料設定の根拠資料>

[展示室]

(2) 設定料金

	区分	単位	使用料
企画ギャラリー	A (319 m <sup>2</sup> )	1 日	9,800 円
	B (273 m <sup>2</sup> )	1 日	8,700 円
	C (235 m <sup>2</sup> )	1 日	7,800 円
	1 室 (823 m <sup>2</sup> )	1 日	26,000 円
交流ギャラリー	1 室 (321 m <sup>2</sup> )	1 日	10,000 円

ア. 本館同様、1 日を単位とし、使用時間は 10:00~20:00 とする。

イ. 企画ギャラリーは、3 分割した 1 室を使用許可単位とする。

ウ. 収益を伴う事業は、使用料単位を 2 倍とする。

<<積算根拠>>

本館の使用料単価を基礎とし、面積、立地条件、設備仕様の要素を加算する。

- [加算要素] 1. 利用時間が長い(光熱水費) 2. 都心に位置し、利便性が良い  
3. 証明等の設備がより高度な最新施設である

企画ギャラリー-A: 319 m<sup>2</sup> × (本館特別展示室 A の単価) 24.4 円/m<sup>2</sup>・日 + (加算分) 2,000 円 ≒ 9,800 円/日

企画ギャラリー-B: 273 m<sup>2</sup> × 24.4 円/m<sup>2</sup>・日 + 2,000 円 ≒ 8,700 円/日

企画ギャラリー-C: 236 m<sup>2</sup> × 24.4 円/m<sup>2</sup>・日 + 2,000 円 ≒ 7,800 円/日

企画ギャラリー-室全体 : 9,800 円 + 8,700 円 + 7,800 円 ≒ 26,000 円/日 (31.4 円/m<sup>2</sup>)

交流ギャラリー-室 321 m<sup>2</sup> × (企画ギャラリー-室単価) 31.4 円/m<sup>2</sup>・日 ≒ 10,000 円/日

[交流スタジオ]

(2) 設定料金

	区分	単位	金額
交流スタジオ	1 室 (188 m <sup>2</sup> )	1 日	8,000 円

展示室同様、1 日 (10:00~20:00) を単位とし、収益を伴う事業は、使用料単位を 2 倍とする。

<<積算根拠>>

制作活動を伴うため、一般展示のみの場合よりも施設の損傷、活動経費の増を伴うので、補修・維持経費の負担を考慮する(清掃、補修、水道・電気料、等)

(面積) 188 m<sup>2</sup> × (企画ギャラリー-室単価) 31.4 円/m<sup>2</sup> + (補修維持負担分) 2,000 円 ≒ 8,000 円/日

※出所:「福岡アジア美術館条例、規則に関わる料金設定の概要」

【意見】

本施設における現在の使用料について、閲覧した文書により設定根拠・理由の概略は把握できたが、加算要素の 2 千円の根拠は不明確である。また、最終的な使用料に関する設定根拠の書類が保存されていなかった。このため、設定根拠の具体的な内容は不明であり、市民への説明責任を十分に果たせているとは考えにくい。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、使用料の根拠・理由は概略では足りず具体的な内容を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。

### ③（意見）特別決裁による減免内容の条例又は施行規則への明文化について

#### 【現状】

アジア美術館の観覧料に係る減免については福岡アジア美術館条例及び同施行規則に次のとおり規定されている。市は、規則第 18 条第 1 項第 5 号の「教育長が特に必要と認める額」の減免については、教育長による特別決裁により方針を決定し運用している。

#### <福岡アジア美術館条例における減免規定>

(観覧料等の減免)
第 14 条 教育委員会が特別な理由があると認めるときは、観覧料等を減免することができる。

※出所：「福岡アジア美術館条例」

#### <福岡アジア美術館条例施行規則における減免規定>

(観覧料の減免)
第 18 条 条例第 14 条の規定による観覧料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。
(1) 市内の義務教育諸学校の児童又は生徒の引率者が当該義務教育諸学校の教育計画に基づき常設展示を観覧するとき 当該観覧料の全額
(2) 障がい者(療育手帳、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)に規定する身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「療育手帳等」という。))の交付を受けている者をいう。以下同じ。)又は特定疾患医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証若しくは小児慢性特定疾患医療受診券(以下「医療受給者証等」という。))の交付を受けている者が常設展示を観覧するとき 当該観覧料の全額
(3) 障がい者の介護者が常設展示を観覧するとき 介護者 1 人の当該観覧料の全額
(4) 市内に居住する 65 歳以上の者が常設展示を観覧するとき 当該観覧料の全額
(5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき 教育長が必要と認める額

※出所：「福岡アジア美術館条例施行規則」

平成 26 年度において、教育長による特別決裁を受けた減免の一覧は次のとおりであり、数も多く、内容も様々である。

#### <アジア美術館観覧料減免一覧>

区分	種別	対象者	減免後の額	開始時期	減免適用期間
常設展示	交通事業者	地下鉄利用者	団体割引料金	H17. 2. 3	期限無し
		「ぐりーん」1 日乗車券	団体割引料金	H20. 9. 22	期限無し
		FUKUOKA 体験バス TICKET	団体割引料金	H23 年 4 月 28 日	期限無し
		「FUKUOKA OPEN TOP BUS」チケット	団体割引料金	H24 年 3 月 24 日	期限無し
		FUKUOKA 1 DAY PASS	団体割引料金	H25 年 2 月下旬	期限無し
		福岡市内公共交通 1 日フリー乗車券(外国人専用): 本格実施	団体割引料金	H25 年 10 月 1 日	期限無し
他都市連携		北九州市の 65 歳以上(4 市交流連携へ)	無料	H14 年 7 月 1 日	H24 年 10 月 3 日まで
		熊本市、鹿児島市の 65 歳以	無料	H21 年 4 月 1 日	H24 年 10 月 3 日

区分	種別	対象者	減免後の額	開始時期	減免適用期間	
		上（4市交流連携へ）			まで	
		北九州市、鹿児島市友の会	団体割引料金	H23年4月1日	期限無し	
	観光客	ビジターズガイドブック （外国人向け・ウェルカムカード）	団体割引料金		H11年1月	期限無し
		観光ガイドブック（日本人向け）	団体割引料金		H24年4月1日	期限無し
	事業連携	「福岡ミュージアムウィーク」開催期館中	無料		H21年5月	期限無し
		3館連携リーフレット	団体割引料金		H23年3月末	H27年3月31日まで
		文化の日	無料		H11年10月1日	期限無し
		幼稚園・保育園等の児童の引率者（市外も含む）	無料		H25年1月1日	期限無し
		児童・生徒の市外の引率者	無料		H14年4月1日	期限無し
		美術館・アジア美術館ボランティア、博物館ワークショップサポーター	無料		H25年4月1日	期限無し
		賛助会「わの会」会員	無料		H26年4月1日	期限無し
		福岡県職員互助会	団体割引料金		H15年4月1日	期限無し
		第1回「福岡検定」合格者（初級、中級）	団体割引料金		H26年4月1日	H27年3月31日まで

※出所：「平成26年度福岡アジア美術館の観覧料減免について」

### 【意見】

多くの条例や施行規則において、減免に関し「教育長が特に必要と認めるとき」のような、いわゆる包括条項が設けられている趣旨は、市を取り巻く経済情勢や各事業が直面する課題が日々変化する中で、減免についても弾力的に運用する余地を残しておくためであると考えられる。

しかし、使用料は市民の公平な負担によって成り立っている以上、減免内容の決定に当たっては、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、決定した減免内容については、市民に対する説明責任の観点から、条例や施行規則で極力明瞭にしておくことが望ましい。よって、特別決裁による減免内容は、可能な限り限定的にすべきである。

【現状】に記載したとおり、特別決裁の中には期限を設けていないものも多い。また特別決裁による減免対象者及び金額は施設パンフレット等に記載があるものの、特別決裁の詳細な内容及び減免根拠は市の内部文書であり、外部に広く公表されているわけではない。

このため、市民に対する説明責任を担保するため、特別決裁による減免内容が現状に照らして適切か検討の上、長期的に減免するようなものについては、条例や施行規則で明文化することが望まれる。

#### ④（意見）望ましい受益者負担割合の検討について

##### 【現状】

現状のアジア美術館における受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて5%程度の水準であった。

##### 【意見】

アジア美術館の施設区分は市民・文化・社会教育施設に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、市民・文化・社会教育施設の望ましい受益者負担割合はB・E（25%～50%）と考えられる。

アジア美術館は、アジアの美術を通じてアジアの人々と交流する場を市民に提供することにより、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的として設置されており、行政の関与が必要であると考え。ただし、美術館は全ての市民にとって必要とまでは言い切れず、関与の度合いは中程度と考える。

また、事業自体も民間で一般的に提供される事業ではなく、収益性を高める性質ではないことから市場性は低いと考える。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は25%（受益者負担割合マトリクスのB）と考えられる。

**＜受益者負担割合マトリクス＞**

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

上記のとおり、現状のアジア美術館における受益者負担割合は過去3年間を通じて5%程度の水準となっており、望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

このため、市は、本施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。

また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

XIII. 福岡市博物館(046)

<施設の概要>

施設名称	福岡市博物館			
現地視察	対象			
所在地	早良区百道浜 3-1-1			
所管部署	博物館事業管理部管理課			
施設区分	市民・文化・社会教育施設			
開設年月日	平成2年10月18日			
運営形態	市直営			
根拠条例等	福岡市博物館条例 福岡市博物館条例施行規則			
設置目的	市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため。 (福岡市博物館条例第1条)			
事業内容	(1) 歴史、民俗等に関する資料(以下「博物館資料」という。)を収集し、保管し、及び展示すること。 (2) 博物館資料に関する調査及び研究を行うこと。 (3) 博物館資料に関する展覧会、講演会、講習会等を開催し、及びその奨励を行うこと。 (4) 施設の利用に関すること。 (5) そのほか、博物館の設置の目的達成に必要なこと。 (福岡市博物館条例第2条)			
施設情報	土地	面積	50,649 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	50,649 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
		駐車場	有(無料)	
	建物等 (主な建物)	延床面積	10,089 m <sup>2</sup>	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上2階	
構造		鉄筋鉄骨コンクリート造		
建築年		昭和63年(1988年)		
	主な施設等	常設展示室、企画展示室、特別展示室、体験学習室、読書室		
利用時間等	午前9時30分から午後5時30分まで 7月1日から8月31日までの間においては、午後7時30分まで			
休館日等	毎週月曜日(祝日の場合は翌日)、12月28日から翌年1月4日まで			

<施設の利用状況>

項目		H24年度	H25年度	H26年度
施設全体	常設展 来館者数	101,041人	143,399人	135,529人
	特別展 来館者数	142,397人	323,795人	273,286人
	総来館者合計A ※無料来館者含む	243,438人	467,194人	408,815人
	開館日数B	302日	305日	306日
	1日当たり利用者数A/B	806人	1,532人	1,336人



<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>			
	(1) 博物館が主催して展示する博物館資料を観覧しようとする者は、下記に定める額の観覧料を納付しなければならない			
	(2) 教育委員会の許可を受けた、博物館資料に関する展覧会、講演会、講習会、研究会等のため博物館の施設を利用しようとする者からは、下記に定める額の使用料を徴収する。			
	<b>■金額 (単位：円) ※主なものを記載</b>			
	観覧料			
	区分		金額	
			個人	20人以上の団体
	常設展示観覧	一般	200	1人につき150
		大学生・高校生	150	1人につき100
	特別展示観覧		1人につき2,000円以内で教育委員会が定める額	
	使用料			
	1. 特別展示使用料			
	区分		単位	金額
	特別展示室A		1日	30,000
	特別展示室B		1日	6,800
	2. 講座室等使用料			
	区分	金額	区分	金額
講座室1	1時間 1,450	講座室3	1時間 550	
講座室2	1時間 650	講座室4	1時間 1,800	
<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>				
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。平成14年度以来、使用料の改定は行われていない。				
使用料の減免	<b>■減免の有無</b>			
	有			
	<b>■減免内容</b>			
	観覧料に係る減免			
	減免対象			減免額
	(1) 市内の義務教育諸学校の児童又は生徒の引率者が当該義務教育諸学校の教育計画に基づき常設展示を観覧するとき			全額
	(2) 障がい者手帳の交付を受けている者が常設展示を観覧するとき			全額
	(3) 障がい者の介護者が常設展示を観覧するとき			全額 (介護者1人)
	(4) 市内に居住する65歳以上の者が常設展示を観覧するとき			全額
	(5) その他、教育長が特に必要と認めるとき			教育長が必要と認める額
	使用料に係る減免			
	減免対象			減免額
	(1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき			全額
	(2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき			5割相当額
	(3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関がその行事に利用するとき			全額
	(4) 18歳未満の者を主体とする団体が利用するとき			5割相当額
	(5) その他、教育長が特に必要と認めるとき			教育長が必要と認める額
<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>				
減免内容の設定根拠類は、設定根拠は不明である。減免内容は、平成27年度に見直されている。				



<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		9,885	15,456	16,862
減免実績	減免件数	4,966 件	9,715 件	10,869 件
	減免額	993	1,943	2,174

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	9,885	15,456	16,862
② その他の収入 (手数料、物品売払収入)	2,173	3,362	4,012
③ その他の収入 (国庫・県支出金)	-	110,000	-
④ その他の収入 (寄附金)	2,500	2,200	3,500
⑤ その他の収入 (諸収入)	8,687	10,580	20,042
歳 入 計	23,245	141,597	44,416
⑥ 人件費 (行政職員に係るもの)	42,330	40,380	41,995
⑦ 人件費 (嘱託員報酬、賃金、報償費)	54,988	54,947	54,786
⑧ 物件費 (需用費、その他)	542,746	830,818	411,376
⑨ その他の支出 (負担金補助及び交付金、公課費)	19,266	21,124	13,029
⑩ その他の支出 (事業にかかる経費)	326,025	305,828	289,665
歳 出 計	985,356	1,253,097	810,850

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	23,245	141,597	44,416
② その他の収入 (手数料、物品売払収入) [再掲]	2,173	3,362	4,012
③ その他の収入 (国庫・県支出金) [再掲]	-	110,000	-
④ その他の収入 (寄附金) [再掲]	2,500	2,200	3,500
⑤ 減免実績 [再掲]	993	1,943	2,174
収 益 計 (①-②-③-④+⑤)	19,566	27,978	39,078
⑥ 歳出計 [再掲]	985,356	1,253,097	810,850
⑦ その他の収入 (手数料、物品売払収入) [再掲]	2,173	3,362	4,012
⑧ その他の収入 (国庫・県支出金) [再掲]	-	110,000	-
⑨ その他の収入 (寄附金) [再掲]	2,500	2,200	3,500
⑩ 減価償却費	81,583	81,583	81,583
費 用 計 (⑥-⑦-⑧-⑨+⑩)	1,062,265	1,219,118	884,920
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	1.8%	2.3%	4.4%

## 視点1 施設の有効活用

### ①（意見）博物館に係る総合的評価の実施及び評価結果等の開示について

#### 【現状】

施設の有効活用の状況を把握するため、所管部署へ福岡市博物館（以下「博物館」という。）の実施事業の成果の把握及び評価が分かる資料を依頼した。所管部署からは、市が全庁的に実施する事務事業点検において作成した事務事業マネジメントシートの提出を受けた。

事務事業マネジメントシートでは、博物館で実施される常設展、企画展、特別展等の各事業について、目標が定められるとともに実績が把握され、事業をより効果的・効率的に実施するための課題やその課題を解決するための取組内容等が記載されている。

しかし、事務事業マネジメントシートは、実施事業ごとの成果の把握及び評価であり博物館に係る総合的な評価ではなく、把握及び評価されている内容は博物館で実施されている事業の一部である。また、事務事業マネジメントシートの内容は市ホームページで開示されていない。

博物館法第9条によれば、博物館は運営の状況について評価を行うこと等の規定がある。また、文部科学省が定めた博物館の設置及び運営上の望ましい基準第4条には、各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うこと等の規定がある。

#### <博物館の評価に関する規定>

（運営の状況に関する評価等）

第九条 博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※出所：「博物館法」

#### <博物館の点検及び評価に関する規定>

（運営の状況に関する点検及び評価等）

第四条 博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の利用者、地域住民その他の者による評価を行うよう努めるものとする。

3 博物館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 博物館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を活用すること等により、積極的に公表するよう努めるものとする。

※出所：「博物館法」

しかし、博物館では博物館法第9条及び博物館の設置及び運営上の望ましい基準第4条に基づく評価等は実施しておらず、評価結果等の市ホームページにおける公表も行っていない。

### 【意見】

上記のとおり、博物館に係る総合的な成果の把握及び評価が実施されていない。

また、博物館では、博物館資料の収集や保管、博物館資料に関する専門的・技術的な調査研究等も実施しており、これらは文化遺産の保存、継承等において重要な事業である。しかし、それらの事業内容は市民等に伝わり辛いため、博物館の存在意義や役割等が市民等に浸透していない可能性がある。

結果として、博物館にとっては、運営上の検討課題が網羅的に把握できていない可能性等があり、また市民等への事業成果に係る情報発信が不十分である。また、市民等にとっては博物館の事業内容が具体的に把握できず、博物館に対する理解が不足している可能性がある。

このため、市は博物館の評価に係る実施体制を整備し、総合的な成果の把握及び評価を行うことが望ましい。また、評価に当たっては入館者数、利用者の満足度、収蔵件数、企画展や講演等の開催回数、使用料収入や経費の財務情報等に対する定量的評価と併せて、運営体制、来館者サービスの質、博物館資料の収集、保存及び活用、調査・研究等に対する定性的評価を検討することが望ましい。さらに、学識経験者等第三者による外部評価も検討することが望ましい。

なお、評価結果については市ホームページ等に掲載することにより、開示することが望まれる。

総合的な成果の把握及び評価並びに開示を行うことで、次のような効果が期待できる。

- ・評価結果に応じて改善措置を講ずることで博物館事業の運営をより効果的、効率的に実施できる。
- ・市民等の博物館に対する理解が深まり、集客数の増加、市民との協働事業実施の促進等が期待できる。

## ②（意見）設備ごとの稼働率の把握について

### 【現状】

博物館では、年度ごとの常設展示及び特別展示に係る延利用者数を集計しており、過年度の実績等を勘案して次年度の目標利用者数を設定している。

しかし、博物館には講座室、講堂等の利用者から使用料を徴収する設備の他、読書室、多目的研修室等の無料設備があるが、これらについて稼働率の把握はされていない。

### 【意見】

今後の施設のあり方や有効活用を検討する前提として、現在の利用状況を精緻に把握する必要があると考えられる。このため、設備ごとの利用者数及び利用率を把握することが望ましい。

利用者の多くは、特別展示又は常設展示の観覧のために博物館へ来館していると考えられる。しかし、博物館の有効活用を検討する場合、特別展示又は常設展示のみならず、【現状】に挙げた講座室等の効果的な活用も重要である。

このため、より効果的な施設の運営を図っていくうえで、各設備がどのような使われ方をしており、年間でどの程度使用されているのかを把握することが望まれる。

### ③（意見）収蔵スペースの確保に係る具体的な検討の実施について

#### 【現状】

市博物館では、昭和 58 年から福岡の歴史と民俗に関係の深い資料の収集を積極的に行っている。近年の収蔵資料件数の推移は次のとおりであり、年々増加している。

#### <収蔵資料件数の推移>

	H24 年度末	H25 年度末	H26 年度末
収蔵資料件数	142,331 件	142,385 件	146,881 件

※出所：「市資料」

現地調査時に、博物館資料の保管スペースとなる収蔵庫を視察した。視察した収蔵庫は、考古収蔵庫、民俗収蔵庫、歴史収蔵庫、美術工芸収蔵庫等である。これらの各収蔵庫では収納スペースに対して入りきれないほど多数の博物館資料が保管されていた。

このため、より詳細に博物館資料の保管スペースに係る現状を把握するため、市が平成 27 年 3 月に実施した博物館収蔵庫現況調査委託の報告書を閲覧した。

報告書の内容は次のとおりであり、保管棚等の什器に納まらない博物館資料が多数あることが課題として認識されており、収蔵スペースの増設の検討が今後の改善ポイントとして記載されている。

#### <収蔵量・スペースに係る分析・評価の概要>

室名	階層	収蔵 超過率 ※	分析・評価項目		今後の改善ポイント
			収蔵量・超過率	作業・仮置・将来 スペースの確保	
考古 収蔵庫	1 階	286%	・什器に納まらない甕棺類が床置され、既に一部資料の出入れや点検に支障をきたしている状態。	・現状では仮置スペース、将来スペース共に不足している。	・大型資料の保管スペースが不足している。
	2 階	154%			
民俗 収蔵庫	1 階	196%	・什器に納まらない資料が通路に相当数床置されており、既に一部資料の出入れや点検に支障をきたしている状態。	・仮置スペースが足りず、通路に床置状態。 ・既に現状で将来スペースはない状況。	・現状で適正収蔵量を 30%～90% 以上超える状態であり、今後の収集を見越して収蔵スペースの増設の検討が望まれる。
	2 階	135%			
歴史 収蔵庫	1 階	134%	・大型資料や甲冑類等什器に納まらない資料が通路に相当数床置されており、既に一部資料の出入れや点検に支障をきたしている状態。	・仮置スペースが足りず、通路に床置状態。 ・既に現状で将来スペースはない状況。	・また作業スペース・仮置スペースも不足しており、それらを併せた収蔵スペースの検討が必要。
	2 階	136%			
美術工 芸収蔵 庫	1 階	132%	・什器に納まらない武具や、彫刻、寄託資料類が通路に相当数床置されており、既に一部資料の出入れや点検に支障をきたしている状態。	・仮置スペースが足りず、通路に床置状態。 ・既に現状で将来スペースはない状況。	・現状で適正収蔵量を 30% 以上超える状態であり、今後の収集を見越して収蔵スペースの増設の検討が望まれる。 ・また作業スペース・仮置スペースも不足しており、それらを併せた収蔵スペース
	2 階	134%			
特別 収蔵庫	1 階	137%	・什器に納まらない資料や寄託資料類が通路に床置されており、高	・入口すぐの吹抜部分にも資料が山積みされており、作業ス	

室名	階層	収蔵 超過率 ※	分析・評価項目		今後の改善ポイント
			収蔵量・超過率	作業・仮置・将来 スペースの確保	
	2階	141%	い収蔵超過率となっている。	ース、仮置スペース共に足りていない。 ・既に現状で将来スペースはない状況。	の検討が必要。

※収蔵超過率とは、棚設置面積と床置面積を加算し、棚設置面積で除したもの。収蔵資料がすべて棚に収まっている状態を基準（100%）として、棚に入りきれずに（棚収蔵量を超過して）、通路スペース等に床置きせざるを得ない資料の割合を示す値。

※出所：「博物館収蔵庫現況調査委託報告書」から監査人作成

市に対して収蔵スペースの確保について質問したところ、収蔵スペースは不足状態であり同スペースの確保は重要課題であるが、現在は調査段階であるため今後検討していくとの回答を得た。

#### 【意見】

博物館の重要な機能として、博物館資料の収集、調査研究等がある。具体的には、博物館資料について寄贈、寄託、購入等により収集し、くん蒸消毒、目録作成等を行い適切に保管するとともに、博物館資料の修繕等が行われている。また、新たな市民文化の創造に寄与すること等を目的に調査研究活動が実施されている。

これらは、博物館資料の展示を支える重要な役割と考えられるが、それら業務の前提となる収蔵スペースの確保は肝要である。

【現状】に記載のとおり、現地調査、博物館収蔵庫現況調査委託報告書の閲覧及び市への質問を通じて、収蔵スペースが不足状態にあると考える。

このため、市は収蔵スペースの確保の必要性について具体的に検討を進めることが望ましい。具体的には、収蔵スペースの必要性、増設等新たな収蔵スペースの確保手法、今後の博物館資料の収集を見越した収蔵スペース確保に向けたスケジュール等について、検討を行うことが望まれる。



## 視点2 受益者負担のあり方

### ①（結果）使用料の設定根拠の明確化及び明文化について

#### 【現状】

博物館における使用料には、博物館資料を観覧しようとする者から徴収する観覧料、特別展示室等の利用者から徴収する使用料がある。現在の当該使用料について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、他都市の類似施設等の使用料情報を基に設定しているとの回答を得た。しかし、具体的な類似施設等の範囲、類似施設等の使用料情報を基にする理由、具体的な使用料の算定方法は不明であった。また使用料の設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

#### 【指摘事項】

本施設について使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市博物館条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

### ②（結果）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について

#### 【現状】

博物館における現在の減免制度（減免規定）について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、下記「③（意見）特別決裁による減免内容の条例又は施行規則への明文化について」に記載のとおり、特別決裁を除き、減免理由は子どもの教育、障がい者や高齢者の福祉向上、市の施策の推進への寄与などであるとの回答を得た。しかし、各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

#### 【指摘事項】

本施設について使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市博物館条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

### ③（意見）特別決裁による減免内容の条例又は施行規則への明文化について

#### 【現状】

博物館の観覧料に係る減免については福岡市博物館条例及び同施行規則に次のとおり規定されている。市は、同施行規則第 21 条第 1 項第 5 号の「教育長が特に必要と認めるとき」の減免については、教育長による特別決裁により方針を決定し運用している。

#### <福岡市博物館条例における減免規定>

(観覧料等の減免)

第 13 条 教育委員会は、特別の理由があると認める場合は、観覧料等を減免することができる。

※出所：「福岡市博物館条例」

#### <福岡市博物館条例施行規則における減免規定>

(観覧料の減免)

第 21 条 条例第 13 条の規定による観覧料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 市内の義務教育諸学校の児童又は生徒の引率者が当該義務教育諸学校の教育計画に基づき常設展示を観覧するとき 当該観覧料の全額
- (2) 障がい者(療育手帳、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)に規定する身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「療育手帳等」という。))の交付を受けている者をいう。以下同じ。)又は特定疾患医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証若しくは小児慢性特定疾患医療受診券(以下「医療受給者証等」という。)の交付を受けている者が常設展示を観覧するとき 当該観覧料の全額
- (3) 障がい者の介護者が常設展示を観覧するとき 介護者 1 人の当該観覧料の全額
- (4) 市内に居住する 65 歳以上の者が常設展示を観覧するとき 当該観覧料の全額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき 教育長が必要と認める額

※出所：「福岡市博物館条例施行規則」

平成 26 年度において、教育長による特別決裁を受けた減免の一覧は次のとおりであり、数も多く、内容も様々である。

#### <博物館観覧料減免一覧>

区分	種別	対象者	減免後の額	開始時期	減免適用期間
常設展示	交通事業者	地下鉄利用者	団体割引料金	H17. 2. 3	期限無し
		「ぐりーん」1 日乗車券	団体割引料金	H20. 9. 22	期限無し
		FUKUOKA 体験バス TICKET	団体割引料金	H23 年 4 月 28 日	期限無し
		「FUKUOKA OPEN TOP BUS」チケット	団体割引料金	H24 年 3 月 24 日	期限無し
		FUKUOKA 1 DAY PASS	団体割引料金	H25 年 2 月下旬	期限無し
		福岡市内公共交通 1 日フリー乗車券(外国人専用): 本格実施	団体割引料金	H25 年 10 月 1 日	期限無し



区分	種別	対象者	減免後の額	開始時期	減免適用期間
		JR 利用旅行商品購入者	団体割引料金	H26 年 4 月 1 日	H27 年 3 月 31 日まで
	他都市連携	北九州市の 65 歳以上 (4 市交流連携へ)	無料	H14 年 7 月 1 日	期限無し
		熊本市、鹿児島市の 65 歳以上 (4 市交流連携へ)	無料	H21 年 4 月 1 日	期限無し
		北九州市、鹿児島市友の会	団体割引料金	H23 年 4 月 1 日	期限無し
	観光客	ビジターズガイドブック (外国人向け・ウェルカムカード)	団体割引料金	H11 年 1 月	期限無し
		観光ガイドブック (日本人向け)	団体割引料金	H24 年 4 月 1 日	期限無し
	事業連携	「福岡ミュージアムウィーク」開催期館中	無料	H21 年 5 月	期限無し
		3 館連携リーフレット	団体割引料金	H23 年 3 月末	H27 年 3 月 31 日まで
		文化の日	無料	H11 年 10 月 1 日	期限無し
		幼稚園・保育園等の児童の引率者 (市外も含む)	無料	H25 年 1 月 1 日	期限無し
		児童・生徒の市外の引率者	無料	H14 年 4 月 1 日	期限無し
		美術館・アジア美術館ボランティア、博物館ワークショップサポーター	無料	H25 年 4 月 1 日	期限無し
		賛助会「わの会」会員	無料	H26 年 4 月 1 日	期限無し
		福岡県職員互助会	団体割引料金	H15 年 4 月 1 日	期限無し
		第 1 回「福岡検定」合格者 (初級、中級)	団体割引料金	H26 年 4 月 1 日	H27 年 3 月 31 日まで

※出所：「平成 26 年度博物館の観覧料減免について」

### 【意見】

多くの条例や施行規則において、減免に関し「教育長が特に必要と認めるとき」のような、いわゆる包括条項が設けられている趣旨は、市を取り巻く経済情勢や各事業が直面する課題が日々変化する中で、減免についても弾力的に運用する余地を残しておくためであると考えられる。

しかし、使用料は市民の公平な負担によって成り立っている以上、減免内容の決定に当たっては、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、決定した減免内容については、市民に対する説明責任の観点から、条例や施行規則で極力明瞭にしておくことが望ましい。よって、特別決裁による減免内容は、可能な限り限定的にすべきである。

【現状】に記載のとおり、特別決裁の中には期限を設けていないものも多い。また特別決裁による減免対象者及び金額は施設パンフレット等に記載があるものの、特別決裁の詳細な内容及び減免根拠は市の内部文書であり、外部に広く公表されているわけではない。

このため、市民に対する説明責任を担保するため、特別決裁による減免内容が現状に照らして適切か検討の上、長期的に減免するようなものについては、条例や施行規則で明文化することが望まれる。

#### ④（意見）望ましい受益者負担割合の検討について

##### 【現状】

現状の博物館における受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて5%未満の水準であった。

##### 【意見】

博物館の施設区分は市民・文化・社会教育施設に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、市民・文化・社会教育施設の望ましい受益者負担割合はB・E（25%～50%）と考えられる。

博物館は、博物館資料の収集、保管及び展示や博物館資料に関する調査研究等を通じて、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的として設置されており、行政の関与が必要であると考え。ただし、博物館は全ての市民にとって必要とまでは言い切れず、関与の度合いは中程度と考える。

また、事業自体も民間で一般的に提供される事業ではなく、収益性を高める性質ではないことから市場性は低いと考える。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は25%（受益者負担割合マトリクスのB）と考えられる。

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

上記のとおり、現状の博物館における受益者負担割合は過去3年間を通じて5%未満の水準となっており、望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

このため、市は、本施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。

本施設は平成25年11月に常設展示室がリニューアルされており、常設展示来館者が増加傾向にある。現地調査において常設展示室を視察したが、福岡の歴史、文化遺産等が分かりやすく展示されており、価値の高さが窺えた。常設展示に関する使用料はリニューアル前と同様の200円であり、より安価である方が良いという見解があることも理解する。しかし、観覧者が展示内容の価値に応じた負担をすること、博物館の魅力の更なる増加を期待すること等を踏まえると、望ましい受益者負担割合を模索し使用料を検討することは重要であると考え。

また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

#### XIV. 福岡市赤煉瓦文化館(047)

##### <施設の概要>

施設名称	福岡市赤煉瓦文化館			
現地視察	対象			
所在地	福岡市中央区天神 1-15-30			
所管部署	文化財部文化財保護課			
施設区分	市民・文化・社会教育施設			
開設年月日	平成6年2月1日			
運営形態	市直営			
根拠条例等	福岡市赤煉瓦文化館条例 福岡市赤煉瓦文化館条例施行規則			
設置目的	市民の歴史、文化等に対する理解を深め、もって文化の向上と発展に資することを目的としている。 (福岡市赤煉瓦文化館条例第1条)			
事業内容	(1) 重要文化財である建造物(「旧日本生命保険株式会社九州支店」)を公開すること。 (2) 施設の利用に関すること。 (3) 文化財、歴史等に関する資料を展示すること。 (4) その他文化館の設置の目的の達成に必要なこと。 (福岡市赤煉瓦文化館条例第2条)			
施設情報	土地	面積	598 m <sup>2</sup>	
		うち市有地面積	598 m <sup>2</sup>	
		うち借地面積	- m <sup>2</sup>	
	建物等 (主な建物)	駐車場	無	
		延床面積	609 m <sup>2</sup>	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上2階、地下1階	
構造		煉瓦造スレート葺		
建築年	明治40年(1907年)			
主な施設等	2階:会議室3室 1階:福岡市文学館、事務室 地階1階:倉庫			
利用時間等	午前9時から午後9時まで			
休館日等	毎週月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始			

##### <施設の利用状況>

項目		H24年度	H25年度	H26年度
施設全体	総来館者数A ※無料来館者含む	26,821人	26,601人	30,601人
	開館日数B	285日	306日	306日
	1日当たり利用者数A/B	94人	87人	100人
会議室	会議室利用者数 ※有料来館者数のみ	8,743人	8,059人	9,789人
	稼働率	58.6%	51.0%	58.8%

<使用料の概要>

使 用 料	<b>■概要</b>						
	1階の福岡市文学館は入館料無料である。 2階の会議室を専用的に利用する者から下表に定める使用料を徴収する。						
	<b>■金額 (単位：円) ※主なものを記載</b>						
	区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
	会議室1	800	1,600	1,400	2,100	2,800	3,300
	会議室2	500	1,000	800	1,300	1,700	2,000
	会議室3	1,700	3,400	3,000	4,500	6,000	7,000
使用料の減免	<b>■金額の設定根拠、見直し状況</b>						
	金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等を基に使用料を設定している。 使用料は、平成14年度以来改定されていない。						
	<b>■減免の有無</b>						
	有						
	<b>■減免内容</b>						
	減免対象					減免額	
	(1) 市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき					全額	
	(2) 市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき					5割相当額	
	(3) 18歳未満の者を主体とする団体が利用するとき					5割相当額	
	(4) 市内に居住する障がい者を主体とする団体が利用するとき					全額	
(5) 市内に居住する65歳以上の者を主体とする団体が利用するとき					全額		
(6) その他教育長が特に必要と認めるとき					教育長が定める額		
<b>■減免内容の設定根拠、見直し状況</b>							
減免内容の設定根拠は、市内他施設の状況を基に設定している。 減免内容は、施設開設以来改定されていない。							

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入 (会議室使用料)		1,984	1,526	1,831
減免実績	減免件数	115 件	172 件	234 件
	減免額	396	637	704

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 (会議室使用料) [再掲]	1,984	1,526	1,831
② その他の収入 (倉庫目的外使用許可)	95	79	79
③ その他の収入 (倉庫使用に係る電気使用料等)	27	29	25
歳 入 計	2,106	1,634	1,935
④ 人件費 (行政職員に係るもの)	847	808	840
⑤ 物件費 (委託料)	18,153	19,206	18,792
⑥ 物件費 (需用費、その他)	2,870	16,448	2,779
歳 出 計	21,870	36,461	22,411

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	2,106	1,634	1,935
② 減免実績 [再掲]	396	637	704
収 益 計 (①+②)	2,502	2,272	2,639
③ 歳出計 [再掲]	21,870	36,461	22,411
④ 減価償却費	-	-	-
費 用 計 (③+④)	21,870	36,461	22,411
受 益 者 負 担 割 合 ( 収 益 計 / 費 用 計 )	11.4%	6.2%	11.8%

## 視点1 施設の有効活用

### ①（結果）適切な金庫内の管理について

#### 【現状】

市は、福岡市赤煉瓦文化館（以下「赤煉瓦文化館」という。）の施設・設備の管理、受付・案内業務、使用料の収納、警備等について、業務委託を行っている。

赤煉瓦文化館内にある金庫内を調査したところ、次のような事項が発見された。また、これらについて、市は実態を把握していなかった。

#### <金庫内の調査結果>

項目	内容
(1) 多数印鑑の保管	・金庫内に個人名の印鑑が多数保管されていた。 ・保管理由について質問したところ、明確な回答は得られなかった。
(2) 受託会社職員の個人現金の保管	・金庫内に受託会社職員の個人の現金が保管されていた。 ・保管理由について質問したところ、個人で通常使用する現金を特段の理由なく保管しているとのことであった。

#### 【指摘事項】

各検出事項については次のような課題があると考えられる。

#### (1) 多数印鑑の保管

受託会社は、市に対し従業員承認届を提出し、施設管理等に従事する職員を明確にしている。また、施設・設備の管理、受付・案内業務、使用料の収納等の業務を受託しており、警備日誌、使用料の収入簿、施設の利用許可申請書等市に提出する複数の書類で受託会社職員の押印を行っている。

多数の印鑑が保管されている場合、上記の書類において、当該印鑑を使用した虚偽の押印、ひいては虚偽の報告の可能性を否定できない。

#### (2) 受託会社職員の個人現金の保管

赤煉瓦文化館内の設備を私的に使用している。金庫は赤煉瓦文化館における使用料収納金の保管の他、市の重要書類等を保管するために設置されていると考えられる。

使用料収納金と個人の現金を混同する可能性を否定できない。

施設の有効活用を検討する前提として、施設の管理が適切に行われることが重要であり、上記のような検出事項は、不正等のリスクを生じさせかねない。このため、市は受託会社に対する適切な業務の執行について指導すべきである。

## ②（意見）地階事務室の入居団体に係る適切な取扱い等について

### 【現状】

市は、赤煉瓦文化館の地階の倉庫一室を次のとおり、民間団体に事務室として、行政財産の目的外使用許可している。

#### <目的外使用許可の内容>

項目	内容
入居団体名	一般社団法人歴史と自然をまもる会
入居期間	平成 15 年 4 月から入居 ※使用許可期間は、4 月 1 日～3 月 31 日の 1 年間であるが、毎年度更新している。
入居場所	赤煉瓦文化館地階倉庫
面積	18.70 m <sup>2</sup>
使用料	平成 26 年度 年額 79,086 円（月額 6,591 円） ※その他、電気使用料、上下水道使用料の経費負担がある。
使用許可理由	社団法人歴史と自然をまもる会は、文化財や自然保護に関する市民意識の高揚に努め、保存と活用を推進し地域文化の振興に寄与するための活動を行う団体であり、今後も、事業の一層の充実及び円滑な運営を図るために必要であると考えられるもの。
使用許可を行った経緯	市は、社団法人歴史と自然をまもる会から、平成 15 年 3 月に、団体の財政状況の悪化から民間マンションからの退去せざるを得なくなったため、赤煉瓦文化館の地階倉庫部分の使用及び使用料の配慮について、陳情を受けている。これを受けて、市は、団体の事業内容等を検討の上、使用許可している。

※出所：「市資料」

### (1) 使用料の算定について

行政財産の目的外使用許可に係る使用料は、福岡市行政財産使用料条例及び福岡市公有財産規則に基づき算定される。本件においては入居団体の事業内容等を踏まえ、福岡市行政財産使用料条例第 4 条第 1 項第 4 号に該当することを認め、土地使用料については全額免除、建物使用料については使用料の 1/2 減免を行っている。

このため、使用料は建物使用料のみから算定され、建物評価額を基準に 7/100 及び 1/2 を乗じて算定されており、平成 26 年度の年額使用料は 79,086 円となっている。

#### <使用料の算定及び減免規定>

(使用料の納付)
第 2 条 地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けて行政財産を使用する者は、使用料を納付しなければならない。
(使用料の額)
第 3 条 前条の使用料の額は、普通財産の貸付料の額の算定方法により算出した額とする。ただし、市長は、他の行政財産の使用料との均衡等によりこれによることが不適当と認めるときは、別に定めることができる。
(使用料の減免)
第 4 条 使用料は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償とし、又は減額することができる。
(1)～(3) 略
(4) 当該使用が本市の事務事業の円滑な執行に寄与することとなるとき。

※出所：「福岡市行政財産使用料条例」



### <使用料の算定に係る普通財産の貸付料の額の算定方法>

(貸付料)

第 32 条 普通財産を貸し付ける場合に徴収すべき貸付料の年額は、次の各号に定めるところによる。  
ただし、これにより難いと認められる場合は、市長が別に定めるところによるものとする。

- (1) 土地を貸し付ける場合は、当該土地の適正な価額に 100 分の 3 を乗じて得た額以上の額とする。  
ただし、借地借家法第 22 条、第 23 条又は第 24 条の規定により土地を貸し付ける場合の貸付料の年額は、当該土地の貸付けに係る民間の事情について精通している者の意見及びこれに関する資料に基づき市長が決定した額以上の額とする。
- (2) 建物を貸し付ける場合は、当該建物の適正な価額に 100 分の 7 を乗じて得た額と当該建物の敷地である土地について前号の規定により計算して得られる貸付料相当額とを合算して得た額以上の額とする。

※出所：「福岡市公有財産規則」

土地使用料について全額免除、建物使用料について使用料の 1/2 減額している根拠は次のとおりである。

### <使用料減免の根拠>

具体的な減免措置としては、本庁舎や北別館の各種公共施設の使用料について土地相当を免除している取り扱い及び建物使用料については、昭和 63 年 2 月 12 日付財政局長通知「行政財産の目的外使用許可に係る使用料を算定する場合の取扱いについて」を準用し、地階利用による利用効率を考慮し 1/2 の減額とする。

※出所：「市資料」

### (2) 入居期間、使用目的について

入居団体は平成 15 年 4 月から入居しており、12 年間以上同一の団体が入居していることになる。その間、継続して団体活動に使用されており、市は、実質的に貸事務室として利用許可している。

### 【意見】

#### (1) 使用料の算定について

建物使用料について 1/2 減額されているのは、地階利用により部屋が暗い等、利用効率が低くなることが考慮されており、妥当であると考え。しかし、土地使用料が全額免除されていることについては、「本庁舎や北別館の各種公共施設の使用料について土地相当を免除している取り扱い」の具体的な内容が不明確であり、全額免除の根拠が不明瞭である。

仮に、全額免除ではなく 1/2 減額の場合の土地使用料を試算すると次のとおりであり、使用料の年額は 398,239 円 (=79,086 円+319,153 円) となることから、全額免除の影響が大きいことが分かる。

### <土地使用料の試算>

$$1,137,800 \text{ 円} \times 18.70 \text{ m}^2 \times 3/100 \times 1/2 = 319,153 \text{ 円}$$

※出所：「市資料」から監査人試算

したがって、市は、土地使用料の影響額が大きいことも踏まえ、減免の根拠をより具体的に明確化することが望ましい。

## (2) 入居期間、使用目的について

行政財産の目的外使用許可の許可期間は原則として1年を超えることができないが、許可期間の更新ができる。このため、市は入居団体の申請に基づき、毎年度使用許可を継続して行っている。

確かに、入居団体は文化財や自然保護に関する市民意識の高揚に努め、保存と活用を推進することを目的とした団体であり、使用許可する理由は理解できる。しかし、入居当初から12年が経過しており、同様の目的をもった民間団体が他に存在する可能性は考慮されておらず、なぜ現入居団体を使用料の減免を行った上で長期にわたり使用許可するのか、市の資料では不明確である。

したがって、市は、許可期間の更新に当たり継続期間が長期にわたる場合には、他に同様の団体がいないか、長期にわたることの妥当性等を検討し、その結果を明確化することが望ましい。

また、実質は貸事務室であるが、行政財産の目的外使用許可であるため、赤煉瓦文化館の地階に貸事務室があることは市のホームページ、パンフレット及び福岡市赤煉瓦文化館条例を見ても把握することができない。なお、赤煉瓦文化館の2階には市民等の利用に資するため会議室があり、会議室の内容や使用料の金額はパンフレットや福岡市赤煉瓦文化館条例で把握できる。

このため、現在の入居場所については、透明性を確保するため、福岡市赤煉瓦文化館条例において事務室として位置づけるとともに、専用使用料を設定することを検討することが望まれる。

## 視点2 受益者負担のあり方

### ①（結果）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について

#### 【現状】

赤煉瓦文化館における現在の減免制度（減免規定）について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、市民センター等市内他施設の状況を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。しかし、使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

#### 【指摘事項】

本施設について使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市赤煉瓦文化館条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

## ②（意見）望ましい受益者負担割合の検討について

### 【現状】

現状の赤煉瓦文化館における受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて10%程度の水準であった。

### 【意見】

赤煉瓦文化館の施設区分は市民・文化・社会教育施設に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、市民・文化・社会教育施設の望ましい受益者負担割合はB・E（25%～50%）に該当すると考える。

赤煉瓦文化館については、国指定重要文化財であり、歴史遺産として現状を変更することなく保存することがこの施設の第一の目的であるため、行政の関与は必要であると考えられる。ただし、市民等の日常生活に不可欠な施設とまでは必ずしも言い切れないため、行政の関与は中程度がふさわしいと考える。また、民間で提供される類似施設は稀であり、施設の設置目的を踏まえると市場性は低いと考える。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は25%（受益者負担割合マトリクスのB）と考えられる。

**＜受益者負担割合マトリクス＞**

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

上記のとおり、現状の赤煉瓦文化館における受益者負担割合は過去3年間を通じて10%程度の水準となっており、望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

このため、市は、本施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。

また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。